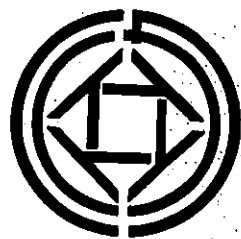


石狩町誌 中卷二

北海道石狩町刊



町 章

1920年（大正9年）に制定されたもので、円の中央は片仮名の「イ」を4つ組合せ「イシ」、まわりの右側は、片仮名の「カ」の変型、左側は片仮名の「リ」で、これらにより、協力の意味を表現しています。

は

じ

め

に

はじめに

経済恐慌、第二次世界大戦などによる多方面に及んだ疲弊や戦禍を乗り越え、復興することは容易なことではありませんでした。本町における昭和の歴史は、まさに町民の苦難と努力によって町勢が開花した発展の足跡でもあります。

昭和二年、花畔の人々が砂地での水田づくりに成功し、戦後においても町と農民が一体となって行なった造田事業が、町を道央の米どころと変えていきました。しかし、町を大いに繁栄させてきた漁業は、石狩川の汚れにより鮭がとれなくなり、漁民は、取る漁業から育てる漁業、沿岸漁業から遠洋漁業へと転換をはかり、長い間続いた不振からの脱却をめざした時代でもありました。近年は、鮭漁も回帰率の向上などにより、「鮭の町」に恥ないようになっています。

また一方、町民三代にわたる念願でもありました石狩湾新港が、昭和五七年第一船の入港をみ、新港地域の流通基地、工業団地への企業進出が進み、産業構造が大きく変化していく時代でもありました。

石狩町誌中巻二は、こうした石狩町の変貌の時代ともいえる昭和初期から五十年代までの行政・産業編をまとめたものであり、本誌を通じ先人の歩みを知り、自然・生活・産業の調和のとれた創造性豊かな「石狩市」を建

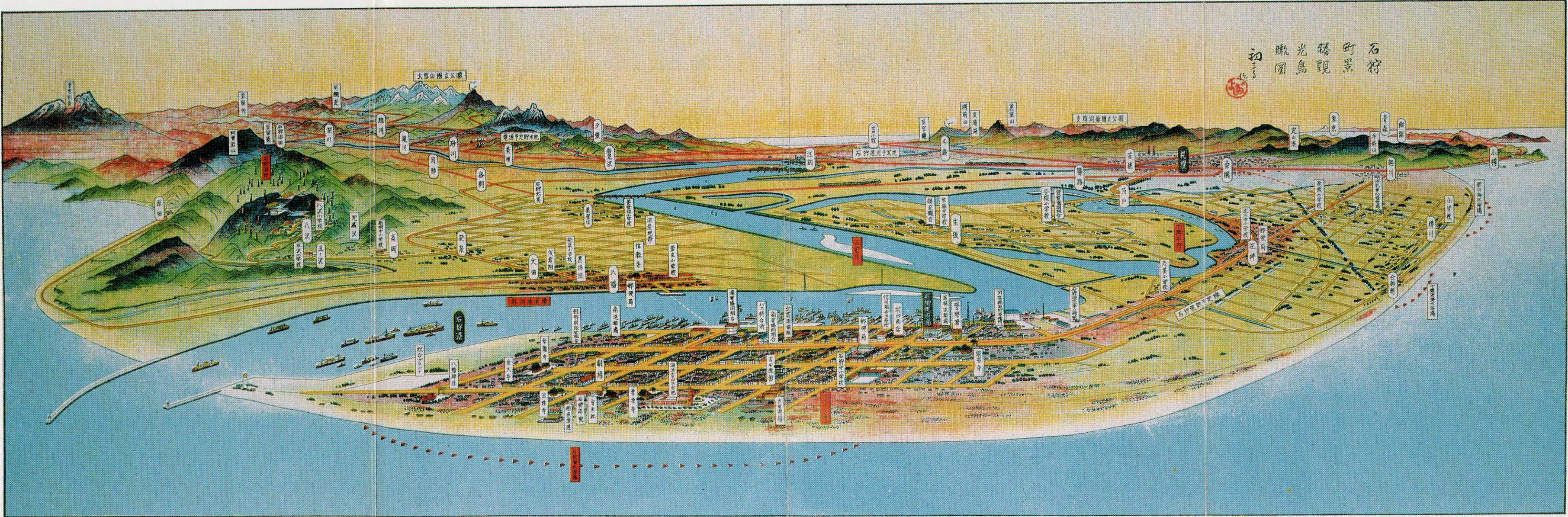
設するため、一人一人が英知を集め、住みよい町づくりに邁進することこそ、今日の私どもが成すべき道かと存じます。

最後に本誌の編纂にあたり、ご執筆いただいた田中 実氏・河野本道氏を始め、古書類・写真等の資料をご提供下さいました各位に厚くお礼申し上げます、はじめのことばとします。

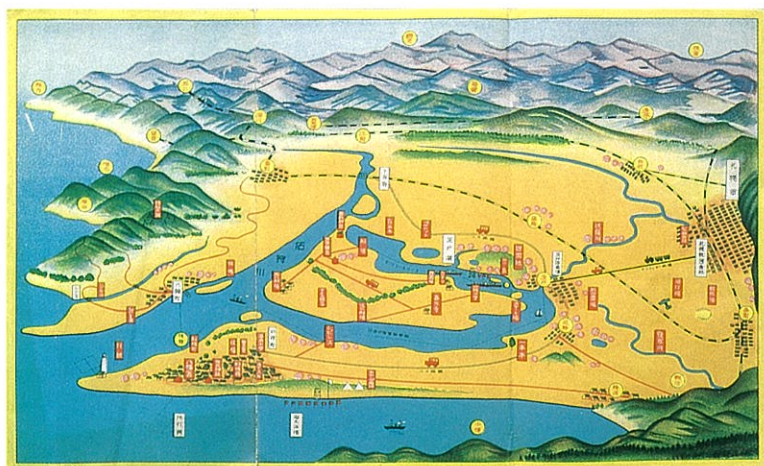


石井町長
寺内靖治

石狩町鳥瞰圖



京都祇園 観光社 作品 (電61980) 昭和30年頃



『石狩茨戸案内』／昭和初期／札幌軌道株式会社発行／田中実所蔵資料



『石狩茨戸案内』／昭和初期／札幌軌道株式会社／田中実所蔵資料



石狩町空撮／昭和50年代末頃／石狩町役場所蔵資料



花畔団地空撮／昭和50年頃／北海道住宅供給公社所蔵資料

例 言

一、本巻は中巻一に続くもので、昭和初期より最近に至る間の行政、産業に関する内容を収めて中巻二とした。

一、本巻では、基本的に昭和初期より昭和五〇年に至る間のできごとを扱うこととしたが、適宣、より最近のできごとを加えている。

一、社会・教育・交通・港湾建設などに関する内容については、後日刊行予定の下巻・別巻に収める。

一、役場庁舎が戦災で焼失していることなどから、史料の収集に困難を極め、執筆、編集が遅延し、必ずしも意図する内容に至らない面もあったが、今後引き続きこれらの補完に努める。

一、本巻の執筆、編集には、田中実と河野本道が当たった。

一、本巻の記述の体裁については、引用文を「」で囲むか二段字下げて記述するなど、基本的には前巻に従ったが、参考資料（引用、参考文献）を簡略的に示したり、省略するなど、若干の差違も生じている。

一、付編3の作成に当たっては、本町役場総務課加藤秀樹氏の協力を得た。

編著者 田 中 実・河 野 本 道

石狩町誌 中卷二 目次

はじめに

石狩町長 寺内靖治

第一編 行政編

第一章 行政の諸相……………七

第一節 第二次世界大戦まで……………七

第一項 総説

第二項 石狩川生振捷水路の掘削と河口改修

第三項 石狩町経済更生計画

第四項 石狩工業港計画

第五項 戦時下の石狩町

第二節 第二次世界大戦後……………一三〇

第一項 総説

第二項 開町八〇周年記念行事

第三項 石狩町産業開発振興の基本構想

第四項 石狩木材工業団地と大規模民間住宅団地の進出

第五項 都市計画の指定

第六項 札幌圏広域行政

第七項 開基三〇〇年・開町一〇〇年記念行事と花畔村開村一〇〇年記念式典

第八項 石狩湾新港地域開発計画

第九項 大規模公営住宅団地の造成

第十項 石狩町総合開発計画基本構想

第二章 行政組織および行政区域……………三〇三

第一節 行政組織の変遷……………三〇三

付 町歴代重要役職者名一覧表

第二節 行政区域の変遷……………三二四

第三節	町の区域および名称の変更	三三一
-----	--------------	-----

第二編 産業編

第一章	漁業	三三七
-----	----	-----

第一節	総説	三三七
-----	----	-----

第二節	北千島鮭鱒流網漁業への出漁	三六九
-----	---------------	-----

第三節	水産業関係団体	三七五
-----	---------	-----

第二章	農業	三八五
-----	----	-----

第一節	総説	三八五
-----	----	-----

第二節	米作と造田事業	四〇五
-----	---------	-----

第三節	畑作	四一七
第四節	畜産業	四三五
第三章	商業	四五〇
第四章	工業	四六〇
第五章	鉱業	四六七
付編 1.	昭和期の人口統計表	四八三
	1. 石狩町における昭和期の人口・世帯数の推移	
	2. 石狩町における昭和四五―五五年の地区別人口推移	
付編 2.	昭和初期―第二次世界大戦中までの石狩町関係新聞記事表題目録	四八九
付編 3.	第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表	五二一

第一編
行政編

第一編 行政 編

第一章 行政の諸相

第一節 第二次世界大戦まで

第一項 総説

日本は第一次世界大戦を通じて、一時戦争景氣を迎えたが、まもなく大正九年に恐慌となり、産業が行き詰って失業者が相次ぐといった社会的問題を抱えることになった。また、昭和二年には、第一次世界大戦を通じた矛盾が一層募り、銀行の取付騒動が起るなどの「金融恐慌」に陥り、日本経済はますます危機的状況を強くした。さらに、昭和四年には世界的な恐慌の渦中に入って、倒産や失業が激化し、不況の波は農漁村に至るまで波及した。加えて、支配権を確立した軍部を中心にして昭和六年に満洲事変、昭和一二年に日華事変が起こされるなど、昭和初期には日本国民はすでに多難な時代に突入していた。

そして、こうした当時の日本の社会情勢は、ここ石狩の町でも反映されている。なお、その一端は昭和二年一月開催の第一回町会における『事務報告』において、当時この町が抱えていた重要問題などに伴って記されている。いまその内容を抜粋、紹介すると次のようである。

報告第五号・大正十五年、昭和元年事務報告（抜粋）

本年ニ於ケル事務ノ繁劇ヲ加ヘツムアリシハ是時勢ニ伴フ趨向ニシテ素ヨリ昔日ノ比ニ非ラサルコトハ敢テ
 啖々ヲ要セスト雖歳央ニシテ全国の一斉ノ青年訓練所ノ設置ヲ為シ亞テ國産振興博覧会ノ開催ニ対スル援助
 並閑院宮、伏見宮兩殿下ノ御来道ニ対スル御機嫌奉仕其ノ他町重要問題タル河口改修、鉄道速成、拓殖道路
 開墾、鮭特別漁業期間更新等幾多ノ外事相踵キヌ晩秋衛生展覽会ヲ開催シ加之其間治水事業及河口或ハ漁況
 等視察ノ為地方名士ノ頻々来町セラルムアリテ極メテ多端ナリシモ吏員ノ精勵努力以テ之ヲ処理シ得タルハ
 小職ノ最モ欣幸トスル所ナリ

而シテ歳末ニ際シ先帝陛下ノ御不例ニ涉ラセラルニツキテハ恐懼只管御来癒ヲ祈願シ奉リ御崩御アラセ
 レタルニツキテハ地ニ慟哭シテ恭シク哀悼ノ意ヲ表シ奉レリ又新帝陛下ノ御踐祚アラセラルニツキテハ
 謹ミテ天壤無窮ヲ祈リ奉リ諒闇中ニツキテハ衷心以テ以テ謹慎ノ意ヲ表シ奉ル
 以下一般事務ノ概要ニツキ各係ニ分チ叙述スル処アラントス
 右報告候也

昭和貳年壹月二十四日

石狩町長 高野金作

財務

年次財界ノ不況ハ一般ニ深甚ナル打撃ヲ加ヘ殊ニ本年度ニ至リテハ其影響最モ著シク殆ト極度ニ達セルノ感

アリ為メニ産業ハ萎微シテ振ハス茲ニ於テ町財政モ亦円滑ヲ欠クノ窮境ニ陥ルコトナシトモ限ニサルヲ虞リ総テ緊縮ノ方途ヲ講シ以テ負擔ノ軽減ニ努メ而シテ其財政ノ根本タル納税ニ付テハ既ニ前年ニ於テ納税組合ノ設置ヲ見其成績モ亦優良ナルヲ以テ尚一層之レカ思想ノ涵養ニ留意シ奢侈浪費ヲ戒メ勤儉力行一般ノ貯蓄心ヲ喚起シ以テ着々其實績ヲ挙げ得タルハ洵ニ同慶ニ堪ヘサル処ナリ然リト雖今年農産物ハ氣候不順ニシテ一部ニ減収ヲ来シ殊ニ本町主産物タル鮭鱒ノ漁獲ニ於テ好漁ヲ見タルモ市場相場騰ラス為ニ収支相償ハサルノ現況ナルカ故ニ町民ノ財力著シク脅威ヲ受ケ樂觀ヲ許サムルモノアルニ至リ為ニ租税成績ノ如何ヲ大ニ憂慮シタルニモ拘ラス能ク其ノ自治体ノ負担ヲ諒トシ別記ノ如ク諸税ヲ通シテ其成績例年ニ比シ漸時向上セルニ至リタルハ一般納税義務ノ重要ナリト自覺セルヲ窺知シ得ヘク現下ノ状態ニ鑑ミ本年度納税成績ハ概シテ良好ナリト謂ハサルヘカラス



「石狩町役場前より親船町を望む」／絵葉書(石狩町今泉旅館発行、小樽光堂撮影)／昭和初期頃／田中実所蔵資料

猶過年度並ニ現年度ニ対スル未納ハ向後極力整理ニ全力ヲ傾倒シ徵收ノ実績ヲ挙ケン事ヲ期セリ……後略。

昭和三年二月開催の第一回町会における『事務報告』でも、次のような以上と相似た内容の報告がなされている。

報告第五号・昭和二年中事務報告（抜粋）

町村事務ノ年ニ複雑ノ繁劇ヲ加フルハ自然ノ趨向ナリト雖モ本年ニ於テハ漁業權更新期ニ相当入ルヲ以テ之レガ継続請願並ニ豊平川改修請願等町重大問題ノ統出内ニ土地賃金価格調査員選挙アリ陪審法実施町村制ノ改正兵役法ノ改正衆議員道會議員選挙法ノ改正等諸法令ノ改廢相踵キ之レガ研究手続ヲ要スルモノ極メテ多カリシモ吏員ノ精勵努力克ク之レヲ受理シ得タルハ小職ノ欣幸トスル所ナリ

すなわち、昭和期に入ると、たとえこの町で鮭好漁といったことがあっても、それを被いつくすような経済的不況の波が町民に押し寄せたというわけであり、その後第二次世界大戦後しばらくを経るまでの間は、まさに難儀な時代であったと言えよう。

そして、この間にも町行政や町民生活は維持されねばならず、人々は土木工事や教育方面などのかさむ経費を担って行く必要があった。往時のそのような町民に広く関わる諸問題については、『町会議案』書中の次のような議案・諮問・報告題目によって大凡を察することができる。

昭和二年一月第一回町会議案

- 議案第一号 石狩町昭和二年度歳入歳出予算
- 議案第二号 石狩町昭和二年度普通基本財産特別会計予算
- 議案第三号 石狩町昭和二年度小学校改築基金特別会計予算
- 議案第四号 営業税雑種税附加税制限外賦課の件
- 議案第五号 間接地方税附加税賦課の件
- 議案第六号 特別税戸数割賦課徴収条例設定の件
- 議案第七号 特別税反別割等級及び賦課率の件
- 議案第八号 基本財産一時支消の件
- 議案第九号 基本財産蓄積停止の件
- 議案第十号 学務委員補欠選挙の件
- 議案第十一号 特別教授場開設の件
- 議案第十二号 志美尋常小学校設置の件
- 議案第十三号 予算科目更正の件
- 議案第十四号 外務手当支給規程改正の件

諮問第一号 功労者表彰の件

第一編 行政

諮問第二号 渡船場納付金一部減免の件

諮問第三号 石狩町医嘱託及び手当額並に支給方法中改正の件

諮問第四号 町村道路認定の件

諮問第五号 町村道路認定の件

諮問第六号 道路排水工事補助請願の件

諮問第七号 土木工事請負に関する件

諮問第八号 橋梁架替補助請願の件

報告第一号 石狩町大正十四年度歳入歳出決算

報告第二号 石狩町大正十四年度普通基本財産特別会計決算

報告第三号 石狩町大正十四年度小学校改築基金特別会計決算

報告第四号 大正十四年度歳出各目流用の件

報告第五号 大正十五年昭和元年事務報告並に財産明細表の件

昭和三年二月第一回町会議事日程

日程第一議案第一号 昭和二年度石狩町歳入歳出更正予算

日程第二議案第二号 昭和二年普通基本財産特別会計歳入歳出追加更正予算

日程第三議案第三号 昭和三年度石狩町歳入歳出予算

- 日程第四議案第四号 昭和三年度普通基本財産特別会計予算
- 日程第五議案第五号 昭和三年度石狩町小学校改築基金特別会計予算
- 日程第六議案第六号 地方税營業税雜種税附加税制限賦課の件
- 日程第七議案第七号 特別税反別割等級賦課率の件
- 日程第八議案第八号 基本財産一時支消の件
- 日程第九議案第九号 基本財産蓄積停止の件
- 日程第十議案第十号 区長及び区長代理者規則中改正の件
- 日程第十一議案第十一号 書記その他附屬員定員改正の件
- 日程第十二議案第十二号 會議規則中改正の件
- 日程第十三議案第十三号 町営住宅使用料に関する件
- 日程第十四議案第十四号 収入役代理者選定の件
- 日程第十五議案第十五号 寄付採納の件
- 日程第十六議案第十六号 常設委員選定の件
- 日程第十七議案第十七号 北海道地方税家屋税賦課方法の件
- 日程第十八議案第十八号 区長補欠選定の件
- 日程第十九議案第十九号 土地賃貸料に関する件
- 日程第二十議案第二十号 樽川小学校造築寄付採納の件
- 日程第二十一議案第二十一号 堤防敷地特別使用出願の件
- 日程第二十二議案第二十二号 出納臨時検査立会人選挙の件

日程第二十三議案第二十三号 補助規則制定の件

日程第二十四諮問第一号 道路開削金の件

日程第二十五諮問第二号 道路修繕材料寄付検納の件

日程第二十六諮問第三号 公設消防組設置に関する件

日程第二十七諮問第四号 自警団補助の件

日程第二十八諮問第五号 女子青年補助の件

日程第二十九諮問第六号 私設消防組補助の件

日程第三十報告第一号 昭和元年度石狩町歳入歳出決算

日程第三十一報告第二号 昭和元年普通基本財産特別会計決算

日程第三十二報告第三号 昭和元年小学校改築基金特別会計決算

日程第三十三報告第四号 昭和元年歳入歳出各目流用の件

日程第三十四報告第五号 昭和元年昭和二年事務報告及び財産明細表の件

日程第三十五報告第六号 所属町村土地組替の件

昭和三年六月第四回町会議案

議事日程

- 議案第一号 昭和三年度特別税戸数割各個賦課額査定ノ件
- 議案第二号 昭和三年度石狩町歳入歳出追加更正予算
- 議案第三号 収入役身元保証金ニ関スル規程中改正ノ件
- 議案第四号 石狩町基本財産蓄積条例改正ノ件
- 議案第五号 石狩町基本財産管理規程改正ノ件
- 議案第六号 小学校改築基金蓄積条例改正ノ件
- 議案第七号 小学校改築基金管理規程改正ノ件
- 議案第八号 常設委員規程中改正ノ件
- 議案第九号 学務委員組織ニ関スル規程中改正ノ件
- 議案第十号 臨時町是調査委員規程中改正ノ件
- 議案第十一号 石狩町道路等級及費用支弁ニ関スル規定中改正ノ件
- 議案第十二号 共同放牧地管理並使用条例改正ノ件
- 議案第十三号 町会々議規則中改正ノ件
- 議案第十四号 出納臨時検査立会人選挙ノ件
- 議案第十五号 常設委員補欠推薦ノ件
- 議案第十六号 学務委員補欠推薦ノ件
- 諮問第一号 公設消防組設置ニ関スル件
- 諮問第二号 寄附採納ノ件

第一編 行政 編

諮問第三号 寄附採納ノ件

諮問第四号 寄附採納ノ件

諮問第五号 樹木伐採ニ関スル件

諮問第六号 排水溝浚渫工事補助申請ノ件

諮問第七号 水門工事補助申請ノ件

昭和五年一月第一回町會議案

議 件

議案第一号 昭和四年度石狩町歳入歳出更正予算

議案第二号 昭和五年度石狩町歳入歳出予算

議案第三号 昭和五年度石狩町特別會計普通基本財産歳入歳出予算

議案第四号 昭和五年度石狩町特別會計小学校改築基金歳入歳出予算

議案第五号 地方税、營業税、雜種税、附加税制限外賦課ノ件

議案第六号 地方税、雜種税、附加税制限外不均一賦課ノ件

議案第七号 制限外授業料徴収ノ件

議案第八号 基本財産現金一時支消ノ件

議案第九号 石狩町公民学校廃止ノ件

議案第十号 実業補習学校設置ノ件

議案第十一号 放牧地賃貸借ノ件

議案第十二号 発動機船処分ノ件

議案第十三号 共同放牧地管理並ニ使用条例中改正ノ件

議案第十四号 石狩町会計事務規程設定ノ件

議案第十五号 寄附採納ノ件

議案第十六号 臨時出納検査立会人選挙ノ件

議案第十七号 寄附採納ノ件

議案第十八号 共同墓地移転申請ノ件

議案第十九号 起債ノ件

議案第二十号 特別税反別割等級及賦課ノ件

諮問第一号 功勞者表彰ノ件

諮問第二号 寄附採納ノ件

諮問第三号 認定道路變更ノ件

諮問第四号 町村道認定ノ件

諮問第五号 橋梁新設費補助ノ件

諮問第六号 排水溝掘鑿願ノ件

諮問第七号 排水送水門工事費補助ノ件

- 報告第一号 昭和三年度石狩町歳入歳出決算
報告第二号 昭和三年度石狩町特別会計普通基本財産歳入歳出決算
報告第三号 昭和三年度石狩町特別会計小学校改築基金歳入歳出決算
報告第四号 昭和三年度予算歳出各自流用ノ件
報告第五号 昭和四年事務報告ノ件

昭和十六年二月二十四日第二回町会議案

議 件

- 議案第一号 昭和十五年度石狩町歳入歳出追加更正予算
議案第二号 昭和十六年度石狩町歳入歳出予算
議案第三号 昭和十六年度石狩町普通基本財産特別会計歳入歳出予算
議案第四号 昭和十六年度石狩町小学校改築基金特別会計歳入歳出予算
議案第五号 昭和十六年度石狩町自作農創設維持資金特別会計歳入歳出予算
議案第六号 町税条例中改正ノ件
議案第七号 昭和十六年度町税賦課率ノ件
議案第八号 有給吏員学校教職員雇給仕使丁臨時家族手当支給規程設定ノ件
議案第九号 給仕使丁給料支給規程中改正ノ件
議案第十号 吏員及教員賄料額支給規程中改正ノ件

- 議案第十一号 青年学校教員住宅料支給規程中改正ノ件
- 議案第十二号 納税奨励規程廃止ノ件
- 議案第十三号 基本財産蓄積停止ノ件
- 議案第十四号 基本財産支消ノ件
- 議案第十五号 基本財産現金一時支消ノ件
- 議案第十六号 町営住宅火災保險契約締結ノ件
- 議案第十七号 青年学校女子部授業料徴収ノ件
- 議案第十八号 小学校学級増設ノ件
- 議案第十九号 名譽職吏員費用弁償額及支給条例廃止ノ件
- 議案第二十号 各種団体経費補助ノ件
- 議案第二十一号 準地方費道繕材料寄附ノ件
- 議案第二十二号 準地方費道渡船場磯船新造材料寄附ノ件
- 議案第二十三号 臨時出納検査立会人選挙ノ件
- 議案第二十四号 寄附採納ノ件

- 報告第一号 昭和十四年度石狩町歳入歳出決算
- 報告第二号 昭和十四年度石狩町普通基本財産特別会計歳入歳出決算
- 報告第三号 昭和十四年度石狩町小学校改築基金特別会計歳入歳出決算
- 報告第四号 昭和十四年度石狩町自作農創設維持資金特別会計歳入歳出決算

報告第五号 昭和十四年度予算各自流用ノ件

報告第六号 昭和十五年度事務報告並財産表ノ件

昭和十七年二月二十二日第二回町会議案

議 件

議案第一号 昭和十六年度石狩町歳入歳出追加更正予算

議案第二号 昭和十六年度石狩町普通基本財産特別会計歳入歳出更正予算

議案第三号 昭和十六年度石狩町自作農創設維持資金特別会計歳入歳出追加更正予算

議案第四号 昭和十七年度石狩町歳入歳出予算

議案第五号 昭和十七年普通基本財産特別会計歳入歳出予算

議案第六号 昭和十七年度石狩小学校改築基金特別会計歳入歳出予算

議案第七号 昭和十七年度石狩町自作農創設維持資金特別会計歳入歳出予算

議案第八号 町税条例中改正ノ件

議案第九号 昭和十七年度町税賦課率ノ件

議案第十号 基本財産蓄積停止ノ件

議案第十一号 基本財産支消ノ件

議案第十二号 基本財産現金一時支消ノ件

議案第十三号 町営住宅火災保険契約ノ件

議案第十四号 青年学校女子部授業料徴収ノ件
 議案第十五号 国民学校授業料徴収ノ件
 議案第十六号 国民学校学級増設ノ件
 議案第十七号 国民学校組織変更ノ件
 議案第十八号 青年学校位置指定ノ件
 議案第十九号 各種団体経費補助ノ件
 議案第二十号 臨時出納検査立会人選挙ノ件

報告第一号 昭和十五年度石狩町歳入歳出決算
 報告第二号 昭和十五年度石狩町普通基本財産特別会計歳入歳出決算
 報告第三号 昭和十五年度石狩町小学校改築基金特別会計歳入歳出決算
 報告第四号 昭和十五年度石狩町自作農創設維持資金特別会計歳入歳出決算
 報告第五号 昭和十五年度予算各自流用ノ件
 報告第六号 昭和十六年度事務報告ノ件

なお、昭和初期より第二次世界大戦直前に至る間の町会招集回数、開会日数、議案・諮問・報告件数などを表記すると次のようである。

第二次世界大戦前の町会開催概要

年 度	招集回数	開会日数	議案件数	諮問件数	報告件数
(大正15年)	四	一二	三一	七	六
昭和1年	六	一五	三九	一八	五
昭和2年	五	一二	四七	一一	五
昭和4年	七	一三	三七	八	五
昭和5年	一一	一四	六一	二	八

(注／右表は金子清一郎元町会議員の旧蔵資料はかにより筆者が作成したもの。)

そして、既述のような議会で取り上げられた諸問題の解決には、当然ながら町財政が伴わなければならない。その第二次世界大戦前の事情を町の一般会計・特別会計の歳入・歳出額などによって示すと次のようであり、歳入で町税が国庫下渡金の二ないし三・五倍ほどとなっており、歳出で学校費、役場費、土木費の順に占める割合が高かったことがわかる。

第二次世界大戦前の町一般会計歳入額表

科目	年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
使用料・手数料		四、一〇九 _円	三、一七一 _円	二、五四六 _円	二、六七一 _円
交付金		八四九	四四六	一、七三九	一、八七五
国庫下渡金		一四、〇〇〇	一五、八〇〇	一、四〇〇	一三、〇三二
国庫補助		四九二	五八三	六五四	四八三
地方費補助		一一五	二九七	四七三	八三六
寄附金		三四五			六八二
繰入金			二、五〇〇	五、〇〇〇	五〇〇
繰越金		二〇〇	五〇	三〇	二〇
雑収入		三、六九一	一、七八四	二、三六三	二、三二九
町税		三八、七三四	三三、三五七	四二、三九八	四六、〇六八
臨時財政補給金					六、七六四
合計		六二、五三五	五八、二〇八	六九、二〇三	八〇、二八〇

〔北海道石狩町勢一巡による。〕

第二次世界大戦前の一般会計（經常部）歳出額表

科目	年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
神社費		六四四円	三九八円	七〇〇円	七三二円
会議費		一五、五五七	一三、八四四	一五、七二三	一七、〇四二
役場費		一、四四九	八六二	一、六八七	一、三一五
土木費		三〇、三一六	二八、三八八	三〇、六三一	三一、八〇八
小学校費		二八五	三〇〇	三〇〇	三、四九五
実業補習学校費					
青年学校費					
学事諸費		九四二	一、一一七	一、三三一	五〇二
伝染病予防費					
隔離病舎費		二二〇	二六二	二八七	三一五
衛生費		一二五	二八四	四二四	
町医費		六〇	六〇	六〇	二〇
町産婆費		三六	三六	三六	
墓地費		四五	五五	五五	四五
勸業費		五九	四五	三二	三一五

救護費	救助費	社会事業費	地方改良費	警備費	基本財産造成費	財産費	諸税負担費	地方改良費	統計費	雑支費	予備費	合計
—	三三	二五	六〇九	一、〇一五	五	三七六	七五六	—	三二七	四〇七	五〇〇	五四、〇七三
七〇九	二	五	一、〇五六	一、〇一六	五	二六〇	二五三	—	二四二	八五五	四〇〇	五〇、四五四
八五九	二	五	一、六五〇	一、四二五	五	—	二八八	—	四三五	一、一八七	五〇〇	五八、一二二
一、二七八	二	三〇	—	一、八二七	五	三一〇	八一九	一、九三九	五七五	一、四〇七	六〇〇	六四、九一一

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町一般会計〈臨時部〉歳出額表

科目	年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
役場費		四、五〇円	一、〇〇円	一、五〇円	五、〇〇円
土木費		一、九三四	一、一五二	三、二〇三	五、八一二
小学校費		一、二四八	三二五	八七〇	一、九五五
警備費		二七六	一〇五	二七八	
財産費		五	一〇	三〇	三〇
公債費		七一四	八二七	七九五	九六五
積戻金					二、六九二
基本財産支消金補填					
補助費		一、六八九	二、五一八	二、一三一	二、一九四
一時支消金利子		一、九二八	一、九七二	二、二七五	
訴訟費		一六	二八〇		
選挙費		一	一	一	一
借地費		一、二〇	九七	九七	一、二〇
国勢調査費		三五〇		四〇〇	一、五〇
渡船場費				三五〇	

寄附金	—	—	二六〇	一、一五〇
雑支出	二五	四三六	二五〇	一〇〇
合計	八、四六二	七、七五四	一一、〇九一	一五、三六九

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町一般会計歳出総計

昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
六二、五三五 _円	五八、二〇八 _円	六九、二〇三 _円	八〇、二六〇 _円

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈基本財産〉歳入額表

科目 年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
基本財産より得る収入	五、一一一 _円	六、二三一 _円	六、九一四 _円	六、五〇三 _円
雑収入	一四〇	四二〇	二六〇	一一〇

合 計	五、二五一	六、六五一	七、一七四	六、六一三
-----	-------	-------	-------	-------

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈基本財産／經常部〉歳入額表

科 目	年 次	昭 和 5 年	昭 和 8 年	昭 和 10 年	昭 和 12 年
財 産 蓄 積 金		五、一九六 _円	三、三二九 _円	三〇 _円	五七 _円
借 地 料		一〇			
予 備 費		一〇	一〇	一〇	一〇
合 計		五、二二六	三、三三九	四〇	六七

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈基本財産／臨時部〉歳出額表

科目 年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
財産造成費	三五 _円	八二 _円	一、二三九 _円	一、〇四六 _円
財産管理費	—	—	五四五	—
繰入金	—	二、五〇〇	五、三五〇	五、五〇〇
合計	三五	三、三一二	七、一七四	六、六一三

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計歳出総計

昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
五、二五一 _円	六、六五一 _円	七、一七四 _円	六、六一三 _円

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈学校改築基金〉歳入額表

科目 年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
財産より生ずる収入	二五 _円	一八 _円	二三 _円	三二 _円
繰入金	五	五	—	—
合計	三〇	二三	二三	三二

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈学校改築基金〉歳出額表

科目 年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
積立金	三三 _円	二三 _円	二三 _円	三二 _円
合計	三三	二三	二三	三二

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈自作農〉歳入額表

科目 年次	昭和8年	昭和10年	昭和12年
借入金	六、九二〇 _円	五七、八三四 _円	一一、二〇七 _円
償還金	一、〇七八	二、四八〇	二、四七九
繰越金	—	—	一〇
合計	七、九九八	六〇、三一四	一三、六九六

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の町特別会計〈自作農〉歳出額表

摘要 年次	昭和8年	昭和10年	昭和12年
貸出金	六、九二〇 _円	五七、八三四 _円	一一、二〇七 _円
償還金	一、〇七八	二、四八〇	二、四七九
予備費	—	—	一〇

第一編 行政編

合 計	七、九九八	六〇、三二八	一三、六九六
-----	-------	--------	--------

(北海道石狩町勢一覽による。)

昭和一六・一七年の町歳入予算額表

科 目	年 次	昭和 16 年	昭和 17 年
国 税 附 加 税	地 租 附 加 税	一六、五二〇	一九、七七三
	営 業 税 附 加 税	三、五一四	—
	鉦 区 税 附 加 税	四〇〇	四〇〇
	家 屋 全 附 加 税	—	六、四四四
	小 計	二〇、四三四	三〇、八四一
地 方 税 附 加 税	段 別 割 附 加 税	二、一四二	三、四一二
	船 舶 税 附 加 税	四六	四六
	自 動 車 税 附 加 税	一六〇	八〇
	電 柱 税 附 加 税	一、一五〇	一、一五〇
	不 動 産 税 取 得 附 加 税	八〇〇	八八〇
	漁 業 税 附 加 税	一、一〇〇	一、一〇〇

獨立稅										地方分與稅		舊法ニ依ル稅收入						
狩獵者稅附加稅	芸妓稅附加稅	家屋稅附加稅	小計	町民稅	船舶稅	自動車稅	荷車稅	金庫稅	犬稅	小計	配付稅	小計	營業收益稅附加稅	鈛業稅附加稅	家屋稅附加稅	營業稅附加稅	雜種稅附加稅	戶數割
一一	一三	二、五四四	七、九六六	四、六〇〇	一一七	一、二〇〇	一、〇九五	一六九	一六〇	七、三四一	一九、二九二	一九、二九二	四〇	二	二五	六	三一七	一五〇
一一	一三	六、六九二	四、六〇〇	一一七	一、二〇〇	一、〇九五	一六九	一六〇	七、三四一	二一、八四四	二一、八四四	二一、八四四	二八	二	二	二	一二〇	七〇

使用料及手数料	交付金	國庫補助金
小 段 別 計 割	児童就学奨励金 学校給食交付金 国税徴収交付金 地方税徴収交付金 公有林交付金 吏員充実交付金 選挙公営費交付金 小 計	救護費補助 母子保護費補助 医療保護費補助 警備費補助 臨時手当補助 臨時家族手当補助
二、二四二 六八五 二、九二七	四〇 四〇 四四一 二一九 一、二九六 六九六 二、七三二	八三四 八五 二五〇 二五〇 六、九〇〇 七二〇
二、〇五三 六七二 二、七二五	四〇 四〇 五一三 二一九 一、二九六 六〇〇 五〇 二、七五八	四三四 一二二 九五 二三〇 六、九〇〇 七二〇

第一編 行政編

地方費補助金		繰入金	繰越金	雑収入	基本財産支消金
小計	伝染費予防費補助 青年学校補助 産業統計補助 救護費補助 母子保護費補助 医療保護費補助 農地委員補助 更生委員会補助 小計	一、三二三	五、〇〇〇 五、〇〇〇	前年度繰越金 小計	基本財産支消金
一、一六九	二〇〇 五〇〇 一三〇 三五七 三六 五〇 五〇	一、〇一九	五、〇〇〇 五、〇〇〇	一 一	四、〇〇〇
八、五〇一	一五〇 三五〇 一三〇 一八六 五二 四一		五、〇〇〇 五、〇〇〇	二二 二二	七、三〇〇

第一編 行政編

総計	小計
七三、五三九	四、〇〇〇
九四、九九〇	七、三〇〇

(当該年度の「町会議案」書による。)

昭和一六・一七年の町歳出予算額表

科目	年次	神社費	会議費	役場費
		供進金 需用費 計	費用弁償 需用費 繕費 計	給報料 報酬料 計
	昭和16年	一、一〇〇 三三 一、一三二	二八八 一〇三 二〇 四一一	一一、四〇〇 一四四 七、三九二
	昭和17年	一、一〇〇 三三 一、一三二	二八八 一三八 五〇 四七六	一三、二六〇 — 一〇、八七二

伝染病予防費	学事諸費	青年学校費	小学校費 (国民学校費)	土木費	
小需用計 費費	小學校給食費 計費	小需用計 費給	小修繕需用計 費費給	小道路橋梁費 計費	小修繕需用計 費費
五三六 九一 四四五	八〇 四〇 四〇	六、〇九一 一、七三五 四、三五六	一五、八三六 六〇〇 九、〇三〇 六、二〇六	一、七二五 一、七二五 一、七二五	四、八二七 二〇 二三、七八三
五三六 九一 四四五	八〇 四〇 四〇	七、一四四 二、〇四二 五、一〇二	二五、三一四 六六七 九、八四〇 一四、八〇七	二、八〇〇 二、八〇〇 二、八〇〇	五、〇七三 五〇 二九、二五五

第一編 行政編

隔離病舎費	町医費	墓地費	勸業費	救護費	母子保護費	医療保護費	社会事業費
雜需用給	小雜計給	小雜計給	小獎勵業費	小雜計給	小保護計費	小保護計費	社会事業費
二〇五	六〇	四五	六〇六	一、四三一	一四六	一四六	三〇
四八	六〇	四五	一七〇	一、四三一	一四六	一四六	一六五
四〇	六〇	四五	七七六	一、四三一	一四六	一四六	一六五
二九三	六〇	四五	七七八	一、四三一	一四六	一四六	一六五
三三三	六〇	四五	七七八	一、四三一	一四六	一四六	一六五
六〇	六〇	四五	七七八	一、四三一	一四六	一四六	一六五
四八	六〇	四五	七七八	一、四三一	一四六	一四六	一六五
二〇五	六〇	四五	七七八	一、四三一	一四六	一四六	一六五

第一編 行政編

雜支出	統計費	地方改良費	諸稅及負擔	財產費	基本財產造成費	警備費	
滯納處分費	小需用計	小地方改良費計	小負擔計	小財產管理費計	小計	小修繕需用費計	小計
一〇	八六九 一六六 七〇三	五三〇 五三〇	一、一五三 九五九 一九四	四五〇 四五〇	五 五	四、七七七 五九〇 一、九七三 二、二一四	三〇
一〇	六九一 一三六 五五五	一、一六〇 一、一六〇	一、〇六六 一、二八一	六五〇 六五〇	五 五	五、〇一六 六六〇 二、〇七二 二、二八四	三〇

總計	予備費			過年度支出		
	小計	予備費	小計	雜支	繰越金	繰越金
	六、一、三八九	五〇〇	五〇〇	一〇〇	三六〇	三〇〇
	七九、六八九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三六〇	三〇〇
		七七〇	七七〇			

(当該年度の「町会議案」書による。)

なお、第二次世界大戦前の昭和五、八年における公有地、民有地の面積を示すと次表の通りであり、民有地の面積がその他の面積の約二倍近くとなっている。

第二次世界大戦前の官民有地面積表

年次	摘要		その他の公共団体 使用地	民有地	計
	町有地	民有地			
昭和5年	三七九、九 _反	一〇三、二 _反	八、六二九、二 _反	九、一一二、三 _反	
昭和8年	三七九、九	一〇三、二	八、三九一、二	八、八七四、三	

(北海道石狩町勢一班による。)

第二項 石狩川生振捷水路の掘削と河口改修

石狩川は自然の恵みをもたらす「母なる川」とも言われる。確かに古来人々は計り知れぬほど大きくそれに依存してきたと言えよう。これまでこの町を盛況ならしめた鮭漁は、まさに石狩川あってこそ成り立ち得た。しかし、これとは別の利を得るために図られた石狩川への働きかけが、この町の往年の主産業に大なる悪影響を及ぼすという問題が生じては、当然町としてそれに対処すべき必要に迫られた。それはまた、厚田、浜益両村に於ける問題でもあった。

そして、昭和三年一月九日、高野金作石狩町長、厚田村長、浜益村長らはこの問題について、北海道議会に次のような建議書を提出している。

石狩川放水路掘鑿二関スル建議

石狩厚田浜益三郡ノ死活問題タル漁業救済策トシテ石狩川放水路下流終点ノ対岸ヨリ西浜ニ直水路掘鑿工事ヲ施行セラレンコトヲ望ム。

理由

石狩厚田浜益三郡ハ古来水産ニ富ミ本道中屈指ノ好漁場タリ、然ニ政府ハ石狩川出水氾濫ノ被害ヲ救済セントシテ大正八年以來石狩川ノ治水政策ヲ立テ放水路工事ニ着手セラレタル結果土砂流出シ濁流三郡ノ沿岸ヲ洗ヒ同地方唯一ノ主産物タル鯊及ビ鮭鰯漁業ニ及ボス被害甚大ナルノミナラズ、該放水路工事完成ノ曉ハ濁流益々其度ヲ激増シテ水産業ニ不測ノ禍害ヲ誘致シ三郡ノ自治体ヲ危殆ナラシムルハ觀易キ所ナリトス。

且ツ放水路掘鑿ヨリ生ズル土砂逐年河口ヲ填塞シ船舶行ノ自由ヲ欠キ遭難続出スルニ至ル。是レ實ニ三郡ノ死活問題ナリ、故ニ政府ハ治水工事完成ニ先チ放水路下流終点ノ対岸ヨリ西浜ニ直水路掘鑿工事ヲ施行シ三郡ニ及ボス水産ノ被害ヲ救済セラレンコトヲ望ム所以ナリ。

これに次いで、四年二月一三日、石狩町長らは衆貴両院議長、農林大臣、内務大臣、沢田北海道庁長官に宛てて次のような請願書も提出した。

直水路掘鑿工事施行ニ関スル請願

北海道石狩国石狩厚田浜益三郡ノ死活問題タル漁業救済策トシテ石狩川放水路下流終点ノ対岸ヨリ西浜ニ向テ直水路掘鑿工事ヲ速カニ施行セラレンコトヲ請願仕候。

理由

石狩厚田浜益三郡ハ古來水産ニ富ミ本道中屈指ノ好漁場トシテ名聲籍々タリ。然ルニ政府ハ石狩川出水氾濫ノ状況ニ鑑ミ其ノ上流沿線ニ於ケル農村ノ被害ヲ救済セントシテ石狩川ノ治水政策ヲ立テラレ放水路工事ヲ別紙図面ニ表示ノ如ク施行セラレツツアル結果土砂ノ流失著シク濁流色ヲ為シテ三郡ノ沿岸ヲ横断シ同地方唯一ノ主産物タル鯿ノ群来ヲ妨ゲ及ビ鮭鱒漁業ニ及ボス所ノ被害甚大ナルヲ以テ之ガ善後策ニ関シ屢々当局ニ陳情シ或ハ請願ヲ為シタルモ未ダ善後ノ方法実現スルニ至ラズ為ニ三郡ノ水産業ハ漸次衰頽ニ傾キ斯業者ノ困憊名状スベカラザルモノアリ。

現在ニ於テスラ如此状態ナルニ聽テ該放水路工事予定ノ如ク完成ヲ告ゲタル暁、一朝出水時ニ際会センカ

延長実ニ三里二十町ニ亘ル放水路ノ流域殆ソド一直線ニ奔騰シ水勢ハ幾倍ノ力ヲ以テ急激ニ石狩川左岸ノ地点ヲ突キ横流澎湃トシテ石狩市街地ニ氾濫スルニ至ルナキカノ不安アルノミナラズ更ニ其ノ濁流三郡ノ沿岸ヲ襲ヒ水産業ニ不測ノ禍害ヲ誘致シテ悲惨ノ状態ニ陥ラシメ三郡ノ自治体ヲシテ危殆ナラシムルハ覬易キ所ナリトス。

且ツ、放水路掘鑿ヨリ生ズル土砂逐年河口ヲ填塞シテ船舶航行ノ自由ヲ欠キ遭難続出スルニ至ル。是レ実ニ三郡ノ死活問題ニシテ前途洵ニ憂慮ニ堪エザル次第ニ有之候。此被害ヲ防遏スルノ途ハ他ナシ。叙上ノ如ク直水路ヲ掘鑿シテ水勢ノ緩和ヲ図ルト同時ニ土砂ノ流失ヲ防グヲ最モ適當ノ施設ト確信仕候故ニ政府ハ治水工事ニ先チ放水路ノ下流終点ノ対岸ヨリ西浜ニ向テ延長僅々数町ノ間速ニ直水路掘鑿工事ヲ施行セラレ三郡ニ及ボス悲惨ナル被害ヲ救済シ併セテ漁業ノ振興ヲ図ラレンコトヲ茲ニ一同謹ンデ請願スル次第ニ有之候。

この請願書は、同四年二月一五日の衆議院請願委員会において採択された。さらにまた、石狩町長らは同年一月、道会に「石狩川左岸直水路掘鑿工事施行ニ関スル請願書」を提出するなどの運動を続けたが、その実現をみないまま生振新水路が六年五月に通水することとなった。なお、その際の様子を物語る生振治水工場の次のような記録が残されている。

昭和六年五月十八日第五回目出水ニ際シ防水堤防通水ヲ余儀ナクサレ午後三時五十五分万端ノ準備トトノヒ通水。時水頭二米四〇初約巾一米ニ切開キ約二十分ニシテ、巾約三〇米ニ拡大シテ以来急激ニ水量増加シ本流実ニ凄惨ナルヲ極メ二時間ニシテ稍静ナリ。

生振地方蒔付遅れる

石狩町の

危險警戒

切放しの結果

【石狩電】石狩町字生坂を貫通一動して四枚とつとめしめる

[illegible]

翌十九日美登位二・五二米
生振（放水路〇里十六町）
二・一〇米ニシテ平衡ス。
以来水位減少セシモ放水路
内流速トシテ加ハリ渡船至
難トナリ余儀ナク放水路ニ
於テ渡船セリ。

四五

八月から施工されることとなった。同年度の『石狩川治水事業報文』（石狩川治水事務所刊）によると、その施工の理由が次のように述べられている。

石狩河口ハ年々其ノ位置ヲ変移シ 船舶ノ出入ニ不安ヲ与フルノミナラズ 新水路開通ニ依リ洪水量ノ流下急速トナルモ 河口ニ於ケル吞吐ニツイテ不充分ナランカ 上流水位ノ低下ニ支障ヲ生ジ洪水量ノ停滯ハ 氾濫被害ヲ逞フスルヲ以テ 河口ノ変移ヲ防止シ相当水深ヲ保持スルノ必要ヨリ右岸来札ニ導水突堤ヲ築造シ 流水ノ方向ヲ一定セシメ 河口ノ位置ヲ安定ナラシメントシ 之ガ工事ニ着手セリ。

石狩町、厚田村、浜益村の沿岸三町村の長年に亘った運動の成果は、これでやっと報われることになった。また、同工事は石狩川治水の水制工第一号ともいうべきもので、初年度四〇メートル、一〇年二五メートル、一一年三五メートルの順に工事が進められ、三ヶ月で延長一〇〇メートルに及ぶその完成をみた。その工造は杭打、堤頭捨石工構造であった。

さらに一二年には、第一号水制工の下流三〇〇メートルの地点に、第二号水制工（突堤）を施工することとなり、この工事は一四年一〇月に完了をみた。なお、両導水堤の工費には、約一八万五千円を要した。

また、この工事と並行して護岸水制工も施工され、一一年度に上流の矢白場左岸部（親船町の石狩工場地先）の併行水制工事が着工されている。

そして、石狩町はこうした工事を促進しながら、長年の懸案であった石狩河口を安定させ、河口港として整備を図るために、さらに引き続き強力に運動を推し進めることとした。

なお、一一年の第二期北海道拓殖計画改定策樹立に先立って高野石狩町長らにより次のような陳情書が長官は

じめ關係諸方面に提出されている。

石狩河口改修工事施工ニ関スル陳情書

石狩河口改修工事ヲ第貳期北海道拓殖計画改訂案ニ編入シ速ニ施行セラレンコトヲ陳情仕候

理 由

石狩河口ガ本道西海岸ニ於ケル船舶ノ繫留地トシテ亦屈指ノ漁業地トシテ重要ナル地歩ヲ占メ来リタルハ周知ノ事ニ係レリ 然ル處近年本流直水路工事進捗スルニ伴ヒ從來ニ数倍セル水勢ハ兩岸ノ缺壞ヲ誘致シ濁流ハ石狩市街ノ沿岸ヲ洗ヒ不時ノ増水ハ氾濫シテ住民ノ生活ヲ脅威スルモノアリ 之等ニ依ル土砂ハ常ニ河口ヲ填塞シ流水ヲ沮止シ河床ノ異動ヲ繁カラシメ船舶ノ出入ヲ妨クル事アルハ勿論時或ハ遭難ヲ見ルコト一再ニシテ止マラス小樽濱益諸港トノ運輸連絡全ク遮断セラルルニ至ル 如斯ハ洵ニ河川交流ノ一大障礙ヲ為スモノニシテ地方産業ノ勃興ヲ阻礙シ天恵利用ノ途ヲ拓ク能ハサルモノト謂フヘク遺憾トスル處ナリ 石狩川口ノ大患トモ云フヘキ河口ノ閉塞ヲ防止センガタメ浚渫擴張ノ工事ヲ望ム所以ノモノ獨リ水ノ利便ヲ開クニ止マラス水位低下ヲ伴ヒ治水ノ目的ニ副ヒ得ルモノト被認由來河川切替工事ノ如キハ河口ノ工事ヲ行ヒ上流ニ及ボスヘキモノト思料セラルムニ流水ヲ吞吐スヘキ河口ヲ等閑シ為ニ今日見ルガ如キ素因ヲ致セルニアラサルカヲ疑フ

如斯モ畢竟スルニ上流空知上川ノ肥沃ナル農耕地救済ノ急ニ迫ラレタル國策ニ出テタルモノナランモ既に第一區間工事完成シ第二區間工事ニ着手セル今日河口工事ニ適當ナル施設ヲ望ンテ息マサル處ナリ

熟惟フニ本道ニ於ケル生産額ハ約五億圓ト謂ハレ内三分ノ壹ハ實ニ石狩川流域ノ生産ナリト公稱セラル

即チ農産林産ニアラサレハ礦産何レモ重量ヲ有スルモノニアラサレハ嵩高キ物ヲ以テセラレ之ガ移輸出ヲ為サンカ為纔ニ一條ノ鐵路アルニ過キス之ヲ以テ運輸施設ノ完璧ヲ期セリトハ謂ヒ得サルモノト被認ラルムモノナリ 然モ將來拓殖進展シ人口稠密ヲ加ヘ生産總額二十億圓ヲ超ユルノトキアリトセラル今ニ於テ河川利用ノ方途ヲ講スル必シモ徒事ナリト云フモ得サルヘシ之ガ解決ノ途カミリテ河口改修ノ一途ニ存ス今蜿蜒數十里二亘ル本河川ノ水運利用ノ途開カレンカ只ニ輸送賃金ヲ低廉ナラシメ生産費ノ低減ニ依ル産業促進ノ間接の利益ヲ資スモノニ留ラス流域ノ文化ノ發達ニ至大ノ關係ヲ有スルヤ必セリ鐵道網完成シ更ニ自動車等ノ利用普キ歐米先進國ニ於テ尚河川利用ニ意ヲ注ケルニ賭テ明ナル所ナリ

昨年第一區間治水工事完成シ上流江別町トノ距離短縮セラルムヤ舟楫ノ便遽ニ拓ケ夏季來遊スルモノ無慮一萬數千ノ多キニ達セリ 以テ水運ノ利便如何ニ多キカヲ推知スルニ難カラス然ルヲ況ンヤ空知夕張方面ノ石炭ハ將來河口ヲ以テ移出港タラシムルヲ經濟上最モ有利ナリト謂ハレ居ルニ於テヲヤ 本道ニ於ケル港灣ハ氣候及地理上ノ關係ヨリシテ先ツ小樽留萌ヲ數フヘク留萌ハ暫ク之ヲ措キ本河口ト指呼ノ間ニ小樽港ハ其施設四圍ノ發達ニ伴ハズ今既ニ陸上港内共ニ狹隘ヲ告ゲ貨物集散ノ圓滑ヲ欠クモノアリトスルノ時本河口ノ碇泊港トシテノ價值如何ハ蓋輕視ヲ許サムル存在ナリトス 我等ハ此見地ヨリ從來陳情請願ニ寧同ナク幸ニ建議ノ可決請願ノ採擇トナリ工事施行ノ速カナラン事ヲ期待シ致シ居ル所ナリ 幸ニ當局ノ認ムル處昭和九年度ヨリ導水提起工セラレ其解決ニ一道ノ曙光ヲ認ムル所アリ關係住民均歡喜シ居ル所ナルモ更ニ一步ヲ進メ港灣計画ニ尚一段ノ檢討ヲ望ミテ息マサル處ナリ

今將ニ第貳期拓殖計画改訂案樹立セラレントスルノ秋前記事情御了察ノ上適當ナル施設ヲ講セラレン事ヲ不肖等石狩町民ノ代表トシテ謹ミテ陳情仕候也

石狩町長 高野金作

町會議員 石井立之進 林喜左吉 堀部銀藏 渡邊善祐 金子清一郎 嘉屋徳光 横山玉太郎 吉田茂一

高澤義雄 筒井豊次郎 松田恒義 寺尾政治郎 赤山岩吉 佐藤駒藏 宮下留長 関戸金三郎

清野孫市 鈴木信三

(注／右資料には年月が付されていないが、昭和一〇年六月―一二月の間のものである。――田中実)

また、茨戸・生振間の石狩川横断締切堤防工事完成に伴う昭和一一年九月二七日の祝賀会の式辞、祝辞中にその意味や概要が端的に示されているので以下に紹介する。

式 辞

茲二石狩川横断締切堤防工事全ク成リ本日之ガ祝賀式ヲ舉行スルニ至リタルハ洵ニ欣懷トスル所ナリ 本工
事起工セラレテ以來三星霜巨額ノ費用ト多大ノ勞力トヲ以テ今日其ノ竣功ヲ目前ニス過去ヲ顧リミテ感慨ニ
堪ヘサルモノナリ

抑モ生振村ハ其ノ開拓古ク町内有數ノ農耕トシテ嘔目セラレタリト雖モ地形上全ク河川ヲ以テ区画セラレ就
中治水工事ノ進捗ハ美登位ニ於ケル新水路ノ掘鑿トナリ恰モ離島ノ感ヲ呈スルニ至リタリ 交通上産業上多
大ノ不便ヲ招来シ本村住民ノ前途ニ一抹ノ暗翳漂ヒ離村ノ傾向ヲ窺知スルニ至リ村更生上深憂ニ堪ヘサルモ
ノアリタリ 然ルニ当局ノ御理解並ニ関係各位ノ熱心ナル努力ニヨリ本工事ヲ企劃セラレ人智ヲ蒐メ近代
機械力ノ應用ハ短期日ノ間ニ湛々タル碧水ヲ横断シ雅致ニ富メル人造石ニテ被覆セラレタル長堤改正セラ
ルニ至ル 昨年関係住民歡喜ノ内ニ觀音橋ノ竣工ヲ祝シ今亦本工事ノ竣工ヲ見ルニ至リ扁舟ニ掉シ纔ニ對
岸ニ至リタルモノ今將ニ自動車ヲ疾駆シ車馬終澤ノ狀ヲ睹ルトキ今昔ノ感ニ堪ヘサルモノアリ 實ニ劃期的

ノ現象ト謂フヘク今後ニ於ケル地方ノ發展期シテ俟ツヘキモノアリ 誰カ今日ノ盛觀ヲ夢想シタルモノソ之偏ニ治水所長殿ヲ始メ各關係諸彦ノ御配慮ノ賜ニシテ悠久ナル生振ノ生命ト共ニ永ク住民ノ胸底ニ牢スルモノアルヲ信スル所ナリ 茲ニ來賓各位ノ參列ヲ辱シ竣功祝賀式ヲ舉ケルニ當リ感慨殊ニ深シ一言陳シテ式辭トス

昭和十一年九月二十七日

石狩川縮切築堤工事期成同盟會

副會長 関戸金三郎

祝 辭

本年ノ吉辰ヲトシ旧石狩川生振茨戸間縮切堤防工事竣功祝賀會ヲ舉行セラルムニ當リ參列スルヲ得タルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ

抑々本縮切堤防ハ石狩川本流洪水時ノ逆水防除ノ目的ヲ以テ昭和九年四月一日起工シ總工費九萬九千円余延長四百米高サ最深部十三米余幅員九米ノ盛土ヲナシ兩側ニ混凝土單床護岸工ヲ施シ樋門一箇所ヲ設テ茲ニ其工ヲ竣ヘタリ

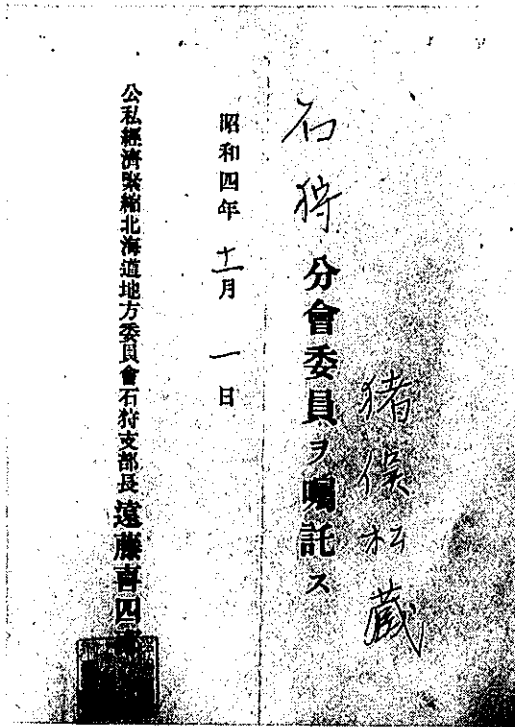
由來生振村ハ石狩川ヲ距テ渡船ヲ以テ茨戸札幌方面ニ通シ人馬交通ノ困難名状スヘカラサルモノアリ 其開發遲々トシテ進マサリシモ本堤防築設ニ依リ一ハ以テ石狩川ノ逆水ヲ防除シテ水禍ヲ免カシメ一ハ以テ之ヲ道路ニ兼用シテ交通ノ便ヲ計リ茲ニ水禍及交通難ヲ芟除シ生振村ヲシテ名実共ニ更生振興セシムルノ契機ヲ成シタルハ欣快トスル所ナリ

希クハ住民各位本堤防ノ愛護ト利用ニ努メ益々奮勵協力郷土ノ發展ヲ策シ本日ノ祝賀ヲシテ有終ノ美ヲ齎ラ

シメンコトラ一言陳ヘテ祝辞トス

昭和十一年九月二十七日

第三項 石狩町経済更生計画



公私経済緊縮北海道地方委員会石狩分会委員委嘱状／昭和4年11月1日／猪俣晃所蔵資料

札幌治水事務所長

從四位勲四等 保原元二

昭和初期、日本の経済状況は世界的な資本主義の行き詰まりに関連して深刻さを加えて行き、その影響は国内の至るところに及んだ。このような状況のもとで、国民生活は極めて厳しいものとなり、たとえば経済緊縮を徹底させるための地方組織の活動が望まれるなどということも起こってきた。そして、国民の経済緊縮のための地方組織の一翼を担うものとして、「公私経済緊縮北海道委員会」が設けられ、その石狩支部結成や石狩分会委員の任命など（写真図版〈昭和四年十一月一日付委

囑状》参照）もなされている。

また、このような状況に次いで、軍部を中心として昭和六年滿洲事變が惹起され、さらには昭和一二年日華事變も起こされたが、この間本町では、昭和九年より同一三年に至る經濟更生のための実施計画を立て、それにもとづいて時局に対処することとした。その計画内容は、『石狩町經濟更生計畫書』に詳しく示されているが、それは多分に精神主義的な面をもつものとなっている。そして、同計畫書には、農漁業の現状、それらの五年間に亘る実行計画や目標などが示されているほか、日常生活の指針までもこまごまと述べられている。いまそのうち、「實施計畫」についてみると、まず「農村ノ部」に関して次のように記されている。

農村ノ部

第一章 更生計畫實施綱領

一、農村精神ノ作興

石狩町農村民四千五百ハ町長ノ農村施政方針中心主義ノ下ニ肇國ノ精神ニ則リ尊農國本愛土天職的信念ノ下ニ農業經營農村生活ノ本質ト邦家非常時ノ現況ニ覺醒シ益々質實剛健、共存共榮ノ民風ヲ振作シ勤勉力行舉村一致上下協力融和以テ經濟更生計畫建成ヲ圖リ、樂土石狩郷ノ建設ヲ目標トスル農村精神ノ高調振作ヲ期ス。

實施要項

(一) 精神作興講習會、講話會ノ開催

(二) 祈願祭、更生記念日ノ施行設定

(三) 村内中堅人物ノ養成並ニ良俗模範者表彰

(四) 小學校附屬實習場ノ活用

(五) 青年團其ノ他教育教化ノ機關ハ努力奉仕、共同勞働等ノ方法ニ依リ農民精神ノ振作ニ努ム

(六) 農會、產業組合等農村產業指導機關ハ教育教化機關ト協調連絡シ統制アル活動ノ下ニ農民精神ノ作興ニ努ム

二、郷土産業教育ノ振興

農村興隆ノ根本ハ農村青年教育ノ振興ニ在ル事大ナリ、本町更生計畫ノ實現ニハ小學校普通教育ハ元ヨリナルモ、特ニ男女青年ヲ對照トスル郷土産業ノ普及訓練ニ努メ進デ婦人及一般成人ヲ併セテ全農村のニ農業教育ヲ旺盛ナラシメ之ガ達成ヲ期セントス

實施要項

(一) 小學校、青年訓練所、農業補習學校等ニ於テハ農會、產業組合ノ各團體ト連絡ヲ圖リ更生計畫ヲ意トシ農業教育ノ普及興隆ヲ期スル事

(二) 前項ノ目的達成ノ爲左記事項ヲ實行ス

イ、青年訓練所、農業補習學校ノ科目トシテ特ニ農業經營、農村生活ノ改善及更生計畫ノ收容事項ヲ教育スルコト

ロ、小學校農園ヲ活用シ各部落ノ指導模範畑トシテ實施化セシムルコト

ハ、各青年團支部ニ對シテハ夫々試作地ノ經營ヲ行ハシメ之ガ實際的研究及應用ヲ爲ス
ニ、女子青年團、婦人會等ニ對シテハ農會、產業組合、町ハ協力シテ生活改善ヲ中心トスル講習ヲ

行フコト

ホ、農會ハ各機關ト連繫協力シテ絶ヘズ講習、講話、實地指導ニヨリ一般人ニ對シ更生計畫ヲ中心トシテ農業教育ニ努ムルコト

三、青年婦女子ノ活動

町村ヲ構成スル所元氣ノ中樞ハ男女青年ニシテ農業ノ振展經濟更生計畫ノ日常生活ト經營ニ實際化シ之力達成ニ努ムルモノ亦主トシテ男女青年及婦人ノ力ニ俟ツモノ甚ダ多シ仍テ之ガ活動ニ對シ最善ノ方途ヲ講ジ遺憾ナキヲ期セントス。

實施 要 項

(一) 青年團或ハ婦人會ハ實行組合或ハ實行組合聯合會ト協力シテ本町經濟更生計畫達成ノ爲農事講習會或ハ研究會等ヲ開催ス

(二) 農事實行組合壯青年部ノ活動ヲ助長促進セシムルコト

(三) 農事實行組合婦人部ノ活動ヲ助長促進セシムルコト

四、農事實行組合ノ活動促進

經濟更生計畫遂行上町内部ニ於ケル人和ト協力ノ組織的活動ノ基礎團體ハ農事實行組合ニシテ農事實行組合ノ活動如何ハ一ニ本計畫遂行上岐路スル所ナレバ左記ニヨリ之ガ活動促進ニ一段ノ指導督勵ニ努ムルモノトス。

實 施 要 項

(一) 實行組合役員組織

人和ト協力ノ組織機關トナツテ將來本町ノ行政並事業ノ基礎トナルベキ使命ヲ持ツ實行組合ノ活動

ヲ促進スル爲各部、係並ニ各班ヲ設ケ責任ノ分擔ヲ瞭ニシ組合長統制下ニ新任務ノ達成ヲ期スモ
トス。

(二) 事業實施成績ノ共勵

組合ノ一般成績ヲ向上セシムル爲各人、各班ノ共勵進度成績ニ應ジ優良組合員ノ表彰ノ途ヲ講ズ。

(共勵事項ハ各組合毎ニ町農會主催ノモノニ相順シテ毎年之ヲ定ム)

(三) 共同作業場ノ設置經營

一、組合乃至聯合會ニ共同作業場ヲ設置ス

(四) 組合基本財産ノ造成

(五) 備荒施設ノ實施

五、農村團體ノ統制的活動

農村農家永遠ノ福利増進ヲ圖リ眞ノ樂土郷ノ建設ヲ目標トスル更生計畫ノ實現ヲ期セントスルニハ各種自治
的團體ノ境界ヲ撤廢シテ一意全町々民永遠ノ福利ヲ眼指シ職分ニ應ジ協調連絡各々沒我ノ境地ニ樹テ其ノ機
能ヲ發揮スルニ在リ、本町ハ町ヲ基幹トシ更生計畫委員會ヲ諮問の中心機關トシ町、農會、產業組合、學校、
在郷軍人會、男女青年團其ノ他團體物心兩方面ヨリ全團體ヲ打テ一丸トシ實行組合ヲ基調トシ以テ全農民ノ
和協融和ヲ重心トシタ統制有機の活動ヲ圖リ更生計畫ノ實現ヲ期ス。

(主要機關ノ實施督勵要項ハ結論ニ記載ス)

第二章 農業經營改善計畫

第一節 農業經營組織ノ確立

本町農業經營ノ現状ハ部落的ニ夫々異ナルト雖モ概シテ其ノ組織單純ニシテ經營生活共ニ自給性ヲ著シク減殺シ從ツテ全農家經濟ノ萎縮ヲ來タシ農業勞働繁閑ノ差甚ダシクシテ年内ヲ通ズレバ農閑期ノ利用性ニ乏シク收入モ亦制限セラレ不況豊凶ニ對スル農家經濟ノ彈力ニ乏シ、仍テ之ガ組織ノ基幹ノ改善ニ對シテハ今後多角化、集約化ノ二方面ヨリ進ムノ要アリ即チ左記目標ニ依リ徹底的改善ヲ期ス。

第一項 農業經營組織改善ニ對スル一般的目的

本町ハ氣象狀態ヨリ見ルモ土性的見地ヨリスルモ自然ニ適應セル經營方針ニヨリ經營ノ多角化、土地ノ集約化、生活ノ自給化ヲ目標トシテ邁進スルノ要アリ、畑作農家ニ於テモ販賣作物ノ作付ヲ第二トシ食糧及飼料等自家用作物ノ作付ヲ第一トシ、極力自給ヲ計ルコトハ本町農家ノ經濟上極メテ重要性ヲ帶ブルモノナルヲ以テ農業經營ヲ複式有畜自給ヲ重心トシ特ニ左記ニ留意改善實行スル事。

- 1 各農事實行組合ヲ通ジ水田耕作ヲ主トスル農家ト雖モ三段歩以上ノ食糧作物ノ作付ヲ爲スコト
- 2 畑作ヲ主トスル農家ニ於テハ單一作物ニ依ラズ秋蒔、春蒔、各種作物ヲ取入レテ栽培スル事
- 3 本町農家ノ過半ヲ農業經營組織ニ乳牛ヲ組入レ小家庭畜禽類ヲ飼養シ、有畜混同農業經營タラシムルコト依ツテ自給肥料ノ多産ト地力ノ増進、農作物ノ増収、現金收入ノ増加、自給生活ノ改善、家族健康ノ増進、農業勤勞ノ増進等ノ實ヲ舉クル事

第二項 農業經營組織改善標準（別表参照）

第三項 農業經營組織改善ニ伴フ農業收支經濟（別表参照）

第四項 農業簿記設計ノ普及活用

農家ノ農業經營能力ト經濟智識ヲ向上シ收支經濟ヲ明カニシ健實ナル經營意識ノ下ニ計畫的ニ農業ノ經營ヲ行ヒ且勤勞ノ美風ヲ養成スル爲左記農業簿記設計ヲ勵行シ以テ之ガ活用ヲ期ス

簿記ノ種類ト記帳計畫年次

第一年次	勞 働 帳	覺 書	(北海道系統農會設定ノモノ)
第二年次	勞 働 帳	覺 帳	()
第三年次	勞 働 帳	元 帳	()
第四年次	勞 働 帳	元 帳	()
第五年次	勞 働 帳	元帳設計	()

編者後略。

また、以上の綱領や計画に加えて、同部「第四章 農村生活ノ改善計畫」中には、各家庭の生活に立ち入った次のような指示もなされている。

第一項 家 庭

- 一、酒ノ購入費ヲ從來ノ二分ノ一迄低減スルコト
- 二、平時ノ來訪者ニ對スル酒及菓子等ノ饗應ヲ廢スルコト
- 三、喫煙費ヲ從來ノ三分ノ一迄低減スルコト
- 四、日常飲食物ノ研究改善
 - イ、自家生産本位ノ調査
- 五、被服ノ改善

イ、廢物不用物ノ利用

六、燃料ノ自給

イ、本町特産ノ泥炭ヲ用ヒ購入燃料ヲ極力節減スルコト

第二項 贈 答 品

一、一般訪問時間ノ短縮及手土産ヲ廢スルコト

二、年末年始中元及出産祝法要供物見舞等ノ贈答品ハ成可自家生産物ヲ用ヒルコト

三、自家生産物ニヨラザル此種ノ儀禮費ハ從來ノ二分ノ一以下トスルコト

第三項 宴 會

一、祝賀ニ於ケル酒宴時間ハ開始後三時間以内トス

二、法要等ニ於テハ一時間以内トス

イ、右事項實施ノ場合ハ關係區内委員ニ通告シ諸準備ノ指導ヲ求ムルモノトス

ロ、參列者中ヨリ指揮者ヲ定メ規約實行ノ指揮ヲ仰グモノトス

ハ、參列者中ニ委員アラバ委員ヲ指揮者トス

ニ、指導者ニ定メラレタルモノハ酒宴開始ニ當リ必要ニ應ジ本規約ヲ全參會者ニ通告シ置クコト

ホ、招待主側ノ引物ヲ廢スルコト

ヘ、盃ノ交換ヲ廢止ス

ト、招待ヲ受ケシモノヨリ贈ル儀禮費ハ從來ノ二分ノ一トス

第四項 儀 禮

一、葬儀ノ際ハ關係組内ノ實行指導委員ヲ葬儀委員トスルコト

二、委員ハ家人ト協議シテ實行事行ヲ行フモノトス

イ、一般會葬者ニ對スル膳立ヲ廢止スルコト

ロ、香典返シヲ全廢スルコト

ハ、組合手傳人が墓地ニ行ク際飲食物ノ携行ヲ廢止スルコト

ニ、食事準備ヲ成可ク質素ニ行フ事

ホ、儀式終了マデ正膳ヲ用ヒザルコト

三、喪主都合ニ依リ手傳人ヲ辭退シタル場合ハ迷惑ナラザル程度ニスルコト

第五項 香 典

一、香典ハ死亡者ノ年齢其ノ他ニ依リ最高限度ヲ定メ委員之ヲ取纏メ人名簿ト共ニ寄贈シ個々ノ寄贈ヲ廢止スルコト

二、一般會葬者ハ名刺ヲ以テ參列ノ證トス

第六項 馬ノ死亡

一、農家用耕馬ノ死亡ニ際シテハ關係組合ヨリ若干見舞金トシテ委員之ヲ取纏メ人名簿ト共ニ寄贈シ個々ノ寄贈ヲ廢止スルコト

第七項 餞 別

一、餞別ハ其ノ額ヲ從來ノ二分ノ一トスルコト

二、公人ノ移転ニ對シテハ關係團體トシテ寄贈シ個々行ワザルコト

三、入營兵ノ餞別ハ組合内各戸ヨリ若干宛據出シ委員之ヲ取纏メ人名簿ト共ニ寄贈シ個々ノ寄贈ヲナサザルコト

四、歸郷兵ハ土産ヲ全廢スルコト

五、入退兵ノ送迎ニハ各戸ヨリ必ズ出頭スルコト

第八項 手 傳

一、手傳ヲ要スル場合ハ手傳ヒヲ求ムル者ニ於テ豫メ委員ト協議シ所用人員ヲ計リテ其々依頼スルモノトス

二、火急ナラザル場合ニ於テハ右ノ依頼ナキトキハ近隣者ト雖モ手傳ヒヲ絶体ニ遠慮スルモノトス

第九項 寄 附

一、委員長ノ承認ヲ經ズシテ區内ヨリ寄附ノ募集ヲナサザルコト

二、委員長ノ承認ヲ經ザル寄附ノ募集ニ絶對應ゼザルコト

三、寄附ヲ求メントスルモノハ其ノ旨委員長ニ届出承認ヲ求メルコト

四、押賣ハ絶体ニ應ゼザルコト

第一〇項 時 間

一、各種募集及集合時間ニハ必ズ遅刻セザルコト

二、遅刻セルモノハ定メラレタル時間ニ於テ決議セルモノニ對シテ異議ヲ申出ズルコトヲ得ザルモノトス

第一一項 災 害

一、災害ノ場合見舞金ハ委員長ニ於テ適當ニ範圍を定メ全區ヨリ取纏メ贈ルコトトス災害後ノ應急處置ハ

委員長ノ指揮ヲ仰グモノトス

第一二項 娛樂慰安

毎月一定ノ日ヲ本町慰安日ト定メ部落的或ハ實行組合單位ノ集合ヲナシ農事其他ノ研究ヲナシ時ニ浪花

節、活動寫眞芝居又ハ茶話會等ノ催ヲナシ組合員家族ト共ニ慰安日トス

第三項 興村指導部落設置

一、種目 生活改善

二、指定部落ノ區域

.....編者後略。

さらに、同計画書における「実施計畫」中の「漁村の部」では、次のように述べられている。

漁村ノ部

第一章 更生計畫實施綱領

一、漁村教育ノ振興

漁村ノ更生ヲ期セムニハ各般ノ施設ヲ完成セシムルコトヲ要スルハ勿論ナルモ、其ノ根幹ヲ爲スハ教育ノ振興ニ在リ依テ其ノ施設ヲ完備セシメムトス。

二、團體ノ活動促進

漁村永遠ノ福利増進ヲ企圖セムトセハ隣保共助ノ精神的結合ニ依ル團體活動ニ依ルノ外ニ途ナキモノトス、依テ其ノ協力結合ヲ堅メ統制アル活動ヲ促進セシメムトス。

三、社會的施設ノ促進

漁村ノ更生ハ技術的及精神的施設ニ俟ツベキモノ多キモ他面社會的施設ヲ閑却スルコト能ハス依テ之カ施

設ヲ促進セシムトス。

四、副業ノ奨励

漁閑期ノ餘剩勞力ヲ利用シ副業經營ニ向ハシムルハ經濟更生ノ期スル上ニ於テ重要ナル事項トス、依テ漁村ニ適應スル副業ヲ選定シ之カ奨励ヲ爲サムトス。

五、蕃殖保護及増殖

水産資源ヲ涵養充實セシムルニ非サレハ漁村ノ維持發達ハ期待スルコト能ハサルハ勿論ナリトス、依テ積極的ニ之カ施設ヲ促進セシムトス。

六、漁業經營方法ノ合理化

現下漁村ノ經濟的困憊ヨリ更正セシムムニハ其ノ經營方法を合理化スルノ要アリ、依テ其ノ合理化ヲ指導セムトス。

七、水産物ノ製造貯藏及販賣方法ノ改善

製造加工ノ改善ヲ爲シ其ノ貯藏ノ方法ヲ講シ以テ價格ノ向上ヲ期スルト共ニ、統制アル販賣方法ニ依リ漁家ノ收入増加ヲ期スルヲ緊要トス、依テ其ノ施設ヲ促進セシムトス

八、水産金融ノ改善

將來經濟ノ不振ハ一層金融ノ逼迫ヲ誘致シテ其ノ圓滑ヲ欠キ經營上ノ支障尠シトセス依テ之カ改善ヲ期セムトス。

九、漁村負債ノ整理

漁村負債ノ重壓ヨリ脱セシムルニアラサレハ其ノ更生ヲ期スルコト能ハス依テ其ノ整理方法ヲ講セシムトス。

一〇、基本調査ヨリ見タル漁村部落

現在ノ年産額六萬餘圓ニシテ從業戸數一〇六戸、從業者三八四名ニ對シ、餘リニ僅少ノ收穫ナルヲ以テ今ニシテ改善ノ方法ヲ講セサレハ漁業家トシテ生計ヲ立ツル不能狀態ニアリ、依テ經濟更生計畫ヲ樹立シ之カ實行ニ依リ本町漁村部落ノ更生ヲ期セントス。

編者後略。

第二章 更生計畫實施事項

第一節 漁村教育振興計畫

一、漁村一般青年ノ教育

イ、目 標 漁村一般男女青年ノ智識及技能ヲ啓發シ且質實剛健ナル氣風ノ振作ヲ期ス

ロ、實行機關 漁業組合

ハ、實行方法 巡回講演ニ依リ

ニ、實行年度 昭和九年度ヨリ毎年町内ニ二回以上

ホ、講師 道廳、水産試験場、水産會其他

ヘ、經費 講師旅費ハ水産會、會場費其他ハ漁業組合ノ負擔トス

二、漁村成人ノ教育

イ、目 標 漁村成人ノ水産常識涵養ト精神修養トヲ期ス

ロ、實行機關 水産會、町、漁業組合及實行組合

ハ、實行年度 昭和九年度ヨリ毎年町内ハ一部落單位ニ一回以上

ニ、實行方法 會期一ヶ所二日以内、講話又ハ座談會、主婦會

ホ、講師 町長、水産會及漁業組合役職員、小學校、警察官、宗教家、其他

ヘ、經費 町及漁業組合負擔トス

三、漁業組合事務員養成

イ、目 標 漁業組合事務員又ハ事務員タラントスル者ノ養成ヲ期ス

ロ、實行機關 漁業組合（北海道水産會主催ノ講習會ヲ利用ス）

ハ、實行方法 會期ヲ壹ヶ月トシ現在事務員ハ毎年一人以上組合ニ於テ受講セシメ事務員タラントスル

モノハ組合ニ於テ推薦スルモノトス

ニ、實行年度 昭和九年度ヨリ五ヶ年

ホ、經費 出席者 組合事務員ハ組合負擔トス

四、漁村技術者ノ養成

イ、目 標 水産試驗場ガ養成シツムアル漁撈製造及養殖ニ關スル講習會ニ於テ技術ヲ習得セシムル

ノ外運轉士機關士及船匠其ノ他技術養成ノ講習者ヲ開設シ以テ技術者ノ養成ヲ期ス

ロ、實行機關 町又ハ漁業組合（但該講習會主權ノモノトス）

ハ、實行年度 昭和九年度ヨリ五ヶ年隨時

ニ、實行方法 各養成規程ニ依ルモノトス（毎年一人以上ヲ選抜シ受講セシム）

ホ、經費 事業主体ノ負擔トス、町又ハ水産關係團體ニ於テ選抜受講セシムル者ニ對シテハ一人ニ

付三拾圓以内ニ助成ス

五、水産補習教育教師ノ養成

イ、目 標

漁村ニ於ケル青年學校水産補習學校教師タラントスルモノノ養成ヲ期ス

ロ、實行機關

漁業組合（但道廳又ハ水産試験場主催ノ講習會ヲ利用ス）

ハ、實行方法

養成規程ニ依ルモノトス、毎年一名以上ヲ選拔シ受講セシム

ヘ、經 費

受講者ノ經費ハ漁業組合又ハ町ノ負擔トス

六、小學校兒童ニ對スル水産智識ノ普及

イ、目 標

1 小學校兒童ニ對シ夏季休暇ヲ利用シ簡易ナル漁船運轉及機關取扱方法ヲ受講ス

2 魚介類、藻類ノ蕃殖保護及増殖ニ關スル智識ト技術トヲ習得セシム

3 鮭、鱒稚魚愛護ノ觀念ヲ徹底セシムル爲め孵化實習ヲナセシム

ロ、實行機關

町、水産會、漁業組合

ハ、實行年度

昭和九年度ヨリ五ケ年

ニ、實行方法

水産試験場又ハ道廳ヨリ講師ノ派遣ヲ受ケ毎年一回以上實施ス

ホ、經 費

事業主体ノ負擔トス

第二節 水産團體活動促進計畫

一、漁業組合ノ活動促進

漁業組合令ノ改正ニ依リ本町漁業組合ニ於テモ近ク組織ノ改正ヲ行ヒ、從來ノ萎靡沈滞セル弊風ヲ打破シ

テ完全ナル漁業經濟ノ確立ト漁業經營ノ合理化ヲ計リ以テ漁業組合來ノ使命ニ邁進セントス。

一、組合ノ組織設定

改正漁業法ノ規定ニ依リ漁村ニ於ケル經濟活動ノ中心タリ得ル様其ノ組織ヲ設定セシムルコト。

二、組合事務ノ整備

組合活動ノ根本ハ其ノ事務ヲ正確ニシテ信用向上ヲ期シ初メテ之ヲ望ミ得ルモノナルヲ以テ組合監事ノ活動ヲ指導スルコト。

三、組合役員ノ指導

組合ノ機關タル役員ノ能否ハ其ノ活動ニ影響スル處ナルヲ以テ機會アル毎ニ其ノ職責ノ重要性ヲ認識セシムルノ方法ヲ採リ充分ナル活動ヲ指導スルコト。

四、組合員ノ指導

漁業組合總會及實行組合同例會ヲ利用シ組合精神ノ普及ニ努メ精神作興ト隣保共助ノ實ヲ擧ゲシムルト共ニ特ニ密漁觀念ノ打破ニ努ムルコト。

五、組合員ノ指導

實行組合毎ニ組合員家族ノ集會ヲ爲サシメ經濟更生計畫ノ趣旨ノ徹底又之カ實行ヲ指導スルコト。

六、專用漁業權ノ充實

組合專用漁場ニ於ケル資源ノ涵養ヲ爲サシメ其ノ充實ヲ計ラシムルコト。

七、組合沿革史作製

組合過去ノ業績ヲ究メ將來ノ對策ヲ樹立スルハ更生ヲ期スル上ニ於テ緊要トス、組合ヲシテ之カ作製ヲ期セシムルコト。

八、組合是ノ確立

組合ノ發達ハ確固不變ノ經營方針ヲ樹立シ組合員ノ向フ所ヲ知ラシメ協力一致其ノ目的ノ達成ニ努ムルニ依ツテ初メテ期待シ得ルモノナルヲ以テ之カ確立ヲ促進セシムルコト。

九、共同施設事業ノ指導

組合ヲシテ漁村經濟ノ中心機關トシテ精神的及積極的活動ヲ爲サシムル爲メ緊要ナル事業ヲ漸次實施ヲ促進セシムルコト。

其ノ目的トスル事業左ノ如シ。

1 共同販賣

漁獲量ヲ漸減スル今日日本事業ノ實施ニ依リ魚價ノ向上ヲ圖リ組合員ノ收入ヲ増加スル更生上唯一ノ事業トス。速ニ之カ實施ヲ促進セシムルコト。

2 共同購買

組合員ノ今日ノ經濟的困憊ハ無統制ナル消費經濟ノ致ス所ト謂フモ當ラストスヘカラス、速ニ本事業ノ實施ヲ促進セシムルコト。

3 資金貸付

資金ノ融通ヲ計リ仕込制度ヨリ脱却セシメテ共同販賣、共同購買事業ヲ實施セシムルヲ必要トス、前事業ト共ニ併行シテ實施スル様其ノ促進ヲ計ラントス。

4 共同製造

中小漁業者タル組合員ノ漁獲物ヲ共同製造設備ヲ利用シテ處理セシムルハ經濟的ニ有利ナルノミナラス、製品ノ改良統一ヲ促ス上ニ大ナル利益アルヲ以テ漸次之カ實施ヲ促進セシムルコト。

5 共同貯金

勤儉貯蓄ノ美風ヲ涵養スルト共ニ凶漁災禍ニ備フル爲實行組合ヲ單位トスル共同貯金ヲ奨勵セムトス。

6 冷蔵庫

鮮魚輸送用ノ氷ヲ供給セシムルト共ニ漁獲物ヲ保藏シ以テ經濟價值ノ維持向上ヲ圖ル必要アリ之ハ設備ノ實施ヲ促進セシムコト。

7 關係機關トノ連絡

組合ハ町自治体ノ産業振興ノ一部門トシテ活動スルモノナルコトノ理解ノ下ニ緊密ナル連絡ヲ保チ其ノ他各關係機關ト連絡ヲ採リ協力シテ漁村ノ振興ニ努メシムルコト。

二、漁村實行組合ノ設立及活動促進

漁村ニ於ケル人和協力トノ組織的活動ヲ爲サシムヘキ基礎團體トシテ部落ヲ單位トシ少數漁業者ヲ以テ結合シタル實行組合ヲシテ經濟更生計畫機關トセサルベカラス、依テ左記ニ依リ速ニ之カ設立ト其ノ活動促進ヲ期セムトス。

1 水産會及事業組合ト連絡ヲ採リ各部落毎ニ協議會ヲ開キ昭和九年中ニ其ノ設立ヲ爲スコト。

2 經濟更生計畫ニ於テ定メタル實施事項ハ實行組合ヲ中心トシテ之ヲ實行セシムルコト。

三、五人組ノ指導

部内ニ於ケル鮭流網漁業者ヲシテ結成セシメタル五人組制ハ密漁違反行爲ノ自活の打破ヲ目的トスルモノナルヲ以テ益々各組ノ結合ヲ堅クシ所期ノ目的ヲ達成セシムル樣機會アル毎ニ指導督勵ヲ爲スモノトス。

そして、「漁村ノ部」にもまた、「漁村ノ部」におけると同様に各家庭の日常生活に及ぶ指示が加えられている。
また、この計画書の結論として次のように記されている。

結 論

全總生産額ノ増加目標

本計畫ニ於ケル全町農業漁業關係總生産額左ノ如シ

	農 産 畜 産 副 業 其 他 漁 業	計	現 在		將 來		増		一 戸 当 り		
			現	在	將	來	増		現	在	増
			五〇六、九〇六	七五九、八三〇	二五二、九二四	八九〇	一、三三五	四四五			
			七一、九九一	一一〇、六七四	三八、六八三	一二六	一九四	六八			
			九一、八〇六	一四四、九一六	五三、一一〇	一六一	二五四	一九三			
			五八、二七六	八五、八九二	二七、六一六	五四九	八一〇	二六一			
			七二八、九七八	一、一〇一、一二三	三七二、三三三	—	—	—			

附記・右ハ農家五六九戸漁家一〇六戸ニ付調査セルモノナリ

計畫實施上主要機關ノ活動

本町ノ疲弊セル現状ヲ打開シ更ニ之ガ恒久根本ノ更正建設ヲ期スルガ為ニハ町民自體奮起ハ勿論、産業經濟其ノ他自體全野ニ亘リ一糸亂レザル連絡統制ノ下ニ計畫ノ実施ヲ期シ、町民一致曠古ノ難局打開ト共存共榮ノ新時代ニ適應セル自治農漁村建設ノ方途ニ協力邁進シ之ガ目的ノ達成ヲ期ス。

計畫實施要項督勵施設

本計畫實施實現ノ爲各國體ハ左記方法ニ基キ之ガ指導施設督勵ヲナスモノトス。

一、町ノ施設

1. 經濟更生計畫委員會ノ運營活動
 2. 講習、講話會ノ開催
 3. 産業視察
 4. 農會其ノ他各種團體ノ活動助成
 5. 教育ノ擴充
 6. 道路交通ノ完備
 7. 灌漑ノ整備
 8. 自作ノ農獎勵
 9. 其ノ他計畫遂行必要ナル施設
- 二、農會施設
1. 指導員ノ設置
 2. 農事實行組合ノ指導及督勵助成
 3. 農事實行組合單位事績共勵會ノ開催

(事績共勵會種目ハ毎年之ヲ定ムルモノトス)

4. 農業經營改善指導獎勵
5. 農作物ノ實施指導及試作地ノ經營
6. 町、産業組合、學校、計畫員會、其ノ他各種團體トノ連絡協調
7. 講習、講話會及實演會ノ開催
8. 産業視察
9. 計畫、趣旨、目的ノ普及指導督勵
10. 指導時報ノ發行
11. 男女青年團、婦人會、在郷軍人分會等ノ農事指導及督勵
12. 其ノ他計畫遂行上必要ナル指導獎勵施設

三、産業組合ノ施設

1. 産業組合ノ組合員加入獎勵
2. 貯金ノ獎勵
3. 農事實行組合事業ノ連絡統制
4. 産業組合視察及講演會開催
5. 其ノ他更生計畫ニ基キ町農會トノ連絡協調ニ依ル經濟的活動

四、漁業組合ノ施設

1. 漁村教育ノ振興
2. 團體ノ活動促進

3. 社會的施設ノ促進
4. 副業ノ奨勵
5. 蕃殖保護及増殖
6. 漁業經營方法ノ合理化
7. 水産物ノ製造貯藏及販賣方法ノ改善
8. 水産金融ノ改善
9. 漁村負債ノ整理

一般ノ部

第一節 一般計畫實施要項

一、道路ノ完成

本町ニハ道路工事上必須欠ク可カラサル砂利ノ採取場絶無ノ爲隣村ニ比シ惡路多シ、昭和八年本町高橋農場内ニ砂利ノ採取場發見サレ準地方費道ニ一部利用サレタルモ將來町道ニ之ヲ利用シ道路ノ完成ヲ期セン
トス。

二、町民一般ノ生活改善

イ、衣類ノ改善

ロ、自給食料改善

ハ、住宅ノ改善

ニ、娛樂機關ノ設置

ホ、其他一般生活改善

三、諸税公課完納

納税組合ノ活動ヲ促進シ町民一般ノ完納ヲ期セントス。

四、負債整理

各種組合及負債整理法ノ摘要等ニヨリ全町民ノ負債整理ヲ斷行セントス。

五、副業獎勵

町民余剩勞力ヲ利用シ一般ニ副業ヲ獎勵シ經濟ノ緩和ヲ計ラントス。

六、各種團體ノ連絡統制

各種團體ハ圓滑ニ連絡協調シ其使命ノ完璧ヲ期セントス。

なお、以上のような經濟更生計画の實施のため、次のような委員會規程が定められた。

石狩町經濟更生委員會規程

第一條 本町民ノ經濟生活ニ關スル一般事項ヲ調査シ其改善ヲ圖ル爲石狩町更生委員會ヲ設ク

第二條 委員會ハ町長ノ諮問ニ応ジ意見ヲ答申シ又ハ町長ニ建議スルコトヲ得

第三條 委員會ノ處理スベキ事項左ノ如シ

一、農水産工業ニ屬スル生産及販賣方法ノ改善ニ關スル事項

二、商業ノ振興ニ關スル事項

三、一般金融ノ改善ニ關スル事項

四、町民負債整理ニ關スル事項

五、一般生活ノ改善ニ關スル事項

六、其他町民經濟生活ノ改善ニ關シ必要ト認ムル事項

第四條 委員會ハ委員若干名ヲ以テ組織シ町長ヲ以テ會長トス町長故障アルトキハ助役其職ヲ代理ス

第五條 委員ノ任期ハ二ヶ年トシ町長之ヲ選任ス

職務ニヨリ選任セラレタル委員ハ其職務ヲ退キタルトキハ委員ノ職ヲ失フ

第六條 委員會ハ町長之ヲ招集ス

第七條 會長又ハ委員會ニ於テ必要ト認メタルトキハ會長ノ指名又ハ委員ヲ選任シ改善方策ノ實行督勵ニ當

ラシメ又ハ處理スベキ事項ノ一部ノ調査ニ任セシムルコトヲ得

同一事項ニ付特別委員三名以上ナルトキハ委員ノ互選ニヨリ特別委員長ヲ置ク

第八條 委員ハ第三條規程ノ事項ニ關シ三名以上ノ同意ヲ得テ建議案ヲ委員會ニ提出スルコトヲ得

第九條 會長又ハ委員會ニ於テ必要ト認メタルトキハ委員ニアラサル者ノ出席ヲ求メ委員會又ハ特別委員會

ニ於テ其説明又ハ意見ヲ聞クコトヲ得

第十條 委員會ハ第三條規程ノ事項ニ付改善方策ヲ決定シタルトキハ其實行督勵ニ任シ必要アルトキハ別ニ

實行委員ヲ選任シ又ハ他ノ公共機關ト商議協調シ改善方策ノ實行ニ當ラシムコトヲ得

第十一條 委員ニハ別ニ定ムル所ニヨリ旅費手當ヲ支給スル事ヲ得

附記

さらに、この計画を推し進めるため、高野町長を始めとする農漁組合代表、小学校長、神官、僧侶、役場吏員らによる次のような役員が選ばれている。

石狩町經濟更生計畫役員氏名

[illegible]

// // // // // // // // //

産乳組合長	町行組合議長	実行組合長	//	//	区行組合議長	町行組合議長	実行組合長	石狩小学校校長		
米田勝四郎	吉田茂一	吉田常次郎	林政勝	戒屋亀之進	伊藤要太	筒井豊次郎	清野米藏	藤本新太郎	松田恒義	小松隆之

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
農 検 技 手	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	僧 侶	神 官	樽 川 小 学 校 長	花 川 小 学 校 長	志 美 小 学 校 長	三 線 小 学 校 長	生 振 小 学 校 長	美 登 位 小 学 校 長	五 ノ 澤 小 学 校 長	高 岡 小 学 校 長	若 生 小 学 校 長	
宮 窪 他 七	高 木 法 恵	前 川 月 溪	宮 浦 俊 弘	西 井 正 映	石 田 周 玄	小 本 正 見	馬 場 興 信	渡 辺 徹 道	飯 尾 円 什	花 田 知 也	高 橋 貞 助	本 田 新 次 郎	渡 部 寅 丸	渡 部 乙 吉	越 田 勝 三	遊 佐 活 二	山 内 虎 磨	中 井 徳 三	寺 田 彌 三 郎	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漁 業 組 合 總 代	漁 業 組 合 理 事	
金 田 寅 之 助	吉 岡 三 之 助	今 井 栄 八	藤 井 冬 三 郎	弦 木 道 太 郎	内 海 亀 太 郎	木 村 寅 雄	山 下 由 藏	相 原 重 治	後 藤 要 太 郎	吉 岡 松 太 郎	伊 藤 栄 三 郎	間 澤 亀 吉	長 谷 川 三 代 治	藤 井 市 郎	有 田 久 松	平 田 亀 治	上 田 岩 藏	渡 辺 東 助	吉 田 庄 助	

農 会 技 手	伊 藤 喜 代 郎
役 場 書 記	永 田 久 五 郎
漁 業 組 合 書 記	齊 藤 喜 久 治
役 場 書 記	佐 々 木 久 治

役 場 書 記 補	舛 田 岩 雄
農 實 組 合 長	長 谷 川 安 藏
	大 関 備 三 郎

第四項 石狩工業港計画

本稿では、石狩町の発展の命運に関わる、昭和初期から第二次世界大戦中にかけての石狩工業港築設計画について述べるのを主眼とするが、その歴史的理解を深めるため、まず前史から記すことにする。

石狩河口はすでに近世において、北陸、水戸、江戸、大阪方面との交易で、西蝦夷地第一の繁栄を唱われていた（『石狩町誌』上巻参照）が、一八七〇（明治三）年に開拓使石狩出張所が設置され、積極的な北海道経営が始められるとともに、石狩は札幌や石狩川流域への物資運搬、人の往復などの要所として重要な役割を果たすことになり、また、石狩川は往時のハイウェイ的存在となつて、石狩川水運をはじめその利用の度が日を追つて高まつた。

このため明治六年、開拓使顧問ケブロンが、石狩川を改良して、幌内炭田の石炭運送に当てるべきとの報文を黒田開拓使次官に提出したり、翌七年、開拓使測量補助モルレー・エス・ディ大尉が、『石狩川口測量結果報文』をケブロンに提出している。

そして、ケブロンはさらに、札幌に建設した製材工場の製品を市場に搬出するのに石狩河口を利用することの得失について、黒田次官に報文を提出した。

一八七八（明治一一）年八月には、開拓使が幌内炭積出し計画を策定し、河口修築のため、石狩、茅戸、対雁、

幌向太に測水場を設置した。また、翌一二年になると、開拓使御雇水利工師長であるオランダ人のヨハン・ゴダード・ファンゲントが河口改良水理工師長として石狩に来て、河口の測量などに従事し、「石狩河口付近を切替えて日本海に連絡し、新河口に築堤を出し、水深の維持及び船舶出入の便を図る。予算二十九万五千円」との調査設計報告を提出した。

次いで、十三年二月、長谷部辰連が石狩河口改良事務所長として来石、同年七月、河口改良係出張所が新築されたが、その年一二月にファンゲントが病死のため、同計画は中止されてしまった。

その後同二〇年、道庁雇工師のアメリカ人チャールズ・スコット・マークが、石狩河口における港湾計画をとりまとめ、石狩河口をそのまま利用するという第一案のファンゲント案と、ほぼ同じような内容の第二案を北海道庁に提出した。

そして、同三〇年には、道庁技師小樽港築港事務所長広井勇が、石狩河口附近を調査し、翌三一年に、石狩河口附近を海に掘削し、水路を通して外海より直ちに石狩川に出入するという港湾築設計画（工費約三六六万円）を立案した。

さらに、同三八年から三九年に亘っては、石狩石炭会社（沢沢栄一、浅野総一郎、大倉喜八郎等による。資本金一五〇〇万円）が石狩炭田の石炭積出専用築港計画（運炭鉄道敷設計画を含む）にもとづいて現地実測を行い、河口より約三〇町（約三キロメートル）上流、石狩町市街の西端部を横断する巾九〇尺（三〇メートル）の運河を開削して、之を水道とし、海面に距離間隔一、二〇〇メートルをとった約四〇〇メートルの突堤二基を築設して泊地を形成し、さらに、石狩川岸に片棧橋を築設して貨物を積載するなどの方策を示した。この計画は三ヶ年で竣工するという予定のものであったが、突如会社の経営方針の変更により頓挫をきたし、中止の止むなきに至ってしまった。

なお、この築港計画について、三十九年一月二六日付の『北海タイムス』に、「小樽区議員及び常設委員は、石狩炭鉱の採炭輸出に関する協議会を開き、採炭搬出に石狩川口を築港して輸出することに対して、小樽港をもって同社石炭の輸出港とするように十分運動することを協議した」と報じられている。

石狩石炭会社の築港計画の中止は、石狩協議会（会長・石狩町花川村組合長山崎亀蔵）を組織して町の飛躍的發展を目ざし、関係方面に運動中であつた石狩町、花川村や、石狩築港鉄道速成同盟会（会長畠山清太郎、後の町長）などに大きな衝撃を与えることになり、その失望の念は実に大きいものがあつた。

また、他地方から土地買収に入り込む動きのために、高騰した地価（本町市街地は坪三一四円から一四円内外、原野・耕地は反当り一〇〇―二〇〇円位に上昇）も下落してしまつた。

その後四三年、道庁技師岡崎文吉は、河島道庁長官に提出した『石狩川治水計画調査報文』において、「河口附近に新港湾を築造するの利便」を述べ、その設計（工費三六六万円）に附言した。

さらに、一九一六（大正五）年には、従北海道庁長官が随員とともに石狩川河口沿岸の状態を視察しており、この際石狩町で、石狩、厚田、浜益の町村長および漁業者らより河口改修についての陳情を受けたり、石狩小学校で講演したりしている。

また、同七年から実施された石狩川の生振新水路工事に關連して、石狩町、厚田村、浜益村の三町村から、相次いで石狩河口改修の請願、陳情がなされている。

これに加えて、同一年、石狩町が、『石狩当面の問題』を発表し、そのなかで石狩港築港の必要を強く打出しており、一二年三月には、北海道会に対して、石狩河口改修の請願書（請願人、石狩町長坂牛祐直外二四一名）が提出されている。なお、同請願書では、河口の施設を完備して、石狩、厚田、浜益三郡の生産政策を確立すると同時に、小樽および厚田、浜益の船舶の交通敏活を図るなどの点を強調している。

これに対して、北海道庁は五月、稲葉土木部長、名井技師、伊藤港湾課長、土井河川課長らをして、石狩、厚田、浜益の状況を視察させた。

また、同一四年には、内務省土木局長、湯浅内務次官一行や一柳・加藤衆議院議員などが相次いで来町し、石狩川治水事業並びに河口を視察している。

このように昭和期以前から河口改修、港湾築設は、この町の重要懸案となっていたのである。

そして、昭和期に至り、一九二七（昭和二）年の札幌市会において、松本議員が北海道第二期開拓計画実施に伴い、札幌市を工業都市として発展させるよう力説し、石狩河口の改修、石狩工業港の建設等の意見を述べた。

さらに、三年五月には、飯尾円什住職（後、町長）が、夕張で磯村豊太郎炭鉱汽船社長と会見し、「大炭田の開発は石狩河港を度外視してはならない」と説いたり、八年には、内務省中川技監が河口などを視察している。なお、中川技監に同行した東武衆議院議員は、町の石狩河口改修の熱望に共鳴し、以後この実現運動に積極的な協力を惜しまなかった。

同一〇年にはまた、桑田知明（八十九才）が、四十年間にも亘る石狩河口の改修築港についての意見を、『北海道石狩河港改良意見書』としてまとめ、道庁および有志に配付して、識者の覚醒を促した。

なお、桑田知明は、地質学、鉱山学を専攻し、明治初期、開拓使の雇外人であったアメリカ人ベンジャミン・スミス・ライマンに従って、道内各地の炭田および石狩をはじめとする道内、府県の油田の調査に当った後、内務省、北海道庁を経て、北海道鉱山会社技師長を勤めた。そして、同氏は石狩町ヤウスバに桑田農場を経営して、後日の石狩河口の開港時期を待っていた。

同一年になると、さらに北海道庁土木部勤任技師の伊藤長右衛門、北海道庁河港課長の中村廉次が、銭函浜に外港を設け、運河および閘門によって石狩川（注・現在の茨戸川）と連絡させ、沿岸一帯を一大工業地帯にし

ようとする計画案を樹立した。

なお、これに先立ち、昭和二年に北海道技師の林千秋が、『札幌船渠論』なる計画案をまとめている。これは新川川口からこの川筋に沿って水路を拡大し、札幌市北端の競馬場と農科大学との中間まで導き、ここに泊地や埠頭を築設する、築設費は約三千万円というものであった。

さらに、同一二年の札幌市会において、上田議員が、『第二期北海道拓殖計画案中に石狩築港を入れること』を建議して採択となった。

また、同年一〇月、北日本評論社の寺島裕社長は、同社刊行誌に『石狩川大築港運河開鑿論——札幌ブロックを拡大強化して日本一の大工業地帯を現出せよ』との論文を発表した。寺島社長は山本厚三衆議院議員に対する公開状も発表、『石狩川築港運河及び石狩沿岸の築港について、小樽港は過去のような抗争意識を抱くべきでなく、相提携して一大工業誘致に努力し、共存共栄を図るべき』などと述べている。

次いで、一九三八（昭和一三）年には、年初早々から石狩、苫小牧の工業港築設計画が表面化して、両者の中央に向けた運動が開始された。

すなわち、同年三月五日（九日に亘って、高野金作石狩町長、吉田茂一、飯尾円什、清野孫市、赤山岩雄の各町会議員が、石狩工業港速成請願のため上京し、倉知貴族院議員に会見、請願書を貴族院に提出した。

その間の行動を、石狩工業港請願委員として町長らと共に上京した町会議員清野孫市は、次のように記している。

昭和十三年三月五日同志ト共ニ札幌駅発午後一時半函館着ク〇時半函館発、六日五時青森着六時青森発午後七時上野駅ニ着、三月六日午後八時峡陽館ニ宿泊ス 七日午前八時旅館ヲ出テ倉知貴族院議員秘書野口米次郎氏ニ会見炭鉱汽船磯村秘書高野氏ニ会見后帝国議會松尾、小賀原、板谷氏ニ会見、国会ヲ傍聴後、東



石狩工業港速成請願に上京した町長、町会議員一行／右より
飯尾議員、赤山議員、高野町長、清野議員、吉田議員／東京／
昭和13年3月

武氏宅訪問シ石狩重工業設備ヲ陳情ス。

八日、倉知秘書ト会見請願書期間ヲ制限セルモノノ場合ニ依リ不採決ニナル故、字句ヲ削ル事ニ改メ貴族院ニ行キタルモ倉知氏退席後ニシテ会見ヲ得ズ、日石事務所ニ行、上野課長ニ面会、目黒ノがじょ園ニ招待ヲ受タリ

翌九日、倉知貴族院議員ニ会見請願書ヲ貴族院ニ提出セリ、其后内務省内道庁事務所ヲ訪問、又、タイムス藤岡氏ニ会見、日比谷公園松本やデ昼食後、道庁長官ニ面会、拓殖課長ニ会見後、明治神宮、浅草観音参詣セリ

一方、苫小牧町長、特別委員らも三月五日から上京して同様の運動を進めた。また、五月四日には札幌間工業港築設期成同盟会が設立され、小樽市は札幌市と協力して銭函工業港実現に猛運動を始めた。さらに七月に入ると、同盟会長の三浦札幌市長が石狩工業港資料調査のため石狩町を訪れ、石狩町長や町會議員有志の出迎えを受け、第二白龍丸に乗船して石狩河口や西浜沿岸を視察した。

また、この年に石黒北海道庁長官が、石狩工業港築設並びに石狩工業地帯造成に関する選任委員を任命し、調査に当たらせた。

加えて、一四年二月の第七四回帝國議會において、「石狩河口に工業港築設の件」と「苫小牧町に工業港築設の件」がそれぞれ請願され、衆議院では採択されたが、貴族院では審議未了となった。一方、道庁においては、「北海道工業地帯設置並附帶事業企業目論見要項」や「石狩、勇払工業港比較調査書」等の内部資料がまとめられた（苫小牧市梅木馨氏調）。

そして、明年度拓殖予算中に石狩工業港築設分を組み入れようとの空氣が濃厚となった。それに対して小樽市は絶対反対を表明（『東京日日新聞』）、道庁内部でも石狩工業港を推す港湾課と勇払工業港を推す拓殖計画課とが

相譲らないという関係に發展していった（『苫小牧市史』）。

同年七月には、札幌工業懇話会並びに商工会議員一行が、江別、石狩、茨戸を視察し、石狩町海浜ホテルで石狩町長らと交え、工業地帯の設定に関する懇話会を開催した。続いて翌八月八日には、北海道資源開発同志会北海道視察団二〇余名（团长、片岡大阪商工会議所副会頭）が石狩町を視察した際、視察団長が同ホテルでの町長歓迎の挨拶に対して、「近く石狩町の恵まれた廃川を利用して工業港を築設して邦家に貢献したいから町民の御協力を願いたい」と挨拶している。この頃また花畔方面が工業地帯となる模様であると、『北海タイムス』が報じている。

まもなく八月下旬になって道庁は、石炭積出港の性格をもつ石狩港築設案を固めるとともに、昭和一五年度拓殖費のなかに石狩港築設に関する経費を組入れることとした。

このような経緯があつてから、九月五日、石狩町は工業港招致の関係地主有志協議会を能量寺で開催した。これには札幌市経済課長、手稲村長、最寄町村会長、その他地主五百名らが出席し、そこで期成同盟会を組織することを満場一致で可決、会長に高野石狩町長を選出、さらに工業港招致に関する次のような申し合わせ事項を決めた。

本会員は今後一層緊密なる連絡を保持し、工業港招致に対し誠意をもってこれに対処すること。尚左記各項を留意すること。

- (一) 関係当局は勿論事業家の調査その他には挙て便宜の途を講ずること。
- (二) 各関係方面より土地その他物資の購入依頼の申込を受けた場合は時価を標準として企業者の示す予定価格釣上の率に出づるが如き事を期すること。
- (三) 本申合せの徹底を期するため三〇名の委員を嘱託し、調査会に折衝に関し委任を為すこと。

北海タイムス 昭和十年十二月六日

みなと小樽を脅す 石狩河口の発展

機先を制して堅壁を築け
憤然 対策を練る

「みなと小樽を脅す／石狩河口の発展」【北海タイムス】 昭和十年十二月六日

大計の前のに

石狩河口の発展は、小樽の脅威を招く。小樽は、石狩河口の発展を、脅威と見て、対策を練る。小樽は、石狩河口の発展を、脅威と見て、対策を練る。小樽は、石狩河口の発展を、脅威と見て、対策を練る。

工業港は石狩に 廃川利用して築設

片岡氏石狩町長に言明

「工業港は石狩に／廃川利用して築設／片岡氏石狩町長に言明」【北海タイムス】 昭和十四年八月十一日

石狩町長片岡氏の言明。工業港は石狩に、廃川利用して築設。片岡氏石狩町長に言明。



以上は八日付の『北海タイムス』紙によるが、当時の石狩町はじめ札幌市および周辺町村の熱気を感じとることが出来るものである。

さらに、一二月の第三九回道会通常会では、石狩工業港問題について児島銀蔵議員（石狩町出身）、鳥井議員、岡田議員、小谷議員、岩谷議員、小笠原議員らが、戸塚道庁長官に質問して、その必要性と実現方を、同長官に質問している。そして、『北海道議会史』によると、岡田議員の「石狩工業港計画は時宜に適したことである。シベリアの資源を日本が開発すべき天の使命を帯びているといっている。こうなると小樽港だけでは足りない」との質問に、戸塚長官が「石狩町の問題は当局の考えで決まる問題ではない。道民が協力して役人などは何んぼ変わろうが、われわれでやるという気持がなければ成立たない」と答弁している。また、小笠原議員は質問のなかで、「石狩工業港も大蔵省に要求し、將に設置される氣運に向ったことは、躍進北海道のため大きな進歩である」と発言している。加えて小谷議員は、「石狩工業港予算は一五年度に計上されなかったが、一六年度には必ず実現されるよう配慮を願う」と述べた。

ところで、この小谷議員の発言に関連するが、『苫小牧市史』には、「大蔵省・企画院は一五年度の予算決定にあたり、先に道庁より提出された石狩港の予算要求について、道庁にその決定理由、調査の経緯などを求めたが、道庁においては石狩を推す決定的なものがなく、石狩工業港の一五年度予算全額削除となった。工業港問題は苫小牧の巻き返し運動によって完全に中央の手に移り、新たに国土計画と相関連して公平な立場から慎重に再検討を加えられることとなった」と記されている。

このように一五年度拓殖予算に計上された石狩工業港の初年度予算は、全額削除となってしまったが、道庁の意向が石狩にあったことから、苫小牧市はさらに、一五年二月、衆議院に「苫小牧工業港築設」を請願した。これに対して、札幌市はじめ関係町村の商工会議所は、年初早々石狩工業港築設促進同盟会を組織（会長・三沢札

幌市長、副会長・大滝札商会頭、松崎豊平町長、高野石狩町長、関係一五カ町村、予算五千元）し、道庁と相呼応して目的達成に邁進することとした。そして、六月下旬、同会は石狩小学校で同盟大会を開き、札幌市長、関係一五カ町村長、戸津道会副議長はじめ七名の道会議員や石狩町同盟会員など約一千名が出席し、札幌市長が座長となつて意見を開陳、一四年九月の申し合せの履行に全力を傾注して目的実現に邁進する主旨の決議と、「石狩町に工業港築設、工場地帯造成の場合に於ては工業港築設用地並びに工場敷地に関する限り北海道庁長官の指定価格を以て国又は工場経営者に売却することを誓約する」ことを満場一致で可決したのである（『北海タイムス』による）。

一方、戸塚道庁長官は、六月に北海道綜合計画委員会（会長は長官、綜合委員は官庁側・学識経験者ら五九名で構成、八部会を置くもの）を設置しており、一八日にその第一回の委員会が開催された。また、同委員会の各部会ではそれぞれ専門の分野から討議がなされたが、当時もつとも論議の中心となつたのは、工業港を築設することであつた。このことについて、『新北海道史』は次のように記している。すなわち、「戸塚長官がもつとも熱心に主張したのは、石狩工業港の築設と臨海工業地帯の建設であつた。いわゆる日・満・支三國のブロック経済の形成からいって、日本海の沿岸に有力な港湾、工業地帯を実現することが望ましかった」と。また、この主張については、陰ながら軍部の支持があつた。戸塚長官はさらに、石狩工業港と苫小牧港とを結ぶ連絡運河計画についても述べているが、海軍省がいち早くこれを重視したこともあつて、翌一六年、現地調査や長都沼切替工事が着手されるに至つた。

このように石狩工業港築設について道綜合計画委員会や道庁の意向が強まつたことに、小樽市側は反発し、同市会が満場一致をもって石狩工業港の築設反対の決議をし、意見書を道庁長官らに提出した。

これに対して、道庁土木部の斉藤勅任技師並びに平塚港湾課長は、小樽市会の謬見を指摘して技術的経済的に

石狩工業港具體案

廿五、六日頃正式發表

【東京電】石狩工業港具體案は、小樽市等の反対を一致して壓し、追加案の形式で具體化される事となり二十五、六日頃正式發表官の上京を機に正式に發表されるものと見られてゐる。

同案は先づ外港の建設から始められ所費は約一千二百萬圓でこれに要する材料約一千五百トンと見られてゐる。而して防波堤等の悪化から材料の供給が絶つて窮乏となつた現在同計畫の具體化は資材確保がかなりの特色あるを否定し得ないが日米間が急速に深刻な惡化を見ぬ限り貨物の可能輸入は限られる。企業版でも過激發表を見し國土

計畫にあく工業地帯の見本として石狩工業港を建設せんとする意向をもつてゐるので同計畫案の具體化は比較的速に運ぶものと見られてゐる。

綜合計畫鐵業

部委員會

綜合計畫鐵業部委員會は二十三日午前十時より札幌鐵道工會事務所で開かれ井上委員長が出席の上として現下の増産鉄業資材供給確保の問題につき報告する。

石狩町合併へ

札商工業部會で具申に決定

大工業都市建設に一石

札幌市工業部會では二十七日午後、工業部會を召集中山町長外郎、奥田、石狩工業部の部長と本市工業部、石狩市に於て都市計画に基き、大規模工業部會の建設に向つて第一歩を踏み出すことが先決問題なりとし、札幌市役所、道庁に見学訪問すると共に、札幌市役所と緊密なる連絡をとり資料を準備し、積極的に調査研究をなし次第に協力面を擴大することになった。

「石狩町合併へ／札商工業部會で具申に決定／大工業都市建設に一石」『北海タイムス』 昭和16年3月28日

石狩工業港必成期し

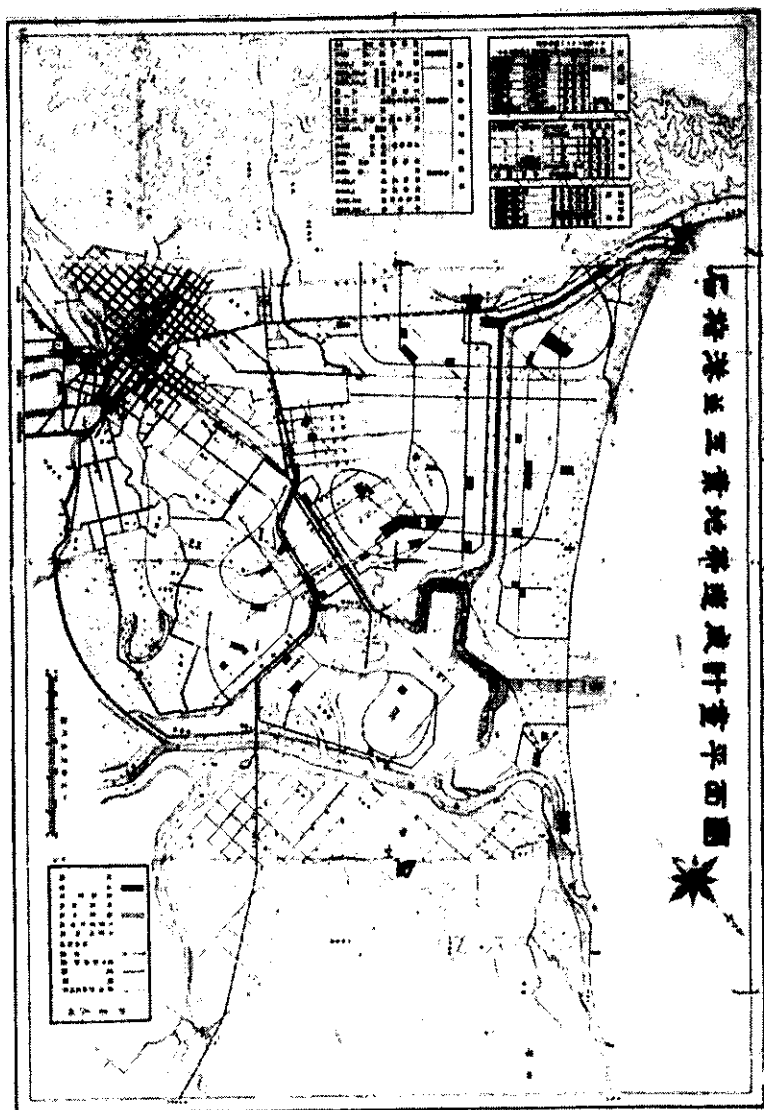
民間の推進力を強化

七町村に区劃整理準備工作開始

石狩工業港の必要を説き、十七
町村の区劃整理にこれに着手した
民間の推進力は、十七町村として
石狩工業港の必要を説き、十七
町村の区劃整理にこれに着手した
民間の推進力は、十七町村として

手続の五ヶ町村全區劃の起立開
発の一環に因り、これに着手した
民間の推進力は、十七町村として
石狩工業港の必要を説き、十七
町村の区劃整理にこれに着手した
民間の推進力は、十七町村として

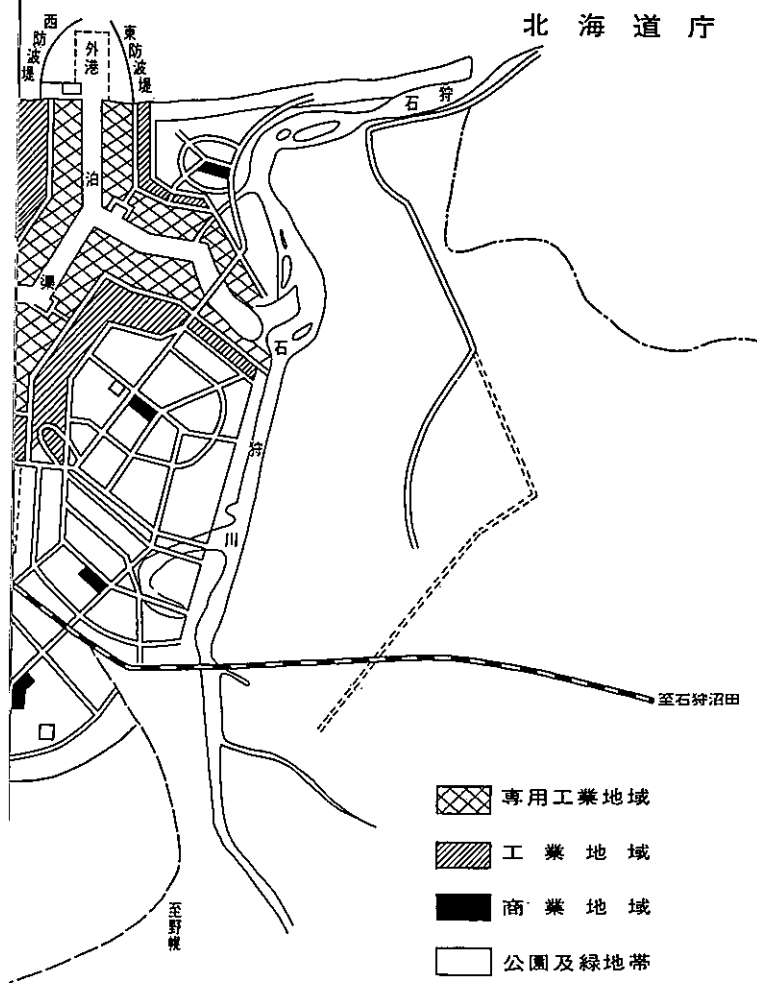
石狩港並工業地帯造成計画平面図 北海道庁 昭和16年

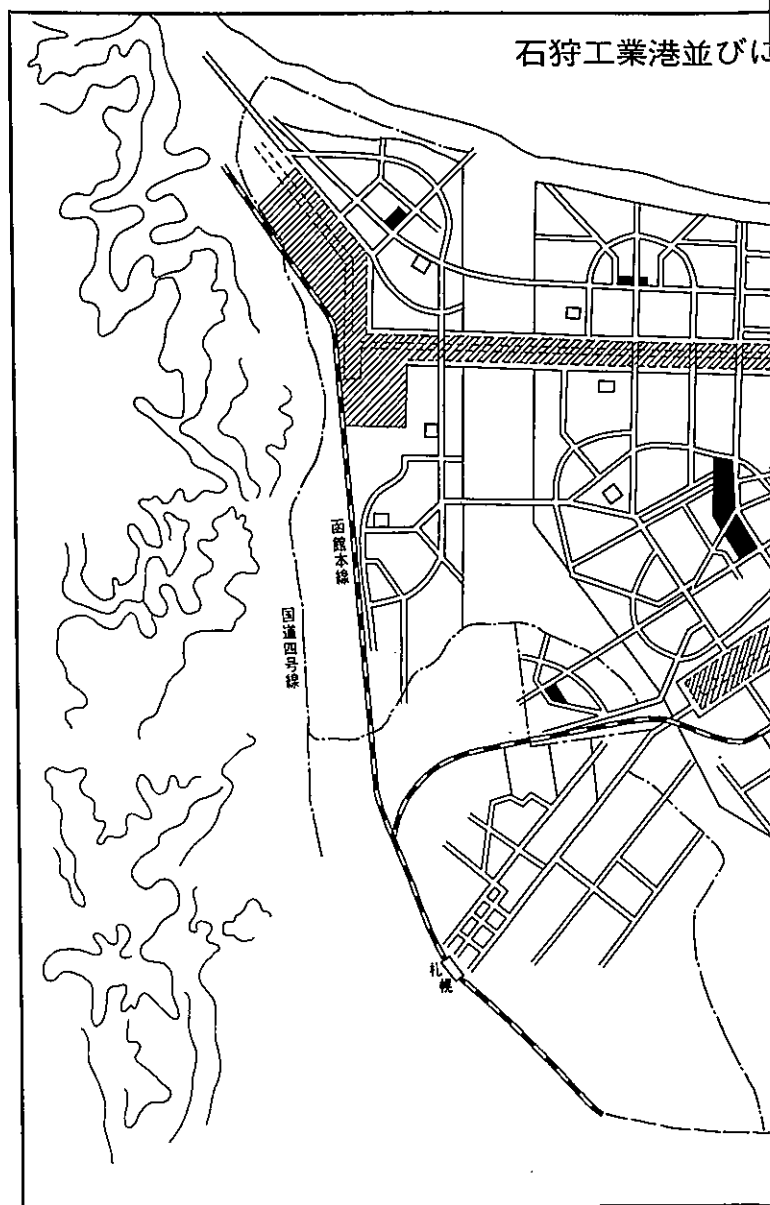


計画 S=1/100,000

昭和15~17年実地調査

北海道庁





「石狩工業港並びに工業都市計画」 北海道庁 昭和15～17年実地調査

懸念なく、石狩は無類の適地とする道庁当局の見解を表明し、既定方針に向つて邁進する旨を明らかにした（『北海タイムス』一五年一〇月九日等による）。

昭和一六年度に入ると、この件について道庁は、調査費八万円をもって全般的に実施設計調査を実施することになり、内務省合口技監の現地調査、道庁土木試験所に水理実験室を新設して種々の石狩工業港の模型実験を実施、道庁土木部に石狩工業港および工業地帯設定調査機構を設置などの対策をとったほか、五月二〇日から、石狩町大字花畔村の立江寺内に港湾測量班の事務所を設置して本格的な実測を開始した。

一方、石狩工業都市の建設について、道庁が石狩町に対する都市計画法の施行について内務省と内交渉を進めたり、石狩町、篠路村、琴似村、札幌村、手稲村の五ヶ町村からなる「石狩工業港築設関係町村聯合会」（一五年一月石狩支庁の幹旋により組織）が、関係地主に対して工業地帯の土地提供について折衝するなどもなされ、築港後背地域についても行動が開始された。

また、一六年六月一九日付の『北海タイムス』は、「石狩工業港の内港については、旧石狩川廃川水域を利用するとともに、茨戸から新琴似までと、花畔から樽川までの間に巾一五〇メートルの運河を掘つて舢の通路とし、その兩岸地帯にも工業地帯を設ける計画であったが、この程樽川止りの北方運河をさらに軽川を経て銭函迄延ばして総延長一五キロの水路をつくり、銭函海岸に石狩外港の裏玄関ともいふべき副港を築設することになり目下設計中である。これによって舢や小汽船は石狩内港と銭函間を自由に運航し銭函と軽川附近は工業地帯として開発されることになろう」と報じている。

これらを踏まえて道庁は、『石狩工業港並ニ工業地帯造成計画概要』やこれに附随する『石狩工業港築設計画資料』を取りまとめた。それらによると、石狩工業港築設計画大綱として、外港施設の総額二、一〇〇万円（国費施行）、副港施設三六〇万円（国費施行）、内港施設五、三二〇万円（別途経費施行）とある。

道庁は石狩工業港築設計画を国土計画および北海道の産業経済上絶対に必要なものとして、一七年度の拓殖費予算要求に組入れ、その実現を図るべく、長官はじめ土木部、総務部の首脳が相次いで上京し、内務省、企画院、大蔵省等と折衝を重ねた。

しかし、時局が厳しさの度を増すなかでの石狩工業港築設は、所要資材確保という難関があり、また、現下直面する戦時予算を徹底するために新規恒久予算を削減することがやむを得ないとの政府方針もあって、一時有望視された石狩工業港築設の予算立ては樂觀を許さないという情勢に立ち至ることになってきた。

このため戸塚道庁長官は、一七年一月まで上京し、関係官庁と折衝を重ねたが、結局のところ本予算は削除され、調査費一〇万円が承認されるということになった。そして、道庁では、道綜合計画委員会交通部会の附属部門として、「工業港築設調査会」を組織するとともに、各種の現地調査等を実施し、その報告書などをまとめた。その上、道庁は翌一八年拓殖費に石狩工業港工事予算（外港築設を主とするもの）二、一〇〇万円を編成して、着工を是非実現させたいと、内務省に折衝を開始したが、この内務当局への打診結果では、「工業港の必要は認めるが果たしてこの戦時下に着工せねばならぬ築設であるかどうか」という点が問題となったようである（『北海タイムス』による）。

このようななかで、戸塚長官、鈴木道土木部長が六月下旬転出することになり、坂長官の就任となったが、坂長官は二二日初登庁に伴う挨拶のなかで、石狩工業港問題に触れている。

八月早々坂長官による一八年度拓殖費の査定で、石狩工業港築設予算については、前長官の意志を継続して予算を計上し、再び中央に提出するということになったが、その予算規模に当初の五ヵ年計画を政府の方針に即応する三ヵ年見当に変更し、初年度予算三〇〇万円を二〇〇万円に縮小、さらに計画も出来る限り資材使用を最小限度に止めるという方針で編成し直し、要求することとなった。

しかし、戦時財政下で新規事業の実現の見透しはつけ難く、坂長官も「相当困難である」と洩らしたほどであった。

これについて、一月二七日の『北海道新聞』は、「拓計予算大蔵省査定完了、総額六千万円に相当の斧鉞」「石狩工港・全額削減」との見出しで、次のように報じている。すなわち、「企画院では、『計画として洵に結構であり将来必要な施設であるが何分にも長期にまたがる継続事業で且つこれに要する資材も相当必要となるから資材難の今日これを実現することは無理である。資材の余裕が出来た時改めて考慮したい』との意向を有してをつたが大蔵省でも大体企画院と同様の見解の下に最後の断を下したものの……後略」と。そして、一月一〇日の閣議において、明年度の拓計予算は五千二十五万円、石狩工業港は資材の点に難色があり遂に全面的削除と決定されてしまったのである。

この結果を受けて、第四二回道会通常会や札幌市会で質疑が交わされたが、同市会での質問に対し、三沢市長は、「将来の実現を期してあくまで努力するつもり」と答弁しており、一八年二月の石狩工業港築設促進期成同盟会（会長・三沢札幌市長）でも、今後ともその実現をめざして運動を継続することを決定した。

このように石狩築港計画は、半井長官時代に石炭積出し港築設として拓計予算に計上されたが全面削減され、戸塚長官の大工業港計画としての予算立てによっても実現をみず、坂長官の手による二度目の計上もまた結局実現をみることができないまま幻の築港に終ってしまったのであった。

なお、「石狩港修築並工業地帯造成計画」（港湾および工業都市計画所要資金二四億四、五三七万円）について、『札幌市史』は次のように記している。すなわち、「旧石狩川を改修して兩岸を重工業地帯とする外に、札幌まで大運河を開き、札幌市街と石狩工業地帯及び港口とを結びつけようとするものであって、名称は石狩工業港であるが、実は大札幌工業都の建設という構想をもったものであった」と。

また、参考までに、昭和一六年当時の「石狩工業港並に工業地帯建設予定地域の概況」を示すと次のようである。

石狩工業港並に工業地帯建設予定地域の概況（昭和一六年）

一、位 置

日本海に面し北海道の主都札幌より道程四里、石狩川流域の沃野一千方里の門戸たる位置を占め、名実共に北海道の中樞地とす。

一、地 勢

北西石狩湾に面し、東は石狩川南面は札幌及び近郷都邑地域を経て春香山、手稲山の裾に接し、海拔五米内外樹林水郷を含む広闊二十方に亘る平坦地とす。

一、気 候

気温は夏季最高攝氏三〇度、冬季最低零下一〇度、四季霧の発生皆無にして環境明澄本道中氣候最も適順の地にして、健康上活動上天恵豊なり。

一、地 質

工業専用地域の地盤は概ね上層（地下一五米程度）砂、沖積土、砂利の交互層—以下深層は締土層にして工場建設に好適とす。

一、土 地

重要工業並に各種附帯工業の集結及び将来の拡張を許容するに足る充分なる平坦地を擁し、内港臨水工業地帯の造成容易なり。地域内に未開発の素地多く現在地価坪当平均六〇銭、将来内港事業実施後の工場敷地坪当価格一〇円程度とす。

一、鉄 道

函館本線、札沼線、北海道鉄道等地域の外周を繞り、将来野幌—篠路間（一二軒）の新線敷設により港湾より炭田地帯に放射状となり、石狩炭田に至る最短距離（七五・二軒）をなし、物資輸送上優勝の地位を占む。

一、道路 準地方費道及び町村道により札幌国道に連絡し、交通至便、将来都市計画幹線道路の新設により四通八達の有様となる。

一、水運 将来石狩川の水運利用により石炭其の他物資輸送上劃期的利便を将来す。

一、海運 海運上の地理的位置は小樽港と同様にして日本海を公海とし、鮮・満・支並に南洋方面特に千島・樺太・沿海洲等北方連絡上地理的優位にあり。

一、用水 附近の河川（石狩川、当別川、豊平川、発寒川）は水量豊富水質良好にして取水施設簡易なり。

一、電力 道内周波数の統一と豊富なる水源の開発と相俟って道内送電網の中心地帯となり、電力の受給上利便大なり。

一、資源 背面に連亘する石狩川流域には農産、林産特に豊富なる地下資源を擁し、之が受供上の好位置を占む。

一、人的要素 石狩川流域圏人口は百万に達し札幌・小樽両都に隣接し住居、衛生、交通、教育、文化の機関整備せられ技術労務の需給円滑潤沢なり。

主要参考資料

『石狩案内』 石狩新聞社 一九〇六

『石狩町誌』 上巻・中巻 石狩町 一九七二・一九八五

田中 実編著 『石狩町年表』（補正稿） 石狩町教育委員会・石狩町郷土研究会 一九六八

田中 実編著 『石狩川河口地区開発史年表』（仮称、草稿）

苫小牧市編 「苫小牧市史」下 苫小牧市 一九七六

札幌市史編集委員会 「札幌市史、政治・行政編」 札幌市役所 一九五三

北海道議会議務局編 「北海道議会議史」第四卷 一九六三

寺島裕 「石狩川大築港運河開鑿論」 「北日本評論、三周年記念特別号」 北日本評論社 一九三七（「北海評論、創刊四七周年記念号」第四七卷第一号再掲載 北海評論社 一九八一）

寺島裕 「北海道大工業港築設論」 「北日本評論」第八卷第六号 北日本評論社 一九三九

寺島裕 「北海道陸上交通政策論・札幌、小樽、石狩、室蘭を中心として」 「北日本評論、創刊五周年記念特別号」 北日本評論社 一九三九

「北海タイムス」 北海タイムス社 一九二五—一九四二

「北海道新聞」 北海道新聞社 一九四二—一九四三

以上の文献資料に加えて、苫小牧市の梅木馨六氏よりご提供いただいた各種資料（地図を含む石狩工業港関係資料）も使用している。また、同氏には種々のご教示とご協力を戴いており、末筆ながら記して深謝の意を表する。

第五項 戦時下の石狩町

第二次世界大戦の影響によって、石狩町発展のための命運がかかっていたといっても過言でない石狩工業港計画はふいとなった。そして、昭和一〇年代には、すべての町民が否応なしに戦争体制に組込まれていった。しかも、町内において農漁ともに振わず、戦時下の石狩はまさに困難な状況に陥った。この当時の様子を端的に物語る資料として、町役場の記録『報告第六號・一五年度事務報告並ニ財産表』があるが、ここにその冒頭を引用すると、次のように記されている。

報告第六號・昭和一五年度事務報告並ニ財産表（抜粋）

聖戰茲ニ四年皇國ハ今ヤ世界的ニ一大變局ノ中ニ前古未曾有ノ艱難ト戰ヒツツ新東亞ノ建設ニ向ツテ勇往邁進シツツアルトキ地方自治體ニ職ヲ奉スルモノ堅忍持久和衷協力以テ自治體ノ本能タル事務ノ完璧ト遂行ニ万全ヲ期シ天業翼賛臣道實踐ノ実ヲ挙グベク職域奉公ニ邁進スベキナリ

昨年ハ絢爛多彩ナル紀元二千六百年ヲ迎ヒテ眩古ノ盛事トシテ誠ニ意義深キ一年ヲ送り得タルハ榮アル聖代ニ生ヲ享ケタル者ノ無上ノ光榮ナル

昨年ニ於ケル本町産業ノ概況ヲ顧ルニ農作物ニ於テハ何レモ天候不順ニ災サレ米作ハ平年作ノ半畑作ハ平年作ノ七八分ニシテ農家經濟ノ逼迫シ居ル折誠ニ憂慮スベキ狀況ナリ

一方水産方面ニ在リテハ鮭漁業ニ於テ前年ニ比シ好漁ヲ見タルモ千島方面出漁漁業ノ薄漁鱒漁ノ皆無等ニ影響スル処アリ漁家經濟芳シカラザル狀態ナリキ

其の他一般事務ノ概要ヲ記シ參考ニ供セントス

これと同じような内容のことが、翌一六年の事務報告中にも記されている。また、それとともに、同年度の町役場の事務内容一般、町財政、町勢などに関する主なところを以下に引用して、第二次世界大戦下の石狩を理解する一助としたい。

昭和十六年度事務報告並ニ財産表（抜粋）

畏クモ宣戰ノ大詔ハ渙發サレタ隱忍自重ノ後 終ニ暴逆米英ニ對シテ膺徵ノ劍ヲ取ツタノデア
此ノ支那事變ヨリ大東亞戰爭ヘト歴史の轉換ヲ為シタル昭和十六年度ハ前年ニモ増シテノ不作不漁ニシテ前
途愈々堅忍持久時難突破ノ覺悟ヲ新ニスヘキノトキ動員召集徵發事務ノ遂行食糧ノ増産生活物資ノ配給軍事
援護貯蓄獎勵軍需品供出ニ邁進スル等誠ニ多事ナリシ一年デアツタ

庶務

一、文書收受發送件数 八三一件

二、告示告諭條例規則發布件数

告示八七 條例三 規則六 計九六

三、有給吏員及名譽職員

1. 有給吏員数 計一八

町長一、助役一、收入役一、書記六、書記補三、雇六

2. 名譽職員数 計一〇五

町會議員一八、學務委員一〇、青年學校學務委員一〇、土木委員七、土地等級調查委員六、町是調查委員

六、町内會長一〇、部落會長三八

3. 吏員事務分掌（注・係名を記す）

庶務係・財務係・勸業土木（統計）係、出納

四、選舉人名簿登錄人員数（一六年九月一五日現在ニ依リ調製）

1. 衆議院議員選舉人名簿

第一投票区七七六人、第二投票区四一五人、第三投票区一八六人
2. 北海道會議員選舉人名簿

第一投票区七五九人、第二投票区四一二人、第三投票区一七二人

3. 町會議員選舉人名簿一、三四三人

陪審員資格者及候補者數

1. 陪審員資格者數一〇八人、同候補者數三人

町會

召集回数八、開催日數九、議案件數四七、報告件數六

教育

一、學校及學級數

學校 初高校三、初等校八、分教場特別教授場二

學級 初等二六、高等五

二、職員児童數

イ、職員數 四一（正教員二一、准教員三、代用教員一七）、男二三・女一九

ロ、児童數一、四五四

初等科一、一八二（男五九三・女五八九）

高等科 二七二（男一五三・女一一九）

三、青年学校 一〇（学級数一〇）

1. 職員数四〇（助教諭一四、指導員二四、学校医三（注、男三三・女七（指導員））
2. 校名指導員講習会 期日 五月十五日・六日、場所 石狩青年学校、指導官 太田中尉
3. 教練査閲 期日九月二・三・四日、査閲官阿部少佐
4. 学科査閲 期日一月六日、場所各青年学校

衛生

一、傳染病発生状況

デフテリア 五、猩紅熱 六、計 一一

二、傳染病予防宣伝

五月一七日ヨリ二三日迄ノ健康週間並ニ一月一日ノ蛔虫駆除デーハ上級官庁ノ指示ニ基キ石狩警察署ト協力趣旨ノ徹底ヲ期シ国民健衛生ノ完璧ヲ計レリ。

三、定期種痘成績 四回実施

公 種 痘			
善 感	不 善 感	検 未	計
三六二 _人	一六三 _人	—	五二五 _人

四、清潔方法施行成績

季 別	戸 数	清潔方法	
		施行戸数	着手完了年月日
春季	一、一九九 _戸	一、一九九 _戸	着 手
秋季	一、一九九	一、一九九	完 了
		一〇月六日	六月二八日
		一〇月二二日	

五、腸チブス予防注射施行並ニ内服ワクチン服用成績

人 口	注射施行人員	内服ワクチン服用人員	計
七、一三六 _人	二、四七三 _人	一、九九三 _人	四、四六六 _人

六、蛔虫駆除服用人員 六五八人

社 会

一、貧困者救助

救 護 法		母子保護法		計	
戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
八	一八	一	三	九	二二

二、済生会救療状況 救療者 二人

三、医療保護法救療状況 救療者 二人

四、行旅病人・行旅死亡人 行旅病人一人、行旅死亡人三人

兵 事

一、文書收受発送件数 一、四九八件

一、特別簡閲点呼

五月一〇日、石狩国民学校、執行官 阿部中佐

一、徴兵検査

八月二二日 厚田国民学校

徴兵官 札幌連隊区司令官 陸軍少將 見城五八郎

石狩支庁長 廣田 忠雄

一、海軍志願兵徴募検査

一〇月二五日 札幌市公会堂

徴募官 海軍札幌地方人事部長海軍大佐 大石堅四郎

石狩支庁長 武田信之助

一、臨時徴兵検査

一二月四日 札幌市役所

徴兵官 札幌連隊区司令官 陸軍少將 見城五八郎

戸籍

一、戸籍受付件数

一、〇〇四件

一、文書收受発送件数

一、〇五〇件

種類	本籍人	非本籍人	種類	本籍人	非本籍人
出生	三五四	二四	家督相統	四六	
死亡	一四二	一四	後見開始	一	
分家	四七		隠居	六	
認知	七		離婚	一四	
婚姻	二〇四		入籍通知	二〇	
転籍	六三		絶家ニ因ル一家創立	一	
養子縁組	三〇	一	追完	二	
離縁	四		戸籍訂正	一	

統計

一、文書收受係数 三三二件

二、統計調査区数及調査員数 三六区 三六名

三、耕地面積

田	畑	計
九二二町八反	四、二七七町三反	五、一九〇町一反

四、管内人口

戸数	人口	備考
一、一八九戸	七、二二一人	うち農家戸数 六〇六戸 漁家戸数 一九〇戸

五、昭和一五年一二月二八日付農林省令一一一号ヲ以テ農水産業調査規則ヲ公布セラレ昭和一六年一月一日ヨリ施行從來ノ農林省統計報告規則ハ廃止セラレタリ

之ニ依リ調査区ノ設置ハ農事実行組合区域ヲ一調査区トシ從來ノ調査区ヨリ七区増設シ三六区トナシタリ

本規則ニ依リ農林水産業者ニ付キ農林水産業ノ状態ノ申告ヲ求ムルコトトナリ他ノ調査ハ從來通り調査員ノ調査ニ依ルコトトナリタリ

勸業

(一) 一般勸業（除畜産）

- 一、收受文書件数 二、一〇八件
 一、優良農具普及状況

種別	台数	種別	台数
農用原動機	二三七	圧扁機	一
精米機	一八	挽割機	三
穀摺機	三三	製粉機	三
脱穀機	一四七	製繩機	五八
精麦機	一	渦巻ポンプ	一二

土木

- 一、收受文書件数 一七四件
 一、土木修繕（町村道分）

種目	箇所数	工事費
道路修繕	四九	一、二〇〇 円 ・〇〇
奨励費	二二一	五二四・七三

道路改修	二六	三、七六〇・〇〇
橋梁修繕	一六	二、〇二八・五〇

附記 奨励費ハ認定未済道路作工物維持費トス

畜産

一、収受文書 畜産三九二件 畜牛四三四件 馬匹九七二件

二、軍馬資源保護法ニ基キ六月九、一〇日両日軍用保護馬ノ検定（査）ヲ実施セリ

三、庁令幼駒糶賣規則第二条ニ依リ石狩家畜市場デ七月二三、四、五日三日間八幡町ニ於テ実施ス

四、種馬統制法ニ依リ一〇月二日ヨリ五日間花畔村、生振村、八幡町三箇所ニ於テ優良種牝馬、候補優良種牡馬ノ検定（査）並ニ昭和一七年度種馬ノ配合検査ヲ施行セリ

五、五月一日ヨリ三〇日間畜牛結核検査ヲ施行セリ

六、馬匹去勢施行状況

去勢場所	予定頭数	出場頭数	去勢頭数
八幡町	四	四	四
茨戸	七	七	七

七、管内総馬実施ヲ自八月一八日至八月二七日迄執行其ノ成績一般ニ良好ナリ

財務

一、文書收受発送件数 四五六件

二、令書発付件数 一七、五三二件

年度別	国稅徵收告知書数	地方稅徵收伝令書数	町稅納入告知書数
一五年	二、五七三	三、九二二	九、五四一
一六年	一、七〇五	五、六九九	一〇、一二八

三、諸稅負担額累計年比較

年度	戸数	調定額(円)		
		国稅	地方稅	町稅
十五年	一、一四七	一二、三〇四	八、一一九	二九、四二九
十六年	一、一八九	一一、〇〇四	一一、六六三	四一、五七五

一戸当負担額(円)			
年度	国稅	地方稅	町稅
一五年	一〇、七二七	七、〇七八	二五、六四八
一六年	九、二五四	九、八〇九	三四、九六六

四、昭和一六年度課税賦課徴収調

種別	賦課額	収入額	未収入額	収入歩合
国税	一一、〇〇四 _円	一一、〇〇四 _円	—	一〇〇・〇〇%
地方税	一一、六六三	一一、六六三	—	一〇〇・〇〇%
町税	四一、五七五	四一、四八一	九四	九九・七七

五、督促及滞納処分一覽

種別	件数	金額
督促令書	六一	二五九
滞納処分中ノモノ	二五	九〇

六、過年度収入調

調定額	収入額	未収入額	収入歩合
六七一	二四	六四七	〇・〇三五

七、国税營業種別及人員

種別	人員
物品販賣業	三五
運送業	五
釀造業	一
請負業	一
宿屋業	四
料理店業	二
造船業	二
飲食店業	三

財產表 昭和二十六年二月末現在
土地

地目	反別	筆数
宅地	三九三・一七〇〇	二二
山林	三二・〇九〇二	五
火葬場	〇・一一二〇	三

種 別	坪 数	棟 数
役場庁舎	一〇五・〇〇〇	一
巡查駐在所	五〇・〇〇〇	三
渡船場待合所	一九・〇〇〇	二
消防番屋	三一・〇〇〇	三
役場附属物置	二五・五〇〇	二

建 物

計	消防番屋敷地	学校敷地	墓地	道路敷地	同附属地	役場敷地	溜池	雑種地	原野	畑
三三六・二三〇五	〇・〇六〇九	二・〇八二五	一一・一一二〇	〇・三六二五	〇・〇二一二	〇・二〇一八	二・四九一一	〇・四九一五	一三八・五六一九	一四七・二八三九
	二	一三	七		一	一	一	二	一八	八三

計	町 營 住 宅	隔 離 病 舍	奉 置 所	學 校 附 屬 井 戸 小 屋	學 校 見 櫓 舍	火 見 櫓 室	訓 練 室
一六七七・三一五	二〇四・二五〇	一四・七五〇	一〇・一一五	八・〇〇〇	一一五・七〇〇	二〇・〇〇〇	一七・五〇〇
	六	一	八	三	一	三	一

預金

種別	金額	種別	金額
現預金	八、八二・八七九	計	四九、一六七・四一九
郵便預金	八、八二・八七九	計	四九、一六七・四一九
繰入支消金	四三、五六七・四一九		
一時支消金	五、〇〇〇・〇〇〇		

有価証券

勸業債券	八〇・〇〇〇
------	--------

学校基金

学校基金

九八九・五五〇

次に、戦時体制に向けた町民活動を示す具体的な資料若干を紹介するが、まずそれを石狩町銃後奉公会の会計内容を通じてみると次のようである。

石狩町銃後奉公会（会長・石狩町長高野金作）
の昭和一五〜一六年の歳入・歳出予算（決算）

歳入

科 目	一六年度予算額	一五年度予算額
会 費	二、七〇七・〇〇	三、三七一・五七
寄附金	一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
補助金	二〇〇・〇〇	三五四・一五
繰越金	七四一・〇〇	三九〇・九三
繰替金	二〇〇・〇〇	
雑収入	二〇・〇〇	
歳入計	三、九六八・〇〇	四、二六六・六五

歳出

科目	一六年度予算額	一五年度決算額	附記
事務所費	四六二・〇〇	二九九・〇六	書記二名手当・他
會議費	二〇・〇〇		
事業費	三、一三六・〇〇	二、九八一・九四	
遺家族扶助費	四九〇・〇〇	五〇五・一四	生活扶助・医療扶助・助産・勞力援助・ 生業扶助・羅災扶助・就學奨励
遺家族慰問費	七〇〇・〇〇	六七六・〇〇	慰問・見舞・遺族会助成・慰安会・遺 家族助成
遺家族弔慰費	六〇・〇〇	三四・〇〇	
恤兵費	一、三六〇・〇〇	一、一三二・〇〇	軍人慰問(慰問袋等)・傷疾軍人・慰問・ 餞別・飲送迎・祈願祭・軍隊歡迎
戰傷病死軍人弔祭費	三六・〇〇	一六一・二〇	弔慰・慰靈祭
相談所費	三〇・〇〇		
銃後奉公思想普及費	六〇・〇〇	五一・二〇	講演映画・会報
雜支出	四〇〇・〇〇	四二二・一五	
積立金	五〇・〇〇	五〇・〇〇	
繰替金	二〇〇・〇〇		
予備費	一〇〇・〇〇		
歳出計	三、九六八・〇〇	三、三三一・〇〇	

これによると、戦争の激化により一七年度の歳入歳出予算が約五、八〇〇円と増加し、遺家族扶助費、恤兵費、戦傷病死軍人弔祭費の歳出が大きく増えている。また、戦事体制が強まり、住民に耐乏と協力を求める措置が次々と出されていったことが、昭和十八年三月、石狩町銃後奉公会長石狩町長吉田由太郎名で出された次の「事項」によって知ることができる。

示達事項

一、米麦ノ供出ト馬鈴薯ノ大增産ニ努メマセウ。今年ノ供出ノ割当ハ戦争生活ニ絶対必要ナ最高限度デス。コノ数量ニ達セヌト外米ヲ入レネバナリマセン。外米ノ輸入デ船舶ヲ使フコトハ此ノ際軍ノ作戦ニ重大ナル支障トナリマス。断乎トシテ外米ヲ頼ラズ思ヒ切ツテ馬鈴薯ノ大增産ヲヤリ今年コソ是ガ非デモ食糧ヲ国内デ自給セネバナリマセン。

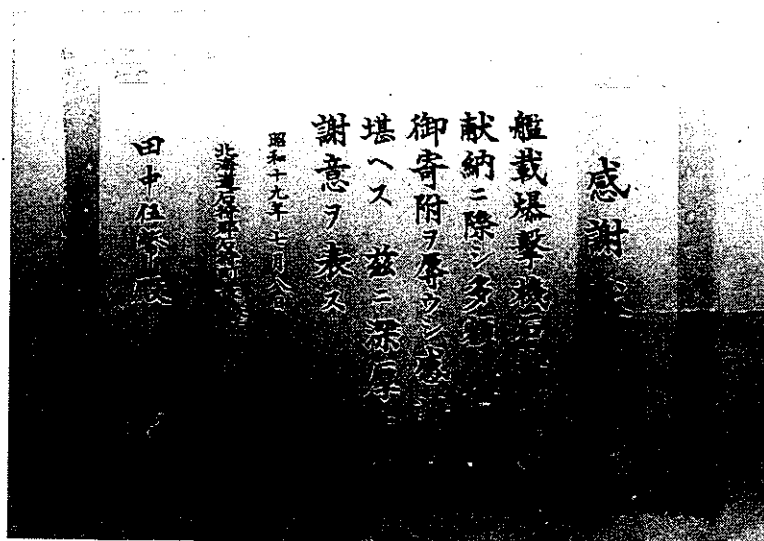
(一) 供出米麦ノ割当量ハ必ズ出シマセウ。

1. 町内会部落会デハミンナガ本年ノ米穀事情ヲヨク吞ミ込ンデ愛国ノ赤誠ヲコメテ供出スルコト。
2. 町内会部落会デハオ互ニ助け合ヒ町内会部落会ノ割当量ハ責任ヲ以テ供出シ町ノ割当ヲ果スコト。

(二) 「段当リ一千貫」ノ馬鈴薯ノ大增産ヲヤリ遂ゲマセウ。

1. 馬鈴薯ハ作り方ヲ工夫スレバ段当リ従来ノ二倍、三倍ハ必ズ穫レマス。
2. ソレニハ種薯ヲヨク選ンデ使用スルコト。種薯ノ切断セル一箇ノ重量ハ十勿以上トシ芽ノ出ル所ヲ全部活カスコト。

二、二百三十億ノ貯蓄ハ必ズヤリ遂ゲマセウ。



艦載爆撃機「石狩町号」献納に際した感謝状／昭和19年7月8日／田中実所蔵資料

本年ノ貯蓄ハ昨年ノ末迄二百八十億ニ達シマシタ。一月カラ三月迄アト五十億デス。最後ノ頑張りノ月デス。コノ貯蓄目標ヲ突破シマセウ。

(一) 町内会部落会、隣組デハコレ迄ノ貯蓄額ヤ国債、債券ノ消化額ヲ調べテ未ダ足りナケレバ、今月中ニ割当額ニ達スル様努メルコト。

(二) 戦争生活実践要項ニ基イテ出来ル丈ケ「間ニ合ヒ」ヲ実践シテ衣類ノ繕ヒヤ利用等デ新調ヲ差控ヘマタ進ンデ副業ヤ内職ヲ励行シテ貯蓄ノ源泉ヲ生ミ出スコト。

(三) 簡易ナ積立貯金ヤ定期郵便彈丸切手ナドヲ利用シテ貯蓄ノ増加ニ努メルコト。

(四) 部落会デ未ダ貯蓄組合ノ結成シテ居ナイ処ガアリマスガ貯蓄組合ハ是非結成シテ貯蓄目標ヲ達スル様努ムルコト。

三、兵器生産ノタメニ電気瓦斯ヲ節約シマセウ。全国ノ家庭デ三十ワットノ電灯ヲ一時間節約スレバソノ電力デ飛行機二台分ノアルミ

ニュームガ出来、又瓦斯ヲ一箇月ニ一立方米ヅツ節約スルコトハ飛行機、大砲、戦車ノ生産ヘノ献納トナリマス。

(一) 電気、電灯ハ成ルベク小サイ球デ済マシ手マメニ消シ定額灯デモツケ放シラセズ、マタ電灯ハ家族ガ集ツテ利用スル工夫スルコト。

四、昭和十八年度衣料切符交付ニ干スル件

別紙要項

五、昭和十八年度所得申告ニ干スル件

協議懇談事項

一、野犬畜犬毛皮献納運動

兎ノ毛皮ハ酷寒地帯第一線將兵並ニ航空將兵ノ衣料ニシテ眞ニ欠クベカラザル重要ナ軍需資材デアリマス。最近軍用兎ノ増殖ヲ図ツテ居ルノデスガ野犬畜犬ノ被害ニ因リ飼育頭数ガ激減シテ居ル状態デアリマス。此ノ状態ガ続キマシテハ大東亜戦争完遂ノ上ニ寔ニ寒心ニ堪ヘナイモノガアルニ鑑ミ本運動ヲ実施シ野犬畜犬ノ毛皮ヲ献納シ軍兎毛皮ノ不足ヲ補ヒ併セテ軍用兎ノ増産ヲ図ラントスルモノデアリマス。

一、衣料切符交付ノ状況報告ニ関スル件

一、自家消費保有米所有者ニ対スル異動証明書発給ニ関スル件

一、昭和十七年度銃後奉公会予算更正ノ件

このように、町民の日常生活や私物に及ぶ戦時体制に向けた種々の規制や指示は、銃後奉公会のような組織を通じて徹底するよう図られたが、町会によってもまた、こまかく内容が定められている。次に、昭和一七年の町常会議案によってその内容をみよう。

昭和十七年七月二六日・町常会議案

一、金属回収ニ関スル件

一般回収物件

1. 鉄ヲ主タル材料トスルモノ

塀 柵 門柱 門扉 墓地柵及門扉広告塔 車渡鉄板 溝蓋 自転車置泥拭器 水桶(天水桶・飲料用ヲ除ク) 手摺 欄干 破損止金物 灰吹 水コボシ タンツボ 鈴蘭燈 看板 敷物 格子 標札類 物干 床下換気口金物 傘立 帽子掛スタンド 脚立 暖房装置前飾金物 洗面器台 石炭用バケツ 屑入 喫煙用器具 焔炉 火鉢

右以外ニシテ不要品不急品又余剩品アラバ供出ヲ求ムルコト

2. 銅又ハ黄銅青銅又ハ其ノ他合金ヲ主タル材料トスルモノ

柵 門柱 門扉 押板 蹴板 破損止金物 手摺及欄干 泥拭器 水桶(天水桶 火鉢 飲料用ヲ除ク) 看板 軒樋 呼樋及堅樋(内樋ヲ除ク) 庇葺 壁張板(炊事場 浴場又ハ風呂場 羽目板ヲ除ク) 格子 標札類 郵便受口 傘立 帽子掛スタンド 暖房装置前飾金物 カーテン用金物 洗面器 洗面器台 吊下手洗器 屑入 喫煙用器具置物 花器 菓子器 焔炉 火鉢

右物以外ニシテ不要品不急品余剰品アラバ供出ヲ求ムルコト

寺院教会等ニ対スル金屬回收

回收標準

1. 全部即時回收スルモノ

(宗教用具) 梵鐘 簾附屬品 賽錢箱銅板 境内工作物 鉄柵 金屬手洗 天水受 金屬門扉 樋 什

器類 火鉢 鉄瓶 藥罐 茶卓

2. 全部回收スルモノ必要ノ最小限度ニ限り代用品ヲ俟ツテ回收スルモノ

(宗教用具) 香爐 花立 蠟燭立 供物皿 仏飯器 花瓶 火舎

3. 直接支障ヲ来サザル限度又ハ法要儀式ノ方式簡易化等ニ依リ回收スルモノ

(宗教用具) 半鐘 経鑿 伏鉦 燈籠 燈明用具 輪燈 常花 護摩壇用具

(境内工作物) 風鐸 金屬塔

二、貯蓄増強ニ関スル件

皇軍ノ赫々タル戦果ニ応ヘルタメ一億国民ハ此ノ際 愈々戦時生活ノ実践ニ徹シ消費ノ切下ゲニ甘ンジ
一致協力シテ貯蓄ノ増強ニ一段ト御尽力ヲ戴カナケレバナライノデスガ特ニ戦時貯蓄トシテ左ノ貯蓄ノ
励行ヲ願ヒマス

記

貯金切手 定額貯金 積立貯金

三、種付所移転ノ件

四、勤勞奉仕ニ関スル件

中略

1. 冠婚

結婚

(1) 結納——結納ハ儀礼ノ程度ニ止メルコト即チ 共白髪 指輪 袴 帶 小袖等ハ廃シ 鯉節 鯛 塩物

末広 慰斗 昆布等ノ内一種又ハ數種ヲ取合セ適宜一台ニシテ贈ルコト

(2) 支度、挙式等——支度、挙式等ハ双方合意ノ上簡素ニスルコト 調度及ビ衣類ハ出来ル限り新調ヲ見合

セ必要ト余裕アル場合ハ貯金又ハ國債等テ持參セシムルコト 調度品ノ送り込ミ行列 衣類見セ等ハ全廃

スルコト

(3) 式服——式服ハ团服又ハ制服ヲ利用シ得ル場合ハ必ズ之ニヨリ然ラザル場合ニモ簡素ナル一着ニ限り

(花嫁ハ留袖以下トシ花婿ハナルベク平服ニ儀礼章) 振袖、桶裾 胸模様等ヲ全廃シ且ツ式後ノ色直シ

弊風ヲ除去スルコト

参列者ノ服装モ之ニ準シ簡素ニスルコト

(4) 挙式——挙式ハ神社 家庭又ハ公共ノ場所ヲ主トシ簡素且ツ敬肅ニ行フコト

(5) 披露宴——披露宴ハ小範圍ヲ原則トス而モ簡素ヲ旨トシ(一人当リ最高五円トシ地方ノ実情ニ応シ低額

ニスルコト)ナルベク茶菓又ハ小宴ノ程度ニ止メ其ノ他ハ通信ヲ以テ披露スルコト

披露宴ハ數回ニ亘ラザルコト

- (6) 結婚祝——結婚祝ハ精神ヲ主トシ近親者以外ハ金品ヲ贈ラヌコト返礼ハ全廃スルコト
- (7) 写真——見合及ヒ記念写真ハキャビネ型　ハツ切以内トスルコト
2. 出産、其他
- (1) 出産祝——出産祝ハ精神ヲ主トシ　ナルベク物品ヲ用ヒズ近親者ノミニ於テ出来ル限り貯金帳、子宝貯金　国債等デ祝フコト
- (2) 才宮詣リ——七五三等ニハ晴着ノ新調ヲ全廃スルコト
- (3) 節句——誕生祝其ノ他モ前項ニ準ズルコト
- (4) 金婚式　銀婚式　還暦　古稀　喜寿　米寿——精神ヲ主トシ近親者ニ限ルコト
- (5) 個人間ノ贈答——個人間ノ贈答ハ中元歳暮　手土産等形式的ナモノハ全廃シ已ムヲ得ナイ吉凶等ノ贈物ハナルベク団体ヤ職場デ統割シテ贈ルコト
- 葬祭
1. 葬儀
- (1) 通夜——通夜ノ酒食ハ全廃シ茶菓程度ニ止メ時間ハ十時限リトスルコト
- (2) 喪服——喪服ハ団体制服又ハ平服ニ儀礼章佩用ヲ本体トシテ新調ハ見合セルコト　参列者ハ礼ヲ失セサル程度デ簡素ナ服装ヲスルコト
- (3) 葬列——葬列ハ近親者ノミトスルコト
- (4) 葬儀——出棺ノ際ノ立振舞ハ全廃スルコト　造花ハ四向以内トシ色花ハ全廃スルコト
- 香典返シハ全廃スルコト
- 花輪　生花　放鳥　其ノ他供物等ノ寄贈ハ全廃シ　香典モ精神ヲ主トシナルベク小額ニ止メルコト

(5) 法要——法要モ葬儀ニ準ジテ簡素ヲ旨トシ引物ハ全廃スルコト

..... 編者中略、以下別議案.....

(一) 食料増産運動実施ニ関スル件

(1) 離農防止ニ関スル件

(2) 不作付防止ニ関スル件

(二) 農作物作付配当面積確保ニ関スル件

(三) 建築用物資需用申告手続ニ関スル件

(四) 簡易製炭講習会開催ニ関スル件

(五) 節米運動ニ関スル件

そして、以上のような町民の忍耐とは裏腹に、日本の戦況はやがて悪化を辿り、ここ石狩の町まで戦禍に見舞われるという結果となった。すなわち、敗戦一ヵ月前の七月一五日、ここ石狩の町はグラマン数十機の空襲を受け大きな災害を蒙った。その様子を記録によってみると次のようである。

昭和二十年七月十五日・戦災記録簿（石狩町役場）

一、災害ノ状況

(一) 災害発生ノ日時

昭和二十年七月十五日午後三時頃

(二) 災害ノ原因及状況

敵艦載機(グラマン)数十機、數編隊ヲ以テ午前〇(編者注・一字抜け)時頃ヨリ石狩灣附近ヲ飛行シアリシガ午後一時頃ヨリ各方面ノ艦載機除々ニ石狩灣上空ニ集結シ午後三時頃ヨリ本町ノ襲撃ヲ開始セリ(小樽・札幌方面ヨリ飛来セルモノ留萌方面ヨリ浜益、厚田兩村ヲ経テ飛来セルモノ)飛来セル敵機三十余機ノ如ク兩岸上空ヲ巡回反復銃爆撃ヲ為シ二五〇珣爆彈三十數発(其ノ他小型爆彈モアリ)焼夷彈(編者注・ハ高速航空機ロケット彈および通常爆彈)ノ誤リ(主トシテ油脂)相当數投下シ併セ機銃掃射ヲ行ヘリ

爆撃中右岸一ヶ所(八幡町)左岸(本町)三ヶ所ヨリ発火(何レモ焼夷彈ニ因ル)シ右岸五戸左岸三十一戸焼失シ午後八時過概ネ鎮火セリ

襲撃止ミタルハ午后三時半頃ナリ

(三) 災害ノ区域

左岸、右岸市街一円 (別紙見取図ノ通り)

(四) 災害ノ戸數

焼失戸數	三六戸
倒壊戸數	一〇戸
大破戸數	二八戸
中小破戸數	一五〇戸
被害戸數	二二四戸
罹災者	九〇〇人

主ナル建物ノ名称

焼失

役場、部長派出所、農業会（指導部）、第二健民修練所

大破

石狩郵便局、配電々業所、第一健民修練所、曾源寺

(四) 人畜ノ危害

死亡者 一三人（男八、女五）

重傷者 六人

軽傷者 七人

馬二頭 死（銃撃ニ因リ）

二、救助ノ状況

(一) 収容施設

各漁業者所有ノ倉庫ヲ開放シ収容シタル外他ハ一般民家ニ夫々罹災者ヲ収容セリ

(二) 食品給与ノ状況

1. 主食料ハ大破以上七五世帯ニ対シ六日分給与シ乳幼児ニ対スル乳製品ヲ二九戸二五日分夫々給与セリ

2. 焚出ハ罹災者一〇〇名ニ対シ二日間非常勤務者五四〇人ニ対シ二日間 四六人ニ対シ五日間給与セリ

(三) 被服、寝具其ノ他生活必需品貸給与

罹災セサル一般民家ヨリ或ハ各部落団体等ヨリ被服寝具等ノ供出ヲ受ケ貸給与為シ其ノ外近接町村ヨリノ応援ヲ得テ諸物資ノ供出ヲ仰ギ夫々一時充足セリ其ノ他必需品（ローソク・マッチ・チリ紙 食器 炊事用具ヲ夫々罹災者ノ実情ニ依リ給与セリ

(四) 医療及助産ノ状況

重軽傷者ハ直ニ石狩病院ニ收容シ応急処置ヲ為シタル後重傷者ハ（十三名）自動車ニ依リ札幌ニ搬送シ市立札幌病院並ニ保全病院ニ收容加療セリ（内六名死亡他ハ加療中）

被災面積

石狩本町（含海水）五六町
八幡町 二〇町 } 七六町

この戦災で、石狩町は役場をはじめ主な建物を焼失されたり、大破され、また、人畜にも被害を蒙り、戦後の復興に厳しい影響を及ぼされた。

第二節 第二次世界大戦後

第一項 総説

第二時世界大戦後となつて、戦時を通じての多方面に及んだ疲弊や戦禍を乗り越え、復興することは、石狩町民にとって容易なことではなかつた。しかしながら、戦後の町民の努力は、必ずしも着々とは言えないまでも、次第に明るさを増す動向を描いていき、やがてはこの町も飛躍の時期を迎えることになった。

ところで、戦後の石狩町の人口の推移についてみると、昭和二〇年代に僅かづつながらも延びをみせ、昭和三〇年代に至つて一万人台に達する。その後、昭和三一年から四〇年に至る間は若干づつ減じていく時期となるが、四〇年代前半期には回復期を迎える。そして、昭和四四年には再び一万人台となり、四〇年代後半期に入つて増加率の高まりが顕著となる。

このような人口推移の軌跡は、ほぼこの町の盛衰を物語っていると言っても過言ではないが、その間の主要な動向については、以下の各節においてそれぞれ紹介することとし、本稿では、町の財政状況のあらましを大略的に示して、戦後の町勢の推移の紹介とし、これに若干の補足的動向をつけ加えることとする。

そして、まず町財政の戦後の動向を概略的に示すと以下のごとくである。

第二次世界大戦後の町一般会計歳入予算額表(1)

科目	年次	
	昭和24年	昭和27年
町税	一〇、〇一八、六三九 _円	二〇、二三七 _{千円}
市町村助成交付金	—	一二、六〇〇
地方交付税	—	—
使用料・手数料	一二五、二七七	三一〇
国庫支出金	二、五三〇、六〇三	七、〇九七
道支金	二九二、八七四	一、六二七
公営企業・財産収入	六五、二九二	二六六
寄付金	—	四、七六〇
繰越金	二〇、〇〇〇	一六四
諸収入	四七二、八八〇	二〇五
町債	四、四九一	七、八〇七
合計	一三、四四三、〇五六	五五、〇七三
		昭和32年
町税	—	二三、八九四 _{千円}
市町村助成交付金	—	—
地方交付税	—	—
使用料・手数料	一〇、〇〇〇	七五八
国庫支出金	—	一、二八六
道支金	—	一、一三二
公営企業・財産収入	—	五八六
寄付金	—	一、一〇二
繰越金	—	三〇
諸収入	—	一五三
町債	—	—
合計	四三、九四一	—
		昭和39年
町税	—	二八、六一四 _{千円}
市町村助成交付金	—	—
地方交付税	—	—
使用料・手数料	—	六五、五〇〇
国庫支出金	—	二、〇一五
道支金	—	一一、〇五四
公営企業・財産収入	—	七、七四二
寄付金	—	一、六五〇
繰越金	—	一、六〇〇
諸収入	—	二〇〇
町債	—	四、六四一
合計	一二四、七二六	一、六〇〇

(「町勢要覧」「いしかり」による。)

第二次世界大戦後の町一般会計歳入予算額表(2)

科目	年次	昭和41年	昭和44年	昭和47年	昭和50年
町税		三六、四一一 千円	六三三、三四九 千円	一二一、五〇六 千円	四五八、八五〇 千円
地方譲与税					二五、〇〇〇
娯楽施設利用税交付金			二、五〇〇	二、五〇〇	二〇、〇〇〇
自動車取得税交付金			四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一九、〇〇〇
国有提供施設所在 市町村助成交付金		一一〇	一〇〇	二〇三	三四一
地方交付税		九六、〇〇〇	一四九、四一五	三二〇、五二一	六三八、二六七
分担金・負担金				八、四五〇	一三八、七六二
使用料・手数料		三、三〇五	一一、八五六	一四、二八一	二〇、九一七
国庫支出金		一五、八三一	二二、七二七	八四、二九八	三〇四、八〇四
道支支出金		一一、二五一	一三、四〇七	二四、三四五	六一、七一
財産収入		三、六一一	五、一八九	四、五六九	六、二七六
繰越金		二〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
交通安全対策特別交付金				二〇〇	一、〇〇〇
諸収入		五、九六二	三〇、〇三二	五八、〇〇〇	一四五、七七二
寄附金		一一〇	二三、九一四		

町	債
七、九〇〇	
一八〇、六八一	
二、三、五〇〇	
三五四、九九九	
五〇、〇〇〇	
七〇四、九一七	
一、九〇九、二〇〇	
五八、五〇〇	
合 計	

〔町勢要覧〕「いしかり」による。

第二次世界大戦後の町一般会計歳出予算額表（一）

科目	年次	昭和24年	昭和27年	昭和32年	昭和39年
議会費		一六九、八〇〇 千円	四七五 千円	五四八 千円	三、六二二 千円
総務（役場）費		三、五七三、五六二	一三、四八四	一七、三八九	二八、九六六
民生費					一〇、三一二
衛生費		二四〇、三〇〇	三七四	八〇四	二、七〇三
農林水産業費					二五、二五〇
商工費		七五二、八九六	一、九〇三	五、〇九一	一、五四四
土木費		七四九、四八八	一〇、六五六	三、七五九	一八、六四八
警察・消防費		一、九六二、七二二	五、三三六	一、二九三	二、八三二
教育費		三、三九六、五九八	一三、六一一	七、二八三	一七、九八四
公債費		二八六、八五一	一、四七六	五、六八五	一二、三六五
社会労働施設費		一、二五四、五〇〇	一、八三〇	一四六	

地方振興費	財政費	統計費	選挙費	諸支出金	予備費	合計
二五、〇〇〇	七一、〇一九	一六、七〇〇	九五、二四〇	五七二、三八〇	五〇、〇〇〇	一三、四四三、〇五六
四、一九七	二六四	五一	五七七	七三九	一〇〇	五五、〇七三
—	九九	五六	四四八	一、三四〇	—	四三、九四一
—	—	—	—	—	五〇〇	一二四、七二六

【町勢要覧】「いしかり」による。

第二次世界大戦後の町一般会計歳出予算額表（2）

科目	昭和41年	昭和44年	昭和47年	昭和50年
議会費	四、六五三 千円	六、九七三 千円	一七、〇四七 千円	五三、八〇三 千円
総務費	三七、九五四	六七、五一三	一三二、九九九	四五一、二三一
民生費	一五、一七三	三一、七五八	一一六、二五一	三〇〇、八八五
衛生費	四、〇八九	七、五四三	一四、七四九	一四二、〇九二
農林水産業費	二〇、二六五	二七、八一八	三三、五五八	四一、一四九
商工費	二、七三六	三、三六九	七、三九一	一一、〇六五

第二次世界大戦後の町税収入額表

町民税	科目	昭和39年	昭和42年	昭和45年	昭和49年
八、六六二、一〇〇円		昭和39年	昭和42年	昭和45年	昭和49年
八、二〇〇、一九四円			一六、一四五、七七三円	二〇、〇七四、〇〇〇円	二六、一六二、四〇〇円
九五・一一%			一六、〇六六、〇六一円	一九、五〇二、〇〇〇円	二五、五七四、五〇〇円
一七、七二六、三二〇			九九・五一%	九七・二〇%	九七・八〇%
			二四、七六七、一六〇	四八、四五二、〇〇〇	一五一、二九二、〇〇〇

(注/右欄は調定額、中欄は収入額、左欄は徴収率)

〔町勢要覧〕「いしかり」による。

合計	予備費	諸支出金	公債費	災害復旧費	教育費	消防費	土木費
一八〇、六八一	五〇〇	一五、一一九			二五、一二一	三、八八八	五一、一八三
三五四、九九九	一、〇〇〇	二、三三四	二四、二二五		七五、四四八	七、〇七八	九九、九四〇
七〇四、九一七	一、〇〇〇		三一、四九六	三五、四五〇	一九八、八八三	一〇、八〇四	一二五、二八九
一、九〇九、二〇〇	三、〇〇〇		五九、五八七	三〇、三八六	二五六、三二〇		五五九、六八二

固定資産税	一七、〇一〇、八五〇 九五・九六	二四、三八八、二七〇 九八・四七	四二、五二二、〇〇〇 八七・八〇	一五〇、七三八、〇〇〇 九九・六〇
軽自動車税	一、四八二、二〇〇 一、三九六、四一〇 九四・二一	一、六六六、七二〇 一、六四二、七九〇 九八・五七	二、一七三、〇〇〇 二、〇九七、〇〇〇 九六・五〇	二、五五三、〇〇〇 二、四四四、〇〇〇 九五・七〇
たばこ消費税	三、九七二、三九〇 三、九七二、三九〇 一〇〇・〇〇	六、九三三、八四〇 六、九三三、八四〇 一〇〇・〇〇	一二、三三一、〇〇〇 一二、三三一、〇〇〇 一〇〇・〇〇	二四、八四〇、〇〇〇 二四、八四〇、〇〇〇 一〇〇・〇〇
電気・ガス税	一、二六〇、六三八 一、二六〇、六三八 一〇〇・〇〇	一、六九八、三二八 一、六九八、三二八 一〇〇・〇〇	二、八〇四、〇〇〇 二、八〇四、〇〇〇 一〇〇・〇〇	八、一二二、〇〇〇 八、一二二、〇〇〇 一〇〇・〇〇
鉦山税	二八三、四五〇 二八三、四五〇 一〇〇・〇〇	一三八、六二〇 一三八、六二〇 一〇〇・〇〇	八三、〇〇〇 八三、〇〇〇 一〇〇・〇〇	二五、七八五、〇〇〇 二五、〇九六、〇〇〇 九七・三〇
法人町民税	—	—	—	二、八四〇、〇〇〇

科目	年次	昭和39年	昭和43年	昭和46年	昭和50年
町民税		二、五二八 五、九三五 円	二、五二八 一、六一三 円	二、六七一 一〇、七五七 円	一六、三三五 六〇、四三五 円
国定資産税		一、六〇七 八、九三五	三、〇六六 一五、二九八	五、〇九二 二〇、五〇九	九、四四六 三四、九四八
軽自動車税		一二二 六七七	一七六 八七八	一九五 七八六	一五九 五九〇

(注)右欄は町民一人当り平均、左欄は一世帯当り平均

第二次世界大戦後の町税負担割合表

〔町勢要覧〕「いしかり」による。

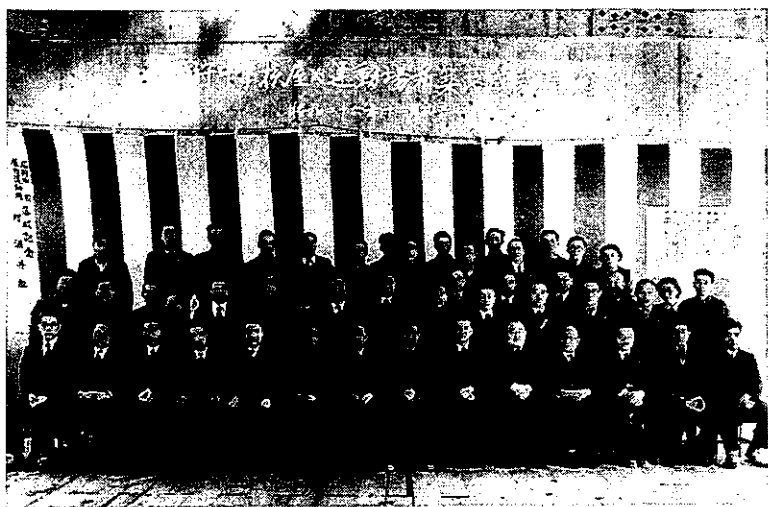
交付金・納付金	二、八四〇、〇〇〇 一〇〇・〇〇〇
特別土地保有税	一九一、四三九、〇〇〇 一六七、七七九、〇〇〇 九六・〇〇

たばこ消費税	四三一 二、三九五	七七五 三、八六六	一、一二三 四、五二五	一、五五一 五、七三八
電気・ガス税	一一九 六六一	一九六 九七八	二八四 一、一四五	五〇七 一、八七六
鉱山税	三九 二一五	一三 六三	二 八	— —
法人町民税	— —	— —	— —	一、六一〇 五、九五六
交付金・納付金	— —	— —	— —	一七七 六、五六〇
特別土地保有税	— —	— —	— —	一一、九五三 四四、二二二

〔町勢要覧〕「いしかり」による。〕

以上の表からは、例えば、昭和二〇年代に総務（役場）費、教育費に重点をおかれていた歳出が、その後土木費にウェイトをおきかえられていくといった傾向などを察することができる（詳しくは付編3参照）。

なお、そのような戦後のこの町の動向が、とくに昭和二〇年代半ば以降の日本の経済的復興とその後の動向に



石狩中学校屋内運動場新築落成記念写真／昭和26年12月12日／若林ヨセ所蔵資料

伴って起こってきたことは言うまでもない。

そして、「朝鮮特需」などによって日本経済が復興の歩みを確かにし始めた昭和二十六年、町役場では、「町弘報・いしかり」創刊号を発刊しており、飯尾圓什町長が、その巻頭挨拶「弘報発刊に際して」において、町の現況および方針につき、次のように述べている。

第一に土地改良

荒廃地・砂地の土地改良によって食糧の増産を計り、町人口密度を高めることは、一は国策に沿いは町発展に寄与するもので、過去四年の間に北生振地区に六十町歩、生振地区に五百町歩、樽川地区四百町歩、南線地区三百町歩、志美地区二百五十町歩の造田は既にみのりの秋を迎えんとしており更に二十七年度は八幡町地区に千町歩の水田を完成しようとしています。その暁には道内有数の米産地帯として登場するものと信じております。

第二に河口改修にともなう港湾施設の完成

石狩川河口は一昨年指定港湾としてとりあげられ

治水工事によつて護岸工事も着々進捗し、河口改修も年々行われ、従来春秋の出水期に於ても水深僅に一米あつたのが昨年来三米の深度を保つまでになり、水筋も一定し船舶の出入も安全容易になつてまいりました。明年度以後、港湾施設の築港（導水堤）の工事に着手し、近く港としての充實を期する予定であります。

第三に交通網の完備

町発展上見逃すことの出来ない道路については先ず町の中心に結ぶ幹線道路改修に着手しつつあり、即ち本町を中心に高岡、樽川、生振（マクンベツ經由）美登位（北生振經由）の幹線とこれに通じる各支線の完備は生産拡充の基本施設として急を要するものと思つておられます。

本年は美登位線に重点を置き実施中ですが、財政とにらみ合せながらの事として仲々急速にはまいりませんが、努力をつづけつつあります。

更に進んで軌条により札幌市と連絡する等、その他の施設と相まって着々計画を進めつつあります。

第四に水産対策

年々衰えつつある鮭漁に対する施策も考慮中でありましたが、これが振興をはかるために、後期鮭を対象とする孵化場を設置することになり、目下矢臼場に工事を進めつつあります。これは農林省農水特別融資によるものでありまして、十月には完成することになっており、最初は五百万粒を孵化の予定であります。

この事業は地元漁民の方の協力にまつ外ありませんが今年の成績は明年以後の運営に対する試金石とも言つべく、指様の御協力をお願い致します。

河口改修にともない、船舶の出入が自由容易になると、沿岸漁場の海産物の集積地として河岸大市場を開設し、奥地農産地帯に蛋白資源の補給を行い、従来の漁業から更に水産加工販売に転換するように進めたいと思つておられます。

その後、石狩町は鉄道建設計画案の実現に向けた運動、工業団地や住宅団地の造成、石狩湾新港地域開発計画の実施などといった、石狩町の飛躍的發展に関わる課題を担って、現代史を展開していく。

そして、ここではそれらのうち、札幌―石狩間の鉄道建設計画を、計画書の紹介によって示しておく。なお、この計画案は今日まで実現されずにきたが、先見の明あるものと言えよう。

札幌―石狩間鉄道建設計画書

一、鉄道起業の目論見

イ、目的

地方鉄道法に依り札幌―石狩間に鉄道を敷設し一般旅客貨物の運輸營業を致します。

ロ、商号及び主たる事務所の設置

石狩鉄道株式会社と称し本店を北海道石狩郡石狩町大字親船町南九番地に設置致します。

ハ、鉄道事業に要する資金の総額及び其の調達方法

鉄道建設資金総額は金五億円也にして株式を以て金壹億円也を出資充当し、残り金四億円は北海道東北開発公庫及び日本長期信用銀行等の融資に依り調達する予定であります。

ニ、線路の起点及び經過市町村

起 点 札幌市桑園駅（函館本線桑園駅）

經過地 札幌市琴似八軒、同琴似町新川、同琴似町新琴似、紅葉山、石狩町字花畔、石狩町字志美、

石狩町字西浜

終点 石狩町字親船町

ホ、軌道 一米〇六七とす。

へ、動力 内燃機関

別紙1 運輸大臣地方鉄道敷設免許状写し御参照願います。

二、計画の概要

桑園駅を起点とし（桑園―札幌間国鉄線乗入れ）札幌線と別個に琴似、発寒、紅葉山等の札幌近郊に於ける最も開発の遅れている牧野、荒蕪地帯を石狩湾の海岸線に向って走り、石狩町花畔から石狩国道と石狩川改修後の旧河床たる湖沼地帯とに沿って志美、西浜を経由、石狩川河口石狩町大字親船町に到る二〇キロ半の鉄道敷設を行う計画であります。

此の鉄道敷設の完成により札幌市琴似町、手稲町、石狩町、厚田村、浜益村及び其の付近の町村の受益は多大なるものにして農産物は勿論海産物、林産物、鉱産物の輸送の外、此と併行して地方港湾に指定されている石狩川河口港の整備、及び改修工事も昭和三十二年度より着工の運びとなり、本港の利用により背後に在る石狩炭田の中心地帯として炭田より産出輸送される石炭は中・小型船舶に積載、日本海沿岸の各港へ輸送され、此とともに諸物資の交流と相俟って益々大量になる移出石炭の輸送を容易に行わしめる計画であります。

室蘭、小樽、函館等の諸港に於ては目下石炭荷役埠頭は大量輸送ルートのみに極限され、中小量の石炭荷役には予地がない状態であるため、新に出来る石狩湾の石炭荷役埠頭は中・小企業の炭鉱よりの一般への供給用に対して新に開かれるルートとして石炭港が完成すれば本鉄道で輸送する内地向け移出炭は相当

量に上るものと思われまゝす。

尚比較的开发の遅れている石狩川河口周辺荒蕪地帯の開発を行い、北海道開発計画の推進の一助として計画されたものであります。

殊に本道に必要な鉄道を完成するため日本国有鉄道の敷設すべき予定鉄道路線として、明治四十三年以来石狩国札幌市より石狩町を経て天塩国増毛町に到る鉄道敷設が指定され現在に至っておりますが今日までその実現を見なかつたのであります。今回十有余年の念願叶い地方鉄道として前記予定路線の一部である札幌―石狩間の鉄道建設が免許されたのであります。尚これに引続き稚内、留萌、増毛並びに浜益、厚田を結ぶ沿岸市町村と連携を保ち増毛―石狩間の路線建設の実現を期するため目下調査計画中であります。

即ち石狩―厚田間二〇料、厚田―浜益間二五料、浜益―増毛間三五料、その総延長八〇料にして稚内―札幌間を通ずる全長二六〇料の最短路線を結ぶことも近き将来を期して俟つべきものとありますと共に、これが実現の暁は現在稚内―札幌間の運行所要時間十二時間余がわずか七時間位に短縮可能となり稚内―石狩―札幌を通ずる本道の日本海沿岸線における重要集散物資の移出入及び旅客輸送に裨益するところ多大なると同時に本道の総合開発促進に寄与するところ絶大と言わねばならず、本道の首都札幌市を中心とする小樽港、石狩港を結ぶ将来の繁栄を期することが最終の目的であります。

三、輸送施設

本鉄道は旅客輸送用としてディゼルカー（動力客車）定員一三八名のり三輛、外に付随客車四輛を配置しまして桑園駅から札幌駅まで乗り入れを行い、札幌駅から予定駅名、北桑園駅、新川駅、花畔駅、志美駅、西浜駅、終点石狩駅までの旅客の輸送を致します。

貨物輸送用としてはディゼル機関車二〇屯一六〇馬力(DMH—一七B)型三輛を配備し、桑園駅から終点石狩駅まで貨物列車の牽引に供します。

其の運行計画は次の通りであります。

(イ) 旅客

一日の運行回数を一〇往復として乗車効率七〇%とすれば一往復一六〇人、一日輸送入員一六〇〇人となります。遊覧客その他団体客等は予備ディゼーカー(予備動力車)及び付随客車で輸送します。

(ロ) 貨物

一日の運行回数五往復として一往復一五屯車六輛連結一八〇屯、一日の運送能力九〇〇屯の計画であります。

四、貨物の輸送について

本鉄道の敷設完成に依り其の包養事業として掲げられるものは相当多数(一五種余)計画されておりますが、営業開始年度より確実に計上される輸送物資は石狩町、厚田村及び浜益村の海産物、農産物、石油原油等の鉱産物の外に、主なるものを掲げれば石狩炭田より産出される石炭であります。

(イ) 石炭の移出

石狩炭田中の中・小企業炭鉱より産出される石炭を本鉄道で石狩川河口港へ輸送し、之を東北・北陸方面の日本海沿岸諸港即ち能代、船川、土崎、酒田、新潟、伏木、七尾、三国、敦賀等の各港へ小型船舶に積み込み輸送する計画であります。

現在の河口施設の船舶の接岸埠頭は石狩町大字親船町側に繋留施設の延長約三〇〇米程のものがあり、二〇〇屯より五〇〇屯までの小型船舶が常時五、六隻の繋留が可能です。同埠頭へ本鉄道か

ら側線を敷設すれば輸送せる石炭の船積みは直ちに容易に出来る状態であります。

其の上昭和三十二年度より道開発局で改修工事を着工、其の進捗に伴い接岸埠頭は延長され河口も水深六・七米に浚渫し、中型船舶の出入港が容易になります。此の工事の進行に伴い本鉄道からの側線も延長され埠頭に於ける本船への石炭積み込み設備も第一、第二、第三等の貯炭場も石狩町町営で建設し、常時石炭の移出輸送の円滑を計る計画であります。

従つて現在の設備を活用すると共に五ヶ年計画で道開発局が施行する石狩川河口港改修工事により現在より上流に尚六〇〇米の繋留設備を増築拡張し、完成の暁には三〇〇屯級から一、〇〇〇屯級の船舶七隻が接岸することが出来る計画であります。

以上の条件に依り積出される石炭の量は配船数に依るけれども大体一日三〇〇屯の出荷を計画して居り、五ヶ年間の予想量は施設の拡充を考慮して開発後五ヶ年間の積込み輸送量は次表の通りであります。尚河口港の改修工事の進展に伴つて貯炭場も順次大型となし、第一貯炭場五万屯なるも第二貯炭場十萬屯、大型船舶に備えて第三貯炭場は二十萬屯の予定であります。

五、鉄道沿線の状況

本鉄道の完成に依り沿線桑園駅より約五料の地点は本鉄道にて駅を設けるが、此を中心として付近一帯は牧野であり荒蕪地である。此を年々拡大されて行く札幌市の郊外新住宅地として開発するときは地価は安く、平坦にして飲料水は良好健康的な土地の上都心に近く新住宅地としては理想的なる処であり、当社に於てもそれを開発する計画であります。其の先紅葉山付近は自衛隊の駐屯地として土地買収が行われましたので本鉄道の完成により当然兵舎及び官舎の建設があるものと思われ、札幌市へ出るのに非常に便利なる処になると想像されます。

花畔は已に市街地を成して居り、其の先の志美及び西浜、ことに西浜は広漠たる土地にして大工業地帯としては理想的な処であるので当然工場の建設が行われるものと思われれます。終点石狩町大字親船町は花畔と同様市街地を形成して居りますが、夏期は札幌市に近距離であり海岸は遠浅の砂浜である關係上、海水浴客で一夏延べ十万人近くの出人を予想され、秋は石狩川の鮭と共に鮭漁等のレクリエーションで此又一秋延べ十万人近くの出人を予想されますと相俟って沿線に札幌市の繁榮と相通じて住宅が年々建設されることが充分予想されます。

石狩川河口の石狩町は立地条件としては工業地帯として理想的の所であり、当然パルプ製紙工業、化学工業、製鉄工業、甜菜糖工業及び火力発電所等の工場建設地として最も好適の地でありますので、鉄道の開通さえあれば自然に上記の工場類が建設されるものと思われれます。

別紙3 石狩鉄道沿線図を参照されることを希望します。

六、会社の概要

- (イ) 商 号 石狩鉄道株式会社
- (ロ) 会社所在地 北海道石狩郡石狩町大字親船町南九番地 電話石狩四十一番
- (ハ) 会社資本金 払込資本金 壹千万円也

授權資本金 四千万円也

最近の内に授權資本金を金壹億円に（全額払込）増資する予定であります。

(ニ) 營業収支概算

別紙2 五ヶ年間の年度別營業収支概算書を参照されることを希望します。

七、鉄道敷建設資金

鉄道建設資金の概算額及び建設資金以外の資金額は次の通りであります。

鉄道敷設資金概要

四億五千七拾万円也（一杆当り建設資金二千三百万円）

建設資金以外の資金

四千九百参拾万円也

合 計

五億円也

八、建設資金以外の資金とは、客貨誘致費、総係費、予備金の合計であります
資金調達方法

鉄道建設資金の調達は左記の通りであります。

自己資金（株式払込金）

一〇〇、〇〇〇千円

北海道東北開発公庫より借入れ

二八〇、〇〇〇千円

日本長期信用銀行より借入れ

一二〇、〇〇〇千円

合 計

五〇〇、〇〇〇千円

弊会社資本金は現在払込資本金壹千万円でありますが授權資本金を壹億円に増額、北海道東北開発公庫

より参千万円の御投資を御願ひし、残り六千万円は一般公募と致しまして払込資本金を壹億円に増資、自己資金として使用する予定であります。

九、借入金の返済方法

北海道東北開発公庫及び日本長期信用銀行より借り入れたる借入金金は左記の借入金返済表通り返済致します。

借入金返済表

前記返済表通り第十年目にて完済の予定にて別紙No.2表を御参照願ひます。同2表は第五年目までの計算しか記載ありませんが、其の以後は貨客の運賃収入も自然に増加致しますし、付帯事業の収入も増加します。其の上借入金金の減少に伴いて支払利子も大幅に減少しますので第六年目五千万円、第七年目五千万円、第八年目六千万円と充分増額返済可能であります。

北海道東北開発公庫と日本長期信用銀行との返済割合は、借入の際と同様七分三分の割合にて返済する予定であります。

尚営業開始の四年目には返済金の外に株主に対しても年八分の配当は充分可能であると思われま

以上

別紙 1

(札幌陸運局経由)

鉄監第四八四号

免 許 状

石狩鉄道株式会社発起人総代

飯 尾 円 什 外六名

右申請の北海道札幌市北拾条から同道石狩郡石狩町に至る間に、地方鉄道を敷設して旅客及び貨物の運輸營業をなすことを免許する。

地方鉄道法第十三条の認可申請は、昭和三十四年五月二十八日までこれをなすこと。

昭和三十二年五月二十九日

運輸大臣 宮 沢 胤 勇

別 紙 2

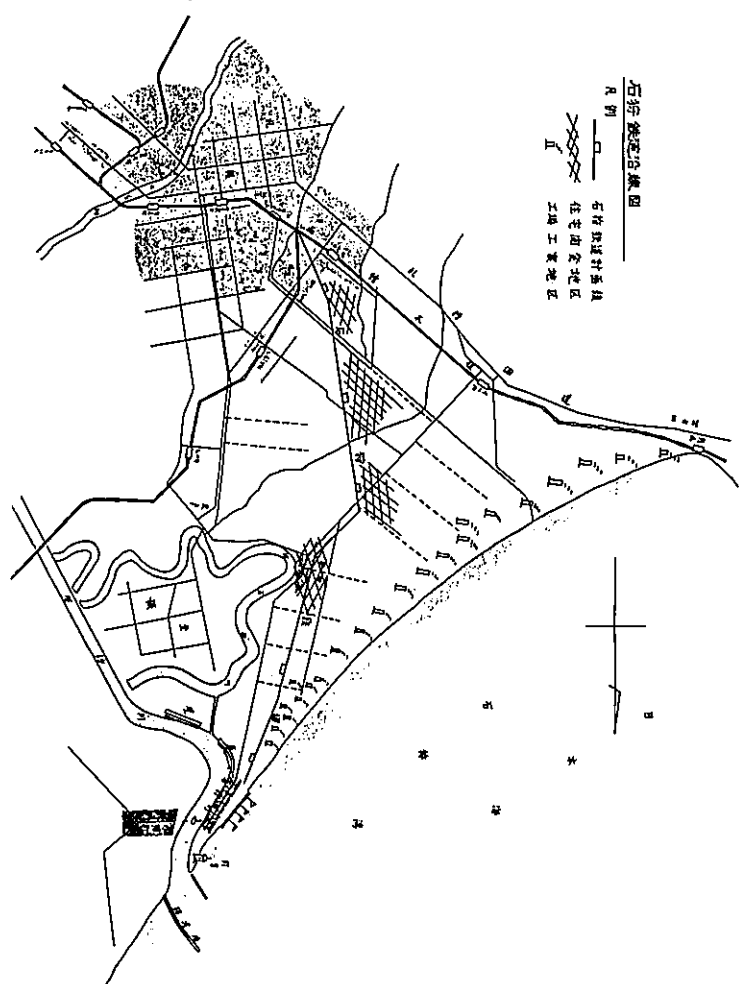
五ヶ年間の年度別營業收支概算書

石 狩 鉄 道 K K

種 別	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	記 事
収入の部						
旅客人料	八、〇六、五五 ^人	八、〇六、五五 ^人	八、〇六、五五 ^人	八、〇六、五五 ^人	八、〇六、五五 ^人	

第一編 行政編

旅客収入	二四、三〇、六五〇円	二四、三〇、六五〇円	一人糶 三、〇〇円
貨物屯数	四、四九、九二二屯	五、七六、四二二屯	一屯糶 一四、〇〇円
貨物収入	(六〇、二六、四七四円)	(六、五五、六六四円)	初年度の3%を見込む
雑収入	二、五五、〇七九円	二、五五、〇七九円	
収入計	八七、〇四、四三三円	二八、九六、五三三円	
支出の部			
営業費	三、四四、五〇〇円	三、四四、五〇〇円	
借入金利子	二、三〇、〇〇〇円	二、九八、八四〇円	
減価償却費	一、〇〇、〇〇〇円	一、八、五〇〇、〇〇〇円	
固定資産税	七、〇〇、〇〇〇円	七、一三、一八〇円	
支出合計	一三、〇五、〇〇〇円	一四、一五、七五七円	
差引益金	九、九九、四三三円	一三、〇九、一四四円	
建設費に対する益金割合	二九・三%	九・三%	



次いで、昭和三〇年半ばより五〇年代半ばに亘る、石狩町による陳情事項の題目を示すことにより、この町の担ってきた課題を追ってみよう。

昭和三六年～五〇年代の石狩町主要陳情書一覧

一、港湾

石狩港湾の早期完成について

三六年

石狩港湾の築設について

三八年

石狩河口港工事の促進について

四〇年

地方港湾石狩港の整備促進について

四〇年

石狩湾新港の早期実現について

四三年

石狩湾新港地域開発事業実施計画の促進について

四八年

石狩湾新港の早期完成と背後地域の整備事業実施に伴う財政特別措置について

五三年

二、道路（含橋梁）

二級国道札幌留萌線札幌―石狩間完全舗装工事の完成について

三六年

石狩河口橋の早期完成について

三六年

道々石狩当別線の改良工事について

三八年

道々小樽石狩線改良工事について

三八年

札幌市茨戸・石狩町ヤウスバ間の道々昇格について

三八年

石狩河口橋の架設について

四〇年

道々石狩手稲線の改良舗装について

四〇年

札幌市麻生団地、石狩町樽川四線運河間道路の道々昇格について

四〇年

一般国道二二一号改良工事の早期完成と舗装整備の促進ならびに石狩河口橋の早期完成について

四四年

道々石狩当別線の舗装について

四四年

道々札幌ヤウスバ線の改良促進について

四四年

石狩河口橋架設に伴なう路線変更による旧国道の管理について

四五年

生振村三線と花畔村志美三線を結ぶ道路の新設について

四八年

石狩川渡船管理運営費の財政負担について

四八年

道々小樽石狩線の歩道設置について

四八年

三、河川

特殊河川知津川改修工事について

三八年

新川改修工事について

三八年

石狩川・旧石狩川治水事業について

三八年

茨戸川（旧石狩川）に調節水門と滯水排除放水路新設について

四四年

石狩町両岸市街地築堤の早期着工について

四四年

茨戸川放水路の新設について

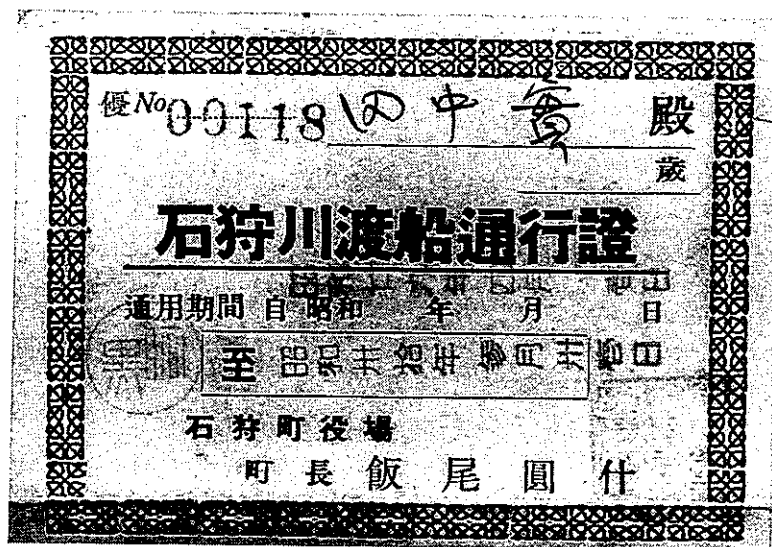
四六年

茨戸川の水質汚濁防去対策の促進方について

五三年

茨戸川の治水対策（本流からの逆流水防止用調節水門の設置）について

五三年



石狩町経営最終年の「石狩川河口渡船通行證」／公用、無料券／昭和29年4月1日／田中実所蔵資料

四、農業

石狩町樽川地区明治乳業株式会社所有地の酪農振興方策実現について 三八年

北生振開拓パイロット事業の促進方について 四三年

高岡シブ地区国営土地改良事業の五四年新規着工について 五三年

五、民生等

生活保護費の級地引上げについて 五三年

道立総合運動公園の新設について 五三年

水資源開発について 五三年

(注・以上は総合陳情書による。また、継続陳情項目は略した。)

なお、末尾であるが、今は懐しい石狩川河口渡船関係の写真資料を本稿のうちに加えておく。長い歴史をもち、かつて人々の心をも橋渡しした石狩川河口の渡船は、戦後の近代化の波に飲まれてすでに廃止されており、もはや人々の脳裏から離れつつある。



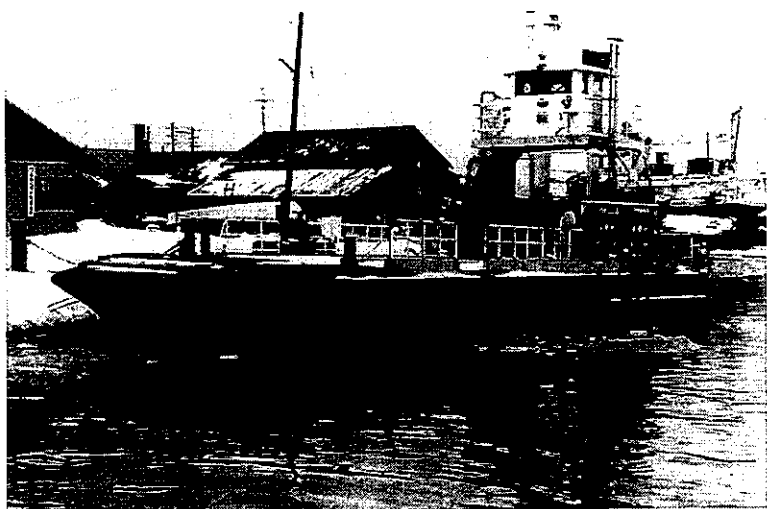
石狩川河口渡船場の左岸桟橋と渡船施設／中央の建物：石狩漁業協同組合、右の建物：左岸新待合所、左端の建物：旧待合所／昭和45年頃／石狩町所蔵資料



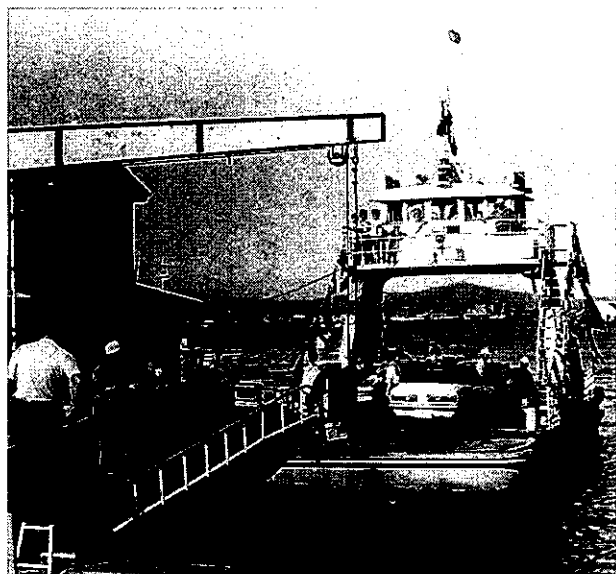
石狩川河口渡船の乗船を待つ車の列／国道231号社会福祉センター前／昭和41年8月7日／石狩町所蔵資料



石狩河口渡船場／昭和40年代／石狩町所蔵資料



石狩町に就航した車運船『おやふる丸』(42トン)／石狩川河口渡船場／昭和37年11月／石狩町所蔵資料



石狩川河口渡船場の車運船／昭和40年代／石狩町所蔵資料

戦後の歴史的変遷はまことに大きい。

第二項 開町八〇周年記念行事

昭和二〇年八月の敗戦一ヶ月前に当たる七月一五日、アメリカ艦載機の空襲により人的、物的被害を受け、町庁舎も焼失した石狩町では、その後二二年四月、初の公選町長として飯尾円什が就任した。また、同年五月には、新役場庁舎が完成し、役場の執務が開始された。そして、町が町発展振興策の重点を全町の造田化と定めたことから、新道地区、北生振地区、美登位地区、南線地区などの造田工事が相次いで実施されていき、約四〇〇ヘクタールがまず完成した。さらには他地区でもそのような気運が高まり、穀倉石狩の確立へと向って、町は活気づいてきた。次いで二四年には、一八七〇（明治三）年、この地が兵部省の支配地より開拓使の管轄となつてから八〇周年目に当たることから、町ではそれを記念して、開町八十年記念式典協賛会（会長石狩町長飯尾円什）を設置し、式典および記念事業をそれぞれ実施することになった。

この開町八十周年記念式典は、一〇月二五日、石狩小学校屋内運動場において挙行されたが、その式次第を記すと、着席、修礼、開式宣言（鈴木助役）、会長（町長）式辞、町議会議長（吉田茂一）式辞、功労者表彰並びに記念品贈呈、来賓祝辞（北海道知事、北海道議会議長、石狩支庁長、札幌法務局長、北海道町村会長、札幌市長、石狩支庁町村会長、北海道町村議会議長、当別町長）、祝電披露、被表彰者謝辞（関戸金三郎）、閉式宣言（助役）、修礼、退席の順序となっており、それに引き続いて祝賀会が行われた。

道央地域の重点地となつていた石狩町の古い歴史とその果たしてきた役割から、北海道や札幌市の発展計画のなかで、石狩町に期待するところが如何に大きいものがあつたかといふことは、次に記す同式典の北海道知事田中敏文や札幌市長高田富興の祝辞中で示されており、その後の町の振興、発展への過程はまさしくそれに沿うも

のとなっている。

なお、式典における表彰者は次の通りであった（敬称略）。

一、開拓功勞者 故村山伝太夫、故佐藤熊太郎、故玉木琢藏、故河本莊七、故沖本市郎右エ門、故松永平三郎、故長江常三郎、故前田惣右エ門

二、自治功勞者

元町長 故高野金作、吉田由太郎

町會議員・町議會議員

堀部銀藏、関戸金三郎、故林喜佐吉、吉田茂一、故猪俣松藏、故千歩亀松、故金子清一郎、石井立之進、嘉屋徳光、故筒井豊次郎、故平野寅吉、鈴木信三、清野政吉、横山玉太郎、故寺尾政次郎、山田義雄、故丸山辰六、故米倉喜八、清野孫市、故工藤重作、故佐藤安次郎、故鳥羽熊三郎、故安孫子庄七、越野佐一郎、故渡辺長次郎、渡辺善祐、故三浦新五郎

土木委員 山谷徳太郎、故三木忠藏

区長・部長 熊倉徳次郎、故平賀重藏、故沖本伝五郎、故安田庄槌、故福田仁三郎、山下定吉、故南

部多市、筒井浅次郎、故阿部秀雄、山内次之作、清水市藏

町吏員 鈴木与三郎、永田久五郎、山口吉兵衛、石黒幸三郎

教員 千葉宏平

消防組員 工藤久藏、堀部剛吉、吉田三郎、田中松次郎、紺野庄太郎、吉岡由太郎、若月豊太郎、小谷春市、青木石松、岸部儀太郎、加藤円次郎、墓田吉藏、篠山二一、北原重吉、工藤惣之助、岡崎清助、松木清太郎、若林清作、菅池豊作、山本喜一



開町80周年記念式典功勞者記念写真／石狩小学校中央玄関前／昭和24年10月25日／石狩町所蔵資料

統計調査員 清野馨

三、水産功勞者 故鈴木逸平、故後藤要次郎、故吉

田庄助、故井尻靜藏、故高橋儀兵衛、故畠山

清太郎

四、農業功勞者 故竹中孚衛門、花畔十線用水組合、

石崎久治、四宮徳市、尾田八郎、石山右一、

高橋正、宮前茂重、中田栄治郎

五、畜産功勞者 故阿部權次郎、松井岩次郎、戒屋

亀之進、杉本栄一、赤山安五郎、児島金三郎、

青木政雄

六、篤行者 故中田伊左次郎、吉岡三之助、故曾我

信彦

七、通信功勞者 故盛辰次郎、斉藤作太郎

八、道路・公共事業 深沢三代治、川端石五郎

祝 辞

豊穰の秋を迎えまして本日茲に石狩町開町八十年の記念式典を挙行せられるに当り、親しく祝意を申

し述べる機会を得ましたことは、私の洵に欣幸とするところであります。

顧みまするに本町の開基は今より約二百七十年前、能登の人村山伝太夫が松前福山を経てこの石狩に來り、鮭漁業を営み、その漁獲物を松前に送りまして販売し商業を営んだのが内地人來住の嚆矢でありまして、次いで宝永三年松前藩が石狩場所を設け、村山伝兵衛をしてこれを請負はしめ、当石狩を根拠地として各漁場を支配していたのでありますが、当時の石狩は無人の地であり、漁獲期間中は福山より少数の出稼人を雇ひまして漁業を営んでいたものであります。

明治二年、北海道に開拓使を置かれましたこれに隸屬し、同年四月この地石狩に開拓使出張所の設置を見ましてからは、佐渡、奥羽の各地より移住するものが非常に多く、又、開拓使庁の貨物運搬や移住者の往復等については、皆この地を利用致しましたものでありまして、本道開拓史上において最も古い歴史を誇っておるところであります。

更に、明治十二年七月郡役所が親船町に置かれまして、石狩外八郡を管轄し、同十五年二月開拓使を廢し、札幌県を置かれますや、この管轄を経まして、北海道庁に転展し、明治三十五年四月、北海道に級町村制を施行されました際、親船町外十ヶ町村を合し石狩町とし茲に自治体の基礎が築かれたもので、越えて同四十年一級町村制を施行せられ、この年はじめて完全な独立自治体として発足を見るに至ったのであります。

本町は信濃川に次ぎ我が国第二の長流である石狩川の河口に位置し、名産石狩鮭の生産地として古くより全国的にその名を知られて來たところでありまして、逐年農水産加工業の振興に伴い町勢の隆盛を加えまして、現在人口九千、戸数千数百を算え本道地方自治体における先驅の町としての歴史を築かれたものでありまして、これ偏えに先覺者各位の開拓の御苦勞と歴代理事者並びに公職者各位の努力によるものであります、この機会に深甚の敬意を表すものであります。

尚、本町についてはこれを札幌市の海港として大石狩港建設の計画がございますが、これが完遂は短年月にして成らずと雖も本道今後の開拓上是非実現を致したい事業の一つでありまして、これが実現を視んか本町の進展の上に一大飛躍をもたらすことは必定でありまして、この機会に町民各位の一層の奮起を期待して已まない次第であります。

亦、隣接、厚田、浜益両村とは地理的に亦農水産業の方面より視まするも、特に密接不可分の關係にありますから今後一層の連絡協調を計り自治振興の為一段の御奮励を期待致す次第であります。

今や終戦第五年を迎へ我が国の再建は漸次その曙光を見出しつつあるのでありますが、その前途を思うとき、吾等道民に負荷せられました使命と責任とは真に重大なるものがあると考えざるものでありますが、この時に当り先ず健全なる地方自治体の振興を図ることは邦家再建の爲最も重要な施策であると信ずるものであります。

希くは町民各位におかれましては、本日この意義深い記念式に当りまして全町民一丸となり、今後益々郷土石狩町の振興を図ると共に、良き伝統の美風を継承し、郷土愛の精神を結集して一層和衷協力、住みよき石狩町の建設に邁進し以って本道の進展と国家の再建に一層の御協力あらんことを望んでやまない次第であります。

以上、本日 of 記念式に列し一言申し述べて祝辞と致します。

昭和二十四年十月二十五日

北海道知事 田 中 敏 文

祝 辞

本日ここに石狩町開町八十周年の記念式典に参列しお祝いの言葉を述べさせて戴く機会を得ましたことは私の心から光榮とするところであります。

石狩町は本道において福山・函館に次いで最も早く開けた要港である歴史と鮭の石狩としてその名を全国に響かせていることは地元の方々の誇りであるばかりでなく私共道民全部の誇りとして来た処であります。

思うに明治初頭札幌に本道開拓使が設置されると同時にその出張所が本石狩町に置かれた事実によつても当時の石狩の重要性和そのいんしんを偲ぶ事ができるのであります。また、本道の政治経済教育文化の中心が、この広大な石狩原野と雄壮な石狩川にあることは全道民の周知するところでありますが、その橋頭堡として石狩町を開基された先見に対し私共は深く敬意を表します事と共に、その先人の労苦に厚く感謝を表したいと思ひます。

札幌市は時に石狩町とその創建も同時であり札幌開発の關係において共々発展の過程を経て来たのであります。今や札幌市は本道の首都として人口三十万の人口を擁し更に大札幌の総合計画を樹立中でありますが、その中に石狩川運河、石狩工業港等の構想等今後の発展策を本町に願うところ少なくとも将来緊密且つ強力な提携を必要とすることがいよいよ多くなると信ずる次第であります。

目下本町におきましては種々の開発計画があり、特に造田開発計画につきましては着々成功の段階にあると聞きましてそれら諸計画の一日も早く完成し本町が担ふ新日本のホープ北海道の中心である石狩発展の責務を充分に果されんことを念願するものであります。

この意義深い石狩町開町八十周年を迎えて私は衷心より町民各位と喜びをともしるとともに町民各位におかれましてもますます先輩諸氏の創意と努力とに思いをいたされ町政の円滑なる発展になお一層の自重自愛を切望いたしまして簡単ながら祝辞といたします。

昭和二十四年十月二十五日

札幌市長 高田 富 與

また、その他の記念事業として、

イ、町史編纂

ロ、綜合グラウンド建設 現在の観江グラウンドを拡充整備し綜合グラウンド（主として野球施設）として完備する。

ハ、石狩案内 写真入り石狩町案内しおりを作製する。

協賛事業（協賛会を設け事業を実施）

1. 祝賀会 式典終了後石狩小学校屋内運動場に於て祝賀会を開催。

2. 野球大会 （於観江球場） 一〇月二二・二三日

旗行列（本町・八幡町市街） 一〇月二五日

ニュース映画会（於石狩座、生徒児童・一般）二回 一〇月二五日

衛生展覧会・華道展覧会・書道展覧会・衛生思想普及紙芝居（於石狩小学校）

一〇月二五・二六日

農産品評会・水産品評会（於石狩小学校） 一〇月二五・二六日

敬老会（於石狩小学校） 一〇月二六日

畜産共進会（於八幡町家畜市場） 一〇月二六日
卓球大会（於石狩小学校） 一〇月三〇日

と多彩な行事を実施した。

なお、農水産品評会と畜産共進会の上位入賞者は次のとおりであった。

石狩町八〇周年記念産業品評会上位入賞者

農産の部

区分	作物（品種名）	住所	氏名	等別
水稲	（晩生栄光）	北西	仲村 徳松	一等賞
〃	（中生栄光）	殖民	菅野 今朝吉	二等賞
〃	（栄光）	西生三	長江 国弘	〃
〃	（上育B七号）	上組	宮島 徳太郎	三等賞
〃	（石狩白毛）	北花畔	金子 仲久	〃
〃		殖民	荃津 与次郎	〃
麦・雑穀	大麦（ハルビン二条）	西生三	青木 政雄	一等賞

（以上、町役場保存資料による。）

[illegible]

一六七

水産の部

上梅川	和佐正人	三等賞
河本泰藏	福田清治	〃
〃	新高岡	〃
男爵	男爵	〃
男爵	男爵	〃
紅丸	中生	〃

綿羊	新田	日出	小櫻	第二ナイス	M二	第二メリー	シューマイヌーミツク	カトリ	インカボーテージパールジョハナ	モノークプロスマクトイシヤマ	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	コリデール	コリデール	コリデール	コリデール	〃	ホルスタイン	ホルスタイン	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	牝	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	北生振	八幡町	〃	〃	〃	生振	北生振	八幡町	北生振	樽川	赤山	熊倉	正男	三賞
	清野	銚井	上谷	児島	木村	児島	石山	中田	秀雄	右一	〃	〃	〃	〃
	馨	伝吉	虎市	昇	角一	昇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	三賞	〃	二賞	一賞	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

また、参考出陳として、次の出陳があつた。

種牡馬の部（馬名・住所・氏名）

栗秋号（北生振・石山右二）、論第号（花畔・白瀬福松）、通健号（生振・農協）、第二通錦号（生振・農協）、盛春号（花畔・杉本栄一）、麗初号（北生振・石山右二）

二・三才馬の部

第二玉驛（生振・吉田万太郎）、春盛（生振・樋口博）、第九北龍（生振・吉田秋吉）

第三項 石狩町産業開発振興の基本構想

昭和三十七年七月、第二期北海道総合開発計画、続いて一〇月、全国総合開発計画が策定された。また、それらに加えて、地域開発立法としての低開発地域工業開発促進法、新産業都市建設促進法等により、この時期には地域の機能的分担が明確化してきた。

そして、石狩町でも、いち早くそのような情勢を察知し、あるいは急速な発展途上にある札幌に挟まれた地域としての現実に鑑みて、地域振興の方向づけを固めるべく、当時の町村としては他に余り例をみなかった専門家による調査を実施することとした。

昭和三十七年、町では石狩町の開発、発展の方向を示唆するための調査を、小樽商科大学助教経済学博士伊藤森右衛門（後同大学長）に依頼した。この調査は、同助教とそのスタッフによるもので、数回に亘る現地調査や事情聴取の上検討が加えられており、三十八年五月に、『石狩町産業開発振興の基本構想』（菊変型版、五一頁）としたその結果報告が提出された。

その内容は、「開発振興の基本方針——基本的課題・立地条件。開発振興の方向——①産業振興（農業・水産業・鉱工業・商業・観光）、②基礎施設整備及び土地利用——概況・問題点・整備の方向、③人口及び所得——人口・所得。開発振興の諸方策——提案」となっており、石狩町産業振興の構想を、札幌地域ないし道央地域という広域的な視野で策定する必要があるとして、その観点から石狩町の産業が如何なる地位を占め、どのような方向および特質をもつべきかを考察したものであった。

その要点を述べると次の通りである。

第一章 開発振興の基本方針

第一節 基本的課題

札幌地域は道経済の中心をなしており、成長のテンポもいちじるしく早くかつ高い。これに隣接する本町は、この周辺の成長に影響されるところ大であるとともに、この周辺地域からの諸般の要請をうけ入れざるを得ない立場にある。しかし、周辺地域の拡大発展に左右されうるとしても、本町自体それをどううけとめてゆくかを考えねばならない。寧ろ本町は、札幌地域の発展拡大のなかでよりよい方向を見出してこそ、周辺地域と共存共栄の立場を保ちうるといってもよいのである。

本町産業振興を構想するための諸前提

- (1) 本町は札幌地域の臨海地域の一部であるという点。この地域のなかでどのような機能的な分担をうけもつかを決めるひとつの条件となる。——工業地帯・札幌港構想との関連。
- (2) 本町は札幌地域の住宅用地としての要請が強いという点。快適な住宅環境を提供するののひとつの機能的な分担である。

- (3) 本町の産業が周辺地域に対して供給しうるもので特化しうるものが何かという問題。

札幌地域への人口の集中化は、有力な消費市場の発展として考えられる。したがって、本町の産業はこの有力な消費市場のけん引力を利用しなければならぬ。——農産物・水産物の原料供給地よりも、加工生産地として一段と飛躍を。消費財工業の誘致を。

- (4) 本町は、茨戸地区等の観光資源を如何に利用するかという点。——本町の茨戸地区（中生振・上花畔）は札幌地域のレクリエーション地として有力な資源である。他にみられるような俗化を極力回避して自然的、

健康的、家族的なレクリエーション地域として整備を。臨海地の海水浴場適地に総合的な施設を。

(5) 本町は、石狩川対岸および札幌両市への道路網を整備して前記四つの機能的な分担を有効にしなければならない。——石狩川架橋、札幌両市への道路網の整備。

(6) 本町が将来札幌市に編入するかどうかの行政上の問題。本町の地理的位置や周辺地域との関係からいって一体化していく傾向を強めるから、札幌市との編入が問題となってくることは必至である。合併時に、本町のもちだすべき構想をもつ必要がある。

第二節 立地条件——自然的条件と道央ベルト都市群の機能分担

(1) 自然的条件

町の土地利用の現況を地目別にみれば、山林・原野は総面積の二七％、耕地三〇％、水面一五％。——道央地区内の山林原野が約七割に及んでいるのに対し、当町は三割に充たないこと、水面の占めるウェイトが極めて大であること、耕地面積が道央地区の一〇％に対し、当町は三〇％を占め、しかも地理的に町の南部は札幌市と連なることが特色である。

道央都市群の機能分担の方向としては、広域行政的な見地から住宅用地の確保、区画整理等を考慮する必要がある。土地利用計画を樹立して農業生産地域の確保とその他地域の色分けを町自体でもつべきこと。レクリエーション地域を確立して施設整備をはかること。農畜産物・水産物の供給地として都市近郊農業への脱皮とともに、農畜水産物の高度加工が必要であること。

第二章 開発振興の方向

第一節 産業振興

1. 農業

(1) 現況

(一) 地域開発計画の樹立と農業への影響

町の産業は、従来から漁業・農業を中心として発展してきたが、町内への工場誘致・住宅建設にともなつて、今のところ全町地域ではないが、農地転用に基づく地価の高騰、労働力の流出、農業経営に対する意欲喪失の問題が既に表面化している。

(二) 労働力不足と機械化の現況

中卒者の進学率が高まって、高校卒あるいは、大学卒と同時に町外に流出している。これにともなつて、雇傭人が急速に町内に流入してきた。労働力不足を解決するための機械化体系は、耕耘作業が最も整備されているが、田植、刈取りは手労働である。

中学卒業者の就業状況

進 学	農 業	摘要 / 年次	
		昭和34年	昭和35年
四二・七%	二八・一%	三二・〇%	二五・〇%
四五・五%	二五・〇%	一三・八%	六四・六%

自家就業者数と雇傭人の傾向

年次	摘要	
	一戸当自家 就業者(六ヶ月一年間)	常 雇
昭和30年	三九七 _人	三九三 _人
〃 32年	三九三	四三五
〃 34年	三七四	四九七
〃 35年	三七二	六九一
〃 36年	三七九	七七一
		一、四九八
		四、六二二
		三六、七二二
		三〇、二五七
		六二 _人
		二五、五〇四 _人
		(一、六ヶ月未満)
		臨時雇

(注)常雇および季節雇は主として東北地方と道南からであり、臨時雇は町内および近隣町村からであった。

動力耕転機は、三五六戸で三六五台、農用トラクターは、二〇戸で二〇台にすぎない。

(三) 地帯別農業の現況

地目	地帯	樽 川	花 畔	生 振	八 幡 町	高 岡	計
水 田		四七二	一、二八四	八六八	四二八	二一〇	三、二六二
畑		二九四	一四九	一六九	二七四	二三九	一、一二五

草地	二九五	二二一	八四	一六九	一〇八	八六七
成牛	三九九	一三九	三四	二四三	一一四	九二九

(注) 耕地の単位はヘクタール、成牛は頭、八幡町には北生振・美登位が含まれ、高岡には五ノ沢が含まれている。

なお、同報告では、「樽川・八幡町が畜産経営(水田、酪農)を主体としているのに対して、花畔・生振では水田経営に力を注いでいる。また、高岡地区は高台を含んでいるので、畑作畜産地帯と言えよう。これらの農業地帯で経済的に豊かな地帯とはいえば、樽川・生振地帯であり、次いで花畔・八幡町地帯である。高岡地区は八ノ沢付近の低生産力地帯を含んでいるので最も低所得である。そして、今後の方向としては、地域開発計画が進展するにつれて、農用地が次第に転用されながら農業が他産業に吸収されていく」とし、「最終的な農業地帯としては、石狩川対岸の八幡町・高岡地区が中心となるかもしれない」としている。また、それは「構造改善に伴う機械化体系の進展、主産地の形成と共販体制の確立」などの必要性も指摘しており、さらに、作付の構想(構造改善事業)では、「水稻を約一〇%減、そ菜は三六ヘクタールから一七〇ヘクタールと約四・七倍に、乳牛は二倍とし、豚・鶏の飼育を盛んにする」などの点を挙げている。

次に水産関係ほかの構想についてみると、以下のようである。

2. 水産

(1) 現況

漁船の状況は、無動力船一〇〇隻に対して、動力船は三四隻（五〇—一〇〇トン一隻、一五—二〇トン四隻・五トン未満二九隻）であるが、一五トン級三隻は現在他地方に貸しているもので、その使用状況は更に貧弱なものである。

漁獲高（三六年度）は、一七一トン、一、二七二万三千円である。漁法別では、金額においてサケ定置が四七％、カレイ刺網二四％、小定置二一％であり、漁種別では、金額においてサケ四二％、ヒラメ二七・四％、その他カレイ一〇・七％である。

漁獲に関連して水産加工業の現況も不振で、三六年度の水産加工製品高は一、五二七万四千円で、その主なものは、くんせい類三三・三％、サケ塩蔵二七・七％、魚介製品二四・八％であつて、サケ製品が主体をなしている。加工業者は二戸程度である。

町の漁業地帯は三つに分かれている。スケソウ・カレイ類・サケ・マス等、沿岸雑漁業、漁船漁業を主体とする本町・八幡町地帯が第一であり、第二には、カレイ類・サケ・マス・北寄貝の浅海漁業と定置漁業の樽川十線浜と小樽内川の地帯であり、第三には、チカ・ワカサギ・ヤツメウナギ等の生振・花畔の地帯である。

そして、石狩支庁の調査によれば、一戸当漁業生産額は平均一五万八八〇〇円であるから、漁家は当然他の兼業収入にも依存しなければならない有様である。現実には、漁業所得が一五トン以上層であつて二五万円程度、定置層、五—一五トン層で一〇万円前後、それ以下の階層では一〇万円以下にすぎないのである。

(2) 開発の方向

重点を生産増強におくとき、生産増強は次の施策を十分に遂行することによって達成され得る。

① 石狩川水質汚濁の排除と河口の整備

- ② 魚礁事業の推進と漁船の動力化・大型化
- ③ 内水面魚類・北寄貝の増養殖の推進
- ④ 水産加工業の振興
- ⑤ 農、畜産兼業の育成とその指導
- ⑥ 水産経営技術指導員の配置

3. 鉱工業

(1) 鉱業

石狩町は、石油・天然ガスの含有層である第三紀層が広範に分布していて道内では代表的な含有地帯である。また、昭和三二年発見された茨戸油田は大規模な背斜構造をなしているといわれる。

原油の生産量は一日当り三五キロリットルであって、昭和三六年一万一、七一二キロリットルである。採油施設は小規模であって将来の拡張などの計画はないし、埋蔵量の採査からも有望な地点は見当らない。また、輸移入石油にくらべてコスト高なので、原油には余り期待できない。

天然ガスは、生産量一日当り三、〇〇〇立方メートルに達し、年間約五万二、〇〇〇立方メートルを採取している。埋蔵量は相当量が見込まれ有望である。しかし、現在の北海道ガス会社への供給が量的に安定して供給できるかどうかが先決である。

石油資源開発の一環として試験を早期に着手し、供給量の見込みを立てるよう期待する。

(2) 工業

現在、町内の工業にはみるべきものはない。水産加工三工場（佐藤商店・和田水産会社事業所等）と造船

修理（共和造船・若林造船）および製材関係（三栄協業）が三工場あるだけである。

本町は、工場適地調査の対象になった花畔五線から西浜付近約一七〇万坪を有しているが、水産加工を主とする場合のほかは適当な位置ではない。茨戸・花畔方面にも中小工業団地の選定を考慮しなければならぬ。

札幌工業地区の発展は、町内にも当然及んでくるし、また札幌新港の構想にも無関心ではおれない。札幌両市の他市場圏の人口は一〇〇万人以上を有しているのであるから、消費財工業を中心に高成振興をはかるべきである。機械・金属製品・化学製品（染料・塗料・薬品など）関連企業の立地も十分に期待できる。

しかし、工業重点で産業振興を考えると、農業との関係で工場用地の取得と工場従業員の住宅用地確保などの問題が起るので、対策としては、第一に中小企業団地を設定すること。第二に住宅団地を開発すること、工業誘致の手はじめとしておく必要がある。

4. 商業

(1) 現況

町の商業については、他都市のような石狩町独自の商業という明確なる産業としては存在しないといっても過言ではないだろう。しかし、町地域内の生活には、いわゆる雑貨屋というような商店は相当数あり、日々の生活には不可欠の要素となっている。

昭和三五年度の国勢調査の結果をみると、商業（卸・小売業）人口は二三〇人で、産業人口の五%を占めているが、三〇年の三〇三人に比較すると相当大きな減少をみせている。

次に、商業統計の結果についてみると、卸売業者は一軒もなく、すべて小売業者で、三五年度の商店数は二

〇〇、従業員数は二六九人（一商店当り人員一・三人）と非常に零細な業者が多いことを示している（注・前述の国勢調査と異なっているのは、統計調査の分類・方法の差によるものとみられる）。

販売額についてみると、三五年二億六、五〇〇万円、三三年二億二、五〇〇万円、三一年二億七〇〇万円と目立った増加は示しておらず、むしろその間の物価上昇、貨幣価値の低落を勘案すれば、実質的には減少と考えられる。

一商店当りの販売額は、三五年で一三二万円となるが、利益率を二〇%とみても僅かに二六万円の利益に過ぎず、完全な零細企業と言えよう。

商業の構成内容は、その他に属するもの一二四・各種商店三九・飲食料品二六となっているが、一商店当りの販売額では衣服身廻品の約九〇〇万円が極端に多く、他の業種では二〇〇―一〇〇万円となっている。

(2) 振興の方向

1. 土地利用区分による石狩町振興対策に対応した商店街の振興

現実的には、札幌北郷としての圧迫は相当激しいものがあり、加えて二級国道札幌―留萌線の完全整備によって、花畔・本町・八幡町付近の既成市街地は完全に札幌の商圏となることは明らかである。

従って、石狩町の商業振興の目標としては、町内に設定される住宅用地・工業用地域或いは諸種の施設に対処した商店街の育成が第一にされなければならない。現在の段階で考えられる地区は花畔付近である。本町・八幡町地区の既成商店の育成は当然考えられねばならないが、石狩川大橋（新設）の位置等を勘案した、都市計画的構想の一環として商店街―商業地区―の設定が考慮されなければならない。

2. 集落地の商店の育成

商店振興の方向としては、農協の売店形式のような、生活必需品、農業用品等の取扱いを如何に拡大する

か、また経営の合理化について努力することが、商業活動の課題となろう。

5. 観光

(1) 現況

石狩町の観光事業については、自然条件としては恵まれた位置にあり、その将来性についても有望である。まず町の観光資源についてみると、

1. 茨戸水郷

公園地帯として略完備・観光客の数は増大の一方であるが、既設備では狭隘化の現象すらみられる。(入込客は約一二万人)

2. 石狩海岸

広く知られている石狩灯台と、絶好の海水浴場と逍遙地は最近クローズアップされてきた(入込客約一七万人)。

3. 石狩川沿線

とくに生振の河川切替附近は、現在のところ、まだ観光地としては目立っていないが、その景観は雄大であり、今後の観光地としては大いに有望である。

しかし、町のこれらの観光資源の特質(立地性)をみると、北海道の観光資源としてあげられているものとは相当その性格を異にしている。即ち、冬季型の観光資源ではない。日帰りを対象としている。大都市の周辺公園的である。観光対象が主として道内(近郊)である。温泉地でない等の性格を持つものであり、将来の発展方向についても、道内の他の観光地とは自ら異った方向を迎えることになろう。

(2) 整備の方向

1. 茨戸水郷地区

一〇〇万都市が目前に迫っている札幌市民を対象とした陸上競技場・野球場・遊園地・旧河川利用の水
上施設等を集約した一大レクリエーションセンターの設置。

2. 石狩海岸地区

石狩灯台・海水浴場については、さらに、観光客の受入態勢の整備（交通施設の整備を含む）、休憩所等
の施設拡充。オタネ浜の海水浴場としての整備。さらに、海岸沿いの地区は、海浜逍遙地として非常に有
望なので防風林地帯等を設定。将来的には保養地としての活用等により、ユースホテルによる利用も考
慮。

3. 石狩川沿線地区

河岸の利用としては、道路等の交通施設の整備が先決であるが、その完備とともに、各種の施設（休憩
所・売店・食堂等）を整備し、雄大な観景を背景とした、ジンギスカン料理・サケ料理等によるレクリエ
ーション地を。川自体の利用としては、現在も行われている江別より河口部までの舟遊も対象となるが、
このためには河川―河道の整備とともに、危険防止のために配慮を。

以上のような整備の構想に従い、町内への観光客の入込数は、現在の約四倍約七〇万人（当面の目標は四
五年頃）が推定されよう。

さらに、観光施設の整備の問題点としては、運輸施設の整備（とくに石狩川架橋）、河口港の性格付けがは
つきりしないので、大々的な設備は目下のところ望み難いが、前述の石狩川遊覧船航路と関連した発着場所
等の整備が望ましいこと。観光資源の保護開発については、その自然条件を乱すことは避けること。

受入態勢の拡充整備としては、大きな宿泊施設等は必要としないが、海浜キャンプ地等の小規模施設は大いに振興することと、観光産業の従業員の確保訓練について積極的な方策を樹てる必要があること。さらに、広域土地利用計画を確立すること。

第二節 基礎施設整備及び土地利用

このことについては、町内の花畔へ集中する札幌域内環状線の形成をはじめ、周辺町村との広域的交通施設整備と石狩川架橋促進、石狩河口港の整備（河口水深の安定化と、河口の移動防止策）、石狩鉄道についてさらに検討（現段階においては、採算性から云って企業性がきわめて低いものと考えられる。ただ将来工業化に備え工場用地へ対する岐線として、しかも民間ベースによる岐線の敷設が必要となる段階に達することもある）、広域的計画の方向付けのなかで都市計画法の適用地域に加えること（工業用地・石狩川旧河川の水面貯木場利用・レクリエーション地帯・住宅団地・農業地帯等）、さらに、道央地帯における民間空港位置設定に関連して町内も対象地区として考慮される問題があり、石狩川治水対策の促進のため全体計画の完成を。

などとその概況と整備の方向について詳述している。

また、加えて、町域内における問題点として、河口部、河川利用、水質汚濁の三点について指摘している。

第三節 人口及び所得

1. 人口

昭和二六年以降の人口の推移などを分析し、今までの土地利用の変化率は織り込んで、産業別人口をまず推計し、それら就業人口が、何人扶養するかという扶養率を推計、全体の人口を想定した（注・新しい土地利用計画に基づいた人口吸収については、別途推計すべきものとして考慮していない）。

就業人口の推計表

摘要 年次	昭和30年									
	昭和35年									
第一次産業	昭和45年									
	45/35									
農林業	三、七七一 _人	三、五三四 _人	七六・一%	三、一一〇 _人	六五・五%	八八・〇%				
水産業	三、三七八	三、三二七	七一・七%	二、九五〇	六一・二%	八八・七%				
第二次産業	三九三	二〇七	四・五%	一六〇	三・四%	七七・三%				
第三次産業	四八五	三三九	七・三%	五五〇	一一・六%	一六二・二%				
製造業	五四	三一	〇・七%	三〇	〇・六%	九六・八%				
建設業	三三二	一七八	三・八%	二八〇	五・九%	一五七・三%				
第三次産業	九九	一三〇	二・八%	二四〇	五・一%	一八四・六%				
卸小売業	七四三	七六九	一六・六%	一、〇九〇	二二・九%	一四一・七%				
金・保・不	三〇三	二三〇	五・〇%							
運・通・公	一七	一一	〇・二%							
サービス	一三一	一三八	三・〇%							
公務	二二三	二八三	六・一%							
摘要	六九	一〇七	二・三%							

總 合 計	四、九九九	四、六四二	一〇〇・〇	四、七五〇	一〇〇・〇	一〇二・三
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

次に、四五年の就業人口四、七五〇人の扶養率と、産業構造の高度化と労働力率の相関関係を適用（三五年の町労働力率は九一・九％と非常に高いが、四五年には七八・七％と想定）して、人口を推定した。

総人口の推計（要約）

摘 要	年 次	
	昭 和 35 年	昭 和 45 年
総 人 口 A	九、三五八	九、六五八
生産年令人口 B	五、〇五一	六、〇三六
就業人口 C	四、六四二	四、七五〇
人口負担率 %	一、八五三	一、六〇〇
労働力率 %	九一・九	七八・七

（注／生産年令は一五―五九才とみられる。）

2. 所得

三五年における町民所得を推計した（別表）が、全体で九億七五二五万円で全道の一・六％に当る。就業人口の全道対比が、二・一％であることよりみて、就業者一人当の所得水準は全道平均の七六％にしか達していない。

これは、農業中心の産業構造であることと工業などの事業所も零細なものが多く、労賃位しか地元に落ちていないことにもよる。

ここでは、努力目標として、各産業における四五年の労働生産性（就業者一人当所得額）が、北海道総合開発第二期計画と同一水準にすることにあるとして、前記想定就業者数を利用して所得額を想定した。ただし、宅地造成、住宅建築による札幌市のベッドタウンとしての流入人口並びに流入所得は含まれていないので、これらを加味するときには、所得額は更に上廻ることになるし、また上廻らせる必要がある。

なお、所得上昇において特に努力を要する産業としては、製造工業で工場誘致などを積極的に促進する必要がある。次いで水産業においては五倍、農業は一・三倍、第三次産業三・三倍の所得増をはかるため、他でふれているような各種の適切な施策が特に望まれるのである。

石狩町の所得推計（要約）

摘要	年次		所得構成比		所得 45/35
	昭和35所得	昭和45年所得	35年	45年	
第一次産業	七四、六五一 万円	九八、四五四 万円	七七・六%	五〇・五%	一三一・九%
農林業	七三、五一一	九二、六三〇	七五・四	四七・六	一二六・〇
水産業	一、一四〇	五、八二四	一・二	三・〇	五一〇・八
第二次産業	三、八三九	三三、二三七	三・九	一七・一	八六五・七
鉱業	一、〇二一	一、八〇九	一・〇	〇・九	一七七・三
建設業	二、二〇〇	一五、三七二	二・三	七・九	六九八・七

製造業	第三次産業	卸売業	金融・保険・不動産業	運輸・通信・公益事業	サービス業	公務	総合計
六一八	一九、〇三五	二、二八八	三七九	三、八六八	八、四六五	四、〇三五	九七、五二五
一六、〇五六	六三、一一一						一九四、八〇二
〇・六	一九・五	二・三	〇・四	四・〇	八・七	四・一	一〇〇・〇
八・二	三二・四						一〇〇・〇
二、五九六・四	三三一・六						一九九・七

第三章 開発振興の諸方策（要約）

（提案）

一、周辺地域の発展の方向と需要の趨勢に即応した土地の高度利用の計画と方策を樹立すべきである。その際次のようなことが考えられる。

- (1) 海浜地帯に縦深的防風林地帯を造成する。
- (2) 臨海地帯に小規模工業団地を造成する。
- (3) 茨戸地区に住宅用地を造成する。

二、土地の高度利用計画と関連して、長期的視点に立った産業の合理的配置計画とその振興方策を研究し、将来における町内各地域の発展の方向を見定めておくべきである。

その際次のような構想が考えられる。

- (1) 農業は石狩川右岸の北生振・八幡・高岡地区を主体として、果樹・野菜・畜産等の生産に重点をおく。
 - (2) 漁業は主体を本町附近におき、加工業と結びついた多角的高度加工の方式をとる。
 - (3) 工業は臨海地域及び樽川地区を中心として、農林水産物の加工、車輪農機具の製造修理等軽工業の誘致振興をはかる。
 - (4) 鉱業は現在採掘中の石油・天然ガス等の大量採取ができるならば、単に石狩町のみならず、道央全般の開発振興に一大飛躍をもたらす契機となる可能性をもっているので、今後共積極的に調査を継続する。
 - (5) 観光は茨戸生振地区、石狩海帯の自然条件を高度に利用して、札幌方面住民の一大レクリエーション地帯化する。石狩海岸については、夏季海浜保養地としての利用も考えられる。
- 三、広域的観点と将来の産業立地を充分考慮して、域内及び域外の総合的運輸交通体系の確立を促進すべきである。

その際次のような方途が考えられる。

- (1) 札幌―石狩間国道札幌―留萌線

札幌―小樽間国道五号

花畔―銭函間道道石狩―小樽線

花畔―手稲間道道石狩―手稲線

等を有機的に結合した札幌環状線及び域内環状線の実現をはかる。

- (2) 国道架橋（いわゆる石狩河口橋）は地域の普遍的発展を考慮して、厚田方面から八幡地区に入る国道を本流沿いに延長して、運河入口附近において左岸国道と連絡せしめる。

(3) 石狩河口の港口については導流堤等により河床の安定がはかり得るならば近海漁業基地として利用する。

(4) 石狩旧河川生振地区水面は、巾員と水深を有効に維持する方途を講じて、水中木材貯木場として利用するほか、水上レクリエーション地区として利用する方策を考慮する。

(5) 石狩鉄道は企業としては時期尚早であるが、その用地は将来沿線地区の工業化等も考えられるので、軌道敷地として保留しておく。

(6) 飛行場設置問題は道央地域における幹線空港設置問題の動向を見定めつつ積極的に検討する。

なお、実際以上のような基本構想が、その後の石狩町の産業開発、発展の指針をなすものとなった。

第四項 石狩木材工業団地と大規模民間住宅団地の進出

1. 石狩木材工業団地の進出

豊富な森林資源に恵まれて発展してきた本道の木材工業は、昭和二九年九月二六日北海道を通過した台風第一五号〔洞爺丸台風〕によって、風倒木六、四〇〇万石・一〇〇億円という大被害を受けたのを境として、資源の枯渇の危機に見舞われ、木材の需要供給は均衡を失するという事態となった。

また一方、昭和三〇年代の高度成長経済を背景として、木材の需要は住宅建設の増大等により年々急増したため、外材受入れ能力の増大を図る必要に迫られていた。しかし、戦後一〇年余を経ても港湾の整備が遅れており、輸入材の貯木場不足のため諸問題が続出、貯木水面の確保はその頃緊急事となっていた。

こうした事情があつて、当時東洋木材企業株式会社（現在の「トーモク」・北海道製罐株式会社グループの一

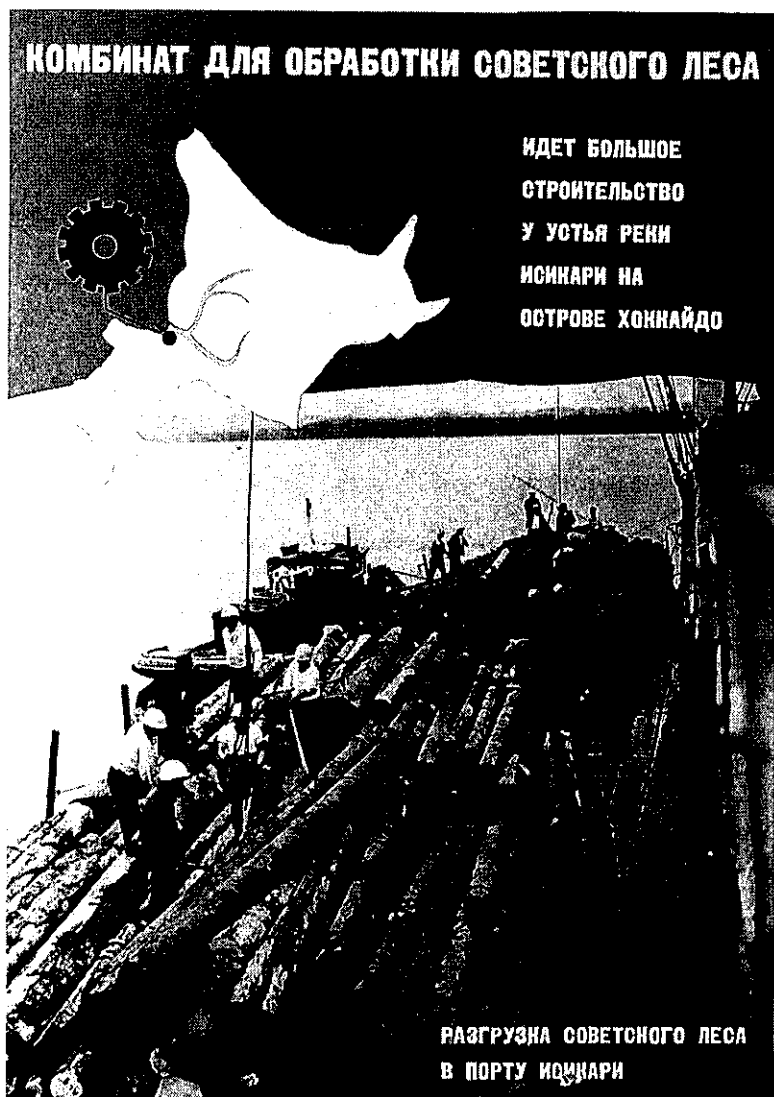
員である北洋交易株式会社が中心となって、石狩川の旧河川（茨戸川）水面を北洋材を主体とする貯木場として利用し、併せて加工場を組み入れるといった近代的な木材コンビナート団地建設構想を準備、三三年からその調査を開始した。そして、三四年に地方港湾石狩港の防波堤築設工事が実施されたこともあり、石狩河口から木材を曳航して茨戸川へ集積する用途を得たので、三六年八月、北洋交易株式会社が、茨戸川公有水面に貯木場を設置する使用権取得のため石狩町に協力を要請し、その承諾を得た。

また、この年の三月には、北海道石狩支庁が「石狩地域総合開発計画試案」を発表し、そのなかで「石狩港と旧石狩川の利用計画」についての見解を述べており、さらに同年六月には、札幌経済協議会が、「札幌地方の概況と今後の構想」を関係各方面に示した。このうち後者の計画案では、石狩港の整備について、「現在開発中の石狩港の整備を急速にはかり、石狩川旧河川を北洋材その他の貯木場として利用し、本地区の木材及び木製品の発展に貢献させる」としている。

北洋交易株式会社は、これらの情勢を踏まえて、三七年七月、茨戸川公有水面使用権取得の手続きを開始し、八月には「茨戸川水中貯木場計画」を作成した。そして、翌三八年四月一日、北海道知事から、同会社に茨戸川を貯木場として使用することへの許可が出された。なお、その区域は、茨戸川北三線から北一〇線までの茨戸川左岸水面四九万五、八三一平方メートル（約一五万坪）である。また、貯木能力は、北洋材のみの一時貯木の場合約二二万石、南洋材のみの場合は約六〇万石と見込まれた。

こうして同年七月一七日に、同会社はソ連材を満載した金海丸を石狩河口沖に碇泊させ、小樽港から連行した大型はしけに材を沖取りし、それをダグボートで曳航して茨戸川に貯木した。この作業は二日間に亘ったが、好天に恵まれて順調に行われ、広く報道されもした。

その後同会社は、八月、北海道知事に対して、輸入材の増加に伴う石狩港整備促進および木材工業団地創立を



1966年のナホトカ見本市コーナーで展示された石狩木材工業団地のポスター／金海丸で石狩港口に運ばれたソ連材を、荻戸川水面貯木場に貯木するため船に積み換えている様子を撮影した写真（昭和38当時）が刷られている。／原省三撮影、田中実所蔵資料

要請するとともに、この推進団体としての石狩木材工業団地促進期成会（仮称）の設立に向かって取組みを始め、一月二日には札幌市において同期成会設立準備世話人会を開催（開会挨拶・北洋交易株式会社堀越社長、経過報告・同社井出部長および石狩町企画室長、挨拶・鈴木石狩町長、来賓挨拶・道林務部長）した。これに続いて同発起人会が開かれ、議長に堀越社長が選出され、期成会趣意書、規約案などが可決され、創立総会の招集日時などについても協議がなされた。

そして、一月三〇日には、札幌グランドホテルにおいて創立総会が開催され、名称が「石狩木材工業団地促進期成会」とされ、事務所が札幌市に置かれた。また、このようにして発足した同期成会では、「石狩川貯木場周辺に、木材工業団地を形成し、併せて石狩港の整備を早期実現すること」という目的達成のため、趣旨を広めたり、世論を喚起したり、木材工業団地の造成および石狩港整備に必要な陳情、請願、要請および調査研究などといった事業を押し進める規約を承諾し、会長に元北海道副知事の沢田成爾を選んだ。なお、当日の創立総会資料における北海道知事向けの「輸入木材増加に伴う石狩港整備促進、木材工業団地形成に関する陳情書」（案）に、次のように述べられている。

本年四月貯木場として業界の代表―北洋交易株式会社に使用を許可されました旧石狩川水面は貯木のための諸条件を充足する理想の貯木場で札幌市内に所在する製材工場二九カ工場（敷地面積四万二、三〇八坪）の年間消費原木約一六万立方米を一時に貯木する能力を有しております。

加えて、石狩町は工業用地として一二五万坪、新規造成による住宅用地五〇万坪を有しており貯木場に隣接して製材、合板、床板の木材工業団地を形成し札幌市内およびその周辺に点在する工場を移転することにより港湾作業料ならびに保管運搬経費の低減、生産の合理化、設備の近代化、共同施設の設置、共同仕入共

同販売による流通秩序の確立等移転工場の受益が大なるのみならず都市計画上也望ましいことと確信致しております。

また、これに伴い、「石狩河口の浚渫・旧河川合流点の浚渫・石狩港の植物防疫法による特定港の指定・工場用地の取得並びに地目の変更・木材工業団地形成に要する資金調達」の各点が陳情項目として挙げられている。なお、一月五日現在の同期成会員は八六名で、石狩町からは石狩町商工会（代表者・南寅吉）が加入している。

そして、同期成会は、道内外の木材関係業者の入会を募るとともに、石狩木材工業団地計画の策定を取り進め、三九年三月その案を発表、五月には計画をまとめた。それによると、団地面積は約三二万六千坪、工場は二二社、所要原木八二万石、出荷額約三三億五、二〇〇万円、総資金額約一三億二、九〇〇万円とされている。

さらにまた同期成会では、団地に企業を誘致し定着するまでの編成の段階と、その後の運営を円滑に推進するため、団地促進期成会のほか、開発会社および協同組合を設立することとした。これについて同年六月五日付の『北海道新聞』は、「石狩町花畔に大木材工業団地、四二年までに二四工場、今月中に開発会社つくる」との見出しで詳しく報じている。

次いで、同年一〇月には、石狩開発株式会社設立発起人会が東京において開催され、その設立事務所が札幌市内に開設された。そして、この発起人代表となった平塚常次郎（元運輸大臣、元日魯漁業株式会社社長、当時八三才）は、石狩町花畔の現地を視察し、北海道知事に要望書を提出し、株主勧誘に当るなど精力的に活動した。その結果、同年一月一日、石狩開発株式会社創立総会が札幌市のランドホテルで開催され、新会社の発足をみることになったのである。同会社の設立趣意書を示す次のようである。

石狩開発株式会社設立趣意書

北海道開発の進展に伴い、外材の輸入は比例的に増加しており、今後と同様な傾向を辿り第二期北海道綜合開発計画の目標年次である昭和四五年には一六〇万立方メートルと計画されております。

外材の輸入は国内森林資源の温存に寄与するのみならず、木材需給のアンバランスを解決し価格の安定を図る近道であり、ことに北洋材は本道の立地条件からしても最も期待される材で、ソ連も対日輸出増大のため本道揚を大量に希望しております。

これがため港湾施設の整備速度を早め、新規に水中荷捌場並に付属の水面陸上貯木施設を整備し、外材の輸入促進を図ることが必要とされております。

昨年四月、貯木の諸条件を充足する理想の貯木場として、旧石狩川水面（面積四九五、八三一平方米）の利用が可能となり、この貯木場はソ連材二二万石を一時貯木する能力を有しております。

加えて石狩町には工業用地一二五万坪、新規造成による住宅用地五〇万坪があり、この貯木場に隣接して製材・合板・床板等の木材工業団地を形成すべく関係官庁指導のもとに業界において計画し実施の運びとなっております。

団地の形成は近い将来における石狩港の整備完了と相俟って、保管運搬費の低減・生産の合理化・設備の近代化・共同施設の設置・共同仕入共同販売による流通秩序の確立等、移転・新設工場の受益が大なるのみならず、北海道における木材工業が当面しているきびしい情勢を打開する唯一の方法と考えられます。

然し乍ら木材工業は本質的に中小企業の形態をとっており、集団化により協同組合が設立されても、その

性格上企業活動にかかわる危険負担や資本面の制約があるので、これらの点を緩和し団地の編成を容易にするため、団地の造成及び施設の整備を先行的に実施し、企業の育成助長を図る機関を必要とします。

当会社は当面この機関としての役割を果たす共に、将来石狩地区を主とする工業開発に関する事業を行うことを目的とし、設立を企図したものであります。

事業計画の細目は別記目論書の通りで、木材工業近代化並びに北海道開発に寄与すると共に株主各位のご期待に副わんとするものであります。何卒ご高覧の上ご賛助賜わるようお願いいたします。

昭和三九年九月

また、石狩開発株式会社設立時の概要は次の通りである。

発行済資本金 二億円、授權資本金 八億円、本店 札幌市大通西四丁目一番地（北海道銀行本店ビル）、役員 代表取締役社長手取貞夫、常務取締役黒田登、常務取締役菅原紀美男、取締役業務部長井出富太郎、取締役岡田包義・真弓政久・沢田成爾・芳賀恒治郎、監査役曾我部直治、相談役平塚常次郎・萩原吉太郎大株主（イロハ順）

伊藤忠商事株式会社・石狩町・株式会社芳賀木工場・日魯漁業株式会社・日綿実業株式会社・株式会社北海道殖産銀行・北海道炭鉱汽船株式会社・株式会社北海道銀行・北海製罐株式会社・北洋交易株式会社・東洋綿花株式会社・東洋木材企業株式会社・株式会社地崎組・王子製紙株式会社・大昭和製紙株式会社・丸紅飯田株式会社・安宅産業株式会社・三井物産株式会社・三菱商事株式会社

事業目的

- 一、工業用地の造成並びに売買に関する事業
- 二、工業施設及びその付帯施設の設計、建設並びに貸与等に関する事業
- 三、その他工業開発に関する事業
- 四、木材の売買並びに斡旋に関する事業
- 五、倉庫業並びに運輸業
- 六、保険代理業
- 七、前各号に付帯関連する事業

さらに、会社設立後の主な経緯（第三セクター以前）について、年次的に順を追って記すと、以下のごとくである。

年 月 日	で き こ と
昭和三九・一二・二二	石狩町の協力を得て地主会と第一回用地買収契約締結。
四〇・三	茨戸川公有水面使用権を北洋交易株式会社から石狩開発株式会社に移転（道知事許可）。
〃 四	（財）日本工業立地センターに委託した石狩木材工業団地のレイアウト計画案策定。
〃 六	用地買収および造成事業資金として北海道東北開発公庫の融資決定。
〃 八・二五	石狩木材工業団地造成着工（花畔村北五線―北七線間）。
四一・三	四〇年度用地分譲六社（約一二万平方メートル）。

- 〃 五・七 石狩町、石狩支庁、会社共催による植樹祭。
- 〃 一〇 茨戸川河川敷地の公用廃止。
- 〃 一一 石狩木材工業団地管理事務所竣工。
- 四二・三 四一年度用地分譲六社（約四万六、〇〇〇平方メートル）。
- 〃 八 増資一億三、〇〇〇万円（資本金三億三、〇〇〇万円となる）。
- 〃 九 北海道コンクリート製品株式会社札幌工場操業（団地内操業第一号、着工六月二六日）。
- 〃 一〇 団地内農地の転用許可を受ける（約二万四、〇〇〇平方メートル）。
- 〃 一〇～一二 財務局より約三〇万五、〇〇〇平方メートル取得。
- 四三・三 四二年度用地分譲五社（約七万八、〇〇〇平方メートル）。
- 〃 一〇 原木荷捌場内農地の転用許可を受ける。
- 四四・三 四三年度用地分譲五社（約三万九、〇〇〇平方メートル）。
- 〃 八・八 経済団体連合会植村会長外役員と道内経財界代表一行石狩町域を視察。
- 〃 一二 石狩木材工業団地造成を完了。
- 四五・三 四四年度用地分譲一〇社（約一五万九、〇〇〇平方メートル）。
- 〃 八・一八 第二期事業として団地西側用地の買取契約を地主会と締結（約一一〇ヘクタール）。
- 〃 九・三 株式会社札幌振興公社の合併を決定。資本金三億五、五〇〇万円となる。新たに札幌市・小樽市など株主となる。
- 四六・三 四五年度用地分譲三社（約七万八、〇〇〇平方メートル）。
- 〃 五 第七回定時株主総会開催、定款の一部を変更（授權資本一四億円）。

” 七

北海道知事から石狩開発株式会社を拡充強化して第三セクターに改組し、石狩湾新港後
背地開発の事業主体となるよう要請を受ける。

主要参考資料

- 『社史年表、創立20年表』 石狩開発株式会社 一九八四
田中実編著 『石狩町年表』（補正稿） 一九六八 石狩町教育委員会・石狩町郷土研究会
田中実編著 『石狩川河口地区開発史年表』（仮称、草稿） 一九六八

2. 大規模民間住宅団地の進出

通称「新札幌団地」の宅地開発が、一九六四（昭和三九）年の内外緑地株式会社（社長松坂有裕）による土地
取得によって始められた。

それまでこの地域は、通称「南線地区」と呼ばれ、戸数約五〇戸の純農村であり、安定した水田・酪農経営を
主とする穀倉地区であったが、三〇年代から隣接する札幌市新琴似地区の急激な都市化の波が押し寄せ、宅地適
地区として業者により注目されたのであった。これに対して同地区の農業者は、この動向を主体的に受けとめ、
三九年三月一八日に「南線地区発展期成会」を結成して、宅地開発を新たな地区発展の道と定めた。その結成時
の会員は約四〇名で、会長として高田二が選出された。

そして同期成会は、同年四月二〇日、内外緑地株式会社と土地売買契約を締結、引き続き町などに農地転用の
許可を要請するなどし、民間業者による町では始めての大規模住宅団地開発実現の運動を取り進めた。

当時の町人口は約八、五〇〇人で、主産業は農業であった。従って、同地区は都市計画区域の指定も受けてお
らず、積極的な関係地区土地所有者であった農業者や業者の意向を規制することはできなかった。このようなこ

とは石狩町だけのことでなく、札幌市周辺の町村でもほぼ同様であった。

この地区には、内外緑地株式会社の進出に引続き、多くの宅地開発業者が土地取得に入り込んできた。通称「新札幌団地」の呼称は、内外緑地株式会社が分譲バンフレットに、「総面積一〇〇万坪 日本一の規模を誇る リトルさっぽろ新札幌団地」としてそれを宣伝したところから、以降長く用いられた。しかし、この地区は、石狩町の大字樟川村と大字花畔村の区域であり、一九七六（昭和五二）年二月一日、町の字名改正施行により、「新札幌団地」の通称から「花川南」と正式に呼称され、今日に至った。

なお、この地区の宅地開発の動向を年次的に整理して記すと次の通りである。

年 月 日 で き こ と

昭和四〇・九・一七 内外緑地株式会社「新札幌団地」起工式。

〃 九 第一次二〇万坪の分譲を開始。

〃 一一 団地内に賃貸住宅五九戸完成、入居始まる。

四一・三・三〇 石狩町が都市計画地域指定を受ける。

〃 八・五 石狩町が住宅造成事業法指定町となる。

〃 九 内外緑地株式会社により、紅葉山砂丘（東六線）に温泉湧出（泉温二六・五度C、湧出量一分間五〇リットル、泉質単純温泉）。

〃 一一・一 南線簡易郵便局業務開始。

〃 一二・一 北海道中央バス株式会社の「新札幌団地線」開通。

〃 一二・二一 北海道住宅供給公社が「新札幌団地」の造成を決める。

- 四三・一・五 内外レジャーランド株式会社設立。
- 〃 九・七 南線小学校四教室増築落成。
- 〃 九 団地内に商店会結成される。
- 四四・一・三 内外レジャーランド、オープン。
- 〃 一・三 南線地区発展期成会解散。
- 〃 三・一七 北海道議会で、団地内の飲料水不適が指摘される。
- 〃 六・一七 内外緑地株式会社の新札幌団地水道事業経営が知事認可となる（計画給水人口七、〇〇〇人）。
- 〃 九・五 内外緑地株式会社の団地水道起工式（浄水場建設、配管施設改善）。
- 〃 九 団地内道路に初の簡易舗装工事完成。
- 〃 一〇・一〇 石狩町公民館南線分館設置。
- 〃 一一・四 札幌北警察署新札幌団地駐在所公務開始。
- 〃 一一・一四 新札幌団地共同電話開通（加入数約三〇〇）。
- 〃 一二・九 新札幌団地集会所落成式。
- 四五・四・一八 石狩町新札幌団地出張所開所式、業務開始。
- 〃 五・一九 石狩町がごみ収集を開始。
- 〃 七・一 新札幌団地、水道浄水場通水を開始。
- 〃 七・一〇 石狩電報電話局開局（ダイヤル式電話）。

- 〃 七・二四 札幌圏新都市計画法にもとづく市街化区域を決定（新札幌団地約二七四ヘクタールが市街化区域、周辺地区約一四六ヘクタールが市街化調整区域となる）。
- 〃 九・一四 市街化区域内の用途地域が決定。
- 〃 一〇・一 新札幌団地内世帯数五九四、人口二、〇〇一人。
- 四六・一〇・一 同 世帯数八七六、人口二、九六一人。
- 〃 一〇・一六 団地内のボーリング場地鎮祭。
- この頃より内外緑地株式会社が「新札幌団地」を「ニューサッポロシティ」と呼称して宅地を分譲。
- 〃 一一・一 町立南線保育園開園式（常設、定員九〇名）。
- 〃 一一・二二 南線小学校体育館落成式並びに開校七〇周年記念式典（児童数二五九名で町内最多）。
- 四七・二・二 日本万国博覧会記念館スカンジナビアン・パビリオンが復元されオープン。
- 〃 五・一 南線小学校増築工事実施（二階建校舎）。
- 〃 七・二二 ボーリング場「ボウルニューサッポロ」完成。
- 〃 一一・一 公立南線幼稚園入園式（一学級、四〇名）。
- 四八・三・一三 石狩手稲通・花川通・樽川通を都市計画道路に決定。
- 〃 五・一 新札幌団地公共下水道事業都市計画決定。
- 〃 六 松坂科学文化振興財団設立。
- 〃 八・一 新札幌団地連合町内会創立総会（加入六町内会、約一、二〇〇戸、会長・高島一夫）。
- 〃 一一・三〇 南線集会所、南線小学校体育館新築落成。

- 四九・ 四・ 一 石狩町宅地開発指導要綱施行。
- 〃 同・ 同 南線幼稚園二学級、八〇名となる。
- 〃 五・ 一〇 内外緑地株式会社が商号を「株式会社ユー・アンド・アイマツザカ」と変更、本社を東京に移す。
- 〃 一〇・ 一一 第一回新札幌団地文化祭（於・南線公民館）。
- 〃 一一・ 一一 新札幌団地水道事業が石狩町に移管となる（計画給水人口一七、〇〇〇人）。
- 〃 一二・ 一一 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署南線分遣所業務開始。
- 五〇・ 四・ 一 南線幼稚園三学級一二〇名となる。
- 〃 七・ 二三 東七線防風林沿いにチビツ子道路オーブン。
- 〃 八・ 三一 株式会社ユー・アンド・アイマツザカなどにより、新札幌団地開基一〇周年記念式典、祝賀会開催。
- 〃 一〇・ 一 新札幌団地世帯数二、〇四六、人口六、八三一人。
- 五一・ 二・ 一 北海道中央バス株式会社により「花畔団地線」開通。
- 〃 九 第一会館、第二会館新築落成。
- 〃 一〇・ 一 新札幌団地世帯数二、三八〇、人口七、八四五人。
- 〃 一一・ 一 株式会社ユー・アンド・アイマツザカが経営悪化し、事実上倒産。
- 〃 一二・ 一 町の字名改正施行により、新札幌団地地区が「花川南」と呼称される。
- 五二・ 一・ 一 花川南街路灯組合設立届が石狩町に提出される。
- 〃 二・ 二三 「新札幌団地連合町内会だより」第一号発行。

〃 五・二〇 札幌地方裁判所が株式会社ユー・アンド・アイマツザカからの会社更生法手続き開始を決定。

〃 一二・一 花川南浄水場（新施設）本格的運転開始。

五三・四・一 花川南中学校開校。

〃 七 新札幌団地連合会が団地内空地の雑草対策を実施。

五四・一・一 町が「新札幌団地出張所」を「花川南出張所」と改称。

〃 三・二二 更生会社の株式会社ユー・アンド・アイマツザカの更生計画について、札幌地方裁判所が認可決定。

〃 三・二四 花川南地区児童館完成。

〃 四・二〇 石狩消防庁舎花川北一条一丁目に移転、一般業務開始（一九日付で消防署花川南出張所廃止）。

〃 五・一 南線小学校の児童数一、一六八人、教員三五名・花川南中学校生徒数四〇五人、教員一九名。

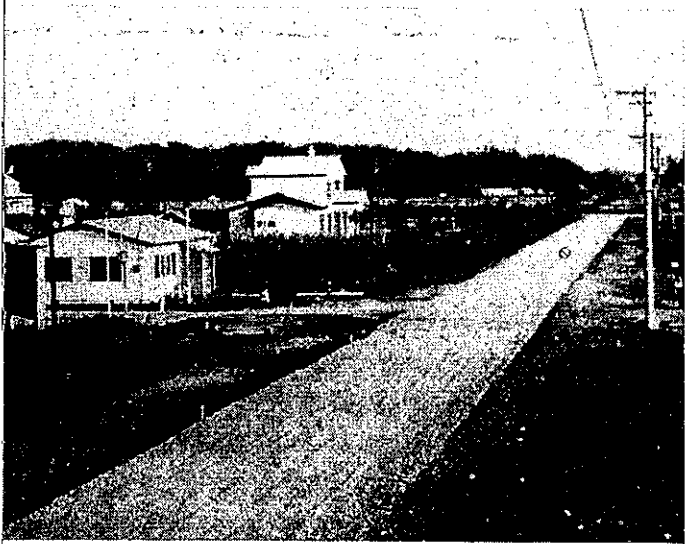
〃 一〇・一 花川南地区世帯数三、四四五、人口一、三七四人（人口一万人を超える）。

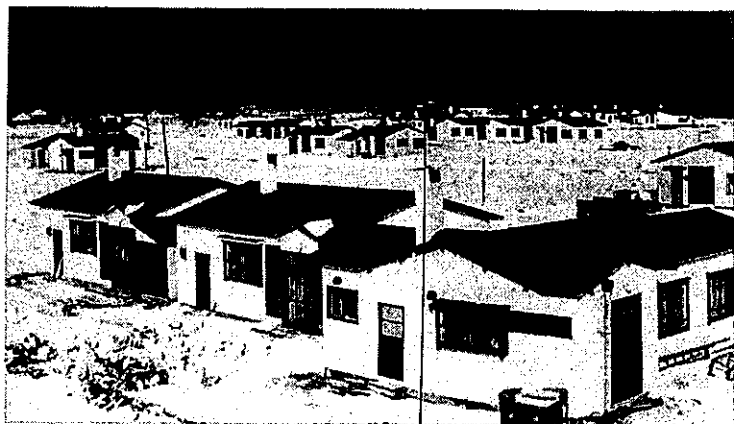
さて、このような団地造成の経緯に伴って花川南地区に建てられた住宅の数を、全町における戸数とともに年次の示すと、次のようである。

新札幌団地市街化区域内建築戸数と全町戸数の
年次別比率表

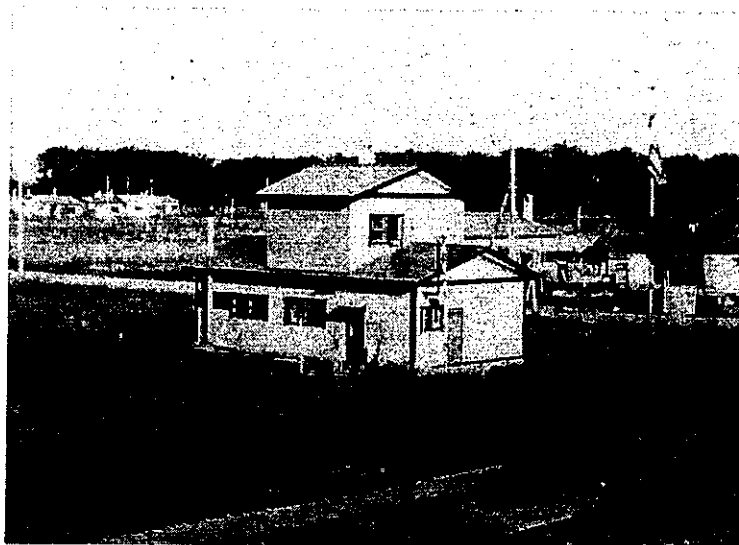
摘要 年次	昭和41年												全 町	うち新札幌団地	全 町 比
	合 計	51年	50年	49年	48年	47年	46年	45年	44年	43年	42年	昭和41年			
	四、 二四七	九八五	七八二	五五九	六一二	四四五	一七七	二〇四	一九三	一二九	七八	八三戸			
	一、 九六三	三〇八	二九一	二二四	二八九	一八三	一二九	一七七	一七二	九九	四七	四四戸			
	四六・二	三一・三	三七・二	四〇・〇	四七・二	四一・一	七二・九	八六・八	八九・一	七六・二	六〇・二	五〇・〇%			

(石狩町役場保存資料による。)





新札幌団地の住宅建築状況／昭和40年頃／内外緑地株式会社撮影



新札幌団地の景／昭和40年代前半／内外緑地株式会社撮影

そして、以上のような経緯のなかで特記されることは、五一年一月に株式会社ユー・アンド・アイマツザカが巨額の負債を抱えて事実上倒産したことに伴ってとられた諸対策である。

五一年一〇月現在で、新札幌団地地区の世帯数は全町の四二%、その人口数は全町の約八〇%を占めるに至っていたことから、株式会社ユー・アンド・アイマツザカの事実上の倒産は、民生上また行財政の運営上、町に及ぼした影響が極めて大きかった。

また、同地区内約四二〇ヘクタールのうち、当該会社が開発および所有していた面積は二八九ヘクタールで、全地区の六八%を占めていた。その内訳はというと、市街化区域内で約七五%、調整区域内で五七・五%に及んでいた。

しかし、「新札幌団地」を開発手法別にみると、四一年末までの任意造成区域が全体の三五・六%、四一年から五一年までの旧宅地造成事業法による区域が約五五%、四五年以降の開発行為が九・五%で、公共公益施設用地の配置不適性や面積不足が目立っており、その行き詰りは避けられなかった。

この危機に当たって、町は団地住民の不安解消のため、道路の除雪、街路灯維持、中学校用地等の確保などといった早急な対策を次々と講ずることになった。またそれとともに、町としては、町税滞納、会社への債権約一三億円余や公共用地確保などといった町の財政に関わる問題に対処するため、石狩町財産保全対策本部を設置したほか、機構の一部を改正して、石狩町財産債権保全担当（理事）を置き、更生会社株式会社ユー・アンド・アイマツザカの管財人らと対応させた。加えて、町議会も五二年三月、町財産保全調査特別委員会を設置して取り組むなどし、問題はようやく解決へと向うことになった。

第五項 都市計画の指定

石狩町の都市計画区域の指定は、昭和三三年二月の町議会臨時会で、「昭和三三年度に於て当町の親船町、船場町、横町、浜町、仲町、弁天町、新町、本町と八幡町、若生町の一部及び花畔村、生振村、樽川村の一部を都市計画法第二条の規定による都市計画区域として指定を受けるため申請したい」との提出案件を可決したことに始まる。人口が一万人を下廻り、農業が町の主産業という町勢で、この町を都市計画区域として指定するよう申請しようとした町政の担い手としての町長の意向は、前年の五月二十九日、石狩鉄道株式会社發起人総代飯尾円什外六名に対し、札幌市北一〇条から石狩町に至る地方鉄道敷設計について免許状が出されたことに主として依拠し示された（第二節第一項参照）。

またすでに、町議会では、札幌石狩間の鉄道敷設について早期実現に協力することを議決しており、これを受けて町内に結成された建設促進期成会の運動も開始されていた。その目論むところは、鉄道敷設により、石狩港の整備計画が有効適切なものとなり、石狩川流域の農鉱産資源の開発や利用によって鉱工業の発展がなされるため、町勢の振興を図ることができ、併せて鉄道沿線の都市的開発も実現し得るところにあった。

そして、町議会は、都市計画区域指定申請案件の可決に引き続き、三三年秋の議会で、石狩鉄道株式会社への出資、融資についての議案を可決し、町長もこれを執行したのであったが、石狩鉄道建設工事は資金難などから実現をみるに至らず、これに関連してか都市計画区域指定の申請も実行されないままになってしまった。

その後、再びこの議案が町議会に提出されたのは、隣接する札幌市の急激な発展に伴う影響を受けて、町内に大規模民間住宅団地や石狩川旧河流（茨戸川）を利用した石狩木材工業団地が進出したり、道央新産業都市指定という都市化への展望が見えてきた昭和四〇年末のことであった。

なお、この年は、漁業で拓け、農業で発展してきた石狩町が、札幌圏の一員として都市化の方向にその進路を定めた年、歴史の分水嶺に立った年とも言えるので、以下にその都市計画区域決定申請に關した資料を紹介し、当時の町勢を大観するなどしておきたい。

すなわち、まず四〇年一二月における町議会の議決を謄本によってみると次のようである。

都市計画区域決定申請に關わる議決書謄本

議案 第五号

都市計画法第一条の規定による法指定及び同法第二条の規定による都市計画区域決定申請について
昭和四〇年度において、当町は都市計画法第一条の規定による法の指定と、次の区域を同法第二条の規定による都市計画区域として決定を受けるため申請いたします。

昭和四〇年一二月一日提出

石狩町長 鈴木与三郎

一、都市計画区域の表示

石狩町大字親船町、船場町、仲町、浜町、横町、弁天町、本町、新町、若生町、花畔村、樽川村、生振村の全域及び八幡町（別添地番）とする。

昭和四〇年一二月一日原案可決

石狩町議會議長 吉田 繁雄

なお、この当時の町勢を知るため、昭和四一年一月三一日付で石狩町長より建設大臣瀬戸山三男宛に提出された『都市計画法第一条の規定による法指定及び同法第二条の規定による都市計画区域決定申請について』なる書類から、主な諸項目を次に紹介する。

理 由 書

石狩町は札幌市に隣し、石狩川最下流の兩岸に発展した町で、総面積約一二九平方杆、現在人口八、五二人（昭和四〇年国調）であります。道央地区では最も古くから開かれ、鮭を主とする漁業基地として栄えたが、近年漁業の衰微により町経済も停滞してきました。この為、昭和二三年以降町政の重点を農業振興におき全町に亘る大規模な造田事業の実施と草地開発による酪農の奨励を図った結果、穀倉地として安定した発展を続けて現在に至りましたが、近年、札幌市の急激な人口の増大と、本道開発の進展に伴って本町の有利性が再認識され脚光を浴びてきました。

即ち本町は、札幌地域の臨海部であり、豊富な水源と広大な平坦地に恵まれ、加えて天然ガス、石油というエネルギー源を埋蔵しておること、また海浜、河川、原始林などの自然美溢れる観光資源を有する上、国道の完全舗装等によって、札幌都心部と約五〇分の交通帯に位するなどの好条件によって、軽工業地、住宅地及び観光地として注目され、札幌市の衛星都市として発展のきざしが濃厚になってきました。具体的には、茨戸川の水面を利用する北洋材の淡水貯木場が設置されたのを契機として、その地先約一一六ヘクタールに約五〇工場の木材工業団地の立地が決定している外、数社の企業も既に進出が決定し、今後港湾の整備拡充によって急激な増加が予測されます。

一方、住宅団地においては有力な民間業社数社による団地造成が一〇数カ所行なわれ、中には一団地二〇

万坪の造成事業が着手され、入居者も増加しつつあります。

また、観光受入客については、昨年約八六万人の実績を示し、施設の早期拡充整備を必要としております。加えて、昭和三十九年一二月、道央新産業都市建設基本計画が承認され、昨年から事業実施の段階に入ったことや、道央地区が道総合開発計画において本道最大の開発拠点地区として取り上げられておること等から、その一員である石狩町の役割も他都市との関連に於て具体化されつつあり、関係官庁による各種の計画調査も実施及び策定の段階にあります。

ここに於て石狩町の現状を分析し、将来を予測するとき、広大な用地があるにしても、本町に指向される種々の需要の競合が考えられ、遠からず主要幹線道路沿いの一帯は、市街地が連たんし、これに伴って町人口も約五六、〇〇〇人が想定されるのであります。

これらの動向から、土地利用の効率的利用と、都市機能の充実を図り、各産業が豊かな自然美の中に調和ある発展をし、地域住民が健全な文化生活を営むことの出来る環境をつくるため早急に都市計画を必要とするので、法第一条の規定による指定及び法第二条の規定による区域決定を申請する次第であります。

石狩町の沿革（省略）

石狩町の概況（立地条件・水系・土地は省略）

交通運輸条件 陸上運輸は専ら自動車である。道路延長は二三九・六料、その内訳は一般国道一三・八料、道々二三・四料、町道二〇二・四料である。バス路線の町内延長は約五〇料で、石狩市街を中心とし周辺市町村に放射状に路線を出し、交通至便である。

貨物の輸送は主としてトラックに依存し、町と札幌駅、苗穂駅、桑園駅間には定期便がある。この外、手

稲駅及び札沼線石狩太美駅を利用し貨物の発着送を行うが、冬季間は積雪のため杜絶することが多い。
土地利用の現況

地目別

(単位・ヘクタール)

面積	田	畑	宅地	山林
一一、八七七・〇	三、二六二・〇	一、一五五・二	五八・七	一、七二〇・〇

原野	公共	水面	その他	備考
三、一〇八・〇	三五四・〇	八四七・〇	二、三七二・一	その他は、採草放牧地外

所有別

(単位・ヘクタール)

国	有	地	道	有	地
田・畑	山林・原野	その他	田・畑	山林・原野	その他
五一・一	一、四一三・五	二、六三四・五	二・九	七・五	〇・一

市	町	村	有	地	その他	田・畑	山林・原野	その他
田・畑	山林・原野	その他	田・畑	山林・原野	その他	田・畑	山林・原野	その他

三・七	三八九・三	二〇・四	一八・七	四五九・五	一七九・八
民 有 地	田・畑	山林・原野	その他		
	四、三四〇・八	二、五五八・二	七九七・〇		

石狩町の現状分析と将来の方向

序言

石狩町の開発振興を構想する場合、石狩町が行政単位であるにしても、経済、社会及び文化の問題は、周辺地域と全く切離して考察し得ない。従って本町の開発振興の構想も札幌地域ないし、新産法都市指定地域としての道央ベルト地帯という広域的な観点から計画が策定される必要があり、地域の発展拡大の中で、町の立地的、経済的有利性を生かして、よりよい方向を見出し周辺市町村と共存共栄の立場を保ちうるよう考慮してゆきたいと思う。

構 想

まず石狩町の立地的、経済的有利性を述べると次のとおりである。

- 一、札幌地域の臨海地域の一部であり、工業地帯の拡大発展により、港湾の利用が考えられる。
- 二、豊富な水源、広大な土地に恵まれ、食糧源（米・牛乳・野菜・水産物）の大供給地である。
- 三、海浜、河川・緑地帯という雄大な観光資源に恵まれ、レクリエーション地として最適である。

四、道路の完全舗装等により、札幌市と約三〇分の交通帯にあり、住宅地、工場地に適している。従つてこの有利性を地域内に於て有効に活用してゆきたいと思う。

A、産業の振興

一、農業

現在、本町の産業粗生産額一三億円のうち、農業生産額は約一二億円で約九三%を占めており、一戸当りの所得額も八〇万円で、町産業の中で最も安定しているが、都市他産業との所得格差を是正し、自立経営農家の安定を図るため所得目標を一〇〇万円に引き上げるよう諸般の施策を実施する。

また、工業団地、住宅団地の設定によつて将来町の農業地帯は、石狩町右岸地区に集中されるので、ここに乳牛及びそ菜の主産地を形成する。米作地帯に於ては、経営の体質改善を図り、資本集約的な農業経営を確立し、米、そ菜、養鶏等の主産地化に努めてゆくと共に、経営農地転用による離農人口を第二次産業に吸収するよう配慮してゆきたい。

二、水産業

魚種及び漁獲量の減少により、現在一戸当り漁業生産額は、約一六万円にすぎず所得内訳は漁業所得約四五%、賃労働所得四八%他兼業収入で、この合計四〇万円という漁業所得の低下を招き、資本装備を貧困にし、停滞的過剰人口を滞留させているので、これが振興対策として漁業構造改善計画を樹立し、浅海増殖事業の促進策として、漁礁事業の推進と、ホッキ貝、バカ貝の移植を計画的に実施する。中規模漁船の建改造による新規魚田の開発を図ると共に、集団操業体制を確立し、施設を拡充して資本の効率化と所得の増大を図る。これと共に製氷、冷蔵施設を拡充し、加工施設の整備を行い有利な販売を図る。

この外、養豚、養鶏等中小家畜の多頭飼育により兼業部門を強化すると共に養魚事業などを導入する。

三、工業

道央新産業都市建設基本計画によれば、札幌・小樽地区は、太平洋岸の重化学工業地帯として育成される苦蘭地区に関連して、主として札幌等における管理中枢機能の高度化を促し、業種的には機械工業をはじめとする関連の二・三次加工工業の発展を期待されている。さらに、道内外の需要拡大に即応して地場資源を高度に利用する食糧品、紙パルプ、雑貨及び関連する諸工業の開発振興が期待される。

もともと、札幌地区は本道最大の消費市場であり、古くから食料品工業、木材木製品工業をはじめとする消費立地型工業が発達しておるが、最近における立地動向を見ても、札幌市を中心とする消費市場の急激な拡大に伴ってこれらの消費立地型工業の進立がめざましく進んでいる。

従って札幌地区の臨海部として港湾を有し、且つ豊富な水源と広大な用地を後背地に持つ石狩町としては、上記適正業種のうち、本町の立地条件に適当した次の諸工業の立地が想定される。

1. 木材木製品製造工業……製材工場、チップ工場、木材乾燥工場、建具工場、合板工場、プレハブ住宅用パネル工場、鋸目立研磨工場、木製運動具工場
2. 食糧品製造工業……農産加工工場、畜産加工工場、水産物加工工場
3. 繊維工業……魚網製造工場
4. 窯業・土石製品製造工業……コンクリート建材工場
5. その他……船舶製造修理工場、船具工場、塗装工場、自動車整備工場、機械修理工場、プラスチック加工工場

上記のうち、木材工業団地計画は既に約三万二千坪の造成に着手し、既に一四工場の進出が決定をみており、昭和四五年までに四九工場が配置される予定で、その所要原木量は約一十一万九千立方メートル。資金

総額は約二二億五千万円、出荷額は六五億五千万円の見込みである。

この外、繊維工場、プラスチック加工工場等も昭和四〇年より進出をみている。

四、商業

札幌市に隣接し、交通至便のため消費経済の流通が札幌市に偏向し、町独自の商業という明確な産業としては現在確立されていない。これは前記の外、市街地の形成が少ないこと及び農協の購売事業の拡大などにも原因しているが、商店自体の惰性的経営にも一因があると思われる。

しかし、住宅団地、工業団地等の振興対策に対応し、商店街の振興を図りたい。

このため旧来の経営方式の再検討と専門家の指導による商業組織団体の育成強化を図りたい。

また、大都市に接している関係上、高級品を取り扱う商店形式ではなく、地域住宅の生活必需品、農漁業用品及び誘致工業必需品、観光客への土産品、食料品等の取扱いの拡大に努める。

五、観光

本町は日本海、石狩川、旧石狩川、原始林、海浜植物群等の自然公園的な観光資源に恵まれ、加えて道人口の二〇％以上を占める札幌地区に隣接し多くの観光客を誘致できる好環境にあり、現在約八五万人の観光客が訪れている。加えて名産の鮭漁及び石狩鍋等ローカルカラー豊かな資源も有しており今後の発展が期待される。

本町観光の特色をあげると、冬季型の観光資源ではない。温泉地ではない。日帰り客を対象としている。大都市の周辺公園的観光対象が主として道内（近郊）等である。従ってこの特色を活かし、自然公園的観光資源の保護対策を図りつつ都人のレクリエーション地とさせたい。

具体的には、海浜公園を設定する。石狩川、荻戸川沿線の交通施設を整備し、野外料理、釣場、船遊び

場として開発する。茨戸地区は札幌市と協調し、諸施設を総合的に整備し、一大レクリエーション地として発展させる。海岸の飛砂防風林を育成し、風致を増す。これら諸施設の整備と共に観光路線を確立し、また観光受入体制を強化したい。この外、常時宣伝の徹底や、御土産品の育成を図る。

人口動態調査

(各年九月末日現在)

年度別	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	善引増減	世帯数	人口		
昭和31年	一九	四	一五	一九	一二	七	二二	一、六四二	総数	男	女
昭和32年	一八	一	一七	一九	二六	△七	一〇	一、六五三	九、七六三	四、九五二	四、八一
昭和33年	一三	五	八	一四	三二	△一八	△一〇	一、六五八	九、七四五	四、九六二	四、七八三
昭和34年	一二	三	九	三三	六三	△三〇	△二一	一、六五八	九、六七四	四、九一一	四、七六三
昭和35年	一四	一	三	二九	二八	△一	四	一、六六八	九、五七一	四、八五二	四、七一九
昭和36年	一八	六	一二	九	三四	△二五	△一三	一、六八一	九、五四七	四、八四五	四、七〇二
昭和37年	二	四	△二	二六	二五	一	△一	一、六七〇	九、五〇四	四、八〇一	四、七〇三
昭和38年	八	八	〇	二八	一六	△一二	一二	一、六五七	九、四五一	四、七四四	四、七〇七
昭和39年	一二	一	一一	二五	七一	△四六	△三五	一、六六一	九、三一五	四、六三五	四、六八〇
昭和40年	九	八	一一	二〇	一八	二	三	一、六六〇	九、二二九	四、五八四	四、六四五

(注)住民登録異動報告による。

町・丁目別人口調査

種別	地 域 内															都 市 計 画		区域外		
町・丁目別	親船町	船場町	仲町	浜町	横町	弁天町	本町	新町	若生町	八幡町	花畔村	樽川村	生振村	小計	・八幡町高岡 ・五ノ沢	面 積	世 帯 数	人 口	市 街 地 内	備 考
	五八七・二 ^{（タール）}	六・六	〇・六	一三・八	七・一	二六・一	一・三	一・三	一六・三	二七八・七	二、七六七・〇	二、一〇九・〇	三、五五〇・〇	九、三六五・〇	二、六六五・〇		二二〇 ^戸	八六三 ^人	一九六 ^戸	人口・世帯数は昭和四〇 年国調による。
	四八	八		一五	六三	三三	二一	二一	二一	二〇三	三四九	一九六	三四二	一、五二一	一七五			二一六	三七	
				七二	二七〇	一五七	九二	六六	八九	九三三	九〇九	九六五	一、九三九	七、六〇五	九一七					
														七〇六						
				一五	六三	三三	二一	二一	二〇	一八七	一一四			三、一五三						
				七二	二七〇	一五七	九二	六六	八六	八五四	五七五									

市街の変遷沿革調査

市街地区	調査年度	面積	面積増加率	資料名
石狩	昭和二五年 〃 四〇年	六一・八 ^(クタイル) 八五・三	一〇〇・〇% 一三八・〇	町統計による
八幡町	昭和二五年 〃 四〇年	一七・六 六六・〇	一〇〇・〇 三七五・〇	
花畔	昭和二五年 〃 四〇年	八・九 四七・〇	一〇〇・〇 五二八・一	

バス・定期トラック調査

営業会社名	区間及び延長(軒)	一日運転回数	運転間隔	備考
北海道中央バス(株)	石狩―札幌二五・七(一二・〇)	五〇回	三〇分	40年11月現在、
同	花畔―手稲―札幌(八・〇)	二〇	六〇	() 内は町
同	生振―札幌一九・五(二〇・〇)	一四	四〇	内延長
同	石狩―当別二〇・〇(八・〇)	一〇	九〇	

同	石狩―厚田二〇・〇(三・〇)	一〇	九〇
新北 自 轎	石狩―札幌	二	貨物

自動車登録台数調査(要約)

昭和35年 〃 38年	種別		貨物用	計	普通車	小型車	計	特殊用途	特殊車
	年次	種別							
昭和35年	二九	普通車	一四七	一七六	二	一	三	四	〇
〃 38年	三〇	普通車	二三四	二六四	一	二二	二二	三	三

小型三輪車	輕自動車				合計	備考
	四輪	三輪	二輪	計		
三	一三	一	六六	八〇	二六六	札幌陸運局調
五	二二	八	七五	一〇五	四〇二	

なお、隣接の手稲町の三八年現在の台数は、貨物用三四七台、乗用車六六台、特殊用途二一台、特殊車一台、小型三輪車二一台、輕自動車三一七台、合計七七三台である。

港灣調査(要約)

港灣名	港灣種別	港灣管理者	港 灣 面 積	泊 地	物揚場	導水堤	施 設
石狩港	地方港灣	石 狩 町	九、〇八九、七〇〇 ^{平方メートル}	一五、六〇〇 ^{平方メートル}	三九五 ^{メートル}	一六一 ^{メートル}	冷蔵庫一棟(石狩漁協組)

石狩港入港船舶隻数屯数・品目別移出入別貨物取扱量

年度 区別	合 計		移 入		移 出		出入貨物計
	隻 数	総 屯 数	計	内 訳	計	内 訳	
昭和25年	五、五八四	一三〇、五五二 ^{トン}	一、二四三 ^{トン}	漁獲物・雑貨	九、〇五七 ^{トン}	漁獲物	一〇、三〇〇 ^{トン}
〃 35年	五三八	一一、五三九	〃	〃	三〇八	同	三〇八
〃 39年	六四七	一五、〇一四	〃	〃	一、三五八	同	一、三五八

主要建物調査

官 公 署	町営その他	郵便局	警察	文教施設	社会福祉及び 社会教育施設	厚生施設	娯楽施設
	一四	四	三				
				小学校	中学校	会館	研修所等
				一〇	五	二	二
							病院
							保育所
							ゴルフ場
							一
業 務 施 設		工業施設	その他	備 考			
金融	農漁業関係	その他	主要工場				
一	一三	一	四	五	七〇	地区別は、本町二四、八幡町一九、花畔村一三、樽川村六、生振村八	

町内総生産額変遷表（要約）

年度 適用	総生産額	農産物	畜産物	林産物	水産物
昭和35年	一一九、三三九 ^{万円}	一〇二、〇〇四 ^{万円}	八、九三八 ^{万円}	四五〇 ^{万円}	一、七三一 ^{万円}
〃 39年	一二八、四八四	一〇七、七六五	一一、四〇〇	三七〇	二、七一一

鉱産物	工産物	備考
三、二八三 二、四三〇	二、九三五 三、八〇四	主産物：米・菜種・燕麦・牛乳・鮭・鱒・ヒラメ・ワカサギ・ 石油・天然ガス・水産加工製品

職業別人口・産業別人口（『石狩町誌』上巻所載につき省略）

年次別工場概況（要約）

年度 適用	工場数	従業者数	出荷額	備考
昭和35年 “ 39年	六	五五 _人	二、五〇〇 _{万円}	工場内訳：食料品三、木材木製品一、 輸送用機械二
	六	三九	三、八〇〇	

商業調査（要約）

年度		卸		小		売	
昭和35年	昭和37年	年間販売額	従業員数	店舗数	年間販売額	従業員数	店舗数
五、四〇〇 _{万円}	一四 _人	九	二八、八〇〇 _{万円}	二一八 _人	一九四	八三	六八

年間販売額	従業員数	店舗数	備考
三四、二〇〇 _{万円}	二三 _人	九二	一、商業統計調査による。二、卸売業には代理商。仲立商。小売商には飲食店を含む。
三一、一〇〇 _{万円}	一九四 _人	六八	

小売業種別・従業員数・店舗数（要約）

業種別	項目	従業員数	店舗数
各種商店	衣服身廻品	一〇四	三五
飲食料品	自転車・荷車	五	二
家具建具什器	飲食店	一八	六
その他	合 計	一九四	六八

（注／昭和三七七年七月一日現在調。商業統計調査による。）

農村・水産資源調査
農業

可耕地 面積	現在利用 面積	上記の面積				飼育家畜頭数			
		耕地	畑	草地	その他	山林	乳牛	肉牛	馬
七、二〇〇 (ヘクタール)	五、五二二	三、一四六	九六九	九一五	三三六	一四六	一、〇五三 頭	五 頭	七〇一 頭
							めん羊	豚	鶏
							一一六 頭	一、〇九四 頭	九、五八七 羽

水産

区別	資源	見透し
日本海	さけ・ます・ひらめ・かれい・さば・ほっき貝・えぞばか貝等	貝類の移植、漁礁事業の推進により増加の見込。
石狩川	さけ・わかさぎ・やつめうなぎ	水質汚濁の防止により増加の見込。
茨戸川	わかさぎ	卵の孵化養殖により増加の見込。

地下埋蔵資源調査表(要約)

主要鉱山名	産出品目	品質・その他	備考
石油資源 札幌鉱業所茨戸油田	石油・天然ガス	昭和三二年発見。 大規模な背斜構造をもつ。 品質良好。	鉱区面積約七〇〇ヘクタール。 年間産出量(三八年) 石油 四、二五三キロリットル。 天然ガス 七〇七、五四〇立方メートル。

観光資源調査表(要約)

名称	面積	利用状況		将来計画
		三十九年	四〇年	
石狩海水浴場	一二・五	三九二、〇〇〇人	五二〇、〇〇〇人	海浜公園として総合施設整備。 オタネ浜海浜公園として札幌市と共同で総合施設整備。面積約一〇〇ヘクタール。 観光道路・展望台・海浜植物園等整備。 石狩川遊覧船整備。 休憩所・さけ遊魚池整備、さけ料理店一三軒。 札幌市に連なり民間会社により総合施設整備済。
十線浜	〃	一二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
オタネ浜	〃	七、〇〇〇	一五、〇〇〇	
石狩河口と石狩砂浜	一六〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
石狩河畔町営牧場	八〇	牛馬約八〇頭放牧		
石狩川さけ捕獲場	一〇五	七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
茨戸遊園地	一〇	三一〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	

(注)観光施設計画説明書は省略。

財政調査・気象概況調査・公共施設投資額調査（省略）

用地造成調査（要約）

一、住宅用地

区別項目	団地数	面積	事業主体者	造成・分譲開始年	建設状況
造成済または造成中	一七	一八四・八 ^{（平方メートル）}	民間	昭和三九年～四〇年	六九戸
未造成	二	約一〇〇・〇	同	—	—
合計	一九	二九八・三	—	—	—

二、工業用地（要約）

団地名・会社名	場所	面積	事業主体	造成年	備考
石狩木材工業団地	花畔村	一〇四・七 ^{（平方メートル）}	石狩開発株式会社	昭和四〇～四三年	立地予定四九社、
日本合成樹脂工業株式会社	同	〇・五	日本合成樹脂工業株式会社	〃 四〇年	四〇年七月操業予定
北海道製網株式会社	同	三・三	北海道製網株式会社	—	—

以上の申請書が、昭和四一年一月三一日付で、石狩町長より北海道知事を経由して建設大臣に提出され、その説明のため町企画課長が建設省に出向くことにもなった。

これについて、建設省としては、同時に申請のなされた石狩管内の広島村とともに、両町村とも人口が一万未満で、主産業が農業であり、都市化を指向する構想も始まったばかりであること、隣接する札幌市の影響がきわめて大きいことなどの点から、単独の都市計画区域指定よりは、札幌市の都市計画のなかで、広域的に区域指定を受けるべきという考え方を示したが、そのこともあって、両町村は札幌市にそのような方向性をもつことを示して同意を得た。

その結果、同年三月三〇日、札幌都市計画区域が変更ということになり、石狩町域の九、三六五ヘクタールが都市計画区域の指定を受けることになった。

そして、八月五日、石狩町は、住宅地造成事業法指定町となり、次いで、八月一八日、札幌圏広域都市計画協議会の創立総会が札幌市で開催され、札幌市・江別市・手稲町・石狩町・広島村が構成市町村となり、会長に札幌市長原田与作が選出され、広域都市計画のなかでの町づくりがこのようにして進められることになっていった。

また、四二年六月二六日の札幌圏広域都市計画協議会総会において、「新規工業地の重点地区は、手稲・花畔間とし、港湾新設による利用の変化にも対応、できるだけの面積を確保する」ことなども承認され、新港湾建設促進運動に向けた後背地土地利用についての前進もみられた。

その後はまた、都市計画法（新法）が四三年六月一五日公布され、四四年六月一四日施行となり、その具体的

な計画作業が着手されたこともあって、町としては同年九月二十九日、「石狩町都市計画審議会条例」を公布、一月一七日には第一回の同審議会が開催された。なお、同審議会の委員は一〇名で、その構成は町議會議員四名、学識経験者四名、町職員二名によった。

加えて、一月二十六日には、札幌圏都市計画区域が決定（『北海道告示』）され、その区域が札幌圏という形のなかに一本化されることとなった。

さらに、四五年一月二十九日には、市街化区域および市街化調整区域の北海道素案に対する公聴会が告示され、七月二十七日には、「札幌圏都市計画・市街化区域および市街化調整区域の整備・開発・保全の方針」（『北海道告示』第一八九五号）が決定された。

いまそのうちから、石狩町にとくに関係した部分を記すと次の通りである。

一、都市計画の目標

- (1) 都市計画区域の範囲は、札幌市、江別市、石狩町および広島町の二市二町にわたり、その面積は、次のとおりである。合計約九七、三五〇ヘクタール。うち石狩町行政区域の一部約九、三七〇ヘクタール。
- (2) 人口および産業の見通し…本区域の将来における人口を次のとおり想定する。昭和四〇年八八〇千人。五五年一、六五〇千人、六五年二、一〇〇千人。
- (3) 産業の見通し…本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分	昭和四〇年			昭和五五年			昭和六五年		
	生産規模	工業出荷額	一、二六七億 ^円	五、四〇〇億 ^円	一四、八〇〇億 ^円	就業者数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
			二四千人	一七千人	一三千人		一〇八千	二〇九千	二六九千
			二六九千	五二〇千	六五九千				

(4) 市街化区域の規模（要約）

(イ) 総人口：昭和四〇年人口集中地区内六八四千人。おおむね一〇年後の市街化区域内一、六一〇千人（備考、石狩新港の位置未決定に伴う保留人口一〇千人を含む）。

(ロ) 市街化区域の規模 計二五、九五〇ヘクタール（石狩新港関連の市街化区域面積は含まない）。うち石狩町約六七〇ヘクタール。

二、土地利用の方針

(一) 市街化区域の配置

石狩町：親船町・八幡町の既存集落およびこれに近接するすでに宅地造成事業実施済地区ならびに花畔の既成集落を中心とする地区合計約二二〇ヘクタールのほか、道道石狩手稲線沿いの一団の住宅地が造成されつつある地区約三〇〇ヘクタールおよび一般国道二三一号線沿いにすでに造成された工業団地約一五〇ヘクタールをそれぞれ飛び地の市街化区域として配置する。

(一) 市街化区域の土地利用の方針

(1) 商業業務地の配置 一般商業地区の配置：石狩町については石狩新港の建設に伴う背後地の土地利用に関連し花畔の既成集落に地域中心商業地を配置し、地区を整備・開発することにより人・車の都心部への過度集中を緩和させるものとする。

(2) 工業地の配置 将来の工業出荷額を勘案し、必要な工業用地を確保するため、新たに石狩町花畔地区に計画的に整備・開発をはかる工業地を配置する。

人口・産業の増大と消費需要の大型化、多様化および経済圏の拡大に伴って激増が予想される貨物取扱量とこれをさばく流通機能の合理化、近代化に資するため、建設が予定されている石狩新港の背後地の合理的な土地利用の一環として海運・陸運を主体とした大規模な流通基地の配置を予定する。

(3) 住宅地の配置 石狩町の親船・八幡の既存集落とその周辺および花畔・樽川地区に工業地との関連を考慮した住宅地を配置する。

(二) 市街化調整区域の土地利用の方針

(1) 農地として保全すべき地区・石狩町の生振・八幡等の農用地。

(2) 開発保留地に関する土地利用、石狩新港の建設が予定されている石狩湾沿岸と、その背後地については、新港の位置確定とこれに伴う総合的な土地利用計画が立案されるまでの間、市街地としての開発を抑制するものとする。

三、交通体系の整備の方針

札幌の中心市街地と石狩町等との連絡を円滑にするため、環状放射型の骨格街路網の構成を基本とする道路の整備を図る。

また、港湾については、人口・産業の増大と現在圏の広域化とに関連してますます需要の増大が予想される石油、セメント、機械、木材および雑貨等を扱う流通港湾としての性格をもった石狩新港を石狩湾沿岸に建設する。

このほかに、自然地の保全および公共空地体系の整備の方針において、石狩川・荻戸川等の河川敷地の整備開発を挙げ、都市排水施設整備方針において、下水道および都市河川の整備の方針を示している。

さらに、これにより、その後の石狩町の都市計画行政の経過を記すと次の通りである。

(一) 都市計画区域

昭和四四年一月二六日、九、三六五ヘクタール。同五〇年四月一五日、八九九ヘクタールを小樽市に編入し、八、四六六ヘクタール。

(二) 用途地域

告示年月	種 類	住居地域	商業地域	工業地域	合 計	地 区	
昭和四五・九・一四	五〇七 (五二二)	一	一	一五二	六七〇 (六八五)	—	一五二
〃 四八・三・一三	七〇〇	一	一	一、八六八	二、五七九	二二七	一、八六八

(単位・ヘクタール、() 内数字は公有水面含む)

告示年月	種 類	第一種住居 専用地域	第二種住居 専用地域	住居地域	近隣商業 地 域	商業地域	準工業 地 域	工業専用 地 域	合 計
------	-----	---------------	---------------	------	-------------	------	------------	-------------	-----

昭和四八・六・一	四四二	一六〇	八七	一〇	一二	五〇四	一、三六四	二、五七九
〃五〇・四・一五	四四二	一六〇	八七	一〇	一二	三八四	一、一二二	二、二一七
〃五三・六・二六	四九六	一九〇	八五	八	一〇	三九八	一、一二四	二、三一

(単位・ヘクタール)

市街化区域の変更経過

告示年月	地区	本町	八幡町	花畔	花川北	花川南	新港地域	計
昭和四五・七・二七		九〇 (九七・五)	一九 (二六・五)	一三五	—	二七四	一五二	六七〇 (六八五)
〃四八・三・九		九〇	一九	—	二三二	二七四	一、八六八	二、五七九
〃五〇・四・一五		九〇	一九	—	二三二	二七四	一、五〇六	二、二二七
〃五三・六・二六		一〇五	八	一三七	二三二	三〇七	一、五二二	二、三一

(単位・ヘクタール、() 内数字は公有水面含む)

(三) 準防火地域

昭和五三年六月二六日現在、一八ヘクタールを指定している。

(四) 高度地区

市街地の環境を維持し、また、土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度または最低限度を定める地区で、昭和五三年六月二六日現在、第二種高度地区五二五ヘクタール、第五種高度地区二七四ヘクタールを指定してい

る。

(五) 都市計画道路

昭和五十二年七月一三日現在、次の道路を都市計画決定している。

花川通・西五丁目樽川通・石狩手稲通・南花畔通・若葉通・中央通・北陽通・紅葉山通・港通・石狩通・樽川中央通・花畔埠頭通・花畔中央通・小樽石狩通・流通通

(六) 公園

公園種別	都市計画公園		その他の公園		合 計	
	数	面積	数	面積	数	面積
地区公園	五	二八・一	—	—	五	二八・一
運動公園	一	一三・一	—	—	一	一三・一
近隣公園	二	九・八	二	四・九	四	一四・七
児童公園	—	—	二	二・九	二	二・九
計	八	五一・〇	一四	七・八	二二	五八・八

(単位・ヘクタール)

(七) 上水道

水道名	区分	事業認可	供用開始	水源	計画		現況		普及率
					給水人口	給水区域人口	給水人口	給水人口	

花川地区上水道	昭和四八・三・三一	昭和四八・二・一	深井戸・札幌市 より分水	五〇、〇〇〇人	三一、三五〇人	三〇、六〇五人	九七・六二%
本町八幡地区 簡易水道	〃 四九・三・三〇	〃 五〇・二・一〇	深井戸	四、九五〇	三、九四六	二、三三一	五九・〇七
石狩湾新港地域 簡易水道	〃 五三・七・六	〃 五五・二・二五	深井戸	一八〇	一〇五	九七	九二・三八
合 計	—	—	—	五五、一三〇	三五、四〇一	三三、〇三三	九三・三一

(注) 現況は五五年三月二日現在。

(八) 下水道

公共下水道は、都市化現象などに伴う公共水域の水質保全ならびに環境整備が重点課題とされ、昭和四八年に計画された。茨戸下水処理場(石狩町分処理場人口五万人)については、石狩町と札幌市の共同建設事業としてとり進められ、その管理運営は、札幌市石狩町茨戸処理場管理組合(管理者は札幌市長)により行われている。また、管渠などの面整備については、花畔団地二三二ヘクタールを昭和四八年度から整備し、五二年一月三一日共用を開始した。

花川南地区の市街化区域については、五五年度工事に着工、さらに、石狩湾新港地域は特定公共下水道事業として、北海道が管理者となり、五二年度から実施している。

(九) 石狩湾新港地域開発・新住宅市街地開発事業が大規模な事業として実施されているが、別項に記述する。

第六項 札幌圏広域行政

1. 札幌経済協議会の役割

昭和二六年一月一日に札幌経済協議会が発足した。その企図は、「札幌を中心とした産業経済の振興が、北海道総合開発の中核をなすものであることに鑑み、札幌地区の各市町が相提携し、もって札幌地区の経済進展を期するとともに、本道総合開発を強力に推進する」というものであり、その達成のために次の事業が行われることになった。

1. 札幌両市の経済調査
2. 国鉄札幌間の電化促進
3. 国鉄札幌間の複線化促進
4. 国道札幌間の改良及び拡張促進
5. 札幌工業地帯の造成
6. 港湾施設の整備促進
7. 工場誘致
8. その他必要と認める事業

この組織は、札幌両市の市長および助役、札幌両市議会の正副議長、札幌両市議会の正副経済常任委員長、札幌両市商工会議所の正副会頭、手稲町長および手稲町議会議長が委員となって構成され、会長に札幌市長・副会

長に小樽市長が当たり、事務局が札幌市役所に置かれた。

こうしてまず、二市一町が緊密な連携をとりながら前記の各事業を推進し始めたが、札幌地方における総合的計画を樹立し、計画実現のための強力な活動を展開するためには、さらに、隣接する石狩町が加入する必要がある。そして、これを受けて石狩町長および石狩町議会議長が昭和三十六年度の総会においてその委員として加わった。なお、同協議会の三六年度事業計画（案）としては、札幌地方総合計画の策定と促進、丘珠飛行場の整備促進、札幌バイパス路線の建設計画促進、豊平川水系ダム開発計画の調査並びに促進、国鉄岩見沢・小樽間の電化促進、地耐力調査が挙げられている。

このうちとくに石狩町に関係したところは、「札幌地方総合計画」であった。というのは、事務的には石狩町が加入する前年にこの計画がとり進められており、すでに三五年に、小樽市港湾部が作成した「臨海工業地帯造成計画書」の主眼である小樽港の副港としての銭函築港や札幌間における工業地帯の造成といった計画が、手稲町の積極的な賛同を得て札幌経済協議会に提案されており、一方、石狩町では三四年から、地方港湾石狩港築設工事を実施していたからであり、この調整の図られるべき必要が生じた。

三六年九月に、札幌経済協議会は、「札幌地方総合計画」を策定したが、これによると、石狩港の整備計画として、「現在の河口整備と併せ市街地上端部で本流を掘削し、河口安定化と洪水防止をはかり、工業化の基地を造成する」、準臨海工業地帯造成計画として、「銭函附近の築港容易な地点に小規模の港湾を設け、これを小樽港の副港とし、石狩川旧河川の花畔附近を運河で連結し、石狩港に通ずる幹線水路を設ける。この事業費概算三三億円程度」（以上要点）としている。

そして、このような計画を促進する運動が進められることになったが、銭函副港（仮称札幌新港）を、当初考えられていた木材港湾から、工業港的な性格のもの、すなわち、札幌地方の軽工業原材料の供給や、製品の積出

し港とする方向に国等の意向が強く傾いてきたこと、あるいは北洋交易株式会社が旧石狩川（茨戸川）に木材貯木場の許可を得て、これに隣接する石狩木材工業団地の造成計画を固めたことなどから、新設港湾の性格付けや位置をめぐって札幌経済協議会では、その後数年に亘り論議が重ねられることになった。

しかし、ともかく「札幌地方総合計画」の方向でこの運動が続けられていったことは、三十九年八月の札幌市長原田與作名で関係機関に提出された次の陳情書によって理解される。

陳 情 書

石狩港の整備及び札幌新港の建設について

（陳情の要旨）

地方港湾石狩港の整備を早急に進められるとともに、銭函附近の海岸地点に札幌新港を建設することについて特段の御配慮を賜りたい。

（陳情の理由）

地方港湾石狩港は、その背後に平坦な土地と豊富な水資源を有していますが、最近石狩川旧河川の水面を利用して北洋材の水中貯木場が設置されたのを契機に、その附近に木材工業団地の造成が計画されており、木材調整港としての役割が増大するとともに、日本海沖合漁田開発のための漁業基地としても重要な地位を占めるものであります。

つきましては現在國において施行中の導流堤の早期完成を図り、さらに河口の浚渫による水深の維持、接岸設備、荷役設備等の整備増強により石狩港の港湾施設を早急に整備されるようお願い申し上げます。

また、本道に搬入される貨物は小樽港が相当数量を受けもって札幌が集散の中心となっておりませんが、今後道央地区の發展と道北方面の需給を考えますと、室蘭・苫小牧港の整備をもつても雜貨については充分といえず、小樽港の整備も投資効果及び陸送運賃を考慮した場合必ずしも有利とはいえない状況にあります。しかも札幌地区が機械工業、木材加工工業等を中心とする工業地帯として發展することを目標としていることから、銭函附近の平坦な海岸線の適当な地点に荒荷の取扱を中心とする新港を建設することは、道内物価の引下げと地元産業育成のために極めて有効適切な方策であると存じます。

つきましては札幌新港の経済的、技術的調査を早急に実施されとともに新港建設の実現に特段の御配慮をお願い申し上げます。

特に、石狩川旧河川の水面の高度利用を図り、石狩港と札幌新港を有機的に関連づけるため、さらに石狩川の洪水防止と札幌市篠路茨戸地区等石狩川旧河川の逆流による洪水防止を兼ねて、旧河川と札幌新港を水路で結ぶことも併せて検討いただきますようお願い申し上げます。

その後、(仮称)石狩湾新港建設については、四二年六月一四日の札幌経済協議会(会長・原田札幌市長)において、「昭和三六年九月の札幌地方総合計画においては文面のなかで位置にはふれておらず、附図のみ一応の案が銭函附近にのっているだけであり、その後、協議会では位置にふれず運動を進めてきた」ということの確認がなされ、また、石狩町・江別市から、「協議会としては位置にふれず運動を進めてきた」との意見が出され、札幌市からも同様の発言があつて、「石狩湾新港建設については、協議会として位置を決めず、強力に運動を進めること」との決定がなされたのであつた。

なお、同協議会の当時の委員名を挙げると次の通りである。

昭和四二年度札幌經濟協議會名簿

會長	札幌市長	原田 與作
副會長	小樽市長	安達興五郎
監事	札幌市議會副議長	大橋 登吉
監事	石狩町議會議長	吉田 繁雄
	札幌市第一助役	板垣 武四
	札幌市第二助役	小塩 進作
	札幌市議會議長	齊藤 忠雄
	札幌市議會經濟常任委員長	岡田尚一郎
同	副委員長	吉野 晃司
	札幌商工会議所會頭	広瀬 經一
同	副會頭	古谷辰四郎
同	副會頭	今井 道雄
同	副會頭	舟橋 要
	小樽市助役	稲垣 裕
	小樽市議會議長	前野留治郎
	小樽市議會副議長	渡辺善太郎

小樽市議会経済常任委員長

同 副委員長

小樽商工会議所会頭

同 副会頭

同 副会頭

同 副会頭

江別市長

江別市議会議長

江別商工会議所会頭

手稲町長

手稲町議会議長

石狩町長

顧問 札幌市総合企画調査専門委員

その後四三年度には、広島市長および同議会議長がこれに加わった（広島村は同年九月町制施行）。

さらに、四九年六月二七日現在の委員名簿によると、前記役職者のほかに、江別商工会議所副会頭、石狩町役、石狩町議会議長、同議会産業建設常任委員長、同副委員長、広島町助役、同議会議長、同議会産業建設常任委員長、同副委員長、当別町長、同助役、当別町議会議長、同副議長、同産業常任委員長、同総務常任委員長も加わって、委員総数は五〇名と増えている。

そして、この間同協議会は、四五年に、四六年度から五五年までの一〇カ年を計画期間とした「札幌地区開発

古川 英次

岩館 吉男

木村 円吉

川合 一成

吉村弘之助

坂口栄之助

松川 清

泉 重陽

大久保和男

蓑輪早三郎

乙黒 定七

鈴木興三郎

瀬田 一雄

計画」を策定したほか、地区内市町域にわたる各種の調査研究を実施するなどして、それぞれ成果をあげている。また、次に、石狩町生振地区を最適地と目した民間専用空港建設計画に伴う陳情書と、石狩町に關係した關係機関への諸要望事項とを紹介して、同協議会が当町の振興発展に大きく関わってきたことを示しておく。

(一) 民間専用空港計画案

四〇年秋、札幌經濟協議会（会長・札幌市長原田興作）では、札幌地域の三市二町に於ける重要事業についての実現方について、關係方面に陳情書を提出した。そして、このうちの一つ、『札幌（丘珠）飛行場の整備の実施と民間専用空港の調査について』によると、民間専用空港を必要とした理由が次のように述べられている。すなわち、

現在整備中の千歳飛行場は自衛隊と共用であり、自衛隊新鋭機の増強と民間機の増加にともなう極めて危険であるとともに霧の発生により着陸不能となり欠航の止むなきに至ることがしばしばおきています。また航空基地が二カ所に別れていることは道内各地との連絡上非常に不便で、これを一つの民間空港にすることが必要であり、さらに千歳空港利用客の九〇％以上が集中する札幌との距離が約四〇キロであること等の理由から、一日も早く民間専用の空港を札幌の都心部から一〇―一五キロ以内の地点に建設していただきたいと強く要望して参った結果、第二期北海道総合開発計画にもとり入れていただいている次第であります。つきましてはこれを実現するため、札幌新空港建設の調査を早急に開始していただきますようお願い申し上げます。

以上によると、新空港の位置については特定していないが、札幌都心部からの距離がほど良い、霧の発生が少ないところといえば石狩町生振地区であり、そこを札幌新空港建設の最適地と目していたことが暗示されている。

その後、四二年一月の札幌経済協議会（会長、札幌市長原田興作）による陳情書では、「石狩町生振地区を民間専用空港の調査対象地域の一つに加えていただくよう」と、その位置を明確にしている。

なお、同陳情書における「要旨」と「理由」とをみると次のようである。

要旨 民間専用空港設置の調査対象地域の一つに石狩町生振地区を加えていただくよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

理由 最近の航空客の増加は誠に著しく、本州は勿論道内各地を結ぶ路線も年々増加しており、特に札幌―東京便の利用客の急増は著しいものがありますが、現在の千歳及び丘珠の両飛行場はいずれも自衛隊と共用であります。従って、相当以前から関係者の間で、民間空港の設置について種々検討され、第二期北海道総合開発計画にも取りあげられております。

本協議会といたしましては、これまでも機会あるごとに関係方面にその実現について陳情申し上げて参りましたが、特に空港設置の基礎的条件である気象状況について石狩町生振地区内をはじめ、数地点で三九年一月から調査を継続実施中であります。

つきましては、これらの諸事情を勘案の上民間専用空港を設置するための調査を早急に開始していただくとともに、石狩町生振地区を調査地区の一つに加えていただきますようお願い申し上げます次第であります。

(二) 札幌経済協議会による諸陳情

次に、昭和三九年より四九年に至る間の札幌経済協議会による陳情書のうち、石狩町関係分を年次的に順に示すと以下のようである。

石狩港の整備について

三十九年

札幌新港の建設について（位置は銭函附近の地点に……小樽市・札幌市より）

三十九年

二級国道札幌留萌線の整備及び石狩河口橋の架設

三十九年

札幌周辺の幹線道路の建設について

四〇年

地方港湾石狩港の整備について

四〇年

札幌（丘珠）飛行場の整備の実施と民間専用空港の調査について

四〇年

札幌港（仮称）建設計画の早期樹立について（位置は石狩湾沿岸に）

四〇年

一般国道札幌留萌線の整備及び石狩河口橋の架設について

四〇年

民間専用空港の調査について（石狩町生振地区を調査地区の一つに加えて）

四一年

石狩湾新港の早期実現について（位置は石狩湾の最適地に）

四二年

おたね浜海浜公園の自然保護対策について（石狩町小樽内地区より同町西浜までの海砂採取区域の限定と数量の規制など）

四二年

新川の治水対策について

四三年

茨戸川の治水対策について（石狩川本流からの逆水防止調節水門の設置と茨戸川から日本海に通ずる放水路の掘削）

四三年

札幌地区内における電話の自動化及び即時代設備の近代化について

四三年

雪害対策の財政援助等について

四三年

札幌周辺幹線道路の建設促進について（小樽港（海岸道路）―銭函―石狩湾新港―江別間の新設）

四九年

石狩河口橋の早期完成について（第二期工事及び既存国道の拡幅）

四九年

石狩湾新港の建設促進について

四九年

石狩町両岸市街地の築堤工事の促進について

四九年

石狩町北生振七号排水の整備について

四九年

水源開発の推進について（当別川ダム of 早期着工他）

四九年

日本海沿岸大陸棚開発の推進と「海洋センター」の設置について（札幌地区に設置を）

四九年

2. 石狩地方開発促進期成会の活動

この期成会は当初、「石狩支庁管内促進期成会」と称しており、その昭和二七年の構成団体は、札幌村・篠路村・当別町・石狩町・厚田村・浜益村・新篠津村・琴似町・手稲町・豊平町・千歳町・恵庭町・広島村・江別町の一五町村、会長は宇野秀次郎であった。そして、この期成会は各町村の首長によって構成され、管内の重要懸案事項の実現促進や相互の連携を図るために結成された。しかし、この構成団体は、町の市への昇格や市との合併などによってその後変わっており、三八年の「石狩地方開発促進期成会」では、江別市・千歳市・手稲町・広島村・石狩町・当別町・新篠津村・恵庭町・厚田村・浜益村の一〇市町村によっており、四五年には、恵庭町・広島村・石狩町・厚田村・浜益村・当別町・新篠津村の七カ所町村によるものとなっている。また、その数は翌四六年に恵庭市が脱けて六カ町と減ったが、四九年から札幌市・江別市・千歳市・恵庭市が加わって一〇カ市町村となっている。

なお、この石狩地方開発促進期成会による陳情書のうち、昭和三八年―五〇年に至る間の石狩町関係分を年次の項目的に示すと以下のようなものである。

石狩河口港工事の促進について

三八年

石狩河口橋の架設について

三八年

二級国道札幌留萌線の改修工事並びに冬季除雪について

三八年

新産業都市建設促進法に基づく地域指定について

三八年

新産業都市建設に係る国庫負担特例法の制定について

三九年

国道札幌留萌線の改良工事の促進について

三九年

道々石狩手稲線の改良舗装について

三九年

道々小樽石狩線の改修について

三九年

道々石狩当別線の改良・舗装について

三九年

札幌市麻生団地・石狩町樽川四線運河橋道路の道々昇格について

三九年

札幌市茨戸・石狩町矢臼場間道路の道々昇格について

三九年

準用河川新川の改修について

三九年

準用河川知津狩川の改修について

三九年

札幌空港（手稲町と石狩町の境界附近に民間専用の大空港として）の建設について

三九年

新産業都市建設地域整備のための特別財政措置法に基く適用事業の拡大について

四〇年

町道樽川四線の道々昇格について

四二年

茨戸川の調節水門と滞水排除用放水路の新設について

四二年

石狩湾新港の早期実現について

四二年

一般国道二二一号改良工事の早期完成と舗装整備の促進並びに石狩河口橋の早期架設について

四二年

地方港湾石狩港の整備促進について

四二年

道々札幌矢臼場線の改良について

四三年

道々望来当別線の改良について

四四年

石狩町両岸市街地築堤の早期着工について

四四年

茨戸川放水路の新設について

四五年

石狩河口橋架設に伴う路線変更による旧国道の管理について

四五年

石狩湾新港の建設促進について

四七年

石狩川河口部築堤工事の促進について

四七年

道央地域広域利水計画の調査について、併せて石狩湾新港関連用水供給の促進

四八年

石狩湾新港に關連する広域幹線道路の新設及び札幌大橋の架設について（石狩町―札幌市―当別町―新篠津

村―北村―岩見沢市）

四八年

石狩湾新港関連用水及び都市周辺地域のための水源開発

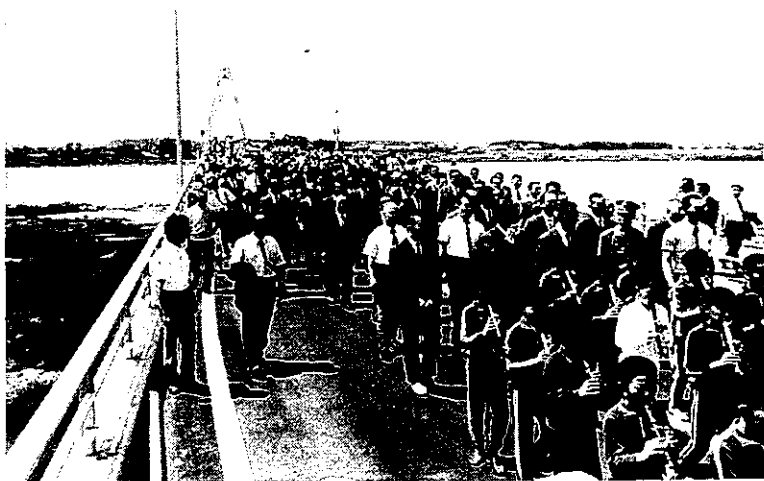
五〇年

石狩川等の河川整備促進について

五〇年

また、これ以前から石狩川橋梁架設促進運動が展開されていたが、その実現は広域的な産業開発に関わることであった。ここに、昭和四七年七月二〇日の石狩河口橋開通に至る以前の促進運動を物語る陳情書を加えておく。

陳情書



石狩河口橋開通に伴う渡り初め／昭和47年7月20日／「石狩町記念写真アルバム」／石狩町所蔵資料

二百三十一号二級国道札幌―留萌線完成並ニ石狩川橋梁架橋促進方陳情書

- 一、二百三十一号二級国道中厚田―浜益村間二十一
料の早期完成について
- 二、石狩川に前記二級国道連絡橋梁架設右二項につ
いて速かに実施完成されるよう左記理由を附し謹
んで陳情申し上げます。

理 由

一、札幌―留萌線道路は準地方費道として日本海沿岸に於ける重要道路でありその歴史は相当古いの
であります。

一昨二十九年には沿岸各市町村多年の要望が叶ひ
二級国道昇格が実現されたのでありますが、この
実現と共に本国道の開鑿実施によって石狩―留萌
両支庁にわたる海産林産並に地下資源の開発或は
沿岸住民にもたらす経済的文化的影響は真に期待
して余りあるものがあるのであります。従来本道
路は準地方費道或は二級国道とは名のみであって

石狩河口橋

第一編 行政編



石狩河口橋開通に当たり北海道開発局札建小野部長がくす玉を割る／「石狩町
記念写真アルバム」／昭和47年7月20日／石狩町所蔵資料

特に浜益村―厚田村間の中濃屋―送毛ごまき二十料間は断崖にして水際通行不可能であり、山道亦羊腸峻嶮にして巨熊の出没する等其の利用殆んどなく浜益村の如きは全く陸の孤島と化して居る現状であります。

その交通は陸路五九、七一料の山間を経て函館本線の滝川町に通ずるものと船によって小樽市に通ずる五十料の海路があるのみで然もその何れもが冬季間の交通意の如くならざる現状であります。

従って産業開発等に非常に大きな支障を来して居り本路線の開整早期完成は関係住民多年熱望致して居るところであります。

二、石狩川橋梁架設については、二百三十一号二級国道中札幌―石狩間の道路が整備され奥地開発が日に進み、未開のものも本国道の完成にともない開発されることは明白であります。

従って本道路の交通量は日々に増大しつつあり、石狩川渡船が昨三十年九月国営移管以来渡船量特に車両の数が急激に増加し、ますます上昇の一途を辿っております。加へて車両の大型化は特に危険を伴い季節と天候に左右され輸送の遅延は普通であり、不通の時も屢々であります。これはも早渡船が飽和状態とも見られるのであります。

このように二級国道の完成と石狩川橋梁架設は石狩支庁管内沿岸町村は勿論増毛、留萌方面の札幌、小樽との最短距離としての本道路完成は單にこの方面のみならず北海道開発の大動脈としての使命を持つものと思ふされるのであります。

何卒如上の趣旨を御賢察の上特段の御詮議により前記二項目を速かに促進実施されますよう切望して止まない次第であります。

昭和三十一年 月 日

石 狩 町 長 飯 尾 円 什

厚田村長	吉田喜久次郎
浜益村長	高野正治
石狩町議会議長	鈴木信三
厚田村議会議長	山本吉明
浜益議会議長	内山末造

3. その他の広域行政関係団体

以上に加え、石狩町が関わってきた広域行政関係団体として次のものがある。

- (一) 札幌広域市町村圏振興協議会 構成員：市町村四市三町三村：札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・広島町・石狩町・当別町・新篠津村・厚田村・浜益村
- (二) 札幌圏広域都市計画協議会 正構成員：札幌市・小樽市・江別市・石狩町・広島町、準構成員：当別町・南幌町

- (三) 石狩湾新港管理組合 構成員：北海道・小樽市・石狩町

- (四) 札幌市石狩町茅戸処理場管理組合

- (五) 北石狩征生施設組合 構成員：厚田村・浜益村・当別町・新篠津村・石狩町

- (六) 石狩北部地区消防事務組合 構成員：同前五カ町村

- (七) 札幌大橋建設促進期成会 構成員：札幌市・岩見沢市・当別町・新篠津村・北村・石狩町

なお、石狩町は、以上のほかにも、多くの広域行政、施設に伴う組織の一員となっており、種々の役割を担っている。

第七項 開基三〇〇年・開町一〇〇年記念行事と花畔村開村一〇〇年記念式典

昭和四三年は、石狩町開基三百年開町百年に当たるということで、これを記念して各事業を実施するため、町、町議会、小中学校、各種団体、一般住民および学識経験者などによって構成する「石狩町開基三百年開町百年記念事業推進協議会」が設立された。そして、同協議会では、その記念事業の実施方針を、石狩町開発の歴史を回顧するとともに将来役立つものにする、実現可能と考えられることをなすこと、地域の関心を高め町民が広く参加できることをなすことなどと定め、運営について、慎重に協議を重ねた。

その結果、次のような多彩な行事や事業がそれぞれ実施されることになった。

主催行事

記念式（八月三十一日、石狩中学校で開催）

この当日は、町内外より約三〇〇人を招待して、物故先人功労者の慰霊（黙禱）、功労者の表彰、高齢者（八八才以上）の顕彰などを行なうとともに、終了後祝賀会を同会場で開催した。

なお、同式典の内容については、後記の通りである。また、記念誌を作成し、招待者および町内全戸に配布した。

主催事業

一、町旗の制定（七月）

二、歴代理事者、議長の掲額（七月）

震災により庁舎とともに焼失した理事者一〇名、議長四名の掲額をした。

三、『石狩町誌』の編集（四二年度から実施）。

四、『石狩町明細図』の発行（七月）

全戸配布。

五、記念品の配布（八月）

町内全戸と保育所の幼児、小中学校児童生徒に記念品を配布した。

六、記念作文と論文（成人）の募集（六月）

町内の小中学生から作文、一般から論文を募集した。

七、合同金婚式（九月）

該当の各家庭を訪問して記念カラー写真および記念品を贈呈。

八、石狩川遡上の旅（八月）

町内の各代表者や報道関係者らが、石狩川を北海道開発局の船で遡上し、江別市役所を訪問、市長らと交歓した。

九、青年の祖父の地訪問（八月―十二月）

町長のメッセージと記念品を持参して、明治時代に石狩町に移住した祖父の地（北陸・中部・東北地方など）を訪問するとともに、町づくり、とくにその生産の分野について調査し、報告した。

一〇、記念植樹（五月）

生振神社・地藏沢・各小中学校に、サクラ・シラカバなどを植栽。

一一、記念碑建立（八月）

役場庁舎前に「讃石狩郷」の碑を建立。

一二、記録映画「いしかり」の製作

施設

一、花畔村に、木造モルタル・二階建約五〇〇平方メートルの青少年会館を建設。

一〇月一四日開館（使用料は無料）。

共催行事

一、産業まつり

海まつり（八月）、さけまつり（八月）、農業まつり（八月、十一月）

二、体育大会（七月）

各地域で開催された小中学校運動会で、児童生徒を含めた住民による百年記念指定競技の予選を行ない、本大会として地域代表による大会を開催した（花川中学校グラウンド）。なお、大会ではマスのゲームの外、トラックの部三八種、フィールドの部八種の競技を行なった。

三、文化祭（八月三〇日～九月一日、町社会福祉センターと石狩中学校において開催）

従来行なってきた文化祭行事に、石狩の回顧展、未来展、詩画展、個人コレクション展を加えて実施。また、催物の部で、レコードコンサート、記念講演、移動俳句、和歌の会、座談会、フォーク・ダンスおよび茶席も行なわれた。

共催事業

一、記念碑建立（九月）

第一三回石狩さけまつり実行委員会（石狩町・石狩町観光協会・石狩漁業協同組合・石狩町商工会・石狩町飲食店組合）により、石狩灯台近くの砂丘に、「鮭供養之碑」が建立された。

なお、この年は、本町民および石狩川右岸地域に連なる厚田村・浜益村の長年待ち望んでいた石狩河口橋の建設が、昭和四十六年の完成をめざして着工された記念すべき年でもあった。

ところで、石狩町開基三〇〇年開町一〇〇年記念式典は、昭和四三年八月三十一日、石狩中学校において挙行された。

そして、この式典では、佐藤助役による開式のことば、鈴木町長の式辞があった後、功労者表彰、高齢者顕彰が行なわれた。また、受賞者代表の謝辞や、北海道知事町村金五・石狩管内町村会長近藤辰雄（当別町長）・石狩町議会議長吉田繁雄らによる祝辞などもあり、助役の閉式のことばで式典が閉じられ、続いて祝賀会が開かれた。なお、式典における表彰者名簿を示すと次の通りである（敬称略・順不同）。

開拓功労者 八名

故村山伝太夫 故長江常三郎 故河本莊七 故松永平三郎 故沖本市郎右エ門 故佐藤熊太郎 故玉木琢藏
故前田惣左エ門

自治功労者 二名

(一) 町長として特に功労のあった者

故高野金作 故飯尾円什

(二) 町議会議員として在職二五年以上の者 五名

故堀部銀藏 故関戸金三郎 故林喜佐吉 鈴木信三 嘉屋徳光

(三) 消防団員として在職三〇年以上の者（生存者） 三名

菅池豊作 後藤光雄 田岡定男

(四) 教員として在職二五年以上の者(生存者) 一名

千葉宏平

産業功労者

(一) 水産業 九名

故鈴木逸平 故後藤要次郎 故吉田庄助 故吉岡三之助 故高橋儀兵衛 故井尻靜藏 故畠山清太郎 故伊藤栄三郎 宮森要三郎

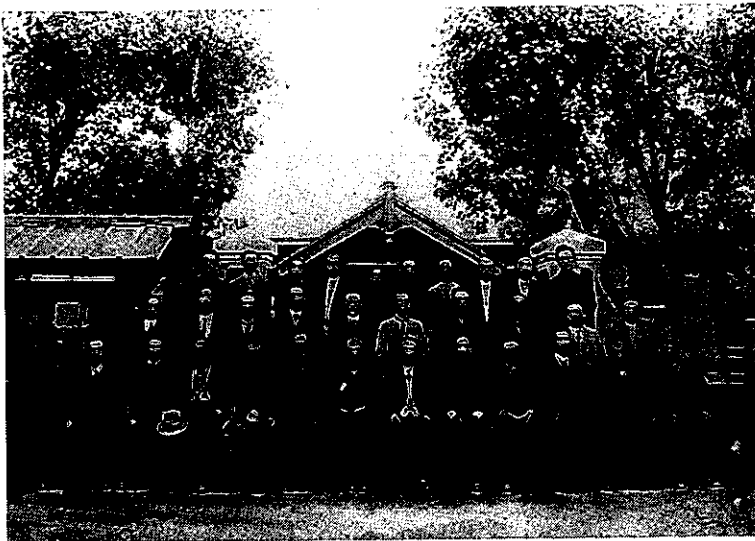
(二) 農業 一九名

故石崎久治 故長江八百吉 故増田時一 故清野孫市 藤岡台藏 島田米吉 故南出亥之吉 故加藤重郎 故田口与八 故相田石松 故吉田茂一 升田岩雄 櫻田恒延 故佐藤安次郎 故島羽熊三郎 故安孫子庄七 故筒井豊次郎 松田治平 宮前茂重

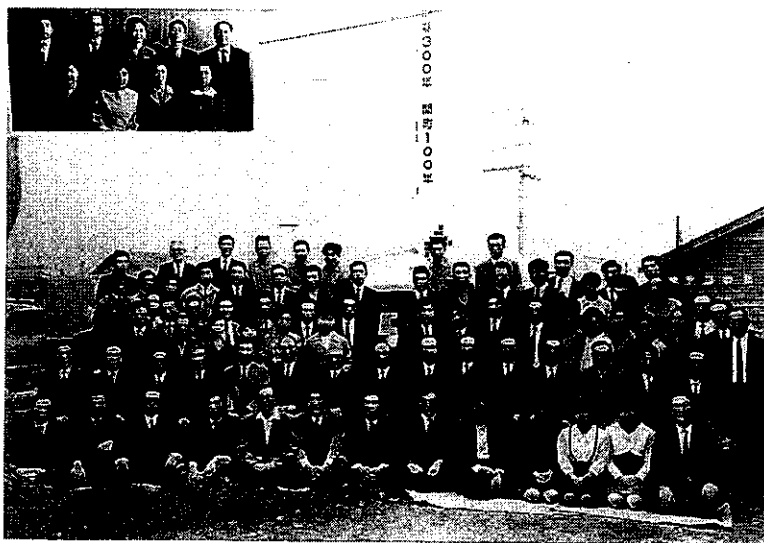
(三) 畜産 三名

故石山右一 故児島金三郎 高砂春雄
社会福祉その他行政功労者(生存者) 五名

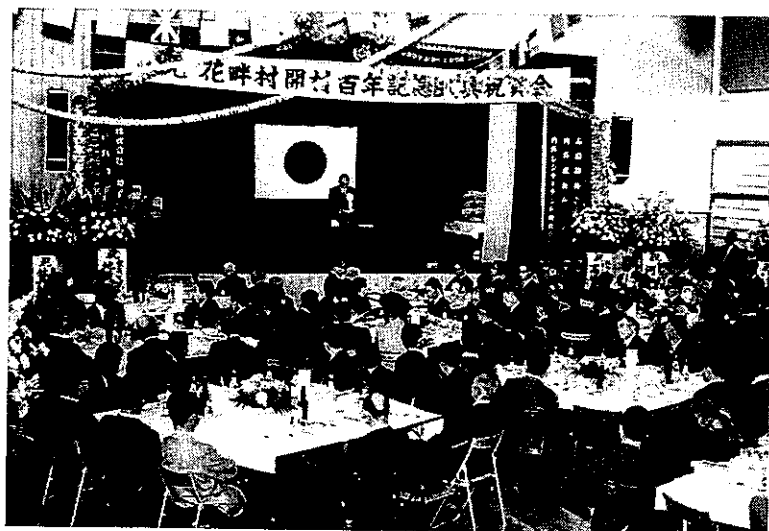
尾崎鹿雄 田村清 阿部柳 花田知也 田口コ



普通選挙最初の町会議員(定員18名)と町長、町吏員/昭和3年9月22日/加藤正男所蔵資料



石狩町開基300年・開町100年記念式典に伴う石狩町職員の記念写真／於：石狩中学校／昭和43年8月31日／田中実所蔵資料



花畔村開村百年記念式典祝賀会／於：青少年会館／昭和45年9月18日／石狩町所蔵資料

ウ

篤行者 五名

故中田伊左次郎 故馬場興信 故北原重吉 山本三郎 大石石太郎

顕彰者（高齢者八八才以上、明治一四年以前生の者） 一〇名

氏名	性別	年齢	住所
石村 れい	女	九六	八幡町
志田 淨禪	男	九三	親船町
斉藤 佐市	男	九二	樽川村十線浜
岩田 藏太郎	男	九一	生振村
井口 ゆう	女	八九	花畔村
大川 ミキ	女	八九	八幡町
長谷川 タツノ	女	八八	横町
荒谷 サヨ	女	八八	樽川村十線浜
吉田 ツネ	女	八八	花畔村南線
田村 タカ	女	八八	樽川村

この後、四五年九月一八日、明治四年に岩手県移民により開村された花畔村の開村一〇〇年記念式典が、青少年会館で開催された。

花畔村は、日本海の沿岸に近く、風雪烈しい環境と砂地瘠薄という悪条件のなかで、畑作経営から、さらに乳

牛の導入を試みて、地力の維持と経営の安定化に努めたが及ばず、起死回生策として、昭和初期、自費をもって砂地造田を開き、これに成功した。そして、同村はこの成功から次々と水田化が進められ、昭和四三年には水稻作付面積一、二〇〇町歩（一部樽川を含む）、農協出荷米八万五〇〇〇俵を数える優良穀倉地として発展するに至った。もちろんこれには、関係者の悲壮な決意や血の滲むような努力があった。

それだけに、開村一〇〇年を迎えた同地域住民の喜びは大きいものがあり、南出重治協賛会長の式典における式辞には切々たるものがあつた。また、この式典には、知事代理の横田副知事はじめ、町内外からの来賓も数多く出席した。

なお、同記念式典における表彰者を挙げると、次の通りである（敬称略・順不同）。

自治行政功勞者（三名）

故吉田茂一 故相田石松 （消防）大村喜代八

開拓功勞者（四名）

故佐藤熊太郎 故夏尾岩松 故深田半平 故斉藤末人

産業特別功勞者（一名）

故飯尾円什

産業開発功勞者（一二名）

故南出亥之吉 故田口与八 故加藤重郎 故金子清一郎 故内海秀太郎 故栗生虎楠

故横井虎藏 尾田八郎 茎津与次郎 舛田岩雄 阿部幸之進 坂本邦一

福祉社会功勞者（三名）

故斉藤作太郎 故高木法恵 武田 勇

篤行者（一名）

山本三郎

高齢者顕彰（一五名）

坂井多吉 坂井シモ 川村ハル 熊登せつ 山内慶之進 萩沢与次平 春木リソ 南出モト

吉田ツネ 寺嶋嘉市 寺嶋ムメ 桜田ヨ子 中村千太郎 溝渕佐一郎 荒川きさ

その他、同記念事業として、一〇〇年記念碑の建立、記念植樹、花畔村沿革誌の発行、記念品配布などそれぞれ実施され、また、町広報に「公開座談会——花畔村開村百年を語る」が所載されて開拓の苦闘や当時の生活などが広く紹介されました。

第八項 石狩湾新港地域開発計画

石狩湾新港地域の開発計画の歴史については、明治期の早い時期から緡く必要あり、資料も多々あるので、本町誌の当初の刊行予定では、別巻をもって述べることとなっていた。しかし、それが近い将来に実現するとしても、この面は本町の重要事であり、行政に直接あるいは深く関わってきたところであって、本巻において素通りすることは望ましくない。このため、詳述については別巻に譲るとして、以下にその第二次世界大戦後の動向のうち、主要なできごとを年表的に紹介し、加えて、近時におけるその計画概要および整備状況のあらましと、土地買収に関わる動向の概要を示しておく。

第二次世界大戦後の石狩湾新港地域開発計画概要

年 月 日

で き こ と

- 昭和二三・一二
(一九四八)
河野広道博士が、石狩・苫小牧両工業港の建設と、両港を結ぶ運河開削を、札幌低地帯開発案の重要事項として挙げる。
- (二四)
(一九七九)
北海道科学技術連盟が、石狩原野の開発構想を発表、「石狩河口——滝川間の運河計画のなかで石狩川河口西方に石狩工業港を設ける」案を打ち出す。
- (二二・一)
(一九五七)
札幌通産局が、「石狩港湾の早期完成についての意見書」を発表。また、石狩支庁管内開発期成会が、「地方港湾石狩港の工業港化」を重要陳情案件とする。
- (三四・一)
(一九五九・一)
地方港湾石狩港築設工事起工式。
- (二六・三)
(一九六一)
小樽市港湾部が、『臨海工業地帯造成計画書』を作成し、小樽市港湾審議会に提出。これによると、小樽港の副港として小規模な銭函築港を計画し、花畔・茨戸方面の石狩川古河への水路を啓開し、その水運を利用して工業地帯を開発するという案が示されている。
- (二六・三)
(一九六一)
北海道石狩支庁が、『石狩地域総合開発計画』（試案）を発表。このなかには石狩港、旧石狩川の利用計画並びに銭函港の築設計画などが示されている。
- (二七・三)
(一九六二)
自治省と北海道が、「地方開発関連調査——道央地区」を発表。このなかには小樽港の整備計画、銭函副港の築設計画、石狩港の施設整備増強計画などが示されている。
- 〃 七
第二期北海道総合開発計画（道案）によって、「消費財移出入の増大に対処して新たに札幌港の築設に着手する」ことが計画される（これは計画予定未調査のため、時期尚早として最終的には削除）。
- (二八・一・三〇)
(一九六三)
石狩木材工業団地促進期成会（二月五日現在会員数八七名）創立総会が札幌市で開催される。

三九・三
(一九六四)

北海道が、『地域開発計画』を策定。これによると、道央地区開発構想のうち、札幌地区の適地工業を挙げるとともに「札幌附近の人口増大に伴う消費財の移出入に対処して、新規に札幌港の築港に着手する」と述べる。

〃 一・二・一五
(四〇・八)
(一九六五)

石狩開発株式会社(本社・札幌、資本金二億円)設立総会が札幌で開催される。

北海道開発庁が『拠点開発計画』を公表。これによると、道央地区について、「沿岸輸送力を増強するため、地方港湾石狩港等の整備を計るとともに、木材需要の増大に対処して、新たに木材取扱港の建設をはかる」とされている。

四一・六
(一九六六)

北海道開発局が、「札幌西北部地区総合調査」を開始。

北海道開発局土木試験所港湾研究室石狩分室が石狩町に設置され、波浪観測などが実施されることになった。

〃 九・二
(四二・二〇)
(一九六七)

石狩湾新港建設促進期成会(札幌地方を中心とする道内木材関係業者一一団体、七八〇社加盟)創立総会が小樽市において開催される。

石狩新港湾建設促進期成会(会長・石狩町長)創立総会が石狩町で開催され、石狩新港湾の早期実現運動の円滑かつ効率的な推進が図られることになった。

〃 八

北海道開発庁企画室が、『北海道開発の長期展望』を発表。それによると、「石狩湾沿岸には、札幌港を中心として石狩工業地帯が形成され、木材コンビナートとともに肥料・飼料工業などが立地し、また札幌と直結する消費財関連工業の立地がすすむ」とされている。

〃 九・一三

石狩川地区振興促進協議会(構成員は江別市・石狩町各議会代表、会長・石狩町議会議

長）発足。

〃 〃 一一・二一 北海道開発局土木試験所石狩湾海象観測所完工式挙行

〃 〃 一二・四 銭函副港建設促進期成会（会長・小樽市長）設立総会が小樽市で開催される。

四三・一・二四
（一九六八）二五 石狩支庁管内町村会、石狩支庁管内町村議会議長会が、「石狩湾新港の築設は北海道総合開発達成に大きく寄与するものであり、かつその建設地として我管内石狩町は最適地である」と考える。よって全力を挙げてこれが誘致に努力する」と、総会で決議。

〃 〃 二・二一 石狩町長、同町議会議長、江別市議会議長らが、運輸大臣などに石狩湾新港の早期実現方を陳情。

〃 〃 五・一四 石狩町長が、札幌通産局長に、「石狩町工業適地の調査実施方」を要請。

〃 〃 七・五 石狩町長、町議会議長が、北海道議会総合開発調査特別委員会に、「石狩湾新港の早期実現について」の陳情をなし、同委員会に出席してその趣旨を説明。

〃 〃 七・二四 北海道木材協会主催の北海道林業年次第一九回大会で、「石狩湾新港の設置箇所位置づけ並びに早期着工」などについて決議が採択され、国、道に要望されることになった。

〃 〃 八 運輸省が、「昭和六〇年目標の港湾整備構想」において、札幌港を一般流通拠点港、工業開発拠点港として挙げる。

〃 〃 九・三 石狩新港湾建設促進期成会長の石狩町長が、北海道港湾懇話会桧山会長に、「石狩湾新港築設計画の策定」を依頼（一〇月受諾）。

四四・三・五
（一九六九） 石狩工業団地入団企業協議会（二〇社、会長・石狩開発株式会社社長）が、「石狩湾新港の早期着工についての陳情書」を北海道開発局、北海道などに提出。

〃 ・ 三・二四 札幌市議会が、『石狩湾新港位置の早期決定に関する札幌市議会意見書』を、北海道開発庁長官、北海道開発局長に提出することを決定。

〃 ・ 三 北海道交通研究会（小川会長）が、『港湾調査報告書』をとりまとめ、そのなかに「石狩湾新港」（仮称）計画案を示す。

〃 ・ 四 石狩開発株式会社（株）が、経済団体連合会に新港建設並びに木材工業団地建設の促進を要請。
〃 ・ 一〇 北海道が『第三期北海道総合開発計画』（案）を作成、このなかで「石狩湾沿岸に新規流通港湾を建設する」とした。

〃 ・ 一二・二四 石狩新港湾建設促進期成会臨時総会が石狩町で開催され、石狩湾新港の今後の運動促進方々、移動の予想される土地の確保対策などが協議された。

〃 ・ 一二 石狩木材工業団地（第一期用地）造成完了。

（一九七〇）
〃 ・ 四・二六 石狩町地主連絡協議会（石狩町花畔地区内の在町地主を会員とするもの）結成。

〃 ・ 五・二五 石狩湾新港問題について、知事、石狩町長、町議会議員、小樽市長、市議会議員の会談が知事公館で行なわれ、知事より「新港の建設位置は石狩町地区内、港湾管理は道、小樽市、石狩町の共同管理とし、そのため石狩町域の一部行政区域を小樽市へ編入する」という意向が示された。

〃 ・ 六・一八 北海道が、「石狩湾新港」（仮称）築設を運輸省の「港湾整備五ヵ年計画」に組入れるべく、整備計画書を提出。

〃 ・ 七・一〇 『第三期北海道総合開発計画』（四六年―五五年）閣議決定。これにより、石狩湾沿岸に流通港湾の整備をなし、その背後地を開発することが決まる。

〃 一二・三〇 国の「第四次港湾整備五ヵ年計画」に、石狩湾新港築設が組み入れられる。
 四六・ 七・二六 北海道議会において、北海道工業団地開発事業条例の一部改正が議決され、石狩湾新港
 地域が買収区域に包括される。
 (一九七二)

〃 八・五 北海道石狩湾地域開発本部および石狩湾地域開発事務局が設置される。

〃 九・一八 北海道企業局石狩新港開発事務所開所式挙行。

〃 一〇・一四 石狩湾新港地域開発連絡協議会（構成は北海道、札幌市、小樽市、石狩町、札幌・小樽
 両商工会議所、石狩商工会。会長・榎原道副知事）発足。

〃 一一・二〇 石狩湾新港地域開発計画委員会（委員長・小川譲二、十一月二十九日第一回委員会開催）
 発足、同委員会に、港湾・流通工業・交通・土地利用・環境保全の五専門部会が設置さ
 れた。

〃 一二・二八 北海道企業局と石狩町地主連絡協議会との間で、背後地域にかかる用地買収、家屋など
 三〇 の支障物件の移転補償について契約締結。

四七・ 一・二〇 石狩開発株式会社臨時総会開催。これにより約五二％の公的資本を加え、第三セクター
 (一九七二) として新港開発地域の造成、分譲を行なうことになった。

〃 四・三 石狩湾新港地域開発計画委員会が、「石狩湾新港地域開発基本計画調査報告書」を、北海
 道知事に答申。

〃 六・二七 北海道庁議で、「石狩湾新港地域開発基本計画」（案）を決定。

〃 七・二〇 石狩河口橋開通式挙行、同祝賀会開催。

〃 八・二 石狩湾新港管理運営協議会（構成は北海道、小樽市、石狩町）設置。

” 八・二一 北海道開発審議会が、『石狩湾新港地域開発基本計画』（道開発庁案）を了承し、答申を決定。

” 一〇・一七 港湾審議会第五二回計画部会が、『石狩湾新港の港湾計画』を審議し、「原案のとおり適当である」と運輸大臣臨時代理に答申。運輸省が石狩湾新港湾区域を認可。

” 一〇・三〇 北海道が石狩湾新港湾管理者となることを告示。

” 一〇・三一 北海道企業局と、花畔土地改良区、志美土地改良区、十線用水組合、上樽川用水組合の解散などに伴う補償契約を締結。

” 一一・一六 運輸大臣が『石狩湾新港湾計画』を認可。

” 一二・一九 石狩湾新港建設に伴う北海道と石狩漁業協同組合間の漁業補償交渉妥結。

” 一二・三一 北海道企業局と十線浜、小樽内浜漁業関係者らが、用地買収や家屋など支障物件の移転補償について契約締結。

（一九七三）
四八・ 一・一六 石狩湾新港試験突堤工事開始。

” 二・一五 石狩湾新港建設に伴う漁業補償に関する覚書きが、北海道と石狩漁業協同組合の間で調印される。

” 三・一四 樽川小・中学校廃校式挙行。

” 四・一六 運輸省が石狩湾新港を重要港湾に指定。

” 四・三〇 志美土地改良区解散式典挙行、同祝賀会開催。

” 七・一一 北海道と石狩湾新港関係漁協対策協議会（八単協）との間で、『石狩湾新港地域の開発に伴う漁業対策に関する覚書』が交換される。

〃 七 オタネ浜海水浴場廃止。

〃 七 石狩湾新港東防波堤工事着手。

〃 七・一八 北海道企業局と石狩町との間で、「樽川小・中学校及び樽川公民館の移転補償契約」が締結される。

〃 七・二八 佐藤栄作元首相が石狩湾新港建設現場を視察。

〃 九・三〇 土地改良施設の撤去工事終了。

〃 一〇・二七 北海道企業局と北生振土地改良区との間で、「送電確保についての補償契約」が締結される。

(一九七四) 四九・ 三・一六 北海道企業局の新港開発地域用地買収契約面積が一、三八〇ヘクタールに達し、計画面積に対し九五・八%の買収率となる。

〃 七 十線浜海水浴場廃止。

〃 九 石狩新港運送事業協同組合設立。

〃 一一・二八 石狩町議会臨時会で、「石狩町の樽川地区の一部の区域八九〇万六千平方メートルを小樽市に編入すること」を可決。

〃 一二・七 花畔営農区画整理事業、花畔農住区画整理事業などの竣功式典挙行。この年、石狩湾新港島防波堤の工事着手。

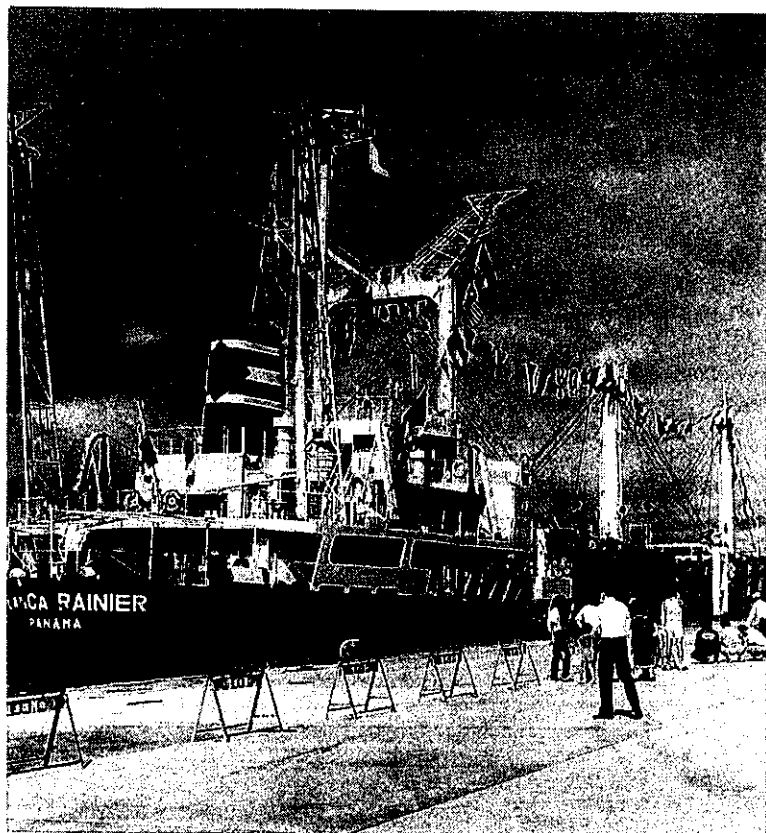
(一九七五) 五〇・ 三・一一 第一回定例北海道議会において、「石狩湾新港建設に伴う小樽市と石狩町の境界変更」が議決される。

〃 四・一五 石狩町と小樽市の境界変更施行。

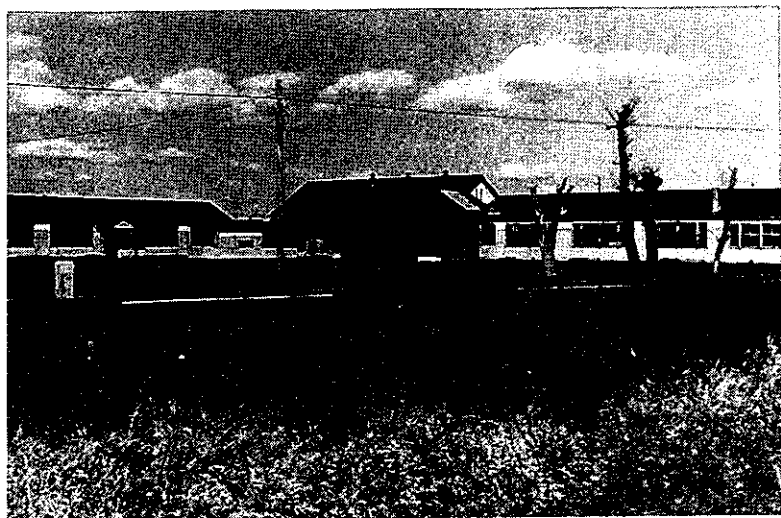
- 〃 五・一〇 石狩湾新港開発地域内遮断緑地植樹祭開催。
- 〃 五・二一 石狩湾新港管理組合設立準備室が北海道土木部に設置される。
- 〃 六・一〇 石狩花畔土地改良区樽川地区解散式挙行、同祝賀会開催。
- 〃 六・二五 石狩町花畔土地改良区花畔地区解散式挙行、同祝賀会開催。
- 〃 六・二六 石狩湾新港東地区港湾工事用作業場用地（利用目的達成後は漁港施設用地とする）の埋立てが承認される。
- 〃 七・二五 内閣総理大臣より北海道知事に対し、札幌地域公害防止計画策定（石狩町を含む）が指示される。
- 〃 八・一一 石狩町と石狩開発株式会社との間で、『石狩湾新港地域の開発に関する基本協定』が締結される。
- 〃 九・三 花畔十線用水組合解散式挙行、同祝賀会開催。
- 〃 九・二三 北海道が『石狩湾新港地域の土地利用計画』（案）を発表。
- 〃 一〇・一八 石狩町地主連絡協議会解散式挙行、同祝賀会開催。
- 五・一
一九七〇 一・一七 石狩町新港促進協議会（会長・桜田恒延）結成。
- 〃 三・二七 港名について、北海道、小樽市、石狩町の首長会談が度々開かれる。
- 〃 石狩町議会が『石狩湾新港建設に伴う港名問題並びに地域開発促進に関する意見書』（港名は従来通り「石狩湾新港」とすることを含む）提出を議決。
- 〃 五・一五 樽川地域移転先区画整理組合解散式挙行。
- 〃 六・一九 北海道が『石狩湾新港地域の土地利用計画』（案）に、環境影響評価を添付し、札幌市、



石狩湾新港第1船入船式／昭和57年8月11日／『北海道』（昭和58年3月刊、北海道発行）



北洋材を満載し、石狩湾新港入港第1船となったブランカ・レイニア号／パナマ船籍、4,448重量トン／『かいほつ』No50（北海道開発局広報室編集、昭和57年8月31日刊）



樽川小中学校／昭和30年当時／昭和47年石狩湾新港開発地域に包含され閉校、解体／『樽川百年史』所載

〃・一一・一三

小樽市、石狩町に意見照会した。北海道知事が「石狩湾新港地域の土地利用計画」を決定。

〃・一一・二五

北海道知事が石狩開発株式会社の「石狩湾新港地域花畔第一土地区画整理事業」を認可。（一二月一日着工式、挙行）。

（一九七七）
五二・九・三

石狩湾新港地域特定公共下水道の都市計画決定（九月九日事業計画認可、一〇月着工）。この年、

石狩湾新港北防波堤工事着手。

（一九七八）
五三・四・一

石狩湾新港管理組合（管理者は北海道知事）設立。

石狩湾新港海域水質保全調査開始（五六年まで実施）。

〃・六・五

石狩開発株式会社が造成中の用地の一部を分譲開始。

〃・七・六

石狩町石狩湾新港地域簡易水道事業の経営が知事認可になる

(九月着工)。

〃 八・二 土光経団連会長が石狩湾新港地域を視察。

〃 一〇・一二 石狩町企業誘致推進会(会長・神田広治)設立総会開催。

〃 一四・三 北海道による遮断緑地造成事業完了(六五ヘクタール)。

〃 一五・三 石狩開発株式会社五三年度新港地域用地分譲二五社、四〇万一、五四七平方メートル。

〃 一五・五 北海道開発局石狩川開発建設部が石狩放水路工事に着手。

〃 一八・一一 福田前首相が石狩湾新港を視察。

〃 一五・三 石狩開発株式会社五四年度新港地域用地分譲二七社、三三万六、五〇六平方メートル。

〃 一五・四 協同組合石狩新港卸センター設立。

〃 一五・五 石狩開発株式会社が流通地区の用地分譲を開始。

〃 一六・五 運輸大臣が石狩湾新港東地区公有水面埋立事業に免許を出す(二五日工事に着手)。

〃 一六・六 石狩湾新港合同事務所完成。

〃 一八・八 石狩湾新港運送事業協同集団化立地。

〃 一一・一一 石狩町が新港地域簡易水道の給水を開始。青葉公園事業着手。この年、臨港道路工事施行。

〃 一五・三 石狩開発株式会社の五五年度新港地域用地分譲二四社一組合、三二万五六七平方メートル。

(一九八二)

〃 一八・八 石狩新港機械金属工業協同組合設立。

〃 一九・九 石狩湾新港倉庫事業協同組合設立。

五七・一
(一九八二)

石狩開発株式会社の樽川第二土地区画整理事業認可。
協同組合石狩新港卸センター集団化立地。

三

石狩開発株式会社の五十六年度新港地域用地分譲八社二組合、四三万六、三八七平方メートル。

三・三〇

石狩湾新港管理組合管理条例および入港料条例制定。
石狩湾新港東地区公有水面埋立工事一部竣功。

六・二三

石狩湾新港管理者と石狩漁業協同組合長との間で、「石狩漁協地区漁業振興対策に関する覚書」が交換される。

六・二三

石狩湾漁業操業安全対策委員会設立。

七・一

石狩湾新港が法則法の適用港となる。

八・一一

石狩湾新港東埠頭の第一部供用開始。第一船パナマ船籍プランカ・レイニア号北洋材三、八〇〇立方メートルを積載し入港。入船記念式典挙行。

主要参考資料

田中実 『石狩湾新港地域開発小史』 一九七五

『石狩湾新港'82入船記念』 石狩湾新港管理組合 一九八二

田中実編 『たるかわの歩み』 樽川発祥之地記念編集委員会 一九八六

『社史年表、創立二五周年記念』 石狩開発株式会社 一九八九

田中実編著 『石狩河口地区開発史年表、附・石狩湾新港に関する経過』(仮称、草稿)

石狩湾新港開発地域の計画概要一覧

概略

区分	単位	規模・土地利用
開発総面積	ヘクタール	二、九四〇
港湾取扱貨物量	万トン（年間）	一、〇〇〇
流通地区取扱貨物量	万トン（年間）	二、六〇〇
工業出荷額	億円（五〇年価格）	六、三五〇
卸売販売額	億円（四九年価格）	七、〇〇〇
地域内就業者数	万人	五

(1) 工業の業種と規模の想定

中分類名	区分	出荷額	用地	用水	従業員数
------	----	-----	----	----	------

第一編 行政編

総数	※四、〇六〇 ^{億円}	一、〇五四 ^{ha}	一〇 ^千 / _一 日	三二、〇〇〇 ^人
食料品	四二〇	七六	三一	二、〇〇〇
木材	四二〇	一七六	四	三、五〇〇
家具	七八〇	一八〇	五	八、七〇〇
紙パルプ	一四〇	四五	九	五〇〇
窯業	二一〇	一二三	一三	一、三〇〇
鉄鋼	一〇〇	二三	五	二五〇
金属	八七〇	一六六	一七	六、二〇〇
一般機械	五七〇			
電気機械	三〇	一五一	一二	七、七〇〇
輸送用機械	三四〇			
その他	一八〇	三四	四	一、七〇〇
関連事業	—	八〇	一	一五〇

(石狩湾新港地域開発基本計画)(北海道開発庁、一九七二)による。
 ※出荷額は、昭和四五年度価格で積算されております(昭和五〇年度換算価格六、三五〇億円)。

(2) 流通地区の施設と規模の想定

区 分	貨物取扱量 千トン	卸売販売額 億円	用地面積 ha	従業者数 人
トラクタターミナル	二、〇九〇	—	二〇	一、二〇〇
トラック団地	一八、三八〇	—	四一	四、三〇〇
倉 庫	五、三〇〇	—	八二	一、七〇〇
卸 売 業	—	四、二二〇	六六	四、七〇〇
合 計	二五、七七〇	※四、二二〇	二〇九	一一、九〇〇

〔石狩湾新港地域開発基本計画〕（北海道開発庁、一九七二）による。）

（注）用地面積は、公共用地を含みません。

※卸売販売額は、昭和四三年価格で積算されております。

（昭和四九年換算価格 七、〇六二億円）。

(3) 土地利用指針

(単位・ヘクタール)

区分	業務用地	道路	環境		その他	計
			公園	緑地		
流通地区	二三六	一八	五	一六	—	二七五
工業地区	八九五	一〇一	三三	六九	—	一、〇九八
管理業務地区	二三	—	八	六	—	三七
公園・緑地	—	—	四四	九一	—	一三五
海岸防 保安林	—	—	—	六三〇	—	六三〇
風林 普通林等	—	—	—	四二	—	四二
道路	—	一〇九	—	—	—	一〇九
その他	—	—	—	—	一四二	一四二
小計	一、一五四	二三八	九〇	八五四	一四二	二、四六八
港湾地区	四二七	四五	—	—	—	四七二
合計	一、五八一	二七三	九〇	八五四	一四二	二、九四〇

〔石狩湾新港地域の土地利用計画〕（北海道、一九七〇による。）

(4) 港湾計画

① 外かく施設計画

北防波堤 三、九〇〇 m 島防波堤 一、一五〇 m 東防波堤 七五〇 m 防砂堤 二〇〇 m

② 水域施設計画

(注) (1) 面積は、実地測量及び図上計測による概数です。

(2) 工業地区には、ユートリティ用地を含みます。

(3) その他は、保留地、放水路用地、海浜地等です。

(4) 港湾地区は、掘込水路及びふ頭用地です。

区分	最大対象船舶 (D/W)	水深 (m)	幅員 (m)	水面積 (千㎡)	備考
航路	三〇、〇〇〇	一五・二	三五〇	—	
東地区泊地	一五、〇〇〇	一五・一〇	—	七〇〇	
中央地区泊地	六、〇〇〇	一五・五	—	一六〇	危険物取扱施設
西地区泊地	三〇、〇〇〇	一五・二	—	六三〇	
中央水路	一五、〇〇〇	一五・五、一五・一〇	—	一六〇	

③ けい留施設計画

上水道	緑地	公園	道路			港湾
			市町道	道道	国道	
小樽市 石狩町	道	小樽市 石狩町	小樽市 石狩町	道	国	新石狩 管轄合 理港湾
五二	四九	五五	五二	五二	五二	四八
管渠延長 (給水量二万m ³ /日)	遮断緑地	八カ所	都市計画道路五路線	小樽石狩通 樽川埠頭通	二二一 三三七号	東防波堤 島 北 ふ頭用地 (五地区) 臨港道路
一・二六 km	六五 ha	九〇 ha	六・一 km	一〇・〇 km 二・〇 km	三・五 km 八・八 km	七五〇 m 一、一五〇 m 三、九〇〇 m 三〇〇 ha 二七・五 km
配水管 消火栓	遮断緑地	青葉公園(一三 ha) (陸上競技場施設野球場等)	花畔中央通 流通	小樽石狩通 (半断面)	二二一 三三七号測量調査	東防波堤 島 北 ふ頭用地(東ふ頭) 臨港道路
四九・七 km 二〇八基	六五 ha		一・七 km 〇・二 km	七・八 km		七五〇 m 一、一二九 m 一、八三四 m 二五 ha 一・七 km
一、一五九	二二四	九八	三八一	一、八九一	一、三四四	四二、七〇九

下 水 道	道	五二	汚水管 雨水管 処理場	一二七 km 一一五 km 七・四万 m ³ /日	汚水管 雨水管 処理場(土木建築一・一万 m ³ /日)	四三・三 km 三〇・〇 km 一一、一二三
工業用水道	道	五一	本格施設	七万 m ³ /日	実施設計調査 水源開発調査	一三二
用地造成	石狩開 発(株)	五一	整地 街路	一、〇五四 ha 四七 km	整地 路盤改良、舗装	二七七・八 ha 四、八一二

〔石狩湾新港地域の開発概要〕(石狩湾新港地域開発連絡協議会・石狩開発株式会社、一九八三)による。

石狩町地主連絡協議会の歩み(抄)

年 月 日

で き こ と

二・四五・(一九七〇) 花畔地主会結成。

二・一三 樽川地主会結成。

二・同・同 志美地主会結成。

二・二六 石狩町地主連絡協議会(会長・宮野正勝)を結成し、「石狩湾新港の建設は、北海道総合

開発の達成に大きく寄与するものであり、その建設地は石狩町が最適地であると考えられる。よって我々地主会は石狩町及び石狩町議会と提携し、これが早期実現と誘致のた

〃 三 め土地の確保について協力することをここに決議する」とした。
石狩湾新港の早期実現と誘致のための土地確保に關した各地区地主会員による署名簿を
まとめた。

〃 四・一 「石狩湾新港の早期実現について」とした陳情書を知事に提出。
〃 六・二七 道企画部長に陳情。

(一九七二)
四六・

一・二九 「石狩湾新港後背地区の用地先行取得促進方」について(用地取得の区域、年度、主体、
方式、予定価格、支払方法および住宅の移転限度など)についての早急な明示についてや、
移転先の住宅団地および営農団地の確保について)要請書を知事に提出。
〃 二・一五 用地先行取得について町と協議。

〃 九・一四 北海道企業局石狩新港基地開発事務所長以下所員と、石狩町役場において、町長立会の
もと、第一回の協議を行ない、移転先団地の確保が買収交渉に入る前提条件であること、
交渉は石狩町を通して地主連絡協議会を窓口とすることなどについて確認。

〃 九・一八 臨時総会を開催し、用地買収に当たっては、土地価格に地区差、地目差をつけず一律単
価による買収方式で行なってもらうこと、全地区について買収初年度に基礎金額を決定
すること、移転先確保について万全を期すことなどを決定。

〃 一・一・五 北海道企業局石狩新港基地開発事務所長(以下「道企業局」と称する。)と第二回の協議
をなし、家屋などの支障物件の補償については、町固定資産台帳にもとづく数値を基礎
とすることを確認。

〃 一・一・一三 花畔農協役員と、移転先団地、営農団地などについて協議。

〃 一・一・二五

道企業局と第三回の協議をなし、補償物件の対象などについて確認。

〃 一・二・二七

道企業局と第四回の協議をなし、買収に当たっての諸条件（契約時期、補償対象物件、一率一平方メートル当り一、一〇〇円の土地代金、支払方法などについて）の提示を受ける。

〃 一・二・二二

道企業局と第五回の協議をなし、土地価格その他補償条件の一部の再検討方について話合う。

〃 一・二・二五

道企業局と第六回の協議をなし、土地代金については二二日の提示金額を撤回し、一平方メートル当たり一、一六五円で契約したいことを示し、支障物件補償算定基準などについて協議した。その結果、短期土地所有者の前払等一部の問題を残して合意に達する。臨時総会を開催、協議の経緯を報告、三地区の地主会々合に附議。

〃 一・二・二七

花畔地主会臨時総会開催。一部に反対が強かったが、最終的に受諾に決定。

道企業局と第七回の協議をなし、懸案事項についても合意に達し、契約事務日程などを確認。

〃 一・二・二八

道企業局との契約事務に、会長外役員が立合う。三〇日までの契約事務で、買収総面積の約八五・六％に当たる一、二二七ヘクタールの土地について調印。その人員二九六名。花畔農協が、花畔農住団地と菅農団地への入地者と契約。

（一九七二）
四七・一・五

〃 一・一・三

道企業局に税特別措置について要請。

〃 四・一〇

一四

税対策について会長、副会長が大蔵省などに陳情。

(四八) 四・一六
 (九七三) 四・一六
 (四九) 一〇・一八
 (九七四) 一〇・一八
 (五〇) 一〇・一八
 (九七五) 一〇・一八

買収土地の事務処理、税対策について関係諸方面と交渉。

石狩湾新港建設促進に関する要請書を、町長、町議会議長に提出。

石狩町地主連絡協議会解散式挙行、同祝賀会開催（於・青少年センター）。当日の感謝状贈呈者は次の通り。北海道知事感謝状——会長 宮野正勝・副会長 櫻田恒延・副会長

長谷川勇・庶務会計 溝淵光雄

石狩町長感謝状——沢谷貞義・森戸芳衛・仲村徳松・小野三郎・小林清平・高砂春雄・

宮野守一・（故）舛田岩雄・（故）荃津与次郎・小野正男・加藤重与・小西豊秋・野本明・

尾田八郎・国重義臣・皆川誠一・山岸音松

石狩地主連絡協議会々々長感謝状——三二名（氏名省略）。

主要参考資料

田中実編 「解散記念誌」 一九七五 石狩町地主連絡協議会

第九項 大規模公営住宅団地の造成

北海道住宅供給公社が、大規模民間住宅団地の開発が始まっていた新札幌団地地域内に進出し、昭和四一年二月に、町域で始めての公営住宅団地（名称「新札幌団地」）を造成した。そして、面積約一〇ヘクタールに、二四四戸の積立分譲住宅を建設、四二年から分譲を開始した。

これを契機に、町は石狩湾新港建設促進運動の一環として、町域内に大規模の住宅団地開発をと、同公社に要請したが、札幌都心部との交通問題、農地問題などが障害となり、その早期決定には至らなかった。

しかし、四五年二月になると、石狩湾新港建設予定背後地域の在町土地所有者が、石狩町地主連絡協議会を結

成して、石狩湾新港の早期実現に向けて町並びに町議会と提携協力する方針を打ち出したことや、新札幌団地の住宅建設が逐年増加をみていることなどから、南線地区市街化発展期成会（構成者約四五名、会長・大村喜代八）が、町に対して積極的な要請を出すことになった。

その要請は、昭和四五年二月に提示されており、「本地区の開発促進構想（住宅団地化）につき、土地の賣買を依頼する」というものであり、町はこれを受けて住宅供給公社に、住宅団地としての利用方を申し入れた。また、これに続いて、同年五月末、町村道知事の斡旋により、石狩湾新港の建設位置が石狩町域に決定をみたこともあり、住宅供給公社も計画を固め、六月には町が仲介して期成会と同公社との初会合がもたれた。

この席で住宅供給公社は、団地計画素案を示し、用地取得について期成会の協力を依頼した。次いで八月には、仮称花畔団地の開発計画が策定され、一〇月には、北海道、道住宅供給公社、金融機関と石狩町との打合せ会議がもたれた。そして、同月、住宅供給公社と地元の期成会との間で第一回の用地などに関する協議が行われるに至った。協議はその後一月にも行なわれ、提示された買取希望価格もほぼ期成会の希望するところまで近づいた。

ところが、一二月になって、住宅供給公社から町長へ、「石狩湾新港地域を含めて決めたいので来年まで待つて欲しい、交渉は明年二月まで中止したい」との申し入れがなされた。

これに対して、地元の期成会は、「町長を代理人とし、公社との交渉に関する一際の権限を委任する」との委任状を提出し、加えて条件容認の場合、用地買却に同意する旨の確約書も提出、四六年二月末日の期限を示した。

このため町としては、その旨を住宅供給公社に示し、交渉の再開を要望した結果、四六年二月には、期成会と住宅供給公社の協議がなされて合意に達し、三月三十一日、両者間の土地買収契約が締結された。

それによると、関係土地所有者は四四名、面積が二二一万平方メートル（うち市街化区域三九万五千平方メー

トル・調整区域一七一万六〇〇平方メートル)、平均価格が一平方メートル当り一、一一八円であつた。なお、期成会員外の土地所有者の約五万六〇〇平方メートルについては、住宅供給公社が直接買収することとされた。また次いで、六月には石狩花畔土地改良区南線地区住民(地区長・阿部重利)との間に、規模縮小による損失補償の協議が成立し、九月一日には、南線地区改良区の落水閉鎖式が現地の揚水場で行なわれた。

以上が、用地取得決定に至るまでの経緯であるが、このことが極めて短期間に決着したことは、この後(同年九月)に開始された石狩湾新港開発地域の用地買収に好影響を及ぼし、都市化を指向して町づくりを推進しようとした町並びに町議会の積極的な姿勢は、関係方面から高い評価を得た。

なお、このような結果に至った理由は、関係土地所有者と町側との信頼関係が緊密であつたことや、用地交渉に当たつて、地目差を問題にせず、路線化方式をとらないで、単一価格方式を取つた(但し、ごく僅かの差はあつた)ことによつており、その方式は、「石狩方式」ともいわれ、注目を集めた。また、それは道住宅公社の対応の仕方によるところも大きかつた。

そして、町は五月二九日、花畔団地開発事業の施行に伴う費用負担などに関する暫定協定を、道住宅供給公社と締結した。

一方、道住宅供給公社は、花畔団地開発基本計画の検討を進め、四七年五月には、花畔新住宅市街地開発事業の建設省ヒアリングを行ない、七月には、中野理事長ほか公社幹部が来町して、町議会議員に対し、基本計画を説明(非公式)するに至つた。

そして、土地提供者の移転対策促進などのため、同年一月一八日、造成工事の地鎮祭が市街化区域内(現在の花川北五条)で実施された。さらに、団地内の調整区域は、四八年三月に市街化区域となり、同月一三日には、札幌圏都市計画花畔新住宅市街地開発事業(二三二ヘクタールについて)が決定(道告示)となつて、町並びに

町議会への正式説明などを経た上、本格的な造成工事が着手され、分譲も開始された。

なお、「花畔団地」の呼称については、計画の段階で、その呼び方の難しいことから、改名しようとの声があったが、中野理事長による「花畔（ばんなんぐろ）」の地名は、アイヌ語に由来し、明治四年に花畔村と命名されて、今まで受け継がれてきたものである。この団地開発に協力してくれた地元の名称を尊重すべきである」との言で、そのまま採用と決まった。

次に、花畔団地造成事業の概要を示すと、以下のようである（要約）。

北海道住宅供給公社は、札幌圏における人口の激増にともなう住宅の不足に対処し、あわせて昭和四八年度に着工をみた第三期北海道総合開発計画における先導的開発事業の一環となる石狩湾新港地域開発に関連する住宅を確保するため、緑と太陽と空気の美しい住宅地を大規模に供給する目的をもって、石狩町花畔地区に札幌圏都市計画花畔新住宅市街地開発事業を計画し、北海道に寄与しようとするものです。

土地利用計画

花畔団地は、二住区をもって構成し、団地のほぼ中央を南東から北西に伸びる自然林をもって境として、東側をⅠ住区、西側をⅡ住区とする。

団地内の利便性および快適性の確保と平坦な現況地形に対する景観と風雪などを考慮して、住宅、公益的施設および公園緑地を配置し、さらに、冬季間の良好な住環境を確保するため、一部の地域には、集中暖房を導入する。

また、道路は、歩行者の安全をはかるため、歩車道を分離し、かつ歩行者専用道を設ける。
当初の土地利用計画表（四八年）

区 分	面 積	比 率	備 考
住宅用地	一三四・七 ^{ヘクタール}	五八・一%	集合住宅・個別住宅
公益施設用地	一〇・五	四・五	学校・幼稚園・上、下水道施設・その他
商業施設用地	九・一	四・〇	地区センター・近隣センター
道路用地	六三・〇	二七・二	都市計画道路・住区内区画道路・幹線・支線歩行者専用道
公園緑地用地	一四・七	六・二	近隣公園・児童公園・プレイロット
計	二三二・〇	一〇〇・〇	

変更された土地利用計画表（四九年頃）

区 分	面 積	比 率	備 考
住宅用地	一三四・七 ^{ヘクタール}	五八・一%	集合住宅・個別住宅
教育施設用地	九・九	四・三	小学校（二）・中学校（二）・幼稚園（四）
官公庁・社会福祉施設用地	一・八	〇・八	町出張所・消防・郵便局・警察官派出所・保育所・集会所
商業業務施設用地	六・一	二・六	店舗・診療所・ガス地暖プラント・バスターミナル
道路用地	六〇・三	二六・〇	幹線道路・区画道路・歩行者専用路
公園・緑地用地	一六・三	七・〇	近隣（二）・児童公園（九）・緑地
上下水道・水路・その他用地	二・八	一・二	ポンプ場・配水場

合 計

二二一・七一〇〇・〇

(注) 造成前の地目面積(単位ヘクタール)は、宅地二・六、水田一四三・九、畑四三・一、山林七・〇、その他三五・一、計二三一・七である。)

花畔団地造成事業の概要

区 分	概 要	備 考
造 成 年 度 面 積 人 口 住 宅 戸 数 (公住・道住) (個人住宅) (公的住宅その他) 事 業 費 (用地取得費) (造成費) (事務費) (その他)	昭和四八―五四年事業完了 約二三二ヘクタール 二三、六〇〇人 六、二二四戸 (一、一五八戸) (三、五九二戸) (一、四六四戸) 二四五億七、八〇〇万円 (三三億五、七〇〇万円) (一五四億〇四〇〇万円) (一六億五、八〇〇万円) 四一億五、九〇〇万円	当初計画四八―五一年 当初計画約一八〇億円(住宅・公益的施設の建築費を除く)

また、昭和五二年一月現在の公益施設の建設状況とその後の計画についてみると、次のようである。

入居状況
人口六、二四〇人、世帯数一、九二二世帯

学校施設

若葉小学校
五二年四月開校済

紅葉山小学校
五三年建設予定

中学校
五四年建設予定

タウンセンター

商業施設
五四年建設予定

銀行
北海道拓殖銀行花川支店
五二年一月開店

北海道銀行花川支店
五二年二月開店

郵便局
五四年建設予定

病院
五五年建設予定

町施設
五五年建設予定

警察派出所
五五年建設予定

サブセンター

商業施設
A地区
五一年一月開店（北陽ショッピング）

B地区
五三年八月開店予定

C地区
五三年八月開店予定

保育所
A地区
五二年四月開所（なかよし保育所）

幼稚園

集会所

診療所

その他

消防署

なお、その後の主な公共施設の建設等の状況についてみると、次のとおりである。

昭和五四年

紅葉山小学校開校、石狩消防署業務開始、紅葉山公園の野球場・テニスコート使用開始、花川北二条郵便局開局、若葉公園完成

昭和五五年

花川北中学校開校、紅葉山公園完成

B 地区 五四年建設予定

C 地区 五五年建設予定

A 地区 五四年建設予定

B 地区 五四年開園予定

C 地区 五四年建設予定

A 地区 五二年四月開所（若葉会館）

B 地区 五四年建設予定

C 地区 五五年建設予定

A 地区 開院予定 五三年内科・五三年歯科

B 地区 開院予定 五四年内科・五四年歯科

C 地区 開院予定 五三年内科・五三年産婦人科・五四年歯科

五三年建設予定

さらに、入居当初時の花畔団地の状況は次のとおりであった。

石狩町花畔団地宅地分譲（昭和五〇年度）

回数	募集対象区分	宅 地 数			募 集 期 間	分譲単価 ^{M²} 当円 (坪当円)	区 画 面 積 (^{M²})	最多価格帯円
		一般 枠	石狩町 枠	計				
一	一般宅地	二二〇	二四	二三四	自五〇・六・四 至五〇・六・一二	一三、五二三 (四四、六七二)	二六四、 二八八	三、八九一、七七四
二	地 暖 宅 地 普通宅地 花畔第二団地	一八九 五 四〇	二二	二五六	自五〇・一〇・二三 至五〇・一〇・三〇	一五、九二一 (五二、六三二) 一三、五一三 (四四、六七二)	二七六・七五、 三七四・〇〇	四、四四一、九五九

摘要 石狩町枠とは、花畔団地の所在地である石狩町の方々に対する優遇措置として、設定したもので、申し込みをしようとする日の三ヶ月前から石狩町に居住しているか又は、勤務先を有している方が対象となります。

(注) 石狩町枠の募集は、五〇年度第二回の募集に限定された。また、この資料は、「石狩町花畔団地宅地分譲のご案内」(北海道住宅供給公社・石狩町役場)による。

そして、花畔団地と札幌都心部とを結ぶ主要交通機関とはいえ、五〇年五月現在では、中央バス会社の「札幌中央バスターミナル―南花川団地」線（所要時間四五分、料金片道一二〇円、通勤定期五、四〇〇円）を利用したほか、「石狩線」を利用していた。

その後についてみると、五一年二月一日に、「花畔団地線」が運行開始になり、花畔団地と北二四条駅間が結ばれたので、通勤、通学もやや便利になったが、便数は一日一一便で、始発時刻が、花畔団地発七時二十分・北二四条駅発八時四十分、終発時刻が、北二四条駅発一九時三十分・花畔団地発一八時二〇分であったため、他の路線も利用された。

なお、この「花畔団地線」の運行路線経路は、花畔団地北陽通り―若葉通り―新札幌団地三号―四番通り―新琴似―麻生町―北二四条駅であり、その石狩町内の停留所名は、次の通りであった。

花畔団地―北陽通り―若葉通り―八線三号―七線三号―スカンジナビア館―六線三号―新札幌温泉―新札幌団地入口

また、この路線のバス運賃は、花畔団地―北二四条駅間で一五〇円であった。

加えて、花畔団地住民の小・中学校への通学および生活に関わる側面について、若干触れておくと、

花畔団地内の小・中学校が開校されるまで、児童・生徒は、既存の花川小学校（約一・二キロメートル、徒歩約一五分）と花川中学校（約一キロメートル、徒歩約一二分）に通学していた。

また、購買、医療施設などについては、花畔団地内に整備されるまで、花畔市街地や新札幌団地の既存の施設を利用していった。

第十項 石狩町総合開発計画基本構想

石狩湾新港の建設や大規模住宅団地の造成事業などを通じて、石狩町の装いは大きく変わっていった。そして、このような動向に伴い、町の採来計画が必要であった。そのため町議会では、昭和五〇年三月二八日、昭和六〇年までに至る間の町の総合開発計画の基本構想を議決して対処した。以下にその内容を紹介する。

石狩町総合開発計画基本構想

一、基本構想策定の意義

石狩町は、石狩平野の西端で石狩川最下流の兩岸に位置しており、道都札幌市の北に隣接している。当町の歴史は古く、一五九六年頃（慶長年間）松前藩石狩場所の設定に始まり、石狩一三場所の元場所として栄え、一八七一年（明治四年）開拓使石狩出張所の開設、一九〇七年（明治四〇年）石狩町と花川村を合せ、石狩町とし、現在に至っている。

その間、漁業農業を主体とし、石狩川流域開発の拠点として大きな役割を果たしてきた。また、当町は、日本海と砂丘、石狩川、茨戸川、先人の努力により保全された海岸保安林、耕地防風林及び生産緑地など豊かな自然にめぐまれ、観光客の入り込みも多く、夏には全道一の海水浴場として広く親しまれている。

一方、広域的には、第三期北海道総合開発計画及びその一環としての広域生活圈計画、広域市町村圏計画、札幌圏都市計画、道都圏整備計画などにより、広域生活圈における機能分担の確立がなされ、広域的、一体的土地利用のもとに開発が進められつつある。

その中で、当町は、流通港湾としての、石狩湾新港を建設し、併せて、その背後地に工業地区、流通基地等を配置することにより、その一員としての重要な役割を担うことになる。

また、札幌市の人口増及び石狩湾新港地域開発に関連する人口を收容するため、公共、民間による大規模住宅団地の形成を進め、交通も石狩河口橋の開設、小樽―石狩―札幌―江別方面に至る広域的な幹線道路等他地域との連絡を強化していく。

このように当町は、飛躍的な発展が期待されるが、一方では、これまでの漁業・農業主体の経済社会と、どう対応させるかが重要な課題である。

したがって、将来の動向を的確に見定め、問題点、課題を積極的に解決するため、長期的かつ総合的な構想、計画を樹立し、きめの細かい施策により、住民一人一人が安全、健康でしかも快適に暮せる地域社会を建設する。

二、基本構想の性格

この構想は、当町の今後の進むべき方向、目標を設定し、そのための諸施策を明らかにするものであって、その範囲は、町が実施する行政活動のみならず、国、道の関係機関及び民間が実施する事業も含めたものである。

したがって、本構想を基に、関係機関、周辺市町村との連携、民間活動の規制、誘導を行いつつ、当町の行政主体を堅持し、行政の運営を総合的かつ計画的に執行するための指針とする。

三、期間

目標年次は、昭和六〇年とする。

四、将来像とまちづくりの目標

当町は、石狩平野を雄々と流れる石狩川、青く豊かな石狩湾等の自然と融和して発展し、古くから培われた経済的、社会的、文化的条件を有したまちである。これから進められようとしている石狩湾新港及びその背後地の開発は、このような石狩町の経済、社会を根底から変えることになるであろう。

われわれは、先進都市で見られた自然破壊、産業公害等の社会問題等を率直に学び、そのような過ちをおかさないまちづくりを行なわなければならない。

したがって、道央都市圏を構成する一員として、その役割を十分果たす一方、伝統ある当町に、自然・生活・産業の調和のとれた創造性豊かな「まち」を建設するため、実現すべき将来像として「石狩の海と川にはぐくまれた一〇万都市の建設」をめざす。

(一) 生きがいのある生活都市の建設

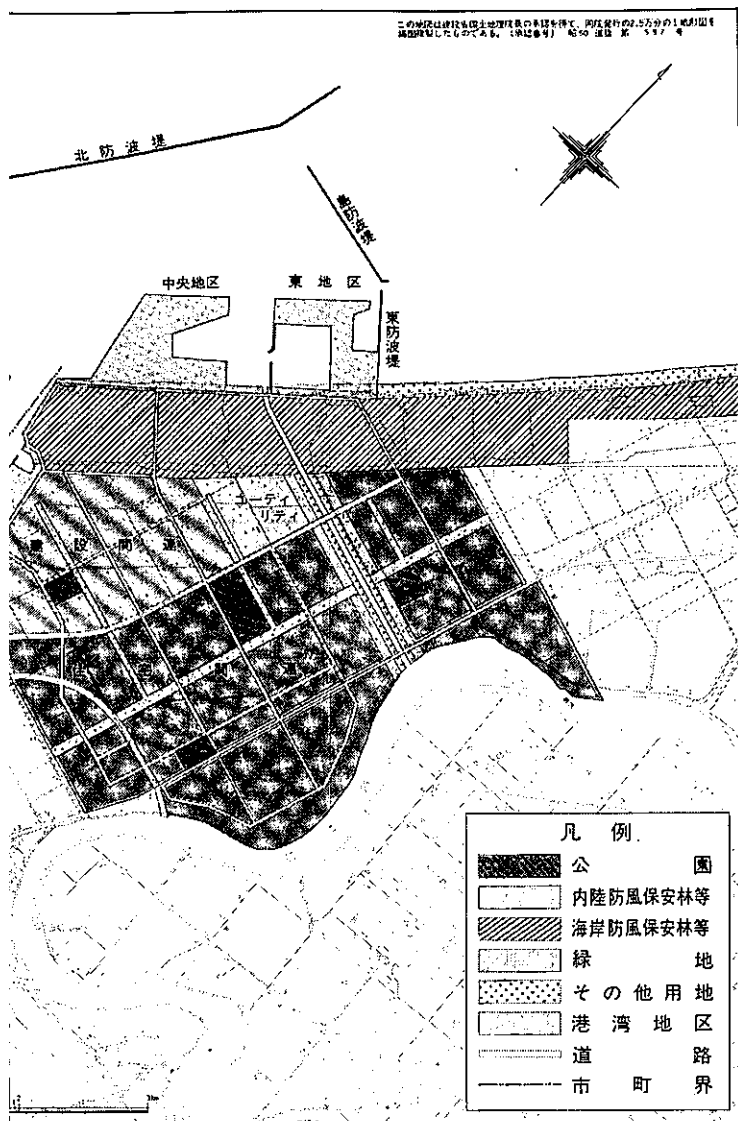
石狩町の豊かな自然を活用し、生活環境を整備し、更に教育、文化、社会福祉の向上に務める事によって、住民一人一人が健康で、快適な生活を保障され、培われた伝統を引き継いで生きがいのある新しい生命力に満ちたまちづくりをする。

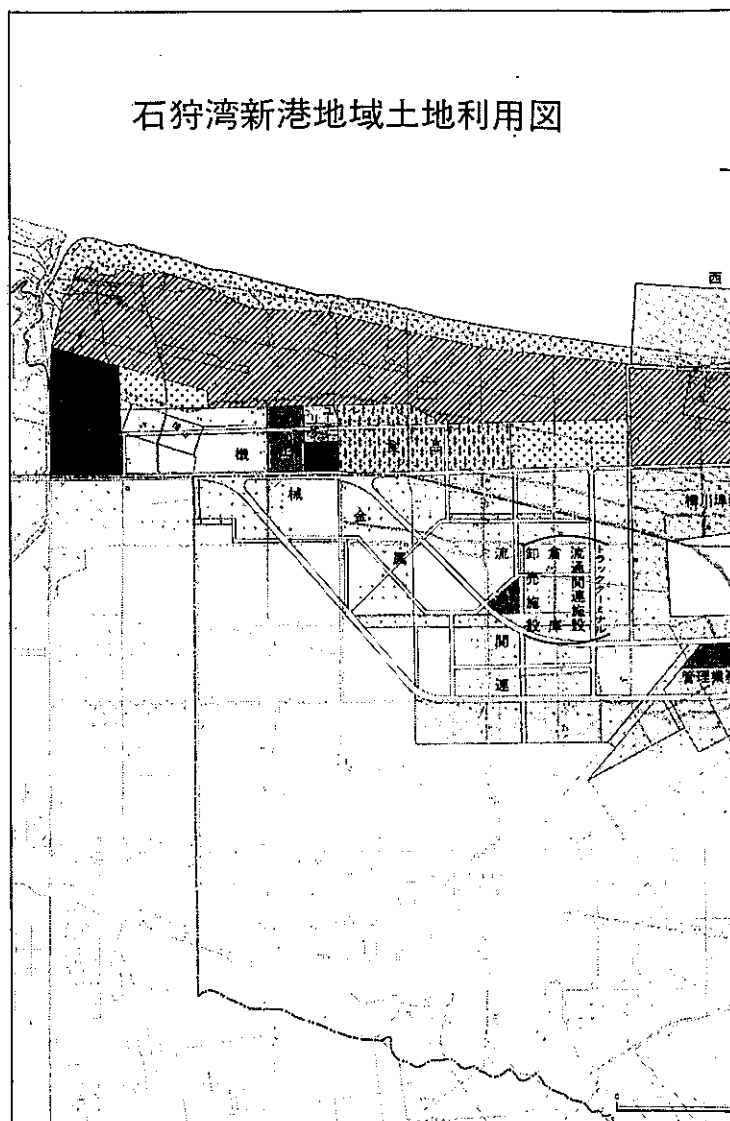
(二) 自然と調和のとれた産業都市の建設

当町の気候、風土に適した地場産業である農業や漁業を伸ばしつつ、新規に開発される石狩湾新港地域の工業地区、流通基地を有効に生かして、自然で、健康で、快適な住民生活と、調和のとれた産業都市を建設する。

農業は、「石狩川右岸地域」を重点に稲作、畑作と、そ菜を主体にした都市近郊型農業、漁業については、大型漁船による沖合漁業及び増養殖漁業の確立を行う。

工業は、公害監視体制の確立により、公害のない工業地区、商業については、人口の適正配置により、既





「石狩湾新港地域土地利用図」【石狩湾新港地域の土地利用計画】付
図／北海道／昭和51年11月

存市街地、新市街地ともに魅力ある商店街を形成する。

五、主要指標

目標年次における主要指標は、次のとおりである。

人口は、一〇〇、〇〇〇人と想定する。

就業人口については、第一次産業は一、七〇〇人、第二次産業は二一、六〇〇人、第三次産業は二一、三〇〇人と想定する。

農業生産額は、二七億円と想定する。

漁業生産額は、五億五千万円と想定する。

工業出荷額は、三、五〇〇億円と想定する。

商業販売額は、四、六〇〇億円と想定する。

六、土地利用基本構想

道央都市圏、特に札幌都市圏の発展を長期的に捉え、本地域の特性を生かす方向で、積極的に開発を推進する面と、開発を規制する面を体系づけ、理想的な都市を建設する。

イ、自然環境を保全する地域

① 石狩川、荻戸川

これらは、恵まれた自然であり、流域市町村との連携、関係機関との協議により浄化運動につとめ水質保全をはかる。

② 花畔、本町地区の海岸保安林、生振、花畔、樽川地区の耕地防風林については将来ともその保全をはかる。

③ 主要河川敷地は、つとめて緑地化をはかり、公園緑地として利用し、堤防は、地域自然歩道及び自転車道の一環として整備する。

④ 真駒別堤外地区及び本町の灯台を中心とする砂丘は、自然環境保全地域とする。

⑤ 中生振地区は、農地、住宅地と調和のとれた形で緑地を保全し、花畔地区の紅葉山の一部も緑地として保全につとめる。

⑥ 高岡地区の一部、五ノ沢、八ノ沢地区は、緑地として保全するが、一部は住民の休養レクリエーション施設用地としての利用をはかる。

ロ、農業振興をはかる地域（美登位・北生振・高岡周辺）

① 石狩川右岸地区

当地区は農業投資の中心的地域として保全振興をはかる。

② 石狩川左岸地区

(イ) 中生振地区の一部は広域的公園、スポーツ、レクリエーション用地及び計画的住宅地の形成との調和を図りつつ、農用地として整備する。

(ロ) 樽川と花畔の農用地として利用されている地区は、引続き、農用地として保全をはかる。

ハ、都市的開発地域

現在の市街化区域については、計画的に整備をはかるとともに、原則として都市的開発に移行する地域は長期間の条件変化を十分配慮し、各関係機関の審議などをへて弾力的に開発する。

① 花畔・樽川地区

当地区は、石狩湾新港、その背後地の工業地区、流通基地、住宅団地及び商業業務地として急速に市街

化される地区である。今後、北海道、関係市、第三セクター及び民間との十分な調整を行い、適切な土地利用計画の樹立により公害のない理想的な市街化地域の形成をはかる。

② 本町・志美地区

当地区はこれまで町の中心として発展してきたが、交通網の発達、石狩川築堤計画等により再開発をしなければならぬ。本町、志美地区は、中生振地区の住宅地開発と併せ、従来より当町に生活している住民、新たに当町に就業地をもつ住民の住宅を集中させ、商業施設、業務施設及び文教施設等の整備をする。さらに本町地区は自然環境を生かしたなかで、海浜レクリエーション施設等の整備を行う。

③ 八幡町地区（八幡町市街地周辺を含む）

当地区は、石狩河口橋の開通に伴う市街地の発展動向などを勘案して、矢臼場築堤計画に関連する八幡団地開発計画と合せて、逐次既成集落の整備をはかり、石狩川右岸地区の日常購買を主体とする中心的市街地を形成する。

④ 中生振地区

当地区は、茨戸川、石狩川に囲まれ、殆どが農業用地として利用されてきたが、農業用地、住宅用地及び広域対象の大規模公園、スポーツ、レクリエーション用地の三本柱で、十分自然景観を活用した田園的な開発をはかる。

ニ、交通網

生活と生産の交通を分離し、地域内交通及び他地域との交通網を整備する。生活関連道路としては、道々石狩手稲線、道々ヤウスバ札幌線、道々望来当別線、花川通、西五丁目樽川通、国道二三一号（花畔市街～茨戸間）の整備をする。

生産関連道路としては、小樽―石狩―札幌―江別方面へ至る広域的な幹線道路を設けるほか、国道二三一号（花畔市街―茨戸間を除く）及び昭和五〇年四月一日から昇格する国道三三七号については、既存の市街化区域である花畔市街の通過をさけ、他に迂回をする方向で整備を進める。道々小樽石狩線（花畔北三線―本町市街間）についても整備をする。

また、国道二三一号の全線開通などに対処するため、花畔三線から生振三線を結び札幌市及び江別等に連絡する短絡道路の建設をする。さらに、当町の開発の進展に伴う輸送需要の増大に対処し、札幌の中央部との連絡及び通勤の円滑化のための高速軌道を当町まで延伸するよう積極的に促進する。

ホ、港 湾

① 石狩湾新港

京阪神方面を中心とする太平洋岸及び日本海沿岸との物資流通の拠点、さらには今後進展が予想される北方圏諸国との経済交流拠点としても重要な役割を果たすため、自然環境並びに生活環境の保全について十分な配慮のもとに適切な措置が講じられ、住民の安全を期した流通港湾としての石狩湾新港の建設を促進する。

あわせて、その背後地に、海陸の結節点としての機能を十分もたせた総合的な流通基地、消費財工業、機械化工業などの都市型工業地区を配置し、この地域の総合的な開発をはかる。

② 石狩港（石狩河口港）

当町管理の石狩港（石狩河口港）については、小型船舶の出入に供するよう整備する。

七、施策の大綱

イ、豊かな自然を利用し、住民が快適に暮せる生活環境を整備する。……（編者略）……

ロ、一人一人の健康で明るい生活の保障をはかる。……（編者略）……

ハ、郷土愛に根ざした、特色ある教育文化の創造と豊かな人間づくりに努める。……（編者略）……

ニ、住民参加の民主的なまちづくりに努める。……（編者略）……

ホ、調和のとれた産業活動の確立をはかる。……（編者略）……

この基本構想によつては、昭和六〇年の人口目標が一〇万人におかれている。そして、この目標は一九九〇（平成二）年現在まで達成されてはいないが、そのようなことがあるにせよ、近年この町が着実に都市化の道を辿ってきたことは、その構想の欠かせなかったことを物語っている。

第二章 行政組織および行政区域

第一節 行政組織の変遷

昭和初期より第二次世界大戦時にかけての石狩町は人口に大きな変動がなく、行政組織についても大巾な違いは生じていない。

ここで、第二次世界大戦中までの町役場における組織についてよりみると、次のようであった。

まず、昭和二年一月開催の第一回町会に報告された大正一五年・昭和元年の『事務報告』によると、有給吏員および名誉職員の内容と員数は以下の通りとなっている。

一、吏員数

町長一、助役一、収入役一、書記三、書記補四、雇二、技術員一 計一三名

町会議員一五（一名欠員）、学務委員一〇、土木委員七、土地等級調査委員六、町是調査委員七、灌漑溝調査委員三、部長一二、部長代理九（三名欠員） 計六九名

二、吏員事務分掌

分

掌

職名 氏名

町長 高野 金作

助役 高松新一郎

庶務兼財務係主任

出納係

収入役 松本藤十郎

庶務係分掌

書記 大滝勇一郎

庶務係勸業土木係分掌（戸籍統計）

〃 山口吉兵衛

同（兵事統計）

勸業兼土木係主任（統計事務ヲ除ク）

書記 千歩 盛雄

勸業土木係兼庶務係分掌（庶務ハ戸籍）

書記 武田 亀助

財務係分掌

雇 鈴木与三郎

同

書記補 佐々木久治

同

〃 加藤 啓吉

庶務兼財務係分掌

臨時雇 永田久五郎

勸業係分掌

技術員 大沢 金吾

次いで、昭和六年二月開催の第一回町会に報告された、昭和五年の『事務報告』によると、役場吏員および名誉職員は以下のごとくである。

吏員

町長一、助役一、収入役一、書記三、書記補四、雇三、技術員一 計一四名

名誉職員

町会議員一八、学務委員一〇、土木委員七、土地等級調査委員六、町是調査委員六、区長一二 計五九名

また、この吏員間の事務分掌については、次の通りであった。

分 掌

出納	町長	高野 金作
庶務係主任	助役	武田 亀助
財務係主任	収入役	中島 亀蔵
勸業土木係主任	書記	山口吉兵衛
財務係	〃	佐々木久治
〃	〃	永田久五郎
庶務係（兵事・統計）	書記補	舛田 岩雄
〃（戸籍）	〃	青木 政蔵
勸業土木兼庶務係（庶務ハ戸籍）	〃	平賀 成吾
庶務兼財務係	〃	鈴木与三郎
財務係	雇	佐藤 茂
庶務係（戸籍）	〃	石黒幸三郎
勸業係	臨時雇	新岡 安蔵
	技術員	大沢 金吾

なお、昭和五・八・一〇・一二年における役場吏員、関係名誉職員等の職種ないし役職名、員数を表によって示すと、次のようである。

第二次世界大戦前の町吏員・町議員数表

職種	年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
町長	一人	一人	一人	一人	一人
助役	一人	一人	一人	一人	一人
収入役	一人	一人	一人	一人	一人
書記	三人	三人	四人	四人	四人
書記補	四人	六人	一人	五人	一人
常設委員	二人	二人	一人	一人	一人
学務委員	一人	一人	一人	一人	一人
学校医	一人	一人	一人	一人	一人
区長代理者	二人	二人	二人	二人	二人
町会議員	八人	八人	八人	八人	八人

〔北海道石狩町勢一班〕による。

さらに、昭和一五年度における役場関係者の役割名、員数および事務分掌は次のごとくであった。
有給吏員数

町長	助役	収入役	書記	書記補	雇	計
一	一	一	三	七	四	一七

名譽職員数

町会議員	学務委員	青年学校 学務委員	土木委員	土地等級 調査委員	町是調査 委員	区長	区長代理	計
一八	一〇	一〇	七	六	六	一二	一二	八一

吏員事務分掌

分掌

職名 氏名

出納
庶務係主任
財務係主任

町長 高野 金作
助役 山口吉兵衛
収入役 永田久五郎
書記 鈴木与三郎
〃 石黒幸三郎

勸業土木統計係主任

庶務係（兵事）

〃（戸籍）

財務係

勸業土木係

統計係

庶務係

勸業土木係

庶務係

勸業土木係

庶務係（兵事・戸籍）

財務係

〃 南部源次郎
書記補 中島 武史

〃 渡辺 重利

〃 山谷 藤松

〃 川野 栄一

〃 南雲 久吉

〃 石黒善次郎

〃 有田 実

雇 相原 静枝

〃 本田 清

〃 増子 トキ

〃 橋場 ヒデ

〔報告第六号・昭和十五年度事務報告並ニ財産表〕による。）

第二次世界大戦後についてみると、昭和二〇年代に人口が増加傾向を示しているが、その九〇〇〇人を越えた昭和二四年における役場職員および議会の構成内容は、次のようであった。

昭和二十四年町吏員（九月現在）

町長	一人	助役	一人	収入役	一人	主事	三人	技師	一人	書記	一五人	技手	一人	書記補	五人	技手補	一人	事務生	二人	公務補	一人	計	三一人
----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	---	-----

町議会

議會議員二〇人（欠員二人）

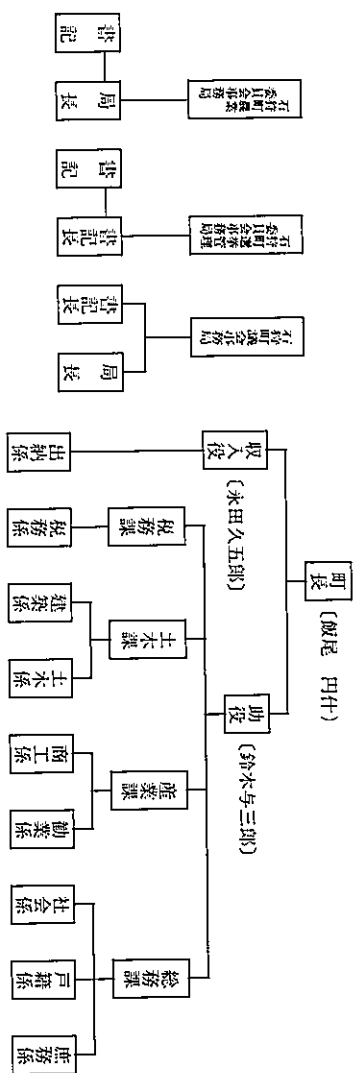
同常任委員会

総務六人、教育七人、土木七人、経済五人、懲罰六人、民生七人

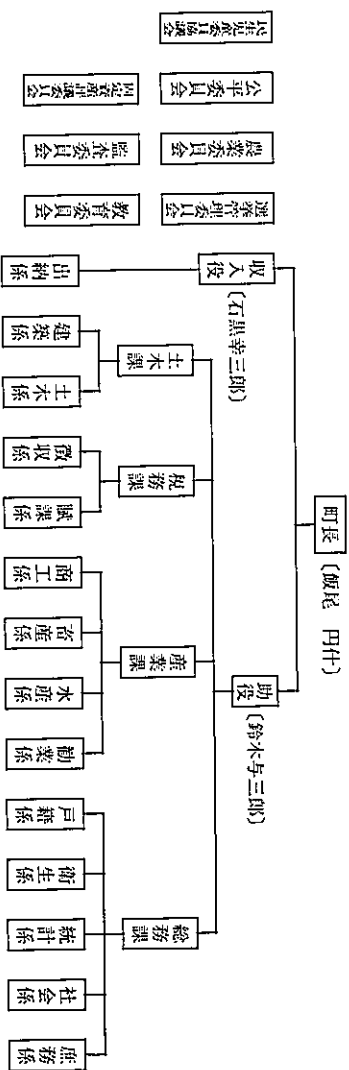
〔北海道石狩町勢一般〕による。）

この後、役場の機構は課長制（昭和二十三年二月二十四日、石狩町役場課設置条例可決）、さらには部長制を採用している。そのうちとくに部長制を導入した昭和四九年には、この町は人口が一万五千人を越え、すでに都市化へと歩み出していた。

なお、以下に本町の役場行政機構のうち、昭和二十六年以降分を図表化して紹介する。

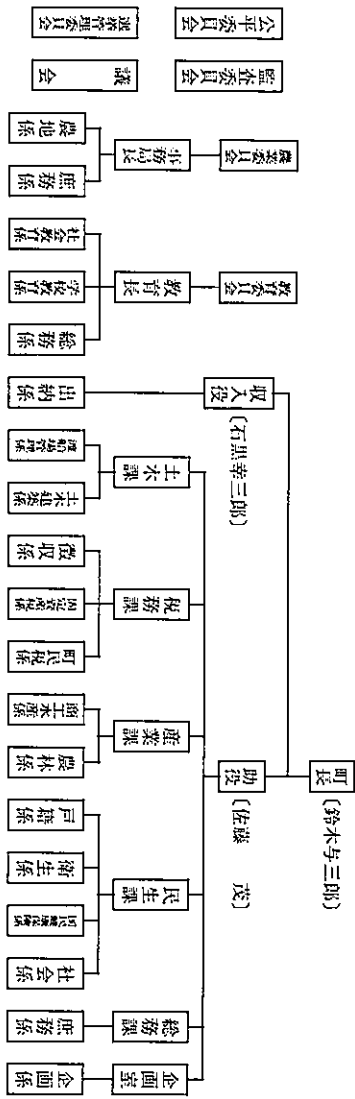


昭和二六年町役場行政機構図

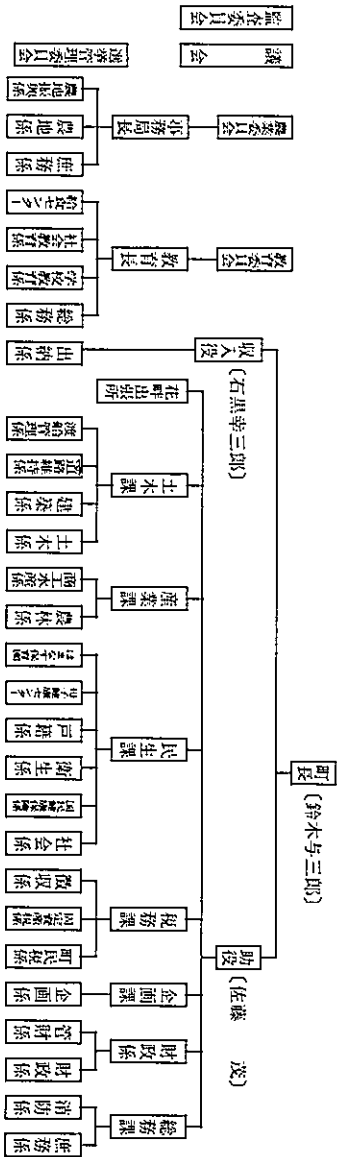


昭和三年町役場行政機構図

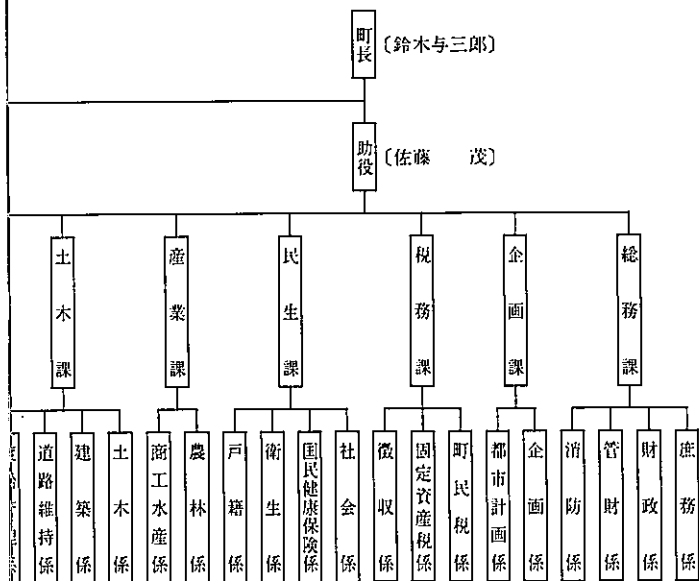
昭和三十九年町役場行政機構図



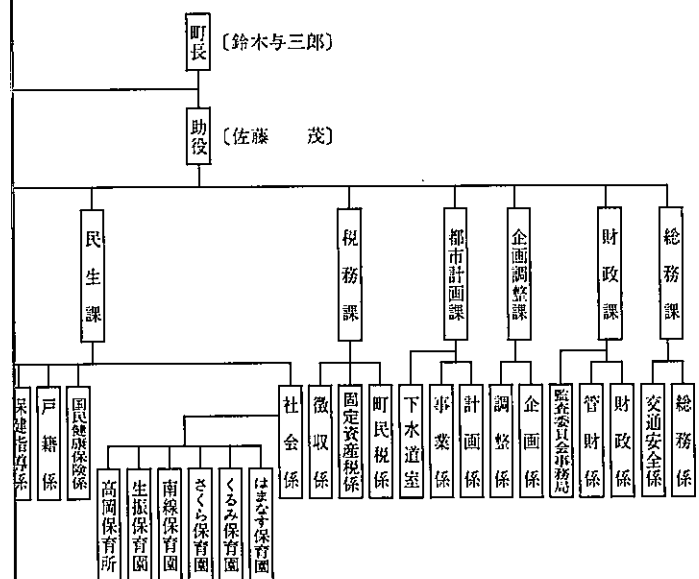
昭和四三年町役場行政機構図

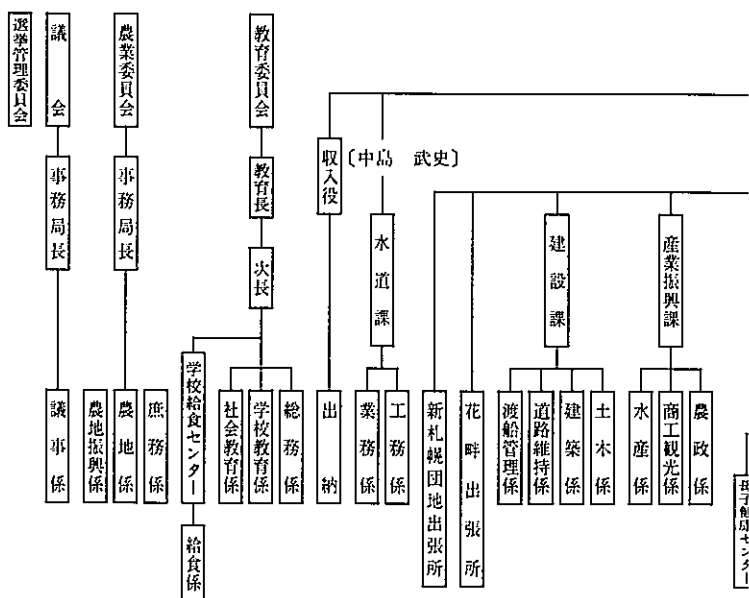
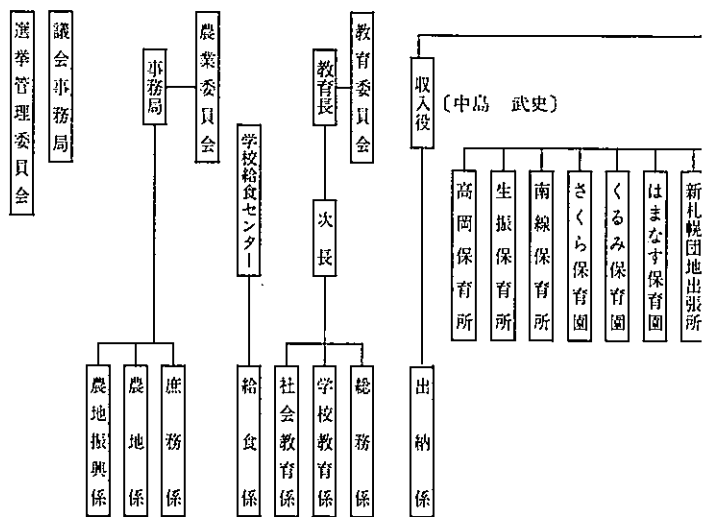


昭和四六年町役場行政機構図(二月一日現在)

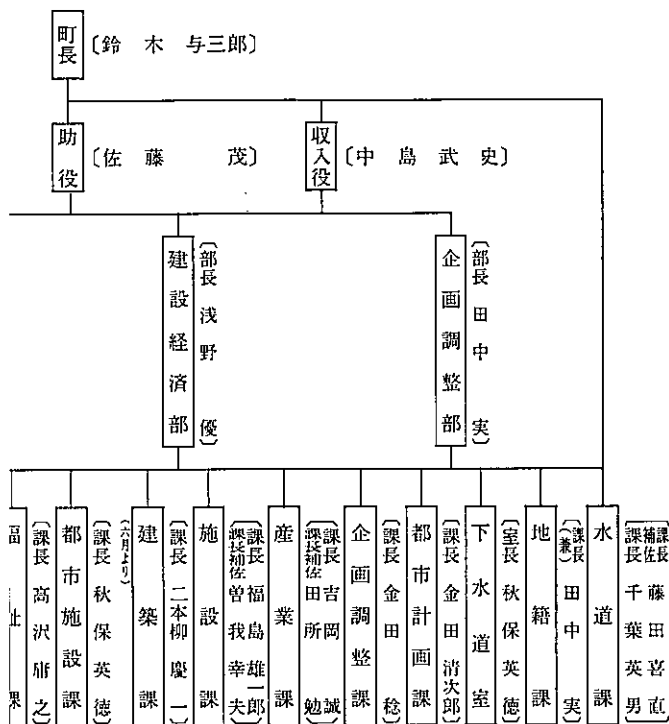


昭和四九年町役場行政機構図(三月三十一日現在)

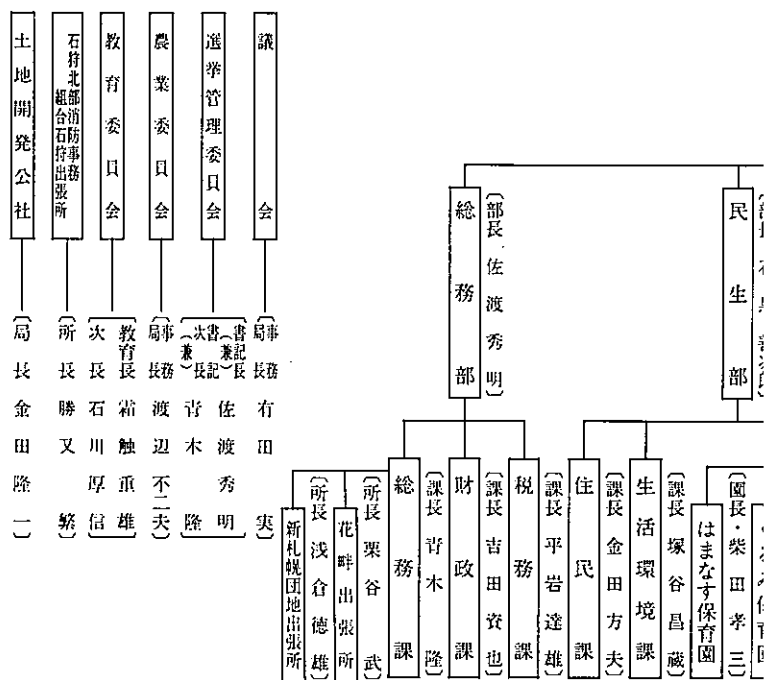




昭和四十九年町役場行政機構圖(五月一日現在)



第一編 行政編



付・町歴代重要役職者名一覧表

一、歴代町長・助役・収入役一覧

(一) 歴代町長一覧

自	至	氏名	備考
大正一三年 六月	昭和一七年 九月	高野 金作	在職中没
昭和一七年 九月	〃 一八年 一月	(山口 吉兵衛)	助役
〃 一八年 一月	〃 二一年 一月	吉田 由太郎	
〃 二一年 一月	〃 二二年 四月	(山口 吉兵衛)	助役
〃 二二年 四月	〃 三四年 四月	飯尾 圓什	
〃 三四年 五月	〃 五四年 四月	鈴木 与三郎	
〃 五四年 四月	〃 五五年 三月	佐々木 昭三	在職中没
〃 五五年 三月	〃 五五年 五月	(有田 実)	助役
〃 五五年 五月	現職	寺内 靖治	

(注) (一) 内は町長職務代理者。

(二) 歴代助役 (大正一四年～昭和六二年)

高松 新一郎―武田 龜助―山口 吉兵衛―鈴木 与三郎―佐藤 茂―有田 実―田
中 実―藤田 喜直

(三)歴代収入役(大正一四年―昭和六二年)

松本 藤十郎―加藤 啓吉―中島 龜藏―永田 久五郎―石黒 幸三郎―中島 武史―塚
谷 昌藏―石黒 善次郎―勝又 繁

二、石狩町会議員一覽

大正一四年五月―昭和一一年五月

堀部 銀藏	林 喜佐吉	平 野寅吉	石 井立之進	藤 岡勝太郎
安孫子 庄七	関 戸金三郎	清 野政吉	越 野佐一郎	金子 清一郎
猪俣 松藏	武 田 龜助	飯 尾円 什	鈴 木信三	安孫子 正平
筒井 豊次郎	赤 山 岩吉	清 野孫市	長 井源藏	鳥 羽熊三郎
吉 田 茂一	池 田 竹次郎	嘉 屋徳光	寺 尾政次郎	小 島 四郎八
長 野 徳太郎	三 浦 新一	堀 松 爲助	横 山 玉太郎	佐 藤 駒藏
渡 辺 善祐	高 沢 義雄	松 田 恒義	宮 下 留長	和 佐 行郷

昭和一一年五月―同二二年四月

堀部 銀藏 林 喜佐吉 石 井立之進 鈴木 信三 横 山 玉太郎

関戸金三郎	筒井豊次郎	赤山岩吉	清野孫市	佐藤駒藏
金子清一郎	吉田茂一	嘉屋徳光	渡辺善祐	寺尾政次郎
加藤重郎	山田義雄	田口与八	國重才助	伊藤清
吉田庄助	栗生虎楠	青木政雄		

(注/以上の期間の議員定数はいずれも一八名。)

なお、以上の町会議員名については、昭和二〇年以前の関係文書が、戦災により役場庁舎焼失のため、確認し得た分しか記していない。

三、歴代町議会議長一覽

就任年月	氏名	就任年月	氏名
昭和二年五月	堀部銀三	〃 四六年五月	南出重治
〃 二二年六月	吉田茂一	〃 五〇年五月	森友市
〃 二六年五月	鈴木信三	〃 五四年五月	神田廣次
〃 三八年五月	吉田繁雄	〃 六二年五月	南出重晴

四、歴代町議会議副議長一覽

就任年月	氏名	就任年月	氏名
昭和二年五月	吉田茂一	〃 二二年六月	鈴木信三

昭和二六年五月	嘉屋徳光	〃	五二年五月	丹羽 悟
〃 三〇年五月	赤山安五郎	〃	五四年五月	大村 喜代八
〃 三四年五月	相田石松	〃	五六年九月	長江 勇
〃 三八年五月	南出重治	〃	五八年五月	萩原茂樹
〃 四六年五月	森友市	〃	六二年五月	神崎征治
〃 五〇年五月	神田広次			

五、石狩町議會議員一覽

昭和二年五月～同二六年四月（定数二二名）

議長・堀部銀藏 副議長・吉田茂一

議長・吉田茂一（二二年六月就任）

副議長・鈴木信三（二二年六月就任）

麓又太郎	金田寅之助	高橋 正	藤岡台藏	松田治平
橋本健太郎	丹羽 悟	赤山安五郎	若林清作	石山右一
深田勝利	相田石松	佐藤 誠	嘉屋徳光	後藤一雄
増田時一	四宮徳市	尾崎鹿雄	伊藤栄三郎	浅倉春一

（注／順不同）

昭和二六年四月～同三〇年四月（定数二二名）

議長・鈴木信三 副議長・嘉屋徳光

尾田延義	伊藤榮三郎	加藤義見	松田治平	吉田茂一
金田寅之助	尾崎鹿雄	渡辺精一郎	青木政雄	赤山安五郎
中田秀雄	浅倉春一	関戸唯	鈴木久吉	深田勝利
宮前茂重	若林清作	岡嶋政国	相田石松	吉田繁雄
福田清治(補選)				

昭和三〇年五月〜同三四年四月(定数二二名)

議長・鈴木信三 副議長・赤山安五郎

岩本宗吉	堀江友平	米田秀司	宮前茂重	中田秀雄
尾崎鹿雄	梅本鶴松	相田石松	寺内家義	尾田延義
久保一	森友市	増田時一	筒井長太郎	加藤義見
南出重治	阿部幸之進	吉岡由太郎	深田勝利	吉田繁雄

昭和三四五年五月〜同三八年四月(定数二二名)

議長・鈴木信三 副議長・相田石松

堀江友平	藤岡台藏	森友市	中田秀雄	清野馨
阿部幸之進	梅本鶴松	高田二	八峠恒作	宮前茂重
吉田繁雄	久保一	筒井長太郎	寺内家義	加藤義見
若林清作	村元左槌	田口敏直	南出重治	赤山信勝

昭和三八年五月〜同四二年四月（定数二二名）

議長・吉田繁雄 副議長・南出重治

萩原茂樹	清野馨	八峠恒作	岡嶋政国	村元左槌
森友市	高田二	吉田武雄	中田秀雄	阿部幸之進
加藤義見	赤山信勝	田口敏直	堀江友平	小野三郎
筒井長太郎	関戸肇	南寅吉	宮森要三郎	寺内家義

昭和四二年五月〜同四六年四月（定数二二名）

議長・吉田繁雄 副議長・南出重治

吉田武雄	丹羽悟	皆川勇	萩原茂樹	加藤義見
森友市	田口敏直	高田二	若林保男	中田竹雄
小野三郎	寺内靖治	南寅吉	宮野守一	阿部幸之進
清野馨	佐々木猛	伊藤保	岡嶋政国	神田広次

昭和四六年五月〜同五〇年四月（定数二二名）

議長・南出重治 副議長・森友市

皆川勇	中田秀雄	栗生勲	和田正司	吉田武雄
南寅吉	大村喜代八	神田広次	松浦稔	清野馨

丹羽 悟 伊藤 保 萩原茂樹 宮野守一 岡嶋政国
 荻津与次郎 長江 勇 小野三郎 岡田勝次 高田光一

昭和五〇年五月〜同五四年四月(定数二六名)

議長・森友市 副議長・神田広次 副議長・丹羽 悟(五二年五月就任)

栗生 勲 皆川 勇 松浦 稔 岡田勝次 中田秀雄
 高田光一 萩原茂樹 瀬戸義雄 鈴木正 和田正司
 清野 馨 長谷川 勇 牧野義明 伊藤定雄 長江 勇
 成田敏彦 若林保男 中嶋英順 阿部正光 南出重晴
 大村喜代八 宮野守一 荻津与次郎(五〇年九月まで)

昭和五四年五月〜同五八年四月(定数二六名)

議長・神田広次 副議長・大村喜代八 副議長・長江 勇(五六年九月就任)

永井利幸 長谷川 勇 松浦 稔 小杉 滋 南出重晴
 丹羽 悟 松浦盛次 岡田勝次 中嶋英順 成田敏彦
 神崎征治 石山俊一 毛利健三 粟生 勲 國重義臣
 高田光一 和田正司 若林保男 山口春美 和泉俊一
 萩原茂樹 伊藤定雄 阿部徹雄

昭和五八年五月〜同六二年四月（定数二七名）

議長・神田広次 副議長・萩原茂樹

鶴巻幸作	伊藤定雄	松浦稔	中嶋英順	長原徳治
神崎征治	山口春美	杉中登	石山俊一	永井利幸
長谷川勇	栗生勲	平木茂	吉田弘一	毛利健三
南出重晴	高田光一	佐々木壽子	国重義臣	若林保男
丸山光雄	成田敏彦	阿部徹雄	和田正司	和泉俊一

昭和六二年五月〜（定数二七名）

議長・南出重晴 副議長・神崎征治

山口春美	土門忍	毛利健三	本間堅治	和泉俊一
松島磯巳	大谷正男	平木茂	野沢栄治	中嶋英順
長原徳治	萩原茂樹	鶴巻幸作	片平一義	伊藤定雄
丸山光雄	神田広次	栗生勲	成田敏彦	国重義臣
石山俊一	佐々木壽子	吉田弘一	杉中登	織田展嘉

（松浦稔議員六二年五月死去、丸山議員繰り上げ当選）

（注／以上のうち、昭和二六年四月までは順不同、それ以降は、議長、副議長および補選議員を除き議席順による。）

第二節 行政区域の変遷

一口に石狩町といっても、行政区域としてのそれは時代により変化がある。以下に厚田村および小樽市との関係で変更された当町の行政区域について述べる。

厚田村との関係

昭和二八年三月二五日、第七回定例町議会では、厚田郡厚田村と本町との境界変更に関する案件を可決した。それは、厚田郡厚田村と本町との境界線が、石狩町大字八幡町字高岡二九〇番地より同三二四番地の旧シラツカリ川によって定められていたが、昭和一四年国費によって旧シラツカリ川改修工事が施行され、長さ一、四五〇間、幅二四間と、長さ一、一二〇間、幅一八間の工事が竣工し、現在の新シラツカリ川ができたという経緯があって、境界線を新シラツカリ川に変更するといふものであった。

小樽市との関係

また、三一年九月二四日、第四回定例町議会では、小樽市と本町との境界の変更（申請）に関する案件を可決した。それは小樽市と本町の境界線が旧小樽内川をもって定められていたが、風水害の予防その他のため、小樽内川が改修されたので、改めて境界線を農業、水産業の振興に鑑み、現在の新小樽内川に変更するといふものであった。

さらにその後、石狩町と小樽市との行政区域の変更問題が、石狩湾新港の石狩町域決定に端を発して生じた。すなわち、昭和四五年五月二五日、町村北海道知事が知事公館に石狩町の町長および町議会議長、小樽市の市長および市議会議長を招いて、石狩湾新港建設にネックとなっていた建設位置などの問題について話し合った結果、港湾管理は小樽市・石狩町に北海道が加わった三者共同管理とする、新港は石狩町域に建設することを原則とし

て実現を急ぐ、共同管理の基盤を早急に固めるために行政区域の調整も必要に応じて努力するなどとした方針案への意見の一致をみた。

そして、これにより事実上、石狩湾新港の建設位置が石狩町域となったわけであるが、港湾法第四条第一項の規定によると、小樽市が港湾管理者となるためには、予定港湾区域内の地先水面を小樽市の行政区域とする必要が生じて、石狩町大字樽川村の一部を小樽市に編入しなければならなくなった。

しかし、石狩町としては、明治初期以来の幻の港がこれで実現されることになるとはいえず、明治一五年開村以来の長い歴史をもつ樽川村の一部を割譲するということには大きな決断を要した。しかも、樽川村の海浜地区は、近世において「石狩領」と「後志領」との境界となっており、明治期以降もその区分けの仕方は変えられぬまま、国および北海道の諸行政官公庁所轄に厳然として生かされてきた。

また、「北海道開発発展に必要な石狩湾新港建設のために、何故行政区域を変更しなければならないのか」との、当然ともいえる住民感情もあって、その納得を得る必要もあった。

一方、昭和三五年に、「臨海工業地帯造成計画」を策定して、小樽港の副港として銭函副港を築造し、札幌間に工業地帯を造成しようとの運動を、手稲町の協力を得て強力に進めてきた小樽市にとっては、小樽港と同様の流通港湾としての性格をもつ石狩湾新港が、小樽市の権限の及ばない石狩町域に建設されるということが、小樽港に関わる死活問題になるので容認できないということであった。そのため小樽市は挙げて石狩湾新港の市域内の位置付けに努めたわけである。

このような諸事情の故に、石狩町、小樽市による新港の誘致運動は激しく展開されたが、このことは四二年一月、木村北海道開発庁長官が就任後初の視察のため来道し、札幌での記者会見において、石狩湾新港問題に触れ、「石狩湾新港については各方面の競争があるようだ。運動している人の生命は短いが、港は永遠のものだ。関

係者の利害を離れ、純技術的な立ち場で最優秀の場所を選ばねばならない。いつまでとはいえないが結論を急がせている」(二五日付『北海道新聞』)と語ったことによって何うことができる。

ところが、知事の斡旋がなされるまでには、それから二年有余を経過した。これに至って、知事が両市町の立場を配慮して斡旋に乗り出した。

そして、五月二九日開催の石狩町議員協議会で、町長のこの問題に関する報告をめぐって論議がなされたが、その結果、行政区域変更地区住民の意向確認が先決ということになり、町長は即日、樽川地主会(会長・宮野正勝)役員会に出席して理解と協力を求めた。

また、同月三十一日、樽川地主会臨時総会に再び町長らが出席し、これにおいて長時間の論議の結果、次の決議が採択されるに至った。なお、その決議は石狩湾新港の実現にとって大きく寄与したものであるので、以下に全文を紹介しておく。

石狩湾新港の建設は、北海道総合開発の達成に大きく寄与するとともに、開町二世紀を迎えた我々の郷土石狩町の飛躍的發展の基となるものであり、その早期実現は我々の強く念願するところである。

よって我々は、先に樽川地主会を結成し、石狩町及び石狩町議会と提携し、新港の早期実現と誘致のため、土地の確保について協力することを決議し、今日に及んだが、これが目的達成のためには、樽川地区行政区域の一部変更という非常の措置をとらざるの止むなきに至ったとの町の決意披露にあたり、我々は地主会結成の主旨にかんがみ、ここに石狩町百年の大計実現への町の決意を了とし、父祖伝来の土地である樽川行政区域の一部を小樽市に変更することに同意し、新港の早期実現に一層の協力をすることを、ここに決議する。合わせて、変更地域内土地のすみやかな一括買収ならびに樽川全地区の開発振興促進及び住民対策につい

でも十分配慮されるよう要望する。

昭和四五年五月三十一日

樽川地主会臨時總會

これが契機となつて、六月五日、北海道議會總合開發調查特別委員會で、樫原企画部長により、「石狩湾新港は道も管理者に加わり、小樽市・石狩町の調整がつけば、四六年スタートの新港灣整備五ヶ年計画に組み入れるよう努力したい」（六月付『北海道新聞』）との意向が示されるところまできた。

そして、さらに同一一日、西田北海道開発庁長官が、北海道開發審議會に正式諮問した「第三期北海道總合開發計畫案」のなかで、「石狩灣沿岸に流通港灣の建設をはかる」とするに至つたのである（一二日付『北海道タイムス』）。

また、石狩町、小樽市のさらなる動向についてであるが、六月一七日の石狩新港灣建設促進期成會（四二年二月二〇日設立、會長は町長）において、境界變更と港灣の共同管理者に札幌市を加入させるべきとの意見が集中的に出されたのに対して、石狩町長は、「何れにしても小樽市が共同管理に加わらなければ、港は実現できないので變更は止むを得ない。札幌市の加入については機が熟すれば考えたいが、現状では土地を割譲する方法はなく、管理者になれない」と答え、町議會議長は、「行政区域は明治の始め人が決めた線である。經濟界の現状はそれを越えて広域的に動いている。行政区域變更はまことに辛いことであるが、新港實現のためには止むを得ない。このことについては後世の批判に俟つ」とその心情を述べている。なお、この後、引き続き町長は、全町内の地区別懇談會を開催してそのことを訴え、住民の理解と協力を求めた。

一方、小樽市長も市議會議員協議會に、既述の知事の斡旋内容を報告するとともに、六月九日錢函副港建設促

進期成会（四十二年二月四日設立、会長は市長）總會において、一部会員の反対はあったが、市長報告の承認を受けた。

以上のようなあわただししい動きを通じて、問題の境界変更は、石狩町、小樽市、北海道の三者による港湾管理組合のスタートとともに、四十七年四月一日の施行を前途として実施される方向が定められ、町としては当該地区の調査事務や調整、そして、住民対策などに没頭することになった。

なお、同行政変更地区の内容（四十六年十一月現在）は次の通りであった。

一、面積 八七五万平方メートル（うち国有地五一八万平方メートル）、東西五・〇五キロメートル、南北五・二五キロメートル

二、土地利用区分 田二六万平方メートル、畑二三二万平方メートル、宅地三万平方メートル、原野八一万平方メートル、その他五三三万平方メートル

三、住民 六九世帯（農三〇、漁二二、給与一五、その他二）、三二四人

四、公共施設 小学校・中学校、集会所、季節保育所、教員住宅、消防施設、簡易水道施設、町道七路線、橋梁五

最終目的達成のため、石狩町としては、この行政区域の変更を、住民が石狩町域に移転完了後とするようにとの、農漁業者らの要望に、まず応えなければならなかった。そして、北海道企業局による樽川地主会員の用地買収、家屋等補償協議が成立したのが四十六年一二月末、地元住民が希望していた移転先団地（明治乳業株式会社所有地の一部）に移転したのは四十七年のことであった。

一方、四七年三月には、国の第四次港湾整備五ヶ年計画が閣議決定され、これに石狩湾新港築設計画も組入れられて、その本格的な建設工事が進められるということになったが、石狩町等の事情による行政区域の変更が遅れていることに、小樽市が強い不満を表明し、北海道議会においても、行政区域変更促進を北海道に要請するといった動きが出た。

このため、四七年七月三日、石狩町議会臨時会は、明年度の石狩湾新港の本格的な工事を期し、地元漁業者の補償問題等の解決を図る必要から、「石狩町樽川地区の一部の区域については諸条件を整備して、四七年度中に小樽市に編入する」との決議を満場一致で採択した。また、小樽市議会も七月十九日、同主旨の決議を採択した。このような経緯を経て、七月二二日、北海道と石狩町、小樽市の三者間で、「石狩湾新港の管理運営に関する覚書」が交換され、八月二日、石狩湾新港管理運営協議会が発足、北海道が当面の間管理者となることに決まった。そして、同年一月一六日、運輸者が「石狩湾新港港湾計画」を認可するという運びとなった。

しかし、これらの動向のうち、とくに四七年度中に行政区域を変更するとした小樽、石狩両市町の決議に対して、石狩漁業協同組合は、九月二一日、町議会に請願書を提出し、移転先、移転補償、漁業権補償、漁業振興対策等が未決定なので、それらが解決するまでは行政区域の変更を決めないようにと求めたのであった。

そして、同年九月二八日、北海道より同漁業協同組合に対して、漁業権補償等の金額が正式に提示され、両者間で協議が重ねられて、一二月一九日にその妥結に至り、同漁業協同組合も臨時総会でそれを承認、加えて、同組合は新港の工事着工についても承認を与えた。

また、北海道企業局による用地買収、家屋等の補償の面についても、年末には調印の運びとなった。ところが、四八年に入ると、北海道が、行政区域の変更については、第二回定例道議会までに手続きを終らせるよう努力すると表明していたが、石狩漁業協同組合における漁業補償金の配分をめぐる、行政区域内漁業者

が反発、硬化するといった事態が生じたため、新港の建設工事を一時中止せざるを得なくなった。

そして、これらの問題も、七月には一応解決して、工事が着工され、一〇月には漁家の移転団地（花畔村北三線）も決定したが、なお、一部漁家が移転先用地に不満をもち、同意を保留していたため、この年も区域変更の法手続きをなすまでには至らなかった。

次いで、四九年度になると、石狩湾新港の建設工事は、一〇億二千万円をもって、東防波堤に引き続き、島防波堤の工事に着手するという段になったが、同年当初には、なお行政区域の変更問題が決着をつけられずにいた。同年五月一九日、石狩町議会議員協議会は、境界変更に関する決議を町長に提出して、その手続きの促進方を求めた。また、小樽市議会においては、遅れていた境界変更問題に論議が集中し、委員のなかから、その変更がなされるまで新港の建設工事をストップさせるべきだと主張する者が出るといった事態ともなり、市長としては非常に苦しい立場に追い込まれた。

そして、九月二〇日、道所管部局と石狩町、小樽市の会談において、小樽市長が北海道議会の第三回定例議会に問題の案件の提案を強く迫り、それが守られなければ隣接する重要港湾の長として異議申し立てができるのであるべき一連の措置をとりたい、知事が自ら解決を図るべきとして、北海道に対して不信任感を示し、また、石狩町が今まで努力していることは分るが、こういう時期が来ていることを認識して欲しいなども述べ、市議会の切迫した事情を訴えた。

これに対して石狩町長は、諸問題が円満解決に向かっていくことから、一二月定例会でその議決を得られるよう努めると応じた。また、道所轄部局も、小樽市長の発言を重く受けとめ、上司に報告することを約すとともに、石狩町長とも協議してその結果を同市長に伝えることを約したのであった。

結局、このような紆余曲折の後、さらに石狩町議会は、所轄委員会における審議打ちりの緊急動議提出をめぐ

る紛糾などを経て、十一月二八日の第一〇回臨時会で、「市町の境界変更について」の案件を賛成多数で可決した。また、小樽市は二月一三日の本会議において、自民党だけの単独採択でそれを可決した。

さらにこれらを受けて、北海道は二月一八日、北海道議会に対して、「石狩湾新港建設に伴う小樽市と石狩郡石狩町との境界変更の件」を提案したが、同提案はその際継続審議とされてしまった。

そして、五〇年三月二日の第一回定例北海道議会で、この案件が賛成多数で可決され、四月一〇日官報告示、同月一四日北海道公告がなされ、四月一五日、境界変更がようやく施行されるという運びとなった。

これにより五月二一日、石狩湾新港管理組合設立準備室が、北海道土木部に設置され、協議が重ねられた結果、五三年四月一日、北海道、小樽市、石狩町による石狩湾新港管理組合が設立された。

なお、この変更区域は、一九八〇（昭和五五）年三月一日、「小樽市銭函四丁目」、同「銭函五丁目」と改称された。

第三節 町の区域および名称の変更

石狩町は、一九〇二（明治三五）年に、親船町、船場町、弁天町、横町、本町、仲町、新町、浜町、若生町および八幡町と、生振村とが合併して「石狩町」となり、また、花畔村と樽川村とが合併して「花川村」となり、それぞれ二級町村制が適用され、それらの町村共同事務処理のため、「石狩町花川村組合役場」が親船町に設置されて自治の基が開かれた。

次いで、同四〇年に石狩町と花川村とが合併されて、「石狩町」が設けられ、一級町村制が施かれることになり、さらに、一九四七（昭和二二）年四月一七日の地方自治法施行とともに現在のような位置づけがなされるに至った。

そして、大字名(町名)は、一八八二(明治一五)年以來の十町三村の名称が、そのまま昭和五〇年まで使われ続けたが、石狩湾新港の建設に伴って、既述のように、樽川村の一部が小樽市域に変更されて字名を失っている。

さらに、昭和四〇年代初めからの大規模住宅団地の開発によって、大字樽川村と花畔村の一部で市街地が形成され、昭和五〇年には、通称「新札幌団地」が世帯数二〇〇〇、人口約六八〇〇人、「花畔団地」が約九〇〇世帯、二〇〇〇人となったことから、字名改正の気運が高まり、それについて町議会でも質疑が交わされるに至った。

それというのは、住宅団地の入居者が諸官庁等で住所を記す諸手続きをなす際、石狩町大字樽川村何番地などと知って驚いたり、知人などに転居通知を出すのにこだわりを感じるなどといったことがあって、住民から改正の要望が強まってきたことや、市街化区域となって街区や認定道路が多くなり、従来通りの村名や番地では行政対応が難しくなったなどのことがあったからである。また、住宅団地の開発者側でも、その改正を望んでいた。

そのため、町としては、昭和五〇年から字名改正の準備作業に着手し、その基本方針を定め、まず、従来からの町村名番地による住居表示のままで同一番地に多数の家屋が所在したり、飛地番・欠番地番などにより家屋所在がはっきりとせず、日常生活に不便をきたしている新札幌団地と、新住法によって計画的に市街化されて行くことが確実な花畔団地から実施を図るということになった。

そして、町は関係機関や近隣都市などの調査を行い、町名については、地域におけるその歴史的な由来や立地条件、居住者や行政側の利便性を考えて(難しい名称でない、近隣に類似町名がない、語音が親しみ易いなどにも配慮)、モデル町名を「花川」とし、関係地域住民説明会を開催するなどした上、五一年一〇月の第八回町議会臨時会にそれを提案、原案可決となった。これにより、同年一二月一日から、大字樽川村と大字花畔村の一部が「花川北」「花川南」と改正され、それぞれに条丁目が付けられ、その南東側周辺の市街化予定地区が「花川」と

改正された。

その後、市街化の拡大等により、翌五二年四月二〇日に、花川の一部が「花川南」に改正され、同年一月一日には、大字花畔村の一部が「花川北」と改正された。

なお、このような経緯があつた後の、五三年一月現在における石狩町内の大字、字（町名）は、次の通りである。

大字親船町―字ヤウスバ・字大綱・字西浜

大字横町

大字船場町―字ヤウスバ

大字弁天町―字西浜

大字本町

大字仲町

大字新町

大字浜町 ―字掘神

大字若生町―字ヤウスバ

大字八幡町―字高岡・字大曲・字高岡五ノ沢・字高岡地藏沢・字シラトカリ・字俊別・字来札

大字生振村―字茨戸太・字美登位

大字花畔村―字マクンベツ・字トウヤスンビ・字茨戸太・字オタビリ

大字樽川村

花川北一条―自一丁目―至五丁目

第一編 行政編

三三四

花川北二条―自一丁目―至六丁目
花川北三条―自一丁目―至六丁目
花川北四条―自一丁目―至五丁目
花川北五条―自一丁目―至三丁目
花川北六条―自一丁目―至五丁目
花川北一条―一丁目
花川南一条―自一丁目―至五丁目
花川南二条―自一丁目―至五丁目
花川南三条―自一丁目―至四丁目
花川南四条―自一丁目―至四丁目
花川南五条―自一丁目―至四丁目
花川南六条―自一丁目―至四丁目
花川南七条―自一丁目―至四丁目
花川南八条―自一丁目―至四丁目
花川南九条―自一丁目―至四丁目
花川南十条―自一丁目―至三丁目
花川

第二編 産業編

第二編 産業編

第一章 漁業

第一節 総説

漁業については、すでに前編の第一章第一節第二・四項、同章第二節第二・三・五項などにおいても触れているが、その昭和期における歴史は、石狩川の鮭流網・刺網漁業に関わる問題に始まったと言っても過言ではなからう。

顧みると、石狩川の鮭漁の歴史は古く、古来民による漁撈の時代から、場所請負人が石狩川中下流部で十三場所を経営していた松前藩時代、さらには幕府箱館奉行の管理の下に直捌制が適用された時代を経て、出願者に漁場を貸付けるといった方法がとられた明治三年からの時代へと移行しているが、松前藩時代以降については、何れも地曳網（引網）漁業によっており、昭和期に至るまで、流網および刺網漁業は許可されていなかった。このため町内の零細漁業者は、各鮭場所の地曳網漁業経営者に漁夫として雇入れられるか、密漁者とされる危険をおかして流網、刺網漁業に従事するよりほか鮭漁に関わることができなかった。

なお、このことについて、当時の新聞が「石狩川沿岸における鮭の密漁問題は毎年犠牲者を出し、道会の問題となったこともあり、延いては石狩町民の死活に関する問題としてその解決は三〇年来の懸案となっていた」（三

年九月六日付『北海タイムス』と報じている。そして、石狩町漁業組合としても、組合員の流網、刺網漁業を許可漁業とするよう、町を通じ、あるいは直接道庁に交渉を続けてきたが、資源保護の理由などからその実現をみることができず、密漁に対する監視はさらに厳しくなった。

ところで、昭和期初頭に石狩町漁業組合の組合長であった鈴木逸平は、組合代表四名とともに度々道庁に通つてその交渉に当たっていたが、これにあきたらない漁業者としては、引網経営者が、規則で鮭捕獲時間は日の出から日の入りまでとなっているにもかかわらず、盛漁期になると二四時間中操業しているというような実情に対して、対抗策の意味もあり、流網親交会を結成、会旗も作り、会員一二〇名位が揃つて道庁に請願することにした。

この行動について、それに参加した花畔市街地の漁業者（故）齊藤義嗣氏は、（故）長谷川嗣前町誌編纂委員に次のように語っている（『長谷川聞書メモ』による）。

そこで、流網親交会一同が揃つて道庁に押しかける相談がまとまり、私（斉藤）は花畔・生振両地区の最高役員となった。石狩勢は海づたいに新川に出て競馬場へ出、花畔・生振勢は陸路競馬場に向い、集合した。競馬場で日の出を待ち（一時間余）一二〇名勢揃い（道庁）長官に直訴すべく、長官の出庁前に正面玄関に座り込む。

全員四・五日帰らぬ覚悟、また一〇日や半月の拘束を覚悟の杯を交しての出発であったが、長官は早く察知して裏口から出庁。警備員が来て、「君等は徒党を組んで非常に不穏である。直ちに解散せよ。どうしても警告を聞かず帰らぬ者は拘留するから立つて三步前へ出ろ」と言つたので、全員立つて出るものと信じ私が一番先きに三步でたところがたった一人であった。そこで漁民の腰がくだけ始めたが、しかし面会も許さ

れた。そこで六名の代表（鈴木、後藤、今井、平、白山等）を残し、私は残った全員引上げの統率を命ぜられ面会ならず。三日分の弁当を喰いながら帰宅した。しかし猶、鈴木逸平時代には流網の許可ならず、次の堀松為助組合長につなぐ。

また、この行動は新聞にも取り上げられたが、道庁（沢田牛磨長官時代）でも、三〇年来の懸案が解決されな
いできたことや、石狩川鮭漁業の実態に鑑み、零細漁業者の悲願の趣旨ももつともであるとの意見も出るなどして、これを放置することができなくなった。なかでも石狩川鮭漁業の実態を熟知していた道庁水産課属の安藤孝俊（後年、北海道漁連会長、北海道信漁連会長を歴任）は、その許可を是としてこの問題の解決に没頭した。その結果、当時極めて難しかった保護河川内における刺網漁業および流網漁業の次の通りの許可制度が断行された。

鮭、鱒刺網及流網漁業許可區域指定ノ件

改正（昭和四年十一月）（昭和五年二月）（昭和六年九月）（昭和六年十月）
（昭和三年二月二十三日）
（北海道廳告示第一八一號）
（告示第一三〇一號）（告示第一七七號）（告示第九七五號）（告示第一、一八〇號）

北海道漁業取締規則第三條第三項ニ依リ鮭、鱒刺網及流網漁業ヲ許可スヘキ區域左ノ通り

一、刺網漁業ヲ許可スヘキ區域

石狩川ノ内石狩國石狩郡石狩町大字生振村ヨリ下流（標識ヲ建設ス）

二、流網漁業ヲ許可スヘキ區域

イ、石狩川ノ内石狩國札幌郡江別町ト同國同郡篠路村トノ境界ヨリ下流（標識ヲ建設ス）

ロ、渡島國恵山岬燈臺ノ正南ヨリ根室國納沙布岬燈臺ノ正南ニ至ル間ノ海面

但シ八月一日以降ヲ漁業時期トナスモノヲ除ク

ハ、北見國宗谷岬燈臺ノ正北ヨリ同國知床岬ノ正北ニ至ル間ノ海面但シ八月一日以降ヲ漁業時期トナスモノヲ除ク

ニ、溫禰古丹海峡ヨリ北緯五十一度ニ至ル北千島附近ノ海面但シ溫禰古丹島及磨勘留島ノ距岸三哩以内ノ區域ヲ除ク

（「北海道漁業取締規則解説」（北海道水産会、一九三八）による。）

このことについて、昭和三年九月六日付の『北海タイムス』が、「石狩川の鮭漁大英断を以て許可―三十年の懸案解決し石狩町に活気漲る。」と題し、次のように報じている。

最近道庁では石狩川上流千才孵化場の孵化計画も大体に於て安定し孵化事業の遂行上差支へないとの見地から大英断を以て本年四月公布の改正漁業取締規則に於てこれを許可漁業とし尔来許可すべき者につき審査中であったがいよいよ従来の密漁者鮭流し網百二十四艘（中八十一艘は刺網）に対し三日付許可を發表された。これによつて従来密漁者は公然漁獲出来る事となり、多年の懸案が解決されたので石狩町はにわかに活気を呈し近く堤灯行列を催し大祝賀会を開くなど歓喜のため有頂天になつてゐる。なほ、早速着業することになるので石狩漁業組合では六日許可になつた者を集め、操業方法、操業区域、網干場、陸揚場所、相互の取締り等につき附議することになった。

記念式交付



鮭流網許可証交付式記念写真／石狩小学校付近砂丘／昭和3年9月／石狩漁業協同組合所蔵資料

このように刺網および流網が許可されたことで、漁業者はじめ町の喜びは非常に大きかったが、それは昭和四年の町『事務報告』（町会提出）において、「水産事業ニ対シテハ漁業組合ト協力シス業ノ発達ヲ図リ、殊ニ昨年ヨリハ年来ノ懸案タリシ流網刺網漁業ノ許可セラルアリテ疲弊セル漁業界ヲ緩和セルハ誠ニ喜ブベキ事デアル」と述べられていることから察知できる。

なお、鮭流網、刺網漁業の第二次世界大戦前の実態についての資料は乏しいが、古老の漁業関係者（高沢氏）の談によると、「昭和九年は魚体は小型であったが大々漁で、地曳で一〇万八、〇九五尾、価格にして七万四、六〇五円。流網で二万八〇三尾、価格一万四、三五五円。刺網で七万四、五〇三尾、価格五万一、〇九七円の漁獲があった」と言う。この言からすると、流網、刺網漁業によって、それまでの地曳網による漁業にはば匹敵する程度の実績があげられていることになり、それが零細漁家の生活安定



「石狩名産鮭新巻製造」／絵葉書「現在の石狩風景絵はがき」（石狩町キ・今泉旅館発行）？／昭和10年代／田中実所蔵資料

にとって如何に必要なことであったかということがうかがわれる。そして、一五年度における鮭流網の経営者は一二八名（従業者二六七名）、鮭刺網の経営者は一〇六名（従業者二一〇名）であった。

その後この許可漁業は、二七年まで続けられ、二八年の石狩川内水面鮭鱒流網漁業休止に伴う整理転換三ヵ年計画実施により、海面等へと転じられたが、この三ヵ年計画実施に対して、漁業者らが強く抵抗し、許可漁業存続の陳情を重ねたのは、それへの依存度合が大きかったからこそであろう。ちなみに、二七年度の鮭流網従業者名簿によると、権利者八二名、従業者八二名、計一六四名で、組合員総数の約六二％を占めていた。

また、当時の町における漁業の状態を漁業種別・地区別に示すと次表の通りであり、漁業収入の大半が鮭地曳網と、石狩川鮭流網・刺網漁業によっていたことを認めることができる。



「石狩名産鮭新巻（宮内省御用品調製）／絵葉書『最新版・景勝の石狩』（石狩探勝会発行）／昭和期第二次世界大戦前／田中実所蔵資料



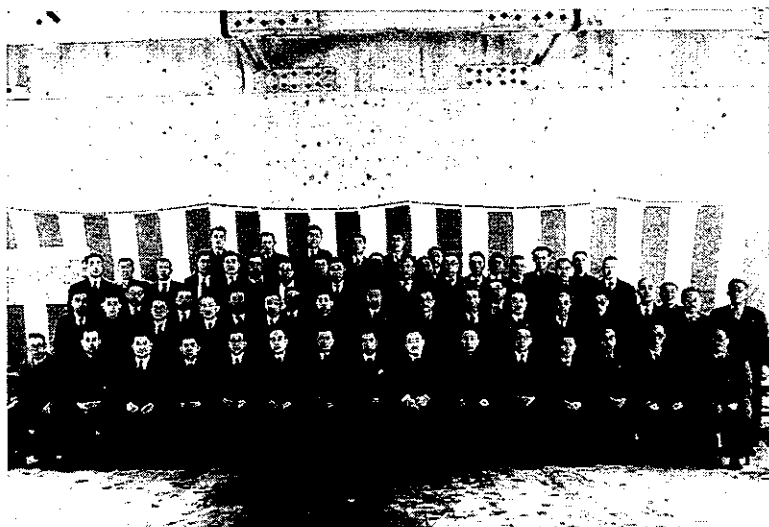
石狩川内水面サケ流網漁業に出漁する漁船／左岸より撮影／田中実撮影



石狩川サケ漁の景／昭和20年代／若林ヨセ所蔵資料



石狩川サケ漁の景／昭和20年代／若林ヨセ所蔵資料



石狩町鮭鱒孵化場完成記念写真／昭和26年12月1日／若林ヨセ所蔵資料



石狩鮭鱒孵化場初の稚魚放流壮行会／左・田中知事、右・飯尾町長／親船町石狩川左岸／昭和27年5月5日

鮭の石狩沸立つ

昭和九年來の豊漁

濱値一圓五十錢で飛ぶ

山々の隅に呼應して鮭の石狩は、本年昭和九年以來、異常な豊漁を遂げてゐる。九月以降の鮭は、濱値を上げる。毎に二尺五、六寸の鮭が、四、五十匹上り九、十兩月で四万五千本獲れた昭和九年には八万三千九十九本もあがつたが、當時は十錢でも買手がなかつたものを本年は濱相場が一圓五十錢といふ好値で、秋が佳えたやうに賣れて行

山々の隅に呼應して鮭の石狩は、本年昭和九年以來、異常な豊漁を遂げてゐる。九月以降の鮭は、濱値を上げる。毎に二尺五、六寸の鮭が、四、五十匹上り九、十兩月で四万五千本獲れた昭和九年には八万三千九十九本もあがつたが、當時は十錢でも買手がなかつたものを本年は濱相場が一圓五十錢といふ好値で、秋が佳えたやうに賣れて行

「鮭の石狩沸立つ／昭和九年來の豊漁／濱値一圓五十錢で飛ぶ」『北海タイムス』 昭和14年11月7日

〔石狩町水産振興五ヶ年計画〕（草稿、一九五二頃）による。

漁業種類	地区別	
	本町	八幡町
鮭定置漁業	四	一
鮭定置漁業	四	一
さば定置漁業	一	一
ほっけ定置漁業	二	一
いわし定置漁業	三	一
ほっき貝漁業	一四	一
かれい船曳漁業	二一	一
雑地曳漁業	一〇	一
かれい延縄漁業	五	一
ぼら刺網漁業	二九	七
ちか地曳漁業	二	一
やつめどう漁業	七五	二
鮭流網	六	二
鮭刺網	一	二
鮭流網	二	二
地曳網	七八	一八
計	一一一	一一
他管内	一六	一
樽川	一〇	一
生振	一	一
花畔	二	一
ヤウスバ	一	一
八幡町	一	一
本町	一〇	一
計	一一一	一一

（昭和二六年度末調査、単位・統）

以上の昭和二〇年代についての記述は、石狩町地区内における漁業の面であるが、本地区の狭隘、生産高の少なさのため、同時に霧多布沖合鮭鱒流網漁業に、二隻が出漁している。

そして、当時の本町における漁業者の大半は、零細漁業者であり、総収入の八〇％を河川内鮭漁業によっており、その生活状況はいえ、毎年の鮭の漁獲に左右されるという有様であった。

ここで、昭和二〇年代前半における鮭刺流網および鱒流網漁業の実態を示すと、次表のごとくである。

鮭刺流網実態調査表

年次	摘要	着業隻数	漁 獲			一隻当平均 収入高(円)	総収入額(円)
			最 高	最 低	高(貫) 平 均		
昭和二二年		一二四	八〇〇	六〇〇	七〇〇	八〇、〇〇〇	九、九二〇、〇〇〇
〃 二二年		一二四	四〇〇	七〇〇	九〇〇	一八〇、〇〇〇	二二、三二〇、〇〇〇
〃 二三年		一二四	六〇〇	四〇〇	五〇〇	一五〇、〇〇〇	一八、六〇〇、〇〇〇
〃 二四年		一二七	五〇〇	三〇〇	四〇〇	一四〇、〇〇〇	一七、七八〇、〇〇〇
〃 二五年		一二七	一、〇〇〇	五〇〇	七〇〇	三五〇、〇〇〇	四四、四五〇、〇〇〇

鱒流網漁業実態調査表

年次	摘要	着業隻数	漁獲			一隻当平均 収入高(円)	総収入額(円)
			最 高	最 低	平 均		
昭和二年		六〇	四〇〇	一八〇	二三〇	一三、八〇〇	八二八、〇〇〇
〃 二三年		六〇	二五〇	五〇	一八〇	二七、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇
〃 二四年		六〇	三〇〇	一五〇	二〇〇	五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
〃 二五年		六〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	四五、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
				八〇	一三〇	三九、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇

なお、河川内サケ漁業が、増殖を目的とするだけになると、町および漁業協同組合としては、関係官庁に対して打開策のための折衝をなす必要が生じ、その結果、親船町にサケ孵化場が設置されたり、石狩川サケ親魚捕獲事業のための四ヶ統の漁場区域の認可がなされたりして、漁業者に救済措置が講じられた。そして、二七年五月五日、広川農林大臣、田中北海道知事などの臨席のもとに、石狩町水産孵化場鮭稚魚放流式が行なわれ、千才支場と石狩事業場産の稚魚一五〇万尾が放流されたが、こうして本町におけるサケ漁業は、新しい動向を示すことになった。

また、昭和二〇年代半ばには、石狩川の水質汚濁により、漁業者が痛手を被るという問題が生じてきた。すなわち、太平洋戦争後、石狩川流域一帯の工業開発や農地開拓によって、あるいは急速な都市化に伴う人工密度の

増加により、昭和二六年頃から石狩川の水質が急激に汚染され、サケを始めとする魚族資源が減少し、内水面や浅海の魚貝類の生産額が著しく低下の傾向を示してきた。

そのような当時の石狩川の汚染の原因は、もう少し詳しく述べると、上流域より下流域に亘って石狩川本流および同水系の水を利用して操業していたパルプ工場、各炭鉱、肥料工場、酒造工場、製紙工場などが二五件を越え、それらが何れも生産設備を増設し、水の使用量を年を重ねる毎に増しながら、その廃水を殆ど処理せず廃水として放流していたことや、同水系に全道の人口の約三分の一が集中し、都市し尿を垂れ流しに近い状態で川へ放流していたことによるものであった。

その後、石狩川の汚濁は、三〇年代に入って一層悪化し、サケの漁獲量が減少の一途を辿ったばかりか、サケの稚魚やウグイ、ワカサギ等が死んで浮上するということも度を重ねるようになった。そして、このように石狩川が「魚の棲めない石狩川」になったという現実、また、浅海の海藻、貝類もその煽りで、年々減少してきたという実情に直面して、石狩町の漁業者を中心に厚田村、浜益村および江別市の漁業者らは、往年の石狩川を取り戻し、生業である漁業を死守するという運動および永年に亘って累積されてきた漁業被害の補償を要求するという運動に立ち上った。

三十七年三月一三日、「石狩川汚水被害対策本部」が、前記各市町村在住全漁民によって結成されたが、その目的は、「パルプ其の他廃液に因る石狩川並に沿岸海域の汚濁は、永年に亘り魚族資源はもとより、漁業資材等に甚大な被害を与え、関係漁民の生活を脅やかしつつあるので、これが打開を図る」というものであった。また、その達成のために、次のような運動が担われることになった。

一、石狩川における適正な水質基準の設定運動。

二、工場等の除害施設の完全実施運動

三、被害補償要求運動

四、其の他必要な事項

なお、この本部事務所は、石狩漁業協同組合内に置かれ、本部長に吉田繁雄（石狩町）、副本部長に竹田盛爾（厚田村）、坂本豊次郎（浜益村）が選ばれたほか委員、監事らも定められた。そして、同本部は先ず石狩川汚水被害対策のための漁民総決起大会を開催することになった。

その石狩川汚水被害防止漁民総決起大会は、三十七年五月一日午前一〇時三〇分から、石狩小学校々庭において開催された。また、ここに参集した漁業者は、石狩町、厚田村、浜益村、江別市および小樽市銭函町の約一、三〇〇名で、その際、「石狩川汚水被害に対する恒久対策の樹立並びに累積された水産被害対策」について議論がなされたが、「今こそ奮起しなければ管内漁民は死ぬ。汚水を放流し、水産資源に害を与える工場側に猛反省を促し、漁業被害の補償を要求すべき」などといった悲痛な意向表明が相次ぎ、その結果、決議をもって、直ちに北海道知事、札幌通産局長、北海道国税局などの関係官庁に強く解決を迫り、合わせて被害補償要求をするということになった。

それに加えてまた、直ちに対策本部の役員、関係団体、学識経験者により、石狩川沿線の主なる工場の廃水処理の実態を調査し、その結果を関係官庁に報告して、改善を要求するとともに、指導監督を強く求めるという運動も展開された。さらに、同年七月には、経済企画庁水質審議会第二特別部会公聴会で、吉田本部長が「石狩川汚濁防止について」の報告に当たり、現状をつぶさに述べるなどしている。

ところで、このような石狩川汚水被害対策本部の運動は、全道的な広がりをもて、三十八年五月には、「全道水産

用水汚濁防止対策連合会」(通称「汚水連」)が設立されるに至った。

その後も対策本部は、各漁協から毎年経費を出し合い、継続的に石狩川沿線のバルブ、炭鉱、化学薬品、都市下水等の廃水処理のバトリールを実施し、それぞれの企業に対して、石狩川の現状と漁業の危機を訴えたり、除害施設の完備を要求したり、関係官庁の監督強化や被害補償解決を求めて陳情、要請、請願などの運動を押し進めた。そして、同本部は四〇年三月に至り、昭和二六年から三九年までの汚水被害を四一億一五三五万五千円と算出し、この漁業補償額を北海道開発局と北海道に要求するなどしたが、その結果、翌四一年に北海道が、道策として四、五〇〇万円の漁業振興資金を助成するようになった。なお、これに石狩管内関係町村と五漁業協同組合が上積して、「社団法人石狩川地域産業振興協会」が設立され、漁業振興が図られることとなった。

一方、「水質保全法」と「工場排水規制法」の制定により、三八年から四〇年にかけて、石狩川に水質基準が設定され、企業にも排水処理が義務づけられることになったが、四〇年代に入っても石狩川の水質はますます悪化していった。

その実態については、四五年一月一二日付の『北海道新聞』が、「石狩川は死の寸前、浮遊物基準越す、河口附近はひどいヘドロ、全道労協の河口調査——河口渡船場附近の透明度四・三センチメートル(ビールの二倍以上、むしろしゅう油に近いにぎり具合……)」と報じ、同年一月三〇日付の『毎日新聞』が、九月四日の北海道水産用水汚濁防止対策連合会(会長・吉田繁雄石狩漁協組合長)の調査結果をもって、「石狩川に殺される石狩湾、汚物流入、海底はヘドロ」と報道しているところからも察することができよう。

この時期は高度経済成長の後期に当たり、企業が生産設備の増設を続けており、その歪みとして全国的に公害問題が発生していたが、これに対して、次々関係法律が制定されていった。そして、石狩川についても、四五年には、新しい法律により、水質汚濁に関する環境基準が適用されたり、水域類型指定がなされたり、企業に一率



石狩川ワカサギ大漁の景況／船場町棧橋／昭和30年代／田中実撮影

排水基準が義務づけられたりして、水質の回復が図られることになった。

さらに、かつて石狩川本流であった茨戸川では、札幌市の急激な発展に下水道施設の設備が遅れたため、長年に亘り汚水が流入して、水質の悪化が進み、四八年八月に、青藻が異常発生するといった状況にまでなった。このため石狩漁業協同組合と北海道漁業団体公害対策本部では、「茨戸川汚染悪化非常宣言」を発し、また、九月一五日、石狩町が「茨戸川水質汚濁防止対策本部」を設置して、その対策に取り組むことになった。

なお、以上の漁業者らの運動は、石狩川の汚染が本町の漁業に如何に多大な影響を及ぼしたかを示すものと言ってよからう。

また、漁業補償問題は、石狩川における漁業についてのみならず、石狩湾新港建設に伴っても生じている。すなわち、本町の漁業は鮭鱒だけによってきたわけではなく、後述（表中）のように、海域における魚貝類に負うところも少なくなかった。従って、



石狩川ロサケ捕獲場の地曳網に入ったチョウザメ／体長約1.9m／昭和44年
9月17日捕獲／石狩町教育委員会蔵品

この方面の漁業が石狩湾新港の建設によって影響を大きく受けるということは、当事者の漁業者にとどまらぬ重大な問題であつた。いま、この漁業者らによる関係官庁などとの交渉の経緯を、年表的に整理して示すと次のようである。

石狩湾新港建設に関わる漁業協同組合等の動向

年 月 日

で き こ と

四六・八・二〇

石狩漁業協同組合が、『石狩湾新港建設による漁業補償、漁業対策、境界変更による漁民の移転等に対する諸対策について善処方の要望書』を石狩町長に提出。

〃・一〇・二五

石狩漁業協同組合が石狩湾新港対策交渉委員会を発足させ、漁業補償・漁業振興対策・漁家対策の三小委員会を設置する。

〃・一一・一六

樽川十線浜部落会（漁業者一五名、他四名）が、『地区住民の移転先の明確化、移転にともなう一切の補償、現在同様兼業の出来得る土地の取得についての要望書』を石狩町長、同町議会議長に提出。

〃・一一・二六

北海道の石狩町と石狩漁業協同組合に対する『石狩湾新港地域開発に伴う漁業対策基本方針』の説明会が、町社会福祉センターで開催され、漁業補償、移転対策、漁業振興対策、公害対策および就業対策等についての方針が示される。

〃・一二・二二

石狩漁業協同組合が、『石狩湾新港建設工事施行に伴う漁業対策についての要望書』を石狩町長に提出。

四七・二

石狩漁業協同組合が、石狩湾新港対策交渉委員会の強化を図る。

〃 四・二二

北海道の石狩町と石狩漁業協同組合に対する石狩湾新港漁業対策説明会が開催され、石狩湾新港地域開発計画概要や、昨年一二月に石狩漁協組合から提出された要望書に対する回答が示され、また、同席の北海道開発局より、石狩放水路についての説明がなされた。

〃 五

北海道が石狩町および石狩漁業協同組合と、漁家移転対策について協議。

〃 六・二八

石狩漁業協同組合（長）が、石狩湾新港建設に関連して必要の生じる、石狩町と小樽市との境界変更の手續きは、漁家の移転補償や移転先、漁業補償、漁業振興対策などが決定していないので、四七年度中の町議会に提案しないようにと求めた請願書を、石狩町長に提出。

〃 七

北海道と北海道企業局が、漁家移転対策などについて、石狩漁業協同組合および関係地区漁家と協議。

〃 九・一

北海道が石狩町と石狩漁業協同組合漁業対策委員に、石狩湾新港建設位置、漁業補償について説明会を開催（於・石狩町社会福祉センター）。

〃 九

石狩漁業協同組合が、漁業補償要求額一八億三、六〇〇万円（漁業権補償一七億一六一万一千円、通損補償七、〇〇〇万円、漁協施設低下補償六、四八六万四千元）を理事会で決定。

〃 九・二八

北海道が石狩漁業協同組合に対し、漁業補償額八億一、〇〇〇万円を提示（定置漁業権四、三〇〇万円、共同漁業権七億六、七〇〇万円。但し、共同漁業権金額のなかに漁家移転対策費および海水浴営業補償費を含む）。

〃 一〇・一七

港湾審議会第五二回計画部会（国）が、「石狩湾新港の新規港湾計画」を審議。この港湾計画の漁港施設計画によれば、「漁船用の船溜を東地区に次のとおり計画する。小型船対象、水深

三米、物揚場延長六四〇米、泊地水面積七万平方米、埠頭用地一一万平方米」とされている。

〃・一〇・二五 北海道が漁業補償額九億五、〇〇〇万円を内示。

〃・一一・一〇 石狩漁業協同組合臨時総会で、石狩湾新港建設に伴う漁業補償について審議し、北海道内示金額について不同意、交渉継続を決定。

〃・一二・上旬 石狩漁業協同組合が、漁業補償について、本町・八幡町・十線浜で組合員と懇談会を開催。

〃・一二・一一 北海道企業局が、漁家移転補償説明会を十線浜で開催。

〃・一二・中旬 石狩漁業協同組合が、漁業補償地区別懇談会を開催。

〃・一二・一九 北海道が石狩漁業協同組合に対し、漁業補償額一三億九、五〇〇万円を内示。その内訳は、漁業権消滅補償として定置漁業四、三〇〇万円、共同漁業一二億一、〇〇〇万円。関連分として、移転関係六、五〇〇万円、海水浴補償三、二〇〇万円組合対策費四、五〇〇万円とされている。

〃・一二・二六 石狩漁業協同組合臨時総会で、石狩湾新港建設工事に伴う漁業補償額、海共第三号・第三八号、第六四号の各共同漁業権の一部放棄、石狩湾新港建設工事の同意、石狩漁業協同組合漁業補償配分委員会の設置などを決定。

〃・一二・二九 北海道企業局と十線浜・小樽内浜地区の漁業者らの間で、用地買収、その他家屋等支障物件の移転補償について協議の結果、合意に達し、三一日に契約締結することに決まる。

〃・一二・三一 北海道企業局と、十線浜・小樽内浜地区漁業者ら全員とが契約を完了。

四八・一・三〇 石狩漁業協同組合（移転漁家代表を含む）と石狩町が、漁家移転先団地について協議。

〃・三・三一 北海道知事と石狩漁業協同組合長との間で、「石狩湾新港の建設に伴う漁業補償の協定書」が

締結される。

〃 ・ 五・二一 北海道が石狩漁業協同組合に、漁業補償金総額一三億九、五〇〇万円を支払う。石狩漁業協同組合が受入した補償金の内訳は、(一)定置漁業権消滅補償四、三〇〇万円、(二)共同漁業権消滅補償一二億三、〇〇〇万円、(三)海水浴営業補償三、二〇〇万円、(四)移転対策費六、五〇〇万円、(五)組合対策費二、五〇〇万円。

〃 ・ 六・二五 石狩漁業協同組合臨時総会で、石狩湾新港建設工事に伴う共同漁業権の放棄に対しした補償金の配分規約が承認される。

〃 ・ 八・三一 北海道知事と石狩漁業協同組合長との間で、「附属協定書」の締結がなされ、漁家移転対策、転廃業対策、漁業振興対策、漁業補償区域内における漁場の利用などについての協定が成立。北海道公営企業管理者と石狩漁業協同組合長との間で、不動産(十線浜および小樽内川に居住する組合員らの移転用地九万一、七九九平方メートル)の売買契約が締結される。

〃 ・ 一〇・一三 石狩漁業協同組合臨時総会で、共同漁業権に係る補償金の配分、定置漁業権補償金の配分、漁業振興対策用地の取得などについて最終的な承認がなされる。

〃 ・ 一二・二二 石狩開発株式会社と石狩漁業協同組合との間で、石狩開発株式会社が、漁業振興協力金、漁家移転協力金として総額九、五〇〇万円を石狩漁業協同組合に贈与するとの内容をもった協定書について締結。なお、これに関連して、石狩漁業協同組合長は、石狩町長に対し、「石狩湾新港建設に伴う漁業振興協力金四、五〇〇万円と漁家移転協力金五、〇〇〇万円、合計九、五〇〇万円をさらに必要とするので、これが実現方について石狩開発株式会社に要請された」旨の意向を示した文書を提出、石狩町長はこれを受けて石狩開発株式会社に協力を要

望した。

さらに、本町の昭和期における漁業関係の世帯数、人口、生産手段などの推移と、漁獲高の推移を概略的に示すと、次表のごとくである。

第二次世界大戦前の水産業者戸数・人口表

年次	摘要		戸数	人口		
	本業	副業		本業	副業	計
昭和5年	八三(?)戸	九(?)戸	一〇〇(?)戸	一六九人	三二一人	二〇一人
" 8年	一九三	六四	二五七	二五一	三五四	六〇五
" 10年	一七九	六一	二四〇	二六八	二二二	四八〇
" 12年	一六二	三二	一九四	四六一	六八	五二九

(「北海道石狩町勢一斑」による。)

第二次世界大戦前の漁網種別数表

第二編 産業編

(注) 昭和5・8・10・12年統計)

地曳	船曳	手繰	八ッ目	雑刺網
四〇	一〇	一一五	四二	三六

(北海道石狩町勢一斑) による。

第二次世界大戦後の漁業世帯数・人口表

年次	摘要	世帯数	人口
昭和26年		二三四 _{世帯}	四三六 _人
昭和30年		一八一 _{世帯}	三八二 _人
昭和36年		一五九 _{世帯}	二八八 _人
昭和40年		一三一 _{世帯}	一三一 _人
昭和45年		一一一 _{世帯}	一一一 _人

(「町勢要覧」「いしかり」による。)

第二次世界大戦後の漁船隻数表

種別	年次	
	昭和32年	昭和41年
無動力船	一六二	八
船外機付船	—	四〇
動力船	四五	二五
合計	二〇七	七三
		昭和44年
		二二六
		二九
		七四

第二次世界大戦前の魚種別漁獲高・価格表

(注／右欄は漁獲高、左欄は価格。)

種別	年次	
	昭和1年	昭和2年
イワシ	—	—
	昭和5年	昭和8年
	一、五四円	五、一五円
	四三円	二〇円
	昭和10年	昭和12年
	三、〇〇円	二六、〇〇円
	六〇円	三八、〇〇円

マ ス	サ ケ	シ ラ ウ オ	チ カ	ヒ ラ メ	カ レ イ	ソ イ	サ バ
二八、六〇 四六	三〇、五〇 二、一七 三、五〇						
一四、九六 八五、八〇	一四、九六 八五、八〇						
八、九六	二六、七〇 八九、八〇	一、八〇 三〇		一、六二 二、二六	一、九六 一、二〇	五、九〇 六、八〇	二四、五三 六、三〇
二八、六二	三三、六〇 五、八〇			五	三七	八五 五、九〇	
一〇、五八	二八、〇〇 二八、〇〇			一、三〇	三、二〇		
四、四〇	一〇、八〇 三、六〇			一、二〇	二、一〇		

種別	年次							
イ ワ シ	昭和23年	—	—	—	—	—	—	—
ニ シ ン	昭和30年	—	—	八四元 _{PI}	—	—	—	—
	昭和31年	—	—	一、五七五 _{PI}	—	—	—	—
	昭和36年	—	—	—	五六 _{PI}	—	—	—
	昭和39年	—	—	—	一、七九 _{PI}	—	—	—
	昭和41年	—	—	—	—	五六 _{PI}	—	—
	昭和43年	—	—	—	—	—	—	—
	昭和46年	—	—	—	—	—	—	—
	昭和49年	—	—	—	—	—	—	—

(注) 右欄は漁獲高、左欄は価格。() 内は別資料の異なる統計数値。

第二次世界大戦後の魚種別漁獲高・価格表

〔町会議案〕「北海道石狩町勢一般」による。

種別	年次	漁獲高	価格	漁獲高	価格	漁獲高	価格
ヤ ツ メ	昭和23年	—	—	—	—	—	—
ホ ッ キ 貝	昭和30年	—	—	—	—	—	—
そ の 他	昭和31年	—	—	—	—	—	—
	昭和36年	八、九七三	三、三三〇	一、一〇四	三、六八〇	一、一〇四	三、六八〇
	昭和39年	—	—	—	—	—	—
	昭和41年	—	—	—	—	—	—
	昭和43年	—	—	—	—	—	—
	昭和46年	—	—	—	—	—	—
	昭和49年	—	—	—	—	—	—

[illegible]

エ イ	サ ケ	マ ス	ウ グ イ	ヤ ツ メ	淡 水 魚	イ カ	カ ニ
— — —	三、九〇、六五〇 三、九〇、六五〇	八、一〇、八 七、八、五	— —	— —	一、五、五 六、〇、〇	一、五、五 一、五、五	— —
— — —	五、六、四 —	一、〇、九 —	— —	— —	— —	— —	— — —
— — —	五、七、七 一〇、一、七	二、〇、五 二、〇、八	二、二、九 一、七	— —	— —	二 六、〇	五、七、七 —
— — —	一〇、五、一 —	— —	— —	— —	— —	— —	— — —
— — —	八、〇、〇 —	一、五、〇 —	— —	— —	— —	— —	— — —
— — —	三、五、七 —	一、〇、八 —	— —	— —	— —	六、五、五 —	— — —
— — —	一、五、〇 一、五、〇	三、〇、三 三、〇、三	— —	— —	— —	一、〇、〇 一、〇、〇	— — —
— — —	一〇、五、五 一〇、五、五	— —	一〇、二、三 一〇、二、三	一、二、三 一、二、三	— —	— —	— — —
— — —	一、〇、一 一、〇、一	— —	— —	— —	— —	— —	— — —

その他	五、五五	二、三三、三三					五、五五	三、三三	五、五五

〔北海道石狩町勢一般〕〔町勢要覧〕〔いしかり〕による。

主要参考資料（石狩川汚濁関係記述分）

上山武雄 「石狩川の浄化について」 『北海道サケ会議の記録』 北海道サケ会議実行委員会 一九八一

第二節 北千島鮭鱒流網漁業への出漁

昭和六年から、北海道水産試験場の調査船が、北千島近海の鮭鱒魚道探索と、流網による魚撈試験を本格的に実施したが、その結果、北千島沖は、カムチャツカ東岸に沿って南下する鮭鱒の莫大な量の群が通り、オンネコタン水道を通過してオホーツク海に入るその転回点に当たっていること、並びに、五、六月の白鮭に始まり、七月に紅鮭と鱒が続ぎ、その後を銀鮭が追うという順での回遊があつて、漁期の長いことなどがわかつた。

このことからして、北海道庁は従来鮭鱒流網漁業の禁止区域であつたオンネコタン海峡の以北、北緯五一度に至る北千島近海を、鮭鱒流網の許可区域に指定し、北海道漁業取締規則にもとづいてそれを許可することになつた。これが北千島鮭鱒流網漁業の端緒である。なお、昭和七年にその許可を得た件数は九一件であり、実際の出漁船数は七隻に留まつた。そして、その成績が好結果を示したので、翌八年には許可出願数が八〇〇件にも及び、そのうち許可が得られた件数は二〇〇件であつた（注・『根室市史』下巻 根室市 一九六八）。また、そのうち、石狩町関係の許可は四人四隻であつた。

ところで、この年の実際の出漁船数は一七一隻で、それらの総漁獲高が約五〇五万尾という好調な成績であつた。

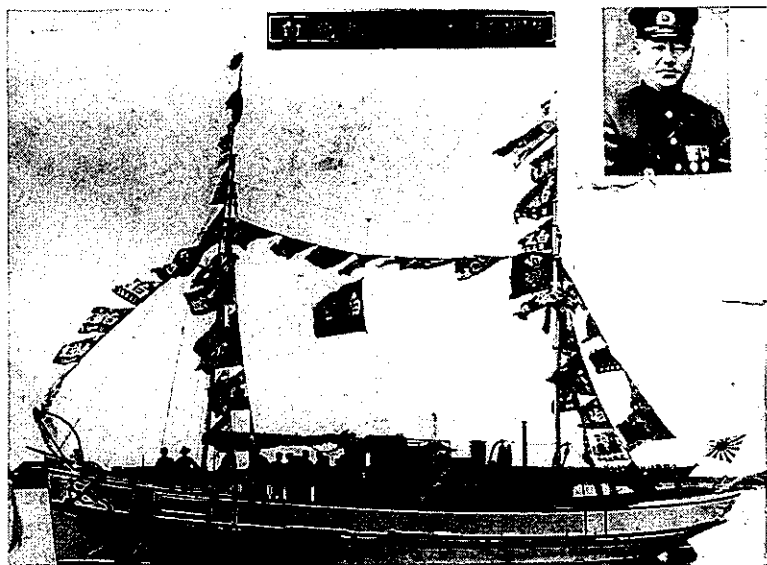
た。このため九年には、その全道の出願が六〇〇余隻にものぼったが、結局前年の出漁実績者が優先ということになり、出漁しなかった者は解消され、その補充がなされて、二〇〇隻に許可が決定された。なお、この年石狩町からは、前年同様の四人（吉田庄助、吉岡三之助、後藤要次郎、柴田久吉）、四隻（二〇ト級の船）が出漁することになり、藤野罐詰工場と漁獲物の契約を結んで操業に当たった。

また、この出漁により、窮乏の一途を辿っていた沿岸漁業者の収入の道が確保されるということになり、石狩町の漁業にとっても利するところが大きかった。そのため出漁船の出港日と帰港日には、漁業者ばかりでなく、本町市街地住民が総出で歓送迎に向向く有様となった。

この北千島鮭鱈流網漁業への道内からの出漁は、その後太平洋戦争に入ってからも続行されたが、北方方面の戦局の激化によって出漁の危険が高まったことなどから、中止させるを得なくなった。そして、この中止された時期について、一七年とする説もある（『新考北海道史年表』）が、石狩町からの出漁は一九年まで続けられていた。吉岡治男（現石狩漁協組台長）によると、「私の家では三隻出漁の年もあった。最終の出漁は一八年で、帰港中の九月七日、宗谷岬で遭難し、叔父が亡くなった。一九年には後藤漁業部の一隻が石狩町から出漁したが、帰港は二〇年になってからだった」とのことであるが、一七年七月には、アメリカの潜水艦が南千島の択捉島沖で艦船を砲撃しており、また、一八年五月にアメリカ軍がアッツ島に上陸した後は、北千島各島に影響が出ており、石狩町からの出漁漁船が、なおそのような時期に操業していたことは特筆に値する。

なお、石狩町からの北千島出漁の実態については、記録資料に乏しく、これまで詳しく紹介されることもなかったが、一つに、幻の出漁に終わった昭和二〇年における出漁に關したものがある。

それは、昭和一九年八月二五日付の、石狩漁業会々長相原重治より、札幌国民職業指導所国民勤労動員課宛に提出された『水産勞務者求人申込ニ關スル件』中に含まれているもので、「昭和二十年度一般青壮年緣故雇入認



北千島サケ・マス流網漁業に出漁した白龍丸／船主・後藤要次郎／昭和12年9月15日撮影／川端真一所蔵資料

可申請書、第三―四半期求人（技能者ヲ除ク）申込書」となっており、この申請者は石狩漁業会である。その内容を要約すると次の通りである。

すなわち、雇入れしようとする工場事業場の名称は、日魯漁業株式会社第二工場、吉岡漁業部外六漁業部で、その所在地は、北千島占守島長崎、事業の種類は、北千島鮭流網漁業、雇入人員は、一般青壮年一九五人となっている。また、雇入れは全員縁故認可により、国民職業指導所の紹介によらずして雇入れをなそうというもので、その採用希望地域別内訳（国民職業指導所別）は、札幌六四人、小樽一〇人、余市一六人、岩内三〇人、滝川三一人で道内が一五一一人、新発田四一人、富山三人で道外が四四人となっている。

また、その申請（求人申込）の理由は、「生鯨運搬及び北千島鮭流網漁業のため漁網準備等に依り毎年一二月より雇入、四月上旬より生鯨運搬五月下旬北千島へ出帆、九月一〇日までに帰港の予定に依る」とされている。

吉田漁業部	吉田賢太郎	〃	大字弁天町	四					六	五	一五
柴田漁業部	柴田 敏夫	〃	大字八幡町	一二	一	二					一五
土橋漁業部	土橋 健吉	〃	〃	一一		一		三			一五
有田漁業部	有田留三郎	〃	大字横町	五	五	三		二			一五
合 計	七			六四	一〇	一六	三〇	三一	四一	三	一九五

なお、昭和一〇年代における石狩町の内水面と海面の鮭漁についてみると、一年に六万三、六五〇貫、価格一〇万一、八四〇円、一五年に五万六、〇〇〇尾、二〇年に三万六、〇〇〇尾であったが、このことから、北千島鮭鱒流網漁業の盛業と、それに対する町挙げての期待をうかがうことができる。

そして、この出漁者についてみると、北千島鮭鱒流網漁業経営後の町民税賦課額が、町の最上位もしくは上位を占めており、また、戦後の二二年七月七日に催された大相撲石狩興行の勧進元六名のうちに、前記の吉岡、金田、吉田、後藤の四名が名を連ねているが、このことからして、その資力の大なることを察することができる。ところで、この大相撲の興行は、石狩町花畔出身の緑島（実家は漁業）が前頭筆頭になっていたことから催されることになったと思われるが、横綱の羽黒山・照国、大関の名寄岩・輝昇、関脇の愛知山・三根山はじめ一行大人数が、本町内の各戸に分宿しての大興行であった。

また、既述のような戦前戦中における北洋漁業の実績と経験とは、戦後二七年に、北緯四十七度以南サケ・マス流網漁業が再開されると、直ちに生かされ、この年に第一北光丸と第五弥彦丸の二隻が出漁した。石狩漁業協同組合の二八年度事業計画書特別会計の「北洋さけ・ます流網漁業収支予算」書によってその内容を示すと次の

通りである。

- 一、漁期 自五月初旬、至八月下旬。
- 一、漁船 第五三笠丸（共同経営船）六〇吨、ディーゼル機関一八〇馬力。第一石狩丸（農林省調査船）六五吨、ディーゼル機関二一〇馬力。
- 一、漁場 北洋指定区域内。
- 一、漁具 流網二五〇反。
- 一、乗組員 一五名。
- 一、操業計画 一回流し反数一五〇反、罹網率反当り六尾。
- 往路 五月一〇日↓五月一九日
- 漁場 五月二〇日↓八月一〇日（八〇日）
- 帰路 八月一日↓八月二〇日
- 一、漁獲高 七万二、〇〇〇尾（べに二万一、六〇〇尾、しろ二万一、六〇〇尾、ます二万八八〇〇尾）
- 一、収支
- 収支の部 五八三万六、〇〇〇円
- 支出の部 五〇一万五、〇七二円
- 差引益金 八一万六、八二八円

なお、昭和二八年度には、前記の第一石狩丸のほか、町内より第五長栄丸、第十一丸、第十三神辻丸および第

五仁栄丸も出漁している。

その後はまた、三六年度において、北洋鮭鱒漁業の自肅操業を強調されるといった情勢のもとで、第一石狩丸が出漁し、日本海操業の新丸と合わせて二、三〇〇万円の成績を示し、組合運営にとって大きな成果を収めている。

第三節 水産業関係団体

石狩町の水産業関係団体は、一八八六（明治一九）年の「石狩漁業組合」に始まるが、それ以前に「漁民会社」と称した組織があった。

そして、石狩漁業組合は、一九〇三（明治三六）年一月に、法令の改新により「石狩水産組合」となり、事業の拡張後、一九一三（大正二）年一月一日、「石狩町漁業組合」と改称した。なお、一九四一（昭和一六）年の資料によると、「無限責任石狩町漁業協同組合」とあり、これは当時の正式呼称であった。また、一九四三（昭和一八）年には水産団体法の公布により、「石狩漁業会」と改め、町漁業者と水産物の配給統制を掌握して戦後に及んだ。

石狩漁業会は、その後さらに、二七年三月三日、解散総会を開催し、その際財産目録および貸借対照表を承認、「石狩漁業協同組合」に資産を引き継ぐことを決定した。当時の会長理事は相原重治で、その引継時の財産は、資産が三〇一万八、一一七円四三銭、負債が三一・二万二、七三六円四〇銭で、差引純財産が一〇万四、六一九円九七銭の赤字であった。また、その他の資産としては、荷捌所兼事務所（本町西一番地）約八四坪のほか、水産倉庫一、住宅三、加工場（花畔北四線沿）、番屋（花畔北五線沿）の建物と、宅地、海産干場（生振、志美、江別対雁）計四、四八一坪の土地もあった。

固定資産				
土地	建物	その他	計	施設内容(棟)

(3) 資産勘定

計	信連	計	購入金		その他負債		
			購	用途	購買関係	仮勘定	計
一、九六、〇〇〇円	〇〇〇.〇〇円	〇〇〇.〇〇円	〇〇〇.〇〇円	〇〇〇.〇〇円	四四四、〇〇〇円	一四、九二五円	五九六、〇〇〇円

(注) 右欄・定置漁協組、左欄・発動機船漁業組。以下同様。

(2) 資本及び負債勘定

一名	一名	四名	六名	四名	三名	一名	四名	—
----	----	----	----	----	----	----	----	---

出資額			積立金		貯金		
一口金額	総額	払込済額	—	—	普通	据置	定置
五〇〇円	一、四四、五〇〇円	一、八六、一〇〇円	一、八〇、〇〇〇円	—	二二、三三三円	—	二二〇、九七〇円
							一、〇五、六九〇円

—	七九、三六 _円	一〇〇、〇〇 _円	九元、三六 _円
事務所一、貯氷庫一、荷捌場一、住宅一、トラック一台			

預金			
信連	中金	銀行	その他
一、一〇四、〇九 _円	三〇、〇〇〇 _円	一七 _円	六、八九 _円
		計	
		一、一三三、二四 _円	
		当座	特当
		三、一九 _円	一、三〇三、八〇 _円
		その他	
		三元、〇五 _円	

貸付金			
手形	計	用途	貸付方法
三五、六四 _円	三五、六四 _円	漁業	無担保
		外部出資	
		二、五〇〇 _円	
		購買関係	
		五三、五〇 _円	
		仮勘定	
		九五、七七 _円	
		その他	
		七、六五 _円	
		計	
		一、六九、四三 _円	

(4) 損益

損失勘定(支出総額)	一、九六、五三 _円	利益勘定(収入総額)	一、七五、〇二 _円	損失金	二七、五一 _円
------------	----------------------	------------	----------------------	-----	--------------------

2. 業種別漁業協同組合

(1) 組織構成

組 合 名	事務所所在地	年 月 日			組合長名	地区	資格日数
		認 可	登 記				
石狩地区定置漁業協同組合	石狩郡石狩町	二四・七・二九	二四・八・三		相原重治	一郡	九〇日
石狩発動機船漁業協同組合	同右新町東二一	二四・八・九	二四・八・二三		南甚一郎 二五年一月 金田寅之助	一町	九〇日

組 合 員			役 員			職 員	
正組合員	経 営 者	従 事 者	三〇才未満	理 事	監 事	計	人 員
三九名	二八名	一六名	一〇名	七名	二名	九名	男 三名
三五	三五	一	一	七	二	九	男 一名
							事務 一名
							技術 一名
							事務 二名
							業種別

(2) 資本及び負債勘定

第二編 産 業 編

(注／右欄・定置漁協組、左欄・発動機船漁協組。以下同様。)

出 資 額			貯 金		借 入 金	
一口金額	総 額	払込済額	普 通	計	信 連	その他
1,000,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円
1,000,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円
1,000,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円

借 入 金 用 途			そ の 他 負 債		
設 備	購 買	購 買 関 係	仮 勘 定	計	
3,500,000円	800,000円	800,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
1,000,000円	800,000円	800,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
1,000,000円	800,000円	800,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円

(3) 資産勘定

固 定 資 産			預 金		
土 地	建 物	その他	計	施 設 内 容 (棟)	銀 行
1,000,000円	800,000円	800,000円	1,600,000円	倉庫一、住宅二	1,300,000円
1,000,000円	800,000円	800,000円	1,600,000円	倉庫一、住宅二	1,300,000円
1,000,000円	800,000円	800,000円	1,600,000円	倉庫一、住宅二	1,300,000円

貸付金				その他の資産					
証書	計	用途		貸付方法	系統出資	購買関係	仮勘定	その他	計
		漁業	担保						
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117,000円	117,000円	117,000円	117,000円	1101,000円	217,000円	3122,000円	277,000円	2611,000円	—

(4) 損益

損失勘定 (支出総額)	利益勘定	損失金
200,000円	—	200,000円

石狩漁業協同組合は、その後三七年一月三日、石狩小学校において、創立満七五周年記念祝賀会を開催したが、その記念誌『いしかり』によると、三六年における同組合の現勢は次の通りであった。

一、組合役員 理事七名・監事三名

第二編 産 業 編

三八二

- 二、組合職員 一〇名
 三、組合員数 二六八名
 四、出資金 一六二万八、七〇〇円
 五、三六年度剰余金 三六一万六、二二二円
 六、三六年度事業種類別扱い高
 購買 三四〇万二、八六七円、畜産飼料 一五二万五、六六八円、畜産販売 二二〇万三、三九四円、
 利用 二五万二、六四八円、鮮魚 一、九二六万六、四五五円、自営（北洋鮭鱒流網漁業・底曳網漁業）
 業） 四、六三二万一、三一六円、貸付金 七三九万八、一一二円、貯金 三六四万五、三三二円
 七、在籍漁船 動力船三四隻（三〇トン以上一隻）、無動力船三一隻
 八、トン数別漁船着業調
 （一）動力船

別	漁 期	五トン未満	五～二〇トン	二〇～七〇トン	計	備 考
かれい 刺網	五月一日～七月三十一日	二五隻			二五隻	
すけそ 刺網	十一月一日～三月三十一日		一 隻		一	
いかつり 漁業	五月上旬～一〇月下旬		一 隻		一	
さけ・ます 流網漁業	三月中旬～七月下旬			二 隻		日本海
ほっけ 刺網	五月上旬～七月中旬		一 隻		一	中部

(二) 無動力船

別	漁 期	隻数
ほ っ け 小 定 置	三月二十五日～八月三十一日	四 ^隻
や つ め ど う 漁 業	九月一日～六月三〇日	一二
ぼ ら 地 曳 網 漁 業	六月一〇日～八月三十一日	四
ち か 網 漁 業	一月二十五日～一月三〇日	四
か れ い ・ う ぐ い 網 漁 業	三月一日～八月三十一日	二
か に 刺 網 漁 業	五月一日～八月二〇日	五

九、自営事業 北洋さけ・ます流網漁業二、三〇〇万円、底曳網漁業二、二〇〇万円

一〇、浅海増殖事業

(一) 魚礁 石狩町沿岸地先沖合に投入、投入数は並型魚礁三三年～三七年の計二、八六四

(二) わかさぎ 西網走漁協から購入して花畔六線の茨戸川に放流、三六年度二億粒、三七年度二億粒

(三) ほつき貝 室蘭漁協から購入して小樽内川・十線浜・花畔六線沖合に放流、放流数二八年度五四万粒、

三〇年度二七万粒、三三年度二七万粒、三五年度四五万粒

一一、養豚・養鶏(三七年八月三十一日現在)

(一) 養豚 繁殖豚六七頭、肉豚二八五頭

- (二) 養鶏 中ひな一、八五三羽、成鶏三四八羽
- (三) 飼育漁家 養豚四六名、養鶏二六名、養豚養鶏一五名
- 一二、漁協婦人部 三七年二月結成、部員数一二一名
- 一三、漁協青年部 三五年結成、部員三二名
- 一四、畜産センター 三六年二月八日開設

なお、以上のうち末尾の畜産センターについては、昭和三六年一月二日、石狩漁協と道漁連とにより、町内の船場町に、豚の多頭数飼育による漁家副業対策を実施し、それによって漁家経済の改善に寄与し、安んじて漁業の振興を図ろうというねらいをもって開設された共同経営施設である。また、このセンターは、敷地面積三、一七八坪に、一八一坪の豚舎と三〇坪余の事務所を有し、管理に職員三名が当たり、開設時において、繁殖豚一八頭、肉豚二三〇頭を導入した。

第二章 農業

第一節 総説

まず、大正一五年・昭和元年におけるこの町の農業のあらましからみると、町役場の『事務報告』中の農作物の作況についての記述が参考となる。すなわち、それには、「本年ノ農作物中水稻ハ早熟種ヲ除ク外著シク減収セリ、ケダシ其ノ原因ハ成育中氣候ノ寒冷ニヨルハ勿論ナルモ耕作者ノ品種ノ不統一ニモ原因セルガ如シ 又一面ニ腐敗病發生シテ減収ノ原因タラシム 又畑作物ハ概シテ良好ナラズ 唯燕麦及小麦・菜種・亜麻ハ稍良好ナリ シモ他ハ何レモ減少シ就中大小豆ノ減収ハ著シク今其ノ概況ヲ重要作物ニ就キテ記述スレバ左ノ如シ」とあり、全道的な凶作のなかで、石狩町における農作物も大きな被害を受けていたことが記されている。ちなみに、この年の全道産米は、一一〇万石（大正一二年には二〇〇万石を越えていた）に過ぎず、本道農業史に記録されるほどの凶作であった。

また、重要農作物の概況については、後示する別表の通りであるが、当時（昭和元年）水稻は僅か一三〇町歩作付されているに過ぎず、大方は燕麦・小麦などの麦類と大・小豆などの豆類と亜麻・除虫菊を主とする畑作物であった。そして、生産額はいえ、九〇%以上を畑作物が占めていた。明治中期以来、当時までこの町の農業は畑作が主体となっており、地力の低下による収入の減については、次に述べるように乳牛の飼育によって補っていたのである。そして、砂土、重粘土および泥炭土といった土性分布が広がる上に営まれたこの町の農業は、旱害、水害、冷害という自然の被害を受け易く、経営基盤が不安定で、当時の自作農家数の比率は四八%と低か

った。そのため、町内における乳牛の飼養については、地勢ならびに土質の上からも、経営保持の点からも、他町村以上に、町としては農家に対し督促を計る必要があった。

なお、当時における畜牛の経営状況を概略的に示すと、次表のごとくである。

部落別農家の戸数と畜牛飼養状況

戸 数	頭 数	摘 要 地 区	
		石狩	八幡
一三	五	八幡	高岡
一〇	七四	二八	五ノ沢
八四	二八	一〇二	北生振
四六	—	四五	東生振
五六	四二	六六	中生振
三一	五二	五八	西生振
八八	四二	五三	南花畔

北花畔	南線	樽川	計	備 考
一九五	二二二	五七九	一、四一〇	
七七	六二	五三	六四七	樽川のなかには、極東牧場の種牡牛および牝牛二三〇頭を含む。

〔昭和二年一月第一回町会議案〕による。）

大正末期における産乳および乳製品の生産量・生産価格

乳製品	年次・数量・価格	大正一五年(昭和元年)		大正一四年		大正一三年	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格
乳	乳	一一、六三六 _石	一六八、二七六 _円	九、四五三 _石	一四八、一八四 _円	九、六二九 _石	一五五、三五六 _円
製							
品		—	—	八、二〇〇	八二、〇〇〇	七、五〇〇	六、七五〇

(昭和二年一月第一回町会議案)による。

さらに、当時(昭和元年)町内には、極東牧場・町村牧場・桑田牧場・細川牧場があり、乳牛の大頭数飼育が行なわれていた。また、加えて乳牛以外の家畜、家禽としては、馬一、〇三一頭、成鶏六、三五四羽が飼育されていた。

次にこの時代の産業組合についてみると、信用購買販売組合が石狩・石狩東部・石狩西部・五ノ沢と四組合あり、そのほかに石狩酪農組合があった。

そして、農業に対する指導として、石狩町が産乳産駒品評会を催したり、各地区別に農畜産講話会を開催するなどしており、町農会が町から六〇〇円の補助を受けて、管内一円の畑作、水稲作および堆肥増産の指導に当たったり、農村問題、農村経済、農業簿記の講話会・講習会などを開催している。

なお、当時には、次表のような農事実行組合が組織されていた。

農事実行組合概況

名称	員数	組合長	実行概要事項
高岡	二五	松田恒義	貯穀燻蒸新設及び採種圃
五ノ沢	二四	増田石藏	採種圃・燻蒸
北生振	二五	清野米藏	ナシ
東生振	三〇	大関庸三郎	ナシ
中生振	三一	筒井浅次郎	貯穀燻蒸新設及び採種圃
西生振	二〇	青木貞平	ナシ
志美	三八	舛田岩雄	貯穀燻蒸新設及び採種圃
中花	四六	南出亥之吉	ナシ
南線	四五	吉田常次郎	麦蛾燻蒸
樽川	三六	千歩亀松	採種圃・燻蒸

〔昭和二年一月第一回町会議案〕による。）

そして、この後まもなく、前編第一章第一節第三項ですでに触れた石狩町経済更生計画が樹立されて、この町の経済活動の指針とされる時代に入り、この更生計画が実施され行くうちに、時局は戦時色を濃くしていったが、そのため全町総合の強力な組織体制を築く必要性が提唱され、生振・石狩西・五ノ沢の三信用購買販売利用組合と、石狩町酪農販売組合が合併されることになり、一二年二月二六日、「保証責任石狩町信用購買販売利用組合」が認可されて、翌一二年合併総会が開催された。この合併した組合は、本所を親船町に、生振と花畔に支所を置いて運営されたが、当時の組合員数は四〇三名で、初代組合長には関戸金三郎が当たった。また、この一二年には、日中戦争が始められるとともに、農業生産が軍需本位とされ、組合はそのための生産と供給の役割を担うことになった。

一四年八月には、道農会外四農畜産団体が、北海道戦時農業生産拡充期成会を結成、一五年一〇月には、道庁が「戦時農業生産拡充計画」をまとめて、とくに時局に関係ある農畜産物の生産確保を図るため、米・燕麦・亚麻・小麦・トウモロコシ・菜種・飼料作物・ミブヨモギなどの一定生産量を示し、一六年になると、「臨時農地管理令」や「農業生産統制令」が勅令で公布された。このため組合としては、各実行組合とともに、兵役による労働力の低下や営農資材の不足などといった悪条件下で、厳しい生産目標に努めることを余儀なくされたのであった。

さらにまた、太平洋戦争が激化してきた一八年三月になると、農業生産体制強化の一環として、「農業団体法」が定められ、九月一五日から施行された。これは、地方にあっては産業組合と農会を廃止して一本化し、新しく「農業会」を組織せよというものであった。すなわち、一九年一月一日付の北海道庁長官指令により、石狩町信用購買販売利用組合と石狩町農会が解散となり、同年三月一八日に、「石狩町農業会」が設立された。

また、その会長は総会の推薦により、町長の意見を徴して道庁長官が任命することに定められており、道内の

多くの町村では、町村長が会長に当たったが、石狩町においては、一般会員からの総意で、関戸金三郎（生振地区）がその任に選ばれた。

そして、その設立された農業会は、中央農業会と北海道農業会の下部実行団体となり、農業用資材、物質の配給、食糧の集荷、供出を主務とした。

その後、第二次世界大戦を経て、同会は会則の一部を変更し、再建に踏み出すことになったが、農業協同組合発足までの二年半ほどの間、食糧危機の最中を苦闘しながら、供出と取り組んだその労には大きいものがあった。なお、二年一月十五日、「農業協同組合法」とともに、「農業団体の整備に関する法律」が施行されて、戦争協力団体の解散が命ぜられ、石狩町農業会は二年八月十五日をもって解散となり、代わって農業協同組合の創立を迎えることになった。

そして、二年一月一日に公布され、同年二月一日施行をみた「農業協同組合法」は、「農地改革」とともに、日本の農業のあり方を抜本的に民主化するためのものであった。また、農業協同組合法制定の精神は、「非農民的勢力の支配を排し、日本農民が自主的に経済面文化面の向上に資する」民主的組織活動を奨励助長するということに主眼を置いていた。

これに対するこの町の農業者の対応は早く、当初は、石狩町農業会の地域を継いで、全町一体の組織を結成しようという動きも一部にみられたが、合併産業組合時代の問題点を考慮する必要があったり、一五戸以上で創立可能という行政指導があったことから、営農事情などの共通する者同志がまとまって組合を組織するということになった。なお、それは町の地理的な事情などからして、必然的な成り行きと言えよう。

ところで、昭和二三年には、この町に以下のような農業協同組合が、相次いで誕生した。

石狩町農業協同組合（昭和二三年四月一九日設立）

石狩町花畔農業協同組合（昭和二三年四月二八日設立）

石狩町生振農業協同組合（昭和二三年五月八日設立）

さらに、その頃、出資組合として、高岡農業協同組合および親和開拓農業協同組合も組織されている。

また、昭和二三年に創立された石狩町、石狩町花畔、石狩町生振の三農業協同組合は、それぞれ独自に地区ごとの特色を活かしながら運営に当たっていたが、その後、四〇年代に入って、隣接する札幌市の発展や石狩湾新港の建設決定などの影響を受け、石狩町全体の土地利用の仕方が大きく変転するという傾向が強まったり、米の生産調整、離農の増加といった組合運営の興廃に関わるような事態も加わったため、四六年に町と農業指導団体の指導により、町域で一丸となった農業協同組合の実現を目ざすことになり、各組合の合併推進が懸案事項とされ、翌年から調査研究および協議検討などが重ねられた。

しかし、それぞれの組合の事情があったり、また、組合本所の位置について合意が得られなかったこともあり、四八年の合併予定日までにはその結論が出ず、五〇年になって、結局当分合併を見合わせるという結論が出された。第二次世界大戦後はまた、以上のような農業協同組合の動向に伴って農業改良普及事業が推進された。

すなわち、昭和二三年、農業改良助長法の成立とともに、一〇月、北海道農業技術普及委員会が設立され、花畔農業協同組合内に、食糧増産技術員が配置された。また、二四年四月、国と北海道との協同事業として農業改良普及事業がもたれることになったことから、同年石狩町農業改良委員会が設置され、石狩支庁石狩町農業改良相談所が設置された。

そして、二五年には、花畔、八幡町、生振の三地区に、それぞれ農業改良普及員が配置となり、同普及員は各

農業協同組合に駐在して「営農のしおり」の全農家配布、水稻・畑作の各種試験展示圃設置、経営診断、畜産指導、四日クラブ指導、農村生活改善指導など幅広い活動に当たった。さらに、既述の石狩町農業改良相談所は、三年に、石狩農業改良普及所と改称され、事務所が花畔農業協同組合の建物の一部に置かれることになった。また、これに次いで、三年には生活改良普及員が配置された。

なお、このような組織の発足および活動によって、町の農業経営改善、農畜産技術改良、生産性の向上、青年クラブ等の育成、農村生活改善などに大きな成果が得られたため、昭和四三年、町内各農業団体等による実行委員会（町長を実行委員長とした）主催の「石狩町農業改良普及事業二〇周年感謝の集い」が開催された。

四四年からはまた、農業改良事業は広域普及体制をとることになり、これに伴い石狩農業改良普及所が石狩中部地区農業改良普及所（江別市）に統合され、石狩町内の農業協同組合にその駐在所が設けられるに至った。

さらに、昭和二〇年代前半に始められた農業面の戦後の新しい動向の一つとして、農業共済組合の設立を挙げることができる。ここで、石狩町における農業共済組合関係の諸動向についてみると、昭和二年二月一日、農業災害補償法が施行されたことにより、翌三年三月二日に石狩町農業共済組合の創立総会が開催され、五月三日その設立が認可された。なお、その組合長には舩田岩雄、代表監事には阿部幸之進が当たった。

そして、この年農作物共済事故に「雪害」が追加され、二四年には家畜死亡廃用共済義務加入制が実施された。また、二五年には、農作物共済事故に「虫害」および「鳥獣害」が加えられた。

さらにその後についてみると、三〇年、家畜疾病共済と死廃共済の一元化が全面実施となり、三二年に農作物共済の引き受けが、一筆反建から一筆石建へと改正され、四一年、麦の共済事業が廃止されるという動向があった。

なお、三九年に生振家畜診療所が閉鎖され、花畔家畜診療所に統合されたが、花畔家畜診療所はまた、四一年

に江別、札幌、石狩、手稲の家畜診療所広域合併により廃止された。

そして、同共済組合は、以上のような経緯のなかで、農作物災害や家畜事故による損失を補填しながら農業再生産増強の一翼を担っていたわけであり、四三年には、創立二〇周年を迎えている。

ところで、第二次世界大戦後まもなくより、次々と整えられていった既述のような新しい農業対策に合わせて、町としての対応もなされている。

その概要を昭和二十四年五月二日に開催された「昭和二十四年度石狩町農業奨励会議」議案によってみると次の通りである。

基本方針 経済九原則の趣旨に基き政府は国家再建の基本方針に農業の振興改良を主要政策として採上げ道も六大政策中に農業生産増強と輸出品の増産及び関連産業の振興に力を致して居る。之等国及び道の農産増強に対する要請に対応し、その達成に努力する事を第一とするが、之が実現に当たっては一方極力管内農業事情に即応し経営の改善農家経済の安定を考えて左の事項を重点的に強力に推進したい。

一、農業振興体制の確立について

戦時戦後を通じ長年に亘る生産諸条件の不備不合理な経営に依って管内農業生産力は著しく減退し、農家経済も窮乏を加えつつあるが現下諸般の情勢より直ちに理想的経営の確立を期することは困難であるが、之が不合理を是正し農業の改良発展を図り、生産的増強を期するためには、政策及び技術指導を担当する農業関係諸機関の相互に連絡協調して農業振興体制を確立し、前進目標を定め、能率的に生産増強及び経営改善に努力するの緊急なるを認められる。依って別紙の食糧増産推進本部を設置し、本年度の農業生産の増強に管内一斉に実施したい。

石狩町食糧増産推進本部——本部長は町長、副本部長は助役、企画推進部長は産業課長とし、企画推進部長の下に総務班、農事班、資材班、土地改良班を置く。

二、病虫害防除の徹底の実施について

(一) 病虫害防除班の設置(町食糧増産推進本部内)

(二) 防除実施方法

(三) 防除対象 主要食糧作物である水稻、麦類、馬鈴薯、燕麦、玉蜀黍

三、地力の培養について

(一) 酸性土壌の矯正

(二) 堆厩肥の増産

四、特用作物の増産奨励について

対象作物——亜麻、甜菜、菜種、ビール大麦、除虫菊

なお、第二次世界大戦後に至るまで、本町内でも小作農が自作農に比して多かったが、農地改革によってその比が改められたことも見逃すことのできない大きな変化であった。そして、このような面をも含み、戦前戦後を通じて、昭和期の本町における農業の諸動向を、人口、世帯数(戸数)、農地(耕地)面積、経営状況などによって概要的に示すと以下の表のごとくである。

第二次世界大戦前と同直後の農業者戸数表

年次	摘要	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年	昭和23年
自作		一九一(三〇)% 戸	一六九(二六)	一七九(二六)	一九六(二九)	五九二(七四)
自作兼小作		二二二(三五)% 戸	二二一(三四)	二三四(三四)	二二八(三三)	一一九(一五)
小作		二一九(三五)% 戸	二六三(四〇)	二八〇(四〇)	二六一(三八)	九〇(一一)
計		六二八戸	六五三	六九三	六八五	八〇一

(北海道石狩町勢一班「北海道石狩町勢一般」による。)

第二次世界大戦後の農林業世帯数・人口表

業種別	年次	昭和26年	昭和30年	昭和36年	昭和40年	昭和45年
農業		八一三世帯 二、七八二人	八四八世帯 三、三六三人	八八九世帯 三、三六九人	世帯 二、五五四人	世帯 二、一四〇人

林業	一	七	二	二
----	---	---	---	---

〔町勢要覧〕「いしかり」による。

第二次世界大戦後の農家戸数・人口表

年次	摘要		農家戸数			
			専業	兼業		農家人口
昭和31年	昭和44年	昭和46年	昭和48年	農業が主	兼業が主	計
七六四戸	五五八	三九〇	二五四	六一戸	七戸	八九二戸
五、六九四人	四、三二一	三、八五五	三、一二六	八二一	七五八	六七一
一六四	一二七	二四一	二五三	六七一	七五八	六七一

〔町勢要覧〕「いしかり」による。

第二次世界大戦前の耕地面積表

昭和 12 年	昭和 10 年	年次 摘要
計 畑 田	計 畑 田	種 別
三、 四一八・七	三、 二四三・六	自 作
三、 〇〇九・七	二、 九一七・三	小 作
一、 九五五・〇	一、 五九三・一	計
四、 五二八・一	四、 五一〇・四	
五、 三七三・七	五、 三〇六・二	

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の民有地地目別面積表

計	宅地	畑	山林	原野	牧場	海産干場	雜種地	地目	年次
八、七五〇・〇	五三・七 _{町反}	三七二・三	五、六五九・七	四八〇・八	二、〇五七・三	一一二・八	一三・四	昭和5年	
八、三九一・五	五三・七 _{町反}	六三八・五	五、二三六・四	四八〇・八	一、八五五・九	一一二・八	一三・四	昭和8年	
九、一三三・九	五〇・〇 _{町反}	一三九・七	五、四五六・四	六七一・五	二、六〇四・〇	二〇三・三	九・〇	昭和10年	
九、一一五・三	五〇・一 _{町反}	四一八・〇	五、二二八・〇	六五八・九	二、五四六・三	二〇五・〇	九・〇	昭和12年	

(注・本表は「北海道石狩町勢一班」によるもので、表中における面積は有租地と無租地の合計であるが、一部を訂正した。なお、本表における面積は課税台帳にもとづくもので、実際とは大差のあることをも考慮に入れる必要がある。ちなみに、昭和一〇年における田・畑の面積を前表における場合と比較すると、その必要が理解できよう。)

第二次世界大戦後の耕地地目別面積表

地目		年次
田	二、〇二三 ^町 _反	昭和32年
畑	一、二八九・九	昭和37年
樹園地	一、五五七・一	昭和41年
牧草地	二九〇・五	昭和46年
その他		昭和49年
計	五、一六〇・六	

〔町勢要覧〕【いしかり】による。〕

農地改革前後の耕作面積別・経営種別戸数表

(注／右欄は改革前、左欄は改革後。)

面積	摘要	地主	自作農	小自作農	小自作農	計

第二編 産業編

不耕作地主	五反歩未満 以下のもの	五反～一町 未満迄のもの	一町～二町 未満迄のもの	二町～三町 未満迄のもの	三町～五町 未満迄のもの	五町～十町 未満迄のもの	十町～十五町 未満迄のもの	十五町～二十町
一二八戸 一〇	一戸	三〇五	五五 一五	七二 一六	一六二 五二	二〇九 六一	七〇 一四	一
一	一	四三	一二九	一一六	三三七 三九	四五五 五五	一二一	一
一戸	一戸	一	六一	四二	九	一九二	一	一
一	一〇一五戸	一六四二	九五四	五八二	八九	七〇	一	一
一二八戸 一〇	一二七	五〇五〇	八二七九	一〇六九二	一八七二〇一	二〇五二五六	一七一八二	一

未満迄のもの	
計	二二八
二〇	一六四
五九八	一一二
一二四	一三三
一三	三五三
四〇	八三四
七九五	

〔石狩農地改革史〕、一九五〇による。

農地改革前後の自作農地経営面積別戸数比表

時期	面積
農地改革前	〇・五～一町
農地改革後	一～三町
	三～五町
	五～一〇町
	一〇～二〇町

〔北海道農家の友〕第七卷第九号による。

農地改革前後の經營種別經營面積表

面積 摘要		自作農	自小作農	小自作農	小作農	計
五反 未滿	三反	三反	四反	三反	四町・九反	五町・五反
五反 一町未滿	三町・二反	一町・七反	一町・八反	三町・八	三・一	三・九
一町 二町未滿	一九・三	二・九	一〇・〇	三・七・八	四二・九	三二・二
一町 二町未滿	一九・五	一四・五	一町・八反	一〇二・六	一三八・四	一一四・一
二町 三町未滿	七六・〇	一八・〇	七・六	一二・五	二二三・八	二一四・四
二町 三町未滿	四二・八	一六・二	五・四	一六九・四	二二三・八	二一四・四
三町 五町未滿	一六〇・六	三〇・三	一一・五	一二・〇	二二三・八	二一四・四
三町 五町未滿	二〇三・八	一一・一	三九・四	四二七・二	七九一・五	七九一・五
五町 十町未滿	六二二・六	一五七・四	一	四二七・二	七八〇・〇	七八〇・〇
五町 十町未滿	四一六・六	四九五・〇	一七二・三	六〇三・一	一六八六・〇	一六八六・〇
五町 十町未滿	一、四〇九・七	三〇七・一	一一・五	一	一七二八・三	一七二八・三

(注／右欄は改革前、左欄は改革後)

種別	全面積
田	一四、五〇八 _反
畑	一九、二三九
牧野	七、四四五
未墾地	四、九七〇

(注)市街地、宅地を除く。

雑種地	林地	その他	計
三、六五二 _反	一、一四〇	六六〇	五一、六六四

(「石狩農地改革史」、一九五〇による。)

昭和二五年の農業関係用地面積表

十町、十五町未満	十五町、二十町未満	計
一五四・二 八三一・四	一六・四	三、一一九・六 八四〇・四
一二・三 一二七・五	一六・四	六三七・二 六三三・六
一〇・七		二二八・九 三一・〇
一二・〇		一・三五七・〇 三七・六
一八九・二 九四八・九	一六・四	三、一〇三・五 八、八二一・八

(「石狩農地改革史」、一九五〇による。)

昭和二八・二九年の農地自・小作別面積表

種別	年次		田	畑	採草地	計
	小作	自作				
昭和28年	一、六一八町	七九	三、〇八五	一四五	四、八四八	一六五
	一、六三〇町	七四	三、〇八五	一五三	四、八六八	一四三

〔北海道農家の友〕第七巻第九号による。〕

また、以上に加えて、昭和四二年に着工された道営開拓パイロット事業北生振地区工事（昭和五三年までの開田約一六〇ヘクタール、開畑一一四ヘクタール）、石狩湾新港建設や都市化に伴う経営方向の転換といった点について、本町における戦後農業史上の大きなできごとであったと言えよう。

なお、昭和三十九年より石狩町農業まつりが開催されることになり、その第一回が同年二月一〇日―一二日の三日間に亘って催された。

第二節 米作と造田事業

本町における米作、造田事業の変遷を概略的に述べると以下のようである。

まず、第二次世界大戦前についてみると、花畔地域では、大正一四年一二月、吉田茂一外一二名の有志が相計って、「花畔土功組合」設立発起人会を開催し、八〇〇町歩の造田計画を立てている。そして、翌年二月、北海道庁にその設立許可を申請したが、同年九月、申請は不許可となった。

また、昭和二年、花畔村北十線の一部で水田化の気運が強まり、南出亥之吉・加藤重郎・田口與八・坂本京次郎の四氏が発起人となって、飯尾円什（能量寺住職）、田中栄太郎（花畔）の兩名を相談役とし、同地区内農業者に呼びかけた結果、組合員一〇名（何れも自作農）で「花畔十線用水組合」（組合長・南出亥之吉）を設立することになった。

その目するところは、全額私費工事により、砂地の水田化を図り、石狩川（現在の茨戸川）より電力揚水することであり、同年中に道庁の許可が出て工事が着工され、年末には一部を残してその工事の完了をみた。同組合はまた、翌三年三月二〇日、一部残の土功工事や揚水機の取り付けを始めて、五月一〇日完成し、初の通水式を行なった。

ところでこの事業は、畑作・酪農経営をもちや維持することが難しくなっていた農民の起死回生策であり、それを次の資料から伺うことができる。

『石狩町大字花畔村字花畔揚水機設置灌漑溝掘鑿工事施行願い』中「計画説明書」(抜粋)

一、一般計画 本計画ハ曩ニ大略八百町歩ヲ抱含スル処ノ花畔土功組合トシテ樹立サレタルモノナルモ種々調査ヲ遂ゲタル結果一部土質不適當ナル等ノ理由ヲ以テ補助工事トシテノ出願不可能トナルモノナレドモ、本計画地区ハ該計画地区中ニ在リテモ比較的好適ナル地区ノ一部ニシテ、モトヨリ本地方ハ開拓實ニ参拾有余年ノ歴史ヲ有シ専ラ畑地トシテ耕作ヲ事トセルモ近年漸次地力減退シ畑作ノ生産微々タルタメ舉テ畜牛等幾多収入ノ道ヲ講シタルモ到底収支償ハサルモノアリ

住民一般塗炭ノ苦ミニ在リ乃チ唯一途水田造成アルノミナリ、幸ニシテ試作ノ結果ニ徴スルニ豫想外ノ収穫ヲ得ツツアリ加之本計画ニ依ル工事費ノ負擔モ又比較的少ク實ニ本計画ノ遂行ハ焦眉ノ急トモ謂フベキナリ

なお、この事業は、戦後の海浜砂地造田の先驅をなすものであった。

また、これによりこの年、同組合では灌漑面積六三町三反の約五〇％に作付し、豊作年でもあったことから、反当り四俵余りの収穫を挙げることができた。

そして、この成功により、花畔周辺地域の造田意欲が高まって、五年には「花畔土功組合」(組合長・高野金作町長)の設立となり、六年には工事が実施され、一〇年に三二七町歩の造田計画の完成をみている。

また、発寒川を用水源とする造田化もなされている。

すなわち、昭和二年四月に石狩町、篠路村等の関係者が「花畔紅葉山水利組合」を設立し、翌三年三月、北海

道庁から正式認可された。その設立当時の組合員二七名のうちには、石狩町から池田竹二郎、杉中喜一郎、伊藤藤平、赤山岩吉、粟生トメなど九名が加わっている。そして、この組合では発寒川左岸の低地に約五〇ヘクタールを開田し、電気揚水による灌漑を行なった。

また、そのほか花畔村域では、四年に高橋農場が約六二町、極東農場が四五町歩を開田（計画を含む）している。

生振村域の稲作は、大正初期から排水や沼沢を利用して、数戸によりなされているが、昭和期の始めまでは小面積が開田されたに過ぎなかった。しかし、昭和一〇年に至り、八線南地区（代表者・宮前茂重）で一八町歩が造田され、重油発動機により揚水された。また、同じ頃に二線南地区で二、三町歩の試作造田も行なわれている。なお、その後、さらに一九年に三町余の個人造田があったが、二〇年の敗戦時におけるこの地域の水田面積は、総じて約二五町歩に過ぎなかった。

次に、石狩川右岸地域についてみると、高岡地区の稲作は、町水田発祥の地としての古い歴史をもち、始めのうち、主に知津狩川流域の小川からの引水によってそれを成り立たせていたが、その後、知津狩川上流の開発により流水量が減少し、灌漑用水にこと欠く状態となった。

そして、これに対処するため、石崎久治（代表）外一〇名が発起人となり、昭和三年五月に「石狩高岡聚富士功組合」の設立を申請し、四年二月、組合設立の運びとなった。

なお、同組合は同年四月に五ノ沢貯水池、地藏沢貯水池工事に着手して、翌五年四月にそれらの竣功をみ、これにより同地区は開田が進められ、畑作主体の農業から田畑農業へと移行していった。

次いで、第二次世界大戦後についてみよう。

まず花畔地域においては、昭和二二年、新道地区で樽川運河（通称）から揚水して五五ヘクタールが造田され、

土砂に覆はれ

惨憺たる耕地

秋の収穫六割減豫想

生振、篠路の大水害

既述の如く石狩川の増水のため、水せる生振及篠路村一帯は全荷減水の惨憺なく、海の如く波立てるものとなり、道路は流失、流田家屋のほとんど全部は水の中に傾斜し、牛馬を高地に避難せしめ、いかに小舟をあやつりて交通し既に離れたる時付時期を前にして、村民はたゞ突然自失しており、その惨状は見るに忍びざるものがある。耕地の三分一は土砂に覆われ、残存は六割が滅するものと豫想せられてゐる現在の状態では、緊急治水した

としても、耕作時期を失してゐるばかりでなく、田畑は土砂に埋まつてゐる關係上、収穫の見込なく、村民一同はたゞ避難場所の確保が重要と救済を希望するのである。

「土砂に覆はれ惨憺たる耕地／秋の収穫六割減予想／生振、篠路の大水害」
 『北海タイムス』 昭和6年5月17日刊

石油も買へずに

まっくらな農家

石狩花畔地方の惨状

最近の石油は、不足の極みとなり、此處は、まっくらな農家となり、石油は、勿論、石狩市、花畔、地、は、た、の、消、え、た、如、き、不、況、を、呈、し、商、店、の、出、荷、し、も、出、荷、し、難、化、し、つ、つ、と、あり、交、換、機、油、を、併、用、し、て、ゐ、る、。、同、じ、く、農、作、に、使、ま、さ、れ、る、花、畔、地、方、は、シ、ン、フ、を、燃、す、石、油、の、購、入、も、出、荷、も、極、度、難、化、し、て、起、こ、さ、に、起、ま、て、ゐ、る、農、家、も、あ、り、。、一、般、に、は、生、活、費、か、ら、節、入、れ、た、食、料、食、金、。、救、済、金、の、購、入、が、出、来、な、い、。、急、ぎ、救、済、を、提、出、す、る、家、族、に、緊、急、困、窮、し、て、ゐ、る、こ、れ、が、最、終、事、象、を、起、す、こ、と、に、な、つ、て、ゐ、る、が、本、報、中、に、は、描、け、な、ら、ね、。、現、状、で、あ、り、一、月、も、早、く、食、料、を、町、民、事、務、に、請、求、す、と、民、に、一、方、難、民、北、合、の、議、を、促、し、こ、れ、が、救、済、を、速、か、に、進、め、て、ど、ん、底、に、ある、農、家、の、救、済、を、希、望、し、て、ゐ、る、。

更に比較して二、三割増加して居るので、秋に於ては、人、肌、極、で、活、躍、す、べく、意、気、込、ん、で、居、る、。、花園、町、花、畔、北、門、外、行、出、振、興、所、前、。、花園、町、花、畔、公、園、氏、家、業、店、前、。、花園、町、花、畔、安、藤、前、。、第一、火、防、線、安、田、行、出、振、興、所、前、。、都、島、高、島、農、具、店、前、。、農、会、で、は、十、六、。、七、の、兩、日、午、前、十一、。

「石油も買へずにまっくらな農家／石狩花畔地方の惨状」『北海タイムス』 昭和6年12月16日刊



南線地区（現在の花川南地区）の水稲苗植え風景／昭和28年／石狩町教育委員会酪農資料室所蔵資料（旧樽川酪農記念館所蔵資料）



米作日本一競作大会北海道ブロックで第2位入賞の花畔坂本勇一圃場における審査風景昭和33年／田中実所蔵資料

続いて二三年三月に、「紅葉山揚水組合」(組合長・尾田延義)が設立され、発寒川からの揚水によって、六月、二五ヘクタールが造田されている。また、南線地区では、同年一〇月、高橋正が主唱して三〇二ヘクタールの造田工事に着手し、二四年五月に約二五〇ヘクタールを開田した。

樽川地区では、造田計画が二二年に話題となったが、その際は時期尚早と具体化されず、二四年に「樽川土功組合」が結成され、花畔土功組合の拡張工事としての樽川地区四二五ヘクタールの開田が認可となり、その工事が同年一〇月より翌年六月にかけてなされ、三五六ヘクタールの開田をみた。

なお、この地区は、造田による成果が最も大きく、それにより水田酪農経営のモデル地区となって伸展していた。

また、二五年に町と同地区の受益農家とが負担して制作した造田記録映画『砂と闘う』は、現在も広く放映され、深い感動を与えている。

さらに、志美地区の造田が、二五年に前記の樽川地区と一本化した計画により、道営事業として二二〇ヘクタール(五二戸)施行されている。

ところで、この事業は「道営事業の場合その経費の殆んどが補助金および長期資金借入れにより行える」という町長や主唱者の説明があり、多くの反対を押し切って実施されるに至ったが、その着手については、確たる見通しもつかないままになされたという面があった。

そして、そのため結局、関係農業者の借入金の償還や花畔土地改良区の賦課金が滞るばかりか、揚水電力料金も完納されないという事態にまでなり、花畔土地改良区の運営が混乱状態に陥って、遂には花畔のほか四地区から夫々独立の声が起ることになった。

そこで、町は志美地区関係者からの陳情を受け、三二年、志美地区更生計画をたて、北海道などに陳情を行っ

た結果、同地区は更生計画地区として指定された。なお、このような経緯があつて、三十七年一月、同地区は志美土地改良区として独立（理事長・鈴木与三郎町長）し、組合員四一名をもって新発足、自主再建の道を歩み出すことになった。

生振地域における戦後の造田は、二一年に、南六線から八線地区にかけて、長谷川嗣（代表）ら一五名が、一挙に四〇ヘクタールを電気揚水によって開いたのに始まった。そして、この動きは周辺農家に造田への関心を高めることになった。

この地域の農業経営は、これまで典型的な畑作・酪農型であつたが、大旱魃に見舞われた昭和二四年、町長による熱意溢れる勸奨があつたり、食糧難による米価高騰の時勢となつたことなどから、造田化の気運が一段と高まり、同年八月、発起人会および村民大会が開催されて、五〇二ヘクタールの造田計画が決定されるに及んだ。

なお、同計画は二五年度から三カ年に亘る道営灌漑用水施設事業として実施されることになったが、是非とも年内着工という地元意志が強く、地元では委員長に松田治平、副委員長に関戸雄、委員として宮前茂重・吉田武雄・中田栄次郎の三名を選び、官庁の正式決定を待たずに、二四年一〇月、一部の工事に着手した。

そして、地元関係者らは、そのため冬季間も工事を続行するというような困難をも克服せねばならないなどということはあつたが、二五年六月九日には通水式に漕ぎつけて一部に作付し、引き続き全地区の工事を完遂した。また、石狩川右岸地域では、二二年、北生振地区の石山右一を中心とした二三名が、一部飯米自給の目的で、石狩川からの機械揚水を伴う造田の事業を企て、二三年二月一日、雪中を冒して造田工事に着手、五月三日、五四ヘクタールの工事を完成して通水を開始している。なお、これは石狩川右岸地区における戦後始めての開田、作付である。

さらに、二三年には、隣接する美登位地区より当別町域に及ぶ三〇ヘクタールの造田がなされたが、これによ

り周辺地区での造田熱が高まり、戦後の造田事業の棹尾というべき北生振地区の計画が企図されることになった。そして、この北生振地区の計画は当初、国営灌排工事として予定されたが、結局、二七年より道営灌排事業で実施されることになり、三〇年に完成された。なお、その計画面積は前期の五四ヘクタールを含め、約六三一ヘクタールであった。

ところで、以上のような各地区における造田事業の歩みがあつて、三八年には、町域の水稲作付面積が過去最高の三、三八三ヘクタールに達し、出荷量が一二万俵を超え、農家総数八七八戸中、米収入第一位の農家数が実に八〇六戸にも及んだ。しかし、四〇年代に入つて、全国的に米の過剰傾向が一段と強まったため、ついに四五年には米の生産調整が実施され、四六年になつてさらに政府買入れ制限が行われたことから、米の出荷量は激減した。

その後はまた、四八年から五〇年に至る間の第一次水田総合利用対策が、五一年からの第二次水田総合利用対策によつて、三カ年減反延長というように変更され、しかもその第二次水田総合利用対策途中半ばの五三年から、向う一〇年を目途とする水田利用再編対策が打ち出されたために、稲作農家はもとより、農業協同組合としても、さらに、厳しい試練を迎えることになった。

ちなみに、この生産調整（減反）の経過を石狩町生振農業協同組合についてみると次表のとおりである。

年次	摘要		
昭和44年	作付面積	減反面積	産米出荷量
八八一	ヘクタール	〇	四一、〇九六
		ヘクタール	俵

〃	45年	二八八	五九三	一八、二〇五
〃	47年	八〇	七二九	五、四一三
〃	49年	七六	七〇四	五、二九〇
〃	50年	一二〇	六六七	八、五二一

（後記、主要参考資料中「三十年史」による。）

そして、この間、大規模住宅団地と石狩湾新港の建設決定による土地買収により、花畔土地改良区の南線地区、樽川地区、花畔地区、志美土地改良区および花畔十線用水組合が、四六年から五〇年にかけて解散し、花畔地域の水田の歴史が閉じられた。

第二次世界大戦後における本町域の米の作付面積および生産高の変遷を示すと、次のようである。

第二次世界大戦後の水稲作付面積および収穫高変遷表

年次	昭和24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
作付面積	一、〇八七 _{ha}	一、一〇一	一、二九〇	一、三三九	一、四四七	一、七〇二	一、八八四	二、〇九九	二、七〇七	二、七九七	三、一五一	三、二三五	三、三一〇	三、三二二	三、三五五
収 穫 高	三、二〇五	三、二二二	三、五四五	三、九七八	三、五一五	二、九七〇	六、六五五	四、三二一	八、〇四一	一、五三九	一、七五四	一、三七四	一、八九六	一、一九四	一、三五三

昭和39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年
三、三七〇	三、一五〇	二、九〇〇	二、九三〇	三、〇二〇	三、〇五〇	一、九六〇	一、八四〇	八八二	七七〇	八二九	九〇九	一、〇六〇	一、〇〇〇	一、〇八〇	一、〇五〇
九、四一四	一〇、六〇〇	九、〇四〇	一二、五〇〇	一三、四〇〇	九、九〇〇	八、〇二〇	五、四一〇	四、〇八〇	三、六九〇	四、二五〇	四、一四〇	三、九二〇	四、八九〇	五、五五〇	五、三六〇

〔いしかり〕「町勢要覧」などによる。

また、水田経営については、以上に加えて、水稻採種事業の面もある。すなわち、昭和二四年からの全町的な造田計画の成果により、新田が急増したことから、適品種の種粳確保の必要度が高まった。このため町は、二五年に水稻および畑作物の優良種苗増殖普及計画を樹立し、農業協同組合が単独事業として、水稻採種事業を開始することになった。なお、この年、採種圃委託農家五〇戸が、一〇品種を二四ヘクタールに栽培して、六三〇俵の種粳を出荷した。

また、二六年には、これらに加えて、農業試験場の水稻新品種試験圃の委託を受け、町や農業改良相談所、農業協同組合が連携しながら、それを三五ヵ所に設置し、適地適品種の選定を図った。

そして、この結果同組合は、二七年に、全道水稻採種圃経営管理共励会で、全道第二位の成績を納め、また、二八年の同共励会では二〇〇点満点の一九八・八点という好成績により全道第一位となって、最優秀賞と農林大臣賞を獲得した。なお、このため生産種粳に対する需要が一層高まり、二九年の大冷害による種粳不足に当たっては、町内外に三六六俵の種粳と五一五俵の転用粳を供給した。

さらに、このような経緯があつて後、三〇年に、尾田八郎外九名が発起人となって、「石狩町水稻研究会」の設立準備を進めるとともに、採種事業主体を町内の各農業協同組合から石狩町に移すことになった。そして、三一年一月、前記の研究会が発足し、四二年の会員が採種圃管理技術研修、優良品種研究、農業試験場の委託原種決定試験圃設置などといった活動を活発に展開することになる。また、三四年には、石狩町農業基本計画を受けて、町、農業団体、指導機関との連携をより深め、農業協同組合が中心となって種粳の生産、採種事業の管理運営を行うということになり、これを契機として、同研究会は「石狩町水稻採種組合」と改称した。なお、この新組合は、会長に桜田恒延が当たり、組合員が四二名で発足、三五年には、採種圃面積一五ヘクタールにより一四品種の種粳六一九俵を出荷しており、また、同年の「北海道産米出荷三〇〇万石記念大会」において、北海道産米改

良協会長から団体表彰を受賞するなど受賞が相次いだ。

そして、これらの実績により、同組合はさらに北海道原種圃の委託事業を引き受けるなどし、全道一の水稲採種組合として声価を得るに至った。

また、その後同組合は、優良品種の普及に努めた結果、四二年の第四回道産米改良協会主催による共励会の一〇万俵以上の部で、上位等級米七〇%出荷の成績をもって全道第二位に入賞した。

ところで、このように、石狩町水稲採種組合は、町内はもとより道央地域への優良種粳供給を通じて、産米改良普及に大きく寄与してきたが、四五年に道内七カ所にシードプラントが設置されることが決められたことから、四五年に発展的解散に至った。

主要参考資料

- 藤森四平（編者代表）他編 『北海道土功組合史』 一九三八
- 『石狩町における造田事業について』 北海道総合開発委員会事務局 一九五〇
- 『造田と水田経営へ転換のための所要資金に関する調査』 石狩支庁産業課 一九五〇
- 『石狩花畔土地改良区（志美地区）事業経過調』 北海道農地開拓部総務課
- 『石狩町水稲採種組合一五年のあゆみ』（非売品） 石狩水稲採種組合 一九七〇
- 『三十年史』 石狩町生振農業協同組合 一九八九
- 『高岡百年』 高岡開基百年記念事業協賛会 一九八四

第三節 畑作

本節においては、昭和期における畑作の概要を述べるが、とくに各作物について、作付、収穫高、価格面の推移のあらましを示すことに主眼をおくこととする。

当時の換金作物の主なものといえ、燕麦、小麦、大豆、小豆などであった。そして、その後しばらくの間、ほぼ同様の状況が続いていたが、ここで昭和期を通じ、主要な換金農産物について、年次的に作付面積の順位をみると次表のごとくであり、第二次世界大戦中までとその後との差違が目立っている。

年次別作付面積上位換金農産物表

年次	順位				
	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
昭和5年	燕麦	水稻	小麦	大豆	小豆
〃 10年	燕麦	水稻	小麦	大豆	大豆
〃 15年	燕麦	水稻	小麦	大豆	亜麻
〃 21年	水稻	燕麦	そば	小豆	馬鈴薯
〃 25年	水稻	燕麦	小麦	馬鈴薯	大豆
〃 30年	水稻	燕麦	馬鈴薯	小豆	菜種
〃 35年	水稻	燕麦	菜種	小豆	馬鈴薯

〃	〃
50 年	45 年
水 稻	水 稻
蔬菜類	燕 麦
小 豆	蔬菜類
馬鈴薯	馬鈴薯
大 豆	小 豆

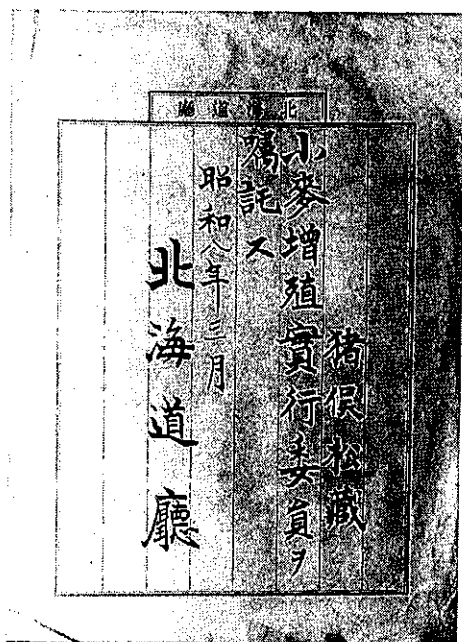
〔北海道石狩町勢一班「いしかり」による。〕

右表中において、燕麦は四〇年代に至るまで、全畑耕作面積の第一位を占め続けているが、それは本町内の畜産の振興に伴って需要のあったこと、大正期から軍馬飼料として陸軍糧秣廠札幌出張所へ納入していたこと、第

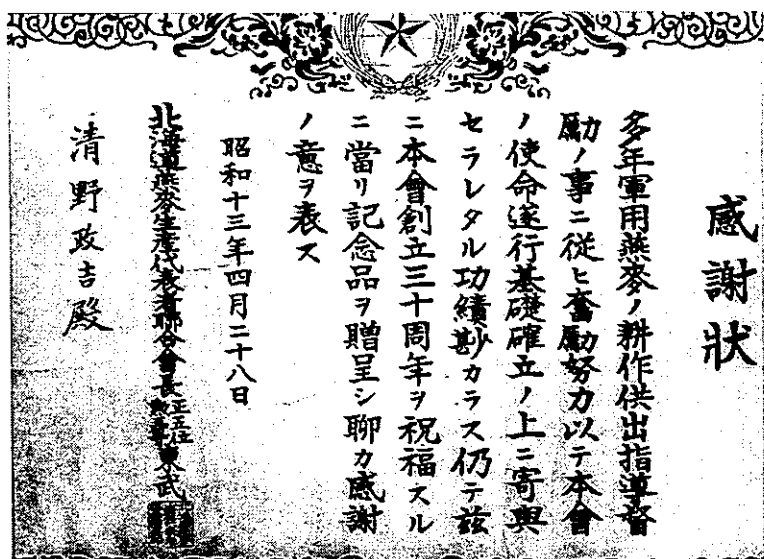
二次世界大戦下で、時局作物として増産が奨励されたことなどの理由によるものである。

また、小麦はやはり戦前より全町的に広く作付されている。そして、戦後の造田化や貿易の自由化などにより、一時期大きく後退されたが、四五年からは水稲の転換奨励作物となり、五〇年代に入って春播小麦とともに、主要作物となり、作付面積が伸びている。

大豆については、とくに三〇年頃に消費が伸び、一時的に作付が増えたが、間もなく輸入大豆の増大によって価格が低迷し、極度に縮減された。



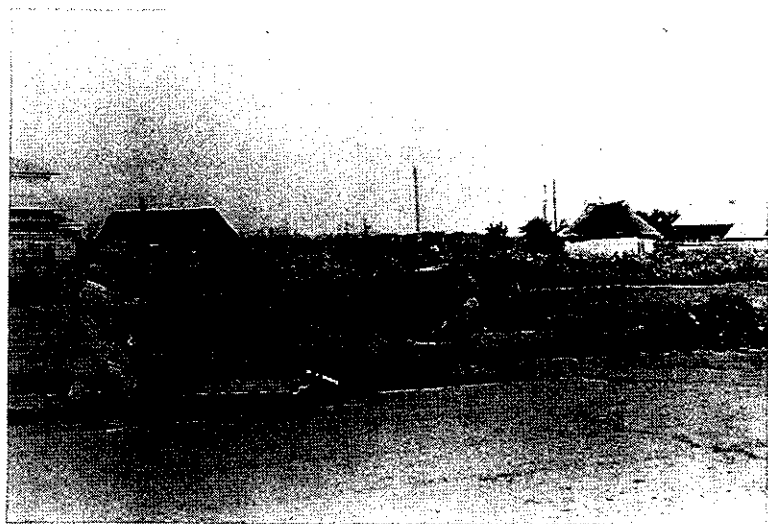
北海道庁による小麦増殖実行委員委員状／昭和8年3月／猪俣晃所蔵資料



軍用燕麥耕作供出指導督勵に伴う感謝状／昭和13年4月28日／清野磐所蔵資料



軍用燕麥受入れの景／八幡町／昭和10年代／清野磐所蔵資料



樽川地区のハロー掛けによる畑整地作業の様子／昭和28年／石狩町教育委員会
酪農資料室所蔵資料（旧樽川酪農記念館所蔵資料）

さらに、小豆については、豊凶年による価格の変動が作付面積の増減に反映することが多かったり、全町的な造田化によって漸減した時期もあったが、休耕田の転用作物として栽培が増加される傾向にある。

馬鈴薯については、戦事下に時局作物として増産が奨励されたり、戦後の主食不足時代に代用食として需要が増たりしており、一時期に栽培面積が急増したこともあった。そして、とくに高岡地区の馬鈴薯は品質が上等で、今日、府県移出の種子馬鈴薯生産地に指定されている。

なお、その他の畑作物では、除虫菊について特記しておく必要がある。

北海道における除虫菊の栽培は、明治二五年、花畔村の金子清一郎によって始められたが、その後石狩町を主にして広められ、昭和五年には全道で作付面積が一万三千町歩、年産額が一〇〇万貫を越え、北海道は世界のほぼ半ばを占める大生産地となった。

しかし、その後戦事下に入り、農業団体の統合が進められ、その主要生産地であった石狩町で、大正六年に設立された「石狩町除虫菊栽培組合」（組合長・金子清一郎）は、昭和一七年、「石狩町産業組合」に統合されることとなり、二六年の歴史を閉じた。

また、亜麻栽培が第二次世界大戦前に盛んになされ、その後も戦後まで続けられているが、昭和三〇年代に入っては需要が激減、やがて終期を迎えた。

さらに、高岡地区を中心として、菜種の作付が、戦後の食料油の需要の伸びに伴い、二〇年代に増しているが、その後次第に縮減傾向を辿り、四五年頃にはほとんどなされなくなっている。

加えて、甜菜が昭和一二、三年頃に高岡地区に導入されており、戦時期に入って作付がほとんどなくなったが、戦後三〇年代初めに盛んとなり、四一年には「高岡甜菜生産組合」（組合長・松田清）が設立された。同組合はまた、四七年から「石狩町農業協同組合畑作振興会甜菜部」（組合員約三〇名）として運営されることになった。

なお、ここで本町における農産物の作付面積、収穫高、価格の推移を、昭和期を通じて概略的に示すと以下の表のごとくである。

第二次世界大戦前の農作物種別作付面積・収穫高・価格表

種別	大 麦					小 麦					裸 麦		
摘要	昭和1年	5年	8年	10年	12年	昭和1年	5年	8年	10年	12年	昭和1年	5年	8年
作付面積	四、五、五 _反	一五、五	五、一	三、四	六、二	三〇、八、五	三三、七、六	二五、六、一	三六、九、〇	四二、三、九	三、八	一九、四	元、〇
収穫高	三八、七 _石	二四	四	三	九	二、四、八	二、三、三	一、九、三	三、七、〇	二、七、四	二、六	二、六	三
価 格	九、六、五 _円	二、八、〇	三、六	二、九、七	六、七	四、九、五	四、五、四	二、九、〇	四、三、五	五、一、四	三、六、六	二、〇、〇	三、三

燕 麦					米					大 豆			
昭和1年	5年	8年	10年	12年	昭和1年	5年	8年	10年	12年	昭和1年	5年	8年	10年
一、五、〇、六	二、二、八、七	二、〇、三、五	一、七、四、二	一、七、一、七	三〇、〇、三	三三、二	六、四、五	七、四、九	七、九、六	二、七、一、八	二、〇、一、二	二、六、一、〇	二、四、〇、九
三、八、三	四、四、七	二、八、六、九	三、八、三	二、九、四、一	一、一、七、二	四、八、五	五、三、七	七、三、九	一〇、七、五	一、三、〇	一、九、五、三	五、五	一、四、四、四
一、九、〇、七	二、六、九、二	二、八、七、三	一、五、一、五	一、八、四、六	三、二、四	一、七、四、五	一〇、〇、八、三	一、七、〇、八、六	二、四、八、七、五	一、五、七、七	二、九、二、八、〇	六、一、五	一、九、二、三

豌豆	菜豆	菜種	小豆
昭和1年 8年 5年	昭和1年 5年 8年 10年 12年	昭和1年 5年 8年 10年 12年	昭和1年 5年 8年 10年 12年
三、三 四、五 三、〇	九、六 五、五 三、九 三、七 二、六	二、八 二、一 七、八 七、七 五、三	二、六 一、〇 二、八 二、六 二、四
三、三 三、〇 三、三	七、三 一、五 二、〇 二、六 二、六	三、四 一、元 六、四 六、四 五、三	九、〇 一、三 一、〇 二、五 二、四
五、三 七、八 四、四	一、四 八、七 三、〇 三、五 四、九	五、三 一、六 二、四 二、五 一、六	二、五 三、四 二、〇 三、九 五、八

菜蔬	玉蜀黍	栗
昭和1年 5年	昭和1年 5年 8年 10年 12年	昭和1年 5年 8年 10年 12年
三、九 三、三 三、三 三、三 三、三	九、〇 八、八 一、四 一、四 一、六	七、七 三、八 二、九 二、九 二、九
七、四 〇、〇 〇、〇	一、〇 七、三 七、三 七、三 七、三	三、三 三、三 三、三 三、三 三、三
五、三 三、八 三、八	二、一 二、一 二、一 二、一 二、一	六、四 六、四 六、四 六、四 六、四

	蕎 麦					亜 麻 茎					亜 麻 種					牧 草		
昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年	昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年	昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年	昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年
翌、二	八、九	二〇、八	二一、三	九、六	—	—	一六、七	七、七	一〇、八	—	—	一六、七	七、七	一〇、八	—	五、四〇	四三、三	六五、八
三、六四、	六九〇	八元	七四	一、一五石	—	—	九、一六元	二元、〇八〇	四、二八元	—	—	一四〇、六元	三、七五	五、一三〇斤	—	五八、〇〇	七三、二八〇	七四七、五三
二、八九	六、七二	五、八六	七、〇〇	二、四〇	—	—	一八、四四	五、八六	一六、五二	—	—	八、四二	一、六六	五、一四〇	—	四三、二四七	四、九七	七四、七三

種					瓜 類					馬 鈴 薯					除 虫 菊			
" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年	昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年	昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年	昭和 1年	" 12 年	" 10 年	" 8 年	" 5 年
—	—	—	一〇、〇	—	—	四、八	四九、〇	二〇、三	—	七、一	三、七	六、六	五、一	—	—	六、四	五、五	六、四
—	—	—	一〇石	—	—	二七、六元	六七、〇九	一四、三三	—	二六、八二	一八、五四	八、九六	一四、〇〇斤	—	—	三、四〇	二、八五	六、〇六斤
—	—	—	一〇、一	—	—	三、四三	四、二七	二六、六元	—	一六、八八	三、七八	一〇、六三	一四、六七	—	—	七、一七	七、一七	八、一九

大 麦						種別 摘要
昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 46年	昭和 49年	年 次
(一四) 九反	(一四) 九反	(一四) 九反	(一四) 九反	(一四) 九反	(一四) 九反	作付面積
(一三) 七石	(一三) 七石	(一三) 七石	(一三) 七石	(一三) 七石	(一三) 七石	收穫高
三、四三 円	三、四三 円	三、四三 円	三、四三 円	三、四三 円	三、四三 円	価 格

小 麦						裸 麦
昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 46年	昭和 49年	昭和 23年
(一、九六) 一八七反	(一、九六) 一八七反	(一、九六) 一八七反	(一、九六) 一八七反	(一、九六) 一八七反	(一、九六) 一八七反	(一、九六) 一八七反
(一、九六) 一八七石	(一、九六) 一八七石	(一、九六) 一八七石	(一、九六) 一八七石	(一、九六) 一八七石	(一、九六) 一八七石	(一、九六) 一八七石
一、一七、一〇〇 円	一、一七、一〇〇 円	一、一七、一〇〇 円	一、一七、一〇〇 円	一、一七、一〇〇 円	一、一七、一〇〇 円	一、一七、一〇〇 円

第二次世界大戦後の農作物種別作付面積・收穫高・価格表

青 刈 玉 蜀 黍				
昭和 1年	昭和 5年	昭和 8年	昭和 10年	昭和 12年
三三、五	三三、五	三三、五	三三、五	三三、五
一、二六、三〇 円	一、二六、三〇 円	一、二六、三〇 円	一、二六、三〇 円	一、二六、三〇 円
三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三

そ の 他				
昭和 1年	昭和 5年	昭和 8年	昭和 10年	昭和 12年
一八、五	一八、五	一八、五	一八、五	一八、五
三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五

〔北海道石狩町勢一班〕による。〕

燕 麦					麦 類					ラ イ 麦							
昭 和 23 年	昭 和 26 年	昭 和 31 年	昭 和 43 年	昭 和 49 年	昭 和 23 年	昭 和 26 年	昭 和 31 年	昭 和 43 年	昭 和 49 年	昭 和 23 年	昭 和 26 年	昭 和 31 年	昭 和 43 年	昭 和 49 年	昭 和 46 年	昭 和 49 年	昭 和 43 年
六町 六反	六町 六反	六町 六反	六町 六反	六町 六反	二町 五反	五町 二反	七町 九反	二町 七反		二町 五反	二町 五反	二町 五反	二町 五反	二町 五反			
八〇三石	二、四六石	三、五五石					八三石			二、四六石	二、四六石	二、四六石	二、四六石	二、四六石			
四、四〇八、六七円										二、七、七五円							
小 豆					大 豆					米							
昭 和 23 年	昭 和 26 年	昭 和 31 年	昭 和 43 年	昭 和 49 年	昭 和 23 年	昭 和 26 年	昭 和 31 年	昭 和 43 年	昭 和 49 年	昭 和 23 年	昭 和 26 年	昭 和 31 年	昭 和 43 年	昭 和 49 年	昭 和 46 年	昭 和 49 年	昭 和 43 年
六町 六反	六町 六反	六町 六反	六町 六反	六町 六反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反	一、〇七町 七反
五、五八石	五、五八石	五、五八石	五、五八石	五、五八石	三、九七石	三、九七石	三、九七石	三、九七石	三、九七石	一、八八石	一、八八石	一、八八石	一、八八石	一、八八石	一、八八石	一、八八石	一、八八石
一、五七、六四円					三、一四、八五円					二、四、五三、九八円	二、四、五三、九八円	二、四、五三、九八円	二、四、五三、九八円	二、四、五三、九八円			

玉 蜀 黍					豌 豆					菜 豆						
昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 49年	昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 49年	昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 49年	昭和 46年	昭和 49年
三・九 _{ha}	三・七 _反	五・〇 _反	八・六 _反		一・八 _{ha}	一・八 _{ha}	(四)	(三)	五 _反	二・三 _{ha}	七・九 _{ha}	二・三 _{ha}	(二〇〇)	(二五〇)	三 _反	二・二 _{ha}
	四 _石	(三六)	一、二五 _石				(三)	(三)	八 _石			(六)	(二八)	二 _石		
			一、二六、〇五 _円						一三、四五 _円						三六、五三 _円	

ビ ー ト					牧 草					蔬 菜						
昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 49年	昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 49年	昭和 23年	昭和 26年	昭和 31年	昭和 43年	昭和 49年	昭和 46年	昭和 49年
三・九 _{ha}	(一)	(五) _反			一、〇三・五 _{ha}	五・六・六 _{ha}	二四・七 _反			九・五 _{ha}	六・六 _{ha}	三・九 _{ha}	七・一 _反	二・三 _反	三・〇 _{ha}	三・五 _{ha}
	(二七)	(二八)					一三六・五 _反					二四〇・四 _反	七四〇・九 _反			

稗						馬 鈴 薯					
昭和 26年	昭和 23年	49年	46年	43年	31年	昭和 26年	昭和 23年	49年	46年	43年	31年
					一六・二町反	三〇町反	二六・九町反	一六・八町反	一六・七町反	一六・七町反	一六・七町反
					一・九町反	二・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反
					三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反
					三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反

果 樹						その他の飼料用作物						デントコーン			
昭和 26年	昭和 23年	49年	46年	43年	31年	昭和 26年	昭和 23年	49年	46年	43年	31年	昭和 26年	昭和 23年	49年	31年
						三・三町反	七・四町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	三・三町反	一・七町反	一・七町反	一・七町反	一・七町反

〔北海道石狩町勢一般〕「いしかり」「町勢要覧」による。但し、
 ()内は農林省札幌統計調査事務所の調査による。また—
 (棒線)部分は不明を含む。

ところで、以上の表のうち、とくに最後に示した「第二次世界大戦後の農作物種別作付面積・収穫高・価格表」についてみると、誤記の可能性が考えられたり、適切とは認め難い部分もある。また、この種の統計数値は調査方法によって大幅に差の生ずることのあることが、次表や次表と前表との比較などによって知ることができ、注意を要する。たとえば、昭和二六・三一年における七種の作物の作付面積について、前表と異なる三方法の調査によってみると、次表のようである。

第二次世界大戦後の農作物作付面積調査方法別対照表

作物名	年次	農林省札幌統計事務所調	農業基本調査表 (二月一日現在)	石狩町農業経営申告調 (七月一日現在?)
小麦	昭和26年 〃 31年	二一九町・六反 八・七	— —	一五七町・四反 九・七
燕麥	昭和26年 〃 31年	四七四・九 三七七・八	二六三町・九反?	四八一・〇 二四六・八
水稻	昭和26年 〃 31年	一、一三五・五 二、一一六・九	一、一九〇・〇 一、七七三・二	一、一〇〇・二 一、七二八・八

小 豆	玉 蜀 黍	馬 鈴 薯	デントコーン
昭和26年 〃 31年	昭和26年 〃 31年	昭和26年 〃 31年	昭和26年 〃 31年
八九・〇 一二一・〇	五一・〇 六五・八	一九一・四 一〇二・七	二七九・七 二五八・二 (飼料用作物その他)
八四・六	七二・二	九四・〇	二五四・四
六四・一 七六・八	五九・九 七二・七	一二〇・一 七八・二	二九〇・九 二三九・九

加えて、前記の「第二次世界大戦後の農作物種別作付面積・収穫高・価格表」に示されていない三種の作物の作付面積および収穫高を、別の調査方法にもとづく統計数値によって補足しておく、次表のごとくである。

第二次世界大戦後における農作物作付面積および収穫高の農林省統計調査例

種 別	年 次	作 付 面 積	収 穫 高	備 考
種	昭和23年	一五・町一	七石	

除 虫 菊	亜 麻	菜
昭和23年 " 26年 " 31年	昭和23年 " 26年 " 31年	" 26年 " 31年
二〇・町 二三・五	六五・町 六八・町 三五・四	二三八・町 六四・町
一、三二六	二六、二〇八 一九、四七〇	三、四一五 五〇六石
石狩町農業経営申告面積では四町九反五畝 " 一町四反五畝	石狩町農業経営申告面積では五七町三反、その収穫高は乾燥 茎・種子で三三、八六五斤 石狩町農業経営申告面積では二四町四反、その収穫高は乾燥 茎・種子で一七、三四六斤	石狩町農業経営申告面積では四六町 " 七一町六反八畝

〔農作物市町村別作付面積並びに収穫高〕（農林省札幌統計調査事務所）による。

また、畑作については、採種事業も実施されており、この面の動向にも注目しておく必要がある。

当町の高岡地区上台（段丘地）は、その土性と気象条件などが採種に適していたので、一部農家において、早くから種苗業者との契約栽培が行なわれていたが、町内一般農家では、自家採種で営農が続けられてきたため、収量、品質が劣化してきた。このため町および農業協同組合等は、石狩町畑作物の品質改善と増収を目的として、優良種苗の増殖普及を図ることにし、農業改良普及所やホクレンの指導協力を得ることになった。

なお、そのような動きがあつてから、三四年五月、高岡地区の三木要宅において、採種圃運営組織の結成についての打合せ会が持たれ、同年七月二日、「石狩町畑作物採種組合」（組合長・福田清治、会員一七名）が設立されるに至った。

そして、同組合は滝川原々種農場から小豆（宝小豆・円葉一号）およびトウモロコシ（交四号）の原種の配付を受けたほか、町外から大豆（十勝長葉・北見白）、小豆（早生大粒一号・早生大納言）、菜豆（大正白金時・白金時・中長うづら）碗豆（札幌改良青手無）、燕麦（前進・ホナミ・北洋）、馬鈴薯（男爵・農林一号）などの優良品種の種子を導入して、採種圃事業に着手した。その結果、同年度には、小豆四二俵、大豆六俵、菜豆一俵、碗豆一俵、燕麦一四七俵、馬鈴薯一一五俵、トウモロコシ二五俵を初出荷し、種子更新に供することができた。

また、三六年には、三作物の原種圃三・四ヘクタールおよび五作物の採種圃約二〇ヘクタールを設置し、三九年には、石狩地区連による種子馬鈴薯（雪白）約一ヘクタールの採種圃を森本竹次郎、竹中豊作が設置するなどして、好成績を挙げたことから、四〇年度には六ヘクタール設置者が六名と増え、さらに四五年には二九ヘクタール設置者が二七名にもなり、町内はもとより府県への移出量も三万袋に達して、種子馬鈴薯生産地としての基礎を固めるに至った。

そして、昭和四六年、石狩町農業協同組合傘下の各生産目的組合等が統合して、総合的な畑作地域の振興を図るということになり、石狩町畑作物採種組合としては、四五年度をもって発展的解散をなし、四六年設立された「石狩町農業協同組合」の「畑作振興会」（会長・小川茂）中の「採種部会」として新発足するに至った。

また、四八年に、「種馬鈴しょ耕作一〇周年記念式典」が開催されたが、そのこの年における実績は原種圃が三品種（男爵・メークイン・雪白）で四・八ヘクタール、採種圃が二品種で三九ヘクタールを数え、耕作者数は三八名、府県移出量は約三万五千袋にもなっており、この部門における伸展は、生産者の畑作経営の安定化や農業協同組合の販売事業などに大きく寄与した。

さらに、同年にはまた、小豆（曉大納言・宝小豆・寿小豆）の原種圃三ヘクタールと、燕麦（前進）の原種圃〇・五ヘクタール、小豆・燕麦の採種圃約一六ヘクタールも栽培されており、すでに、道央地域の優良畑作採種

地としての確立をみるに至っている。

なお、以上に加えて、最も新しく進展傾向を強く示している蔬菜園芸作物について述べておく。

第二次世界大戦後しばらくするまで、石狩町の蔬菜園芸については、一般に自家用になされており、一部農家が漬物用の蔬菜を町内消費者に販売していた程度であった。

しかし、戦後、隣接する札幌市の消費人口が急激に増加したことから、当町の地の利を活かして、農業経営の現金副収入源のために、蔬菜栽培が着目されることになり、昭和三〇年代後半から、生産者の組織的な栽培技術の研究が進められたり、先進地の視察がなされるなどしながら、個人販売や青果物業者との契約栽培が営まれるようになった。

そして、四〇年代に至り、町域内の都市化に伴う農地の宅地化によって、経営面積の減少や兼業農家への転換が目立つようになり、四五年からは、米の生産調整によって転作がなされるようになり、さらに四六年には、大規模住宅団地や石狩湾新港の建設のための開発地域内用地の買収によって、従来の稲作や酪農主体の農業生産基盤が大きく変化されるなどといった経緯があつて、蔬菜園芸作物は基幹作物として重視されるようになってきた。また、町内におけるこの方面の三農業協同組合傘下の関係組織について、それぞれの活動のあらましを記すところである。

すなわち、一つに「高岡野菜生産組合」が、昭和三七年、一七名をもつて発足し、ダイコン、ニンジン、キャベツ等の有利販売を目指し、青果業者との契約栽培などを行うようになった。また、同組合はその後、生産量の増加に伴つて四三年に「高岡青果生産組合」と改称、さらに四五年、「石狩町農業協同組合畑作振興会蔬菜部会」として新たな発足をみた。そして、同蔬菜部会は、高岡を主とし、五ノ沢・北生振・美登位の各地区にも及ぶ広範囲に亘っており、部員数も多く、五二年には販売実績が、一億二千万円に上り、農協畑作物販売額のはほぼ半ば

を占めた。

なお、その土質に適合したニンジン、ダイコンは、とくに食味、肉質、形状などがすぐれ、札幌市場はもとより本州各市場でも銘柄品として高い評価を得ている。

さらに、昭和三七年には、「花畔そさい研究会」が、「スイートコーン栽培研究会」を改組して新発足し、スイカ、メロンの栽培研究に着手している。同研究会は、その後四〇年に、事務局を花畔農業協同組合内に正式に移し置いて、実質的に営農集团的活動を開始し、とくに砂質型土質を生かしたスイカ、メロンを基幹作目と定めて、先進地研修や栽培技術の研究に努めるなどし、四二年から農協による集荷販売体制を固めて、それらを「砂丘スイカ」「砂丘メロン」の銘柄商標で出荷、好評を得た。また、四六年には、花畔住宅団地と石狩湾新港開発地域として約一、五〇〇ヘクタールの農用地が買収されたのに伴い、蔬菜園芸作物の栽培面積が急激に増加し、同研究会は四二年に三四名であったが、五二年には七八名となり、組織が果菜、いちご、アスパラ、根菜の四部会に分かれるまでに成長、充実した。

そして、同研究会の活動を通じて、農協の青果物生産金額は、四二年に約四六一万円であったが、四七年には約二、八五五万円となっており、さらに五二年には一億三、八一四万円となるほど躍進して、農協総生産額のほぼ半ばを占めるに至った。

また、以上の二組織に加え、「生振村蔬菜園芸研究会」が、昭和四七年八月、二〇名により、石狩町生振農業協同組合内に事務局を置いて発足し、地区内の土質を生かした蔬菜、とくに根菜類の研究に精進して、その後着実に成果を挙げている。なお、この部会では、四七年のタマネギを始めとして、五〇年ナガイモ、五一年ダイコン、五二年カボチャと次々に生産作目を充実した。そして、その五三年における販売金額は、約八、七二八万円に達しており、とくにダイコンを主とする根菜類は、優良品質をもって、札幌市場はもとより、遠く京浜市場などで

も声価が高まった。

そのほか、「石狩町花卉栽培研究会」が、七名により四七年頃発足しており、その後、会員数が花畔二名、生振二名と減少したが、継続会員が着実な研究実績と販売努力によって、シクラメン、カーネーション、バラを主とする道内屈指の花卉栽培農家に成長し、鉢物、切花で市場における高い評価を得ている。

また、「花木栽培研究会」が、四八年に一九名をもって発足し、以来、花畔地区の風土に適した花木の養成に努め、大規模住宅団地や石狩湾新港開発地域および町公共施設などの緑化造園に当たったり、毎年庭木即売会を実施したりして住民の好評を得ている。

なお、同研究会は、五三年、新たな生産集団となり、「花畔緑化木生産センター」を名乗ることになった。

主要参考資料

「種馬鈴しょ耕作十周年記念誌」 石狩町農業協同組合 一九七三

「潮風と共に三十年」 花畔農業協同組合 一九七八

「三十年史」 生振農業協同組合 一九七九

「高岡百年」 高岡開基百年記念事業協賛会 一九八四

金子仲久 「除虫菊について」 「いしかり歴」第七号 石狩町郷土研究会 一九八八

第四節 畜産業

まず酪農面について地域別にみると、花畔地域は、樽川村に東洋一といわれた極東煉乳株式会社(昭和一五年、明治乳業株式会社となる。)や町村牧場が経営されていたこともあって、昭和期に入っても全道での酪農振興先進

地となっていた。昭和期に至ってはまた、二年に町村牧場が江別に移転したが、極東煉乳株式会社社の農場では、次々と世界的に高順位の種牝牛を誕生させていった。

そして、六年八月には、「花畔産乳組合」が結成され、さらに一年に「花畔酪農組合」が設立されて、「花畔集乳所」の開業となった。なお、一四年には地域の牛乳出荷が一元化されて花畔集乳所出荷となったが、これを契機として、北海道興農公社が同年二月「樽川集乳所」を設置し、翌年一月から牛乳受け入れを開始した。

また、一五年三月一日には、「樽川酪農振興会」（会長・栗生虎楠、七五戸、乳牛三二八頭）が組織されているが、同振興会は、戦後二三年に改組されて、「樽川酪農組合」となり、同年「札幌酪農協同組合」に加入した。

さらに、樽川では、三四年から樽川地区飼料作物共励会が実施され、三五年に「樽川酪農青年研究会」が全道乳質改善共励会で農林大臣賞（最優秀賞）を受賞し、同年、樽川集乳所が改築されて、「樽川コールドステーション」として発足している。加えて、三七年二月、樽川地区が中核となった、全町域を含む「石狩町酪農連絡協議会」（会長・高砂春雄）が発足した。

その後にもまた、四一年樽川地区酪農青年同志会（会長・福田健二）、四三年に「樽川乳牛経済検定組合」（組合長・川上鶴吉）、四五年に「南線酪農振興機械利用組合」（組合長・横井一夫）、四六年に「樽川地区酪農婦人同志会」（会長・福田広子）といった組織づくりの経過があった。

しかしながら、同地区は四六年の大規模住宅団地の進出、石狩湾新港建設決定により、北海道企業局の買収に応じて土地を提供し、地区外に移転するという、地域挙げての大転換期を迎えた。そして、住民は四七年三月、新しい環境での組織強化を誓い、全道の優良酪農地区としての金字塔を築き上げた歴史を讀えて、樽川酪農組合創立三二周年記念式典と同祝賀会を開催した。

次いで、生振地区の酪農についてみると、明治末期に始められており、大正一五年には「生振酪農組合」が設

乳量が東洋一の牛

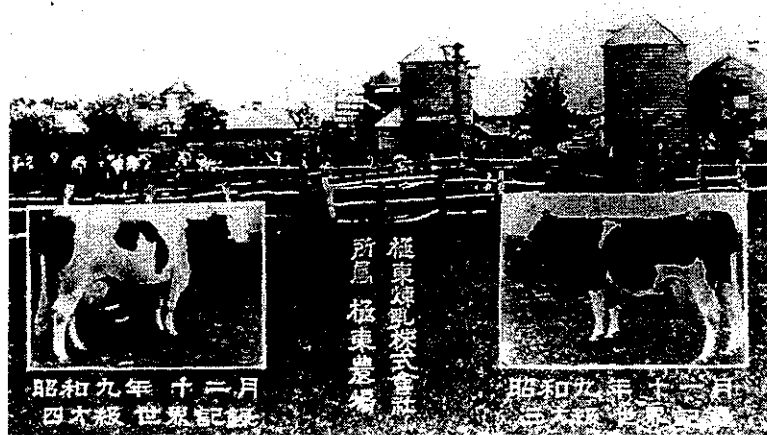
同年齡では世界で二位

一ヶ年の乳量七十二石三升二合

は木曜四曜土曜月であるが現中として非常な盛況を挙げた。より一日総額銀三万六千八百六十圓、第七十三石三斗三合と、前年より多い數字を挙げた。遊園地も盛況

してはジョナサンは世界第二位にあることがわかつた。飼料牛として乳を搾る間はないときは世界第十位に位してゐるもので、牛舎に於て日本一であり東洋一であるといはれてゐる。

「樽川の町村牧場に乳量が東洋一の牛」【北海タイムス】 昭和3年7月21日刊



東洋に誇った種牛生産の極東農場と世界記録牛／石狩町樽川／昭和9年／極東煉乳株式会社パンフレット／『樽川百年史』所載



札幌酪農協同組合樽川集乳所／馬糞による冬期牛乳出荷の様子／昭和33年／石狩町教育委員会酪農資料室所蔵資料（旧樽川酪農記念館所蔵資料）

立されて、集乳所兼事務所が設けられた。また、同組合は昭和二年七月二九日に、「有限責任生振酪農販売組合」として正式登記となり、三年から青木政雄が組合長の任に着いている。

そして、同販売組合は八年、「石狩東部産業組合」に発展的に吸収合併され、さらに同産業組合は、同年一〇月改組されて「保証責任生振信用購買販売利用組合」となった。

石狩川右岸地域での酪農は、明治四〇年代に始められており、八幡町・北生振・美登位および高岡・五ノ沢の各地区で、大正期から牛の飼養戸数が増えていた。また、同地区では大正一一年、八幡町に極東煉乳株式会社の集乳所（後の雪印乳業株式会社石狩工場）が設立され、一四年には「石狩酪農販売組合」（昭和一二年解散）が設立され、そして、昭和期に入り、乳牛の飼育戸数や頭数が急増したが、第二次世界大戦前後には、酪農業界が不況となり、高岡地区などで飼養を中止する農家が出るといったことも起きている。

このほか、五ノ沢では、二五年七月、北海道より貸付牛二〇頭を導入して、酪農組合（組合長・山谷徳太郎）を設立している。なお、同組合は、丘陵地の畑地や未利用地を採草放牧地に利用するなどして酪農の定着に努めたが、その結果三九年には同地区全域の農家が酪農家となり、その乳牛頭数は一八〇頭（一戸平均六頭）を数えるまでになった。三九年にはまた、同組合は一五周年を迎え、それを記念して牛魂碑を建立、そして、草地改良事業に着手するなどし、同地区の酪農団地化を目ざしたが、その後離農や他地区への転出などによって戸数が減少していった。

貸付牛はまた、次いで高岡地区にも導入され、三〇年一二月に「高岡酪農振興組合」（組合員七名）が設立された。なお、同組合は三二年に集乳所を設けている。

また、その後同組合は、農業改良相談所の指導により「乳牛経済検定組合」を結成したり、草地改良事業を実施するなどして経営の合理化を図ったが、地区農業経営上の諸制約から、乳牛の飼養頭数は伸びず、その五〇年

初期における戸数は数戸となった。

さらに、北生振地区は経営面積が広く、河川敷や泥炭地の未墾地を放牧地として利用できたこともあり、昭和期しばらくの間は美登位地区とともに畑作・酪農経営が主とされていたが、戦後になって造田化や未利用地の耕地化（開田、開畑）が急速に進められていくにつれ、酪農面は後退の一途を辿ることになった。

次に、本町域の農業開拓に伴って不可欠であった馬の飼養状況についてみると、大正中期から頭数が急増し、昭和元年には一、三〇〇頭を数え、なおその後も増加の傾向にあった。

そして、このため五年七月に、「石狩町畜産改良会」が結成され、全町的組織で改良増殖が図られることになり、その結果、優秀馬が生産されるようになった。なお、当時牛馬の流通は主として家畜商によっており、種馬事業の面では個人所有の種牡馬に頼っていた。また、第二次世界大戦後については、戦時中も馬産に意欲を注いでいた生振村の有志により、二二年に「生振畜産改良会」（会長・青木信幸）が結成されている。そして、同改良会は翌二三年に、「生振農業協同組合」が種馬事業に取り組むことになったのに合わせて事業を同組合に移管し、同組合では施設を設けて二九年までその経営に当たり、同年末に小本三郎に業務を委託、その後、同事業は三九年まで続けられた。

また、花畔村では、相田石松、相田五作、小野三郎の主唱により、三六年にベルシュロン種グラジアートル号が導入され、「石狩町畜産改良会」の名をもって馬匹の改良が図られており、さらに三七年には、生振地区との広域的種牡馬利用を進めるため、「石狩町馬産振興協議会」が設立された。

しかし、その後農業には機械化や車輛の導入が進められたため、本町域における馬の飼養は四〇年に七〇一頭、四五年に二四一頭と激減した。

なお、花畔村では地力培養に必要な堆厩肥の必要があったことから、「石狩町花畔馬匹生産組合」（会員三一名、

篠路生振を中心に

茨戸の馬市復活

年と共に隆昌を見ん

篠路の馬の生産地として古くから道内外に知られて居る篠路、生振一帯の馬を中心として五羽を産管内二馬共産管内二十四日から二十六日まで、三日間水曜日から日曜日まで、馬市を開き、馬の出場せしめて、大なる馬市を行ふこととなつた十年前の茨戸の馬市と云へば知る人ぞ知る、そのそれにも匹敵すべきものであつて一日一萬圓の売上は成つたらしいものであるが、その後の幾何、茨戸馬市は、中央の下にこの由緒ある馬市も中絶されたのであるが、時勢に目撃めた生産組合では、第二次大戦後、戦時下の間に、戦つて再び、馬市中心の地位を奪ふこととなつたものゝ如く、今後は年と共に茨戸馬市の隆昌を見るに至ることと、それから注目されてゐる。

篠路の馬の生産地として古くから道内外に知られて居る篠路、生振一帯の馬を中心として五羽を産管内二馬共産管内二十四日から二十六日まで、三日間水曜日から日曜日まで、馬市を開き、馬の出場せしめて、大なる馬市を行ふこととなつた十年前の茨戸の馬市と云へば知る人ぞ知る、そのそれにも匹敵すべきものであつて一日一萬圓の売上は成つたらしいものであるが、その後の幾何、茨戸馬市は、中央の下にこの由緒ある馬市も中絶されたのであるが、時勢に目撃めた生産組合では、第二次大戦後、戦時下の間に、戦つて再び、馬市中心の地位を奪ふこととなつたものゝ如く、今後は年と共に茨戸馬市の隆昌を見るに至ることと、それから注目されてゐる。

「篠路生振を中心に茨戸の馬市復活」 【北海タイムス】 昭和11年8月26日

会長・森本文男）が組織されてお
り、四五年近くまで事業が続けら
れていた。

加えて、養鶏について触れてお
くと、本町域では、副業養鶏がす
でに明治三〇年代から始められて
いる。また、三十七年に生振村の愛
知団体移住者樋口鉄次郎が、帰郷
の際、母県より鶏卵を持ち帰つて
孵化させたことから、その後とく
に同村で養鶏が盛んとなつてお
り、大正初期には五千羽を数えて
いる。そして、さらに昭和二年に
はその数が七千羽と増加をみ、石
狩町農会等指定の河合孵化場や佐
藤養鶏場などでは、純血種を飼育
したり、町内外に種卵および雛を
広く販売しており、その頃にはま
た、「生振養鶏組合種鶏孵卵組合」

も設立されていた。

ところで、養鶏が農家の副業としてなされていた段階では、個人販売で札幌の業者に売り出すという方法がとられていたが、村内の養鶏熱が高まってくると、飼養農家が鶏卵集荷や飼料供給事業に当たるということになり、三二年三月からその事業が開始された。

なお、この間、四二年六月九日に、ニューカッスル病の発生（被患四五羽）が判明し、村内一〇七戸約一万三千羽が緊急予防注射の対象となり、移動も禁止されるという特記すべき事態が起きている。

また、三二年一二月には、「花畔地区養鶏組合」が設立されている。

その後はまた、四一年一月に、生振農業協同組合取扱いによる共同出荷体制の確立を目的として「養鶏会」が設立され、農畜産物収入で養鶏を第一位とする専業農家が増えたが、供給過剰による市場の低迷などから、五〇年代に入っては、六戸で平均三千羽となるまでに飼養数が減少している。

次いで、本町域の昭和期における各牧場の利用別面積、家畜・家禽類の飼養数・生産高・価格などについて、概要的に推移を示すと、以下のである。

第二次世界大戦前の牧場別土地利用別面積表

(注/昭和5・8・10・12年統計)

牧場名	摘要		
	放牧地	牧草地	穀菜畑
細川牧場	三〇〇反	五〇〇反	五〇〇反
戎谷牧場	五〇〇	五〇	
桑田牧場	三〇〇		五〇
極東農場	二〇〇	三六〇〇	一八〇〇

(北海道石狩町勢二班による。)

第二次世界大戦前の種牛馬種別頭数表

昭和5年 〃 8年	年次		種別	
	一五	二六 頭	ホル ス タ イ ン	牛
			ユ ベ ル シ ロ ン	馬
	六	四 頭	内 国 産 種	
	一	三 頭	洋 種	計
	二二	三三 頭		

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の搾乳戸数・乳牛数・搾乳高表

昭和5年 〃 8年	年次		摘要	
	一八七	二五二 戸	搾乳戸数	
			乳牛数	
	四九五	四八七 頭	搾乳量	搾乳高
	六、九八〇	一〇、九三七 石		
	五一、九五〇	一六四、〇五五 円	価 格	

〃 12年	〃 10年
二三六	二三八
七〇七	七二九
一二、四六五	一〇、八一七
一四一、六〇四	一〇九、六一〇

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の牛馬種別性別数・飼養戸数表

（注／右欄は牛、左欄は馬。）

摘要 年次	内国産洋種		外国種		雑種		計
	馬	牛					
昭和5年	一四頭		四七九		一、三三五	八八二	一、三六一 一、三四九
昭和8年	二五頭		二八〇 五		一、二九一	一、二二七	一、四九七 一、三二一
昭和10年							一、五八九頭 一、三六四
昭和12年							一、五一六頭 一、

牝	牡	飼養戸数
一、三二〇 九三六	四一 四一三	
一、三九四 一、〇七七	一〇三 二四四	
一、四七七 一、一六九	一一二 一九五	三一五 五七二
一、四二七 	九九 	二八八

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の豚飼養戸数・飼養頭数表

年次 昭和10年 "12年	摘要
三三戸 五〇	飼養戸数
九九頭 八三	牝
四三頭 四四	牡
一四二頭 一二七	計

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦前の鶏飼育戸数・飼育数・産卵数・価格表

年次 摘要	鶏		数		産卵	
	飼養戸数	成禽	雛	価格	個数	価格
昭和5年	三三三	七、一〇〇 羽	七、三三九 羽	一〇、七五 円	五〇、八四 個	一五、三三 円
〃 8年	三三三	四、九二 羽	?	四、三九	五〇、二五	一四、三三
〃 10年	三三七	四、二六	三、九〇	六、五八	三七、三〇	一四、〇三
〃 12年	三〇四	四、一〇	三、九八	七、八〇	三八、七〇	一五、五八
価格合計						

(北海道石狩町勢一班)による。

第二次世界大戦前の獣医・蹄鉄工数表

獣医	摘要	
	年次	摘要
一人	昭和5年	昭和5年
二人	昭和8年	昭和8年
一人	昭和10年	昭和10年
一人	昭和12年	昭和12年

蹄鉄工 四 四 四

〔北海道石狩町勢一班〕による。

第二次世界大戦後の家畜飼養農家戸数・飼養頭羽数表

(注／右欄は家畜飼養農家戸数、左欄は飼養頭羽数。)

種別	年次	乳牛	馬	豚	めん羊
	昭和23年	八三三	一、三〇八	八一	四二二
	昭和26年	二二九戸 八二二	七五二 八二二	三六 一一四	三二三 五二九
	昭和32年	二七一戸 八三八	七五四 一、二六一	三三 六七	二五九 四一三
	昭和38年	二七三戸 一、〇三九	六四五 八五四	五六 二〇六	八三 一五三
	昭和43年	一四一戸 八九〇	四七八 四八九	五五 九六四	一〇 一六
	昭和46年	七七戸 六六九	一五三 一六〇	五六 二、二七八	—
	昭和48年	三九戸 三七八	六三 六八	三四 二、〇一三	一 二

にわとり	山 羊	家 兎
一、五二一		五三
二、七七七	二三	
三、三三二	一二	
七、六四七	一三	
八、五一四		
七、八一六		
五、六四五		

〔北海道石狩町勢一般〕「いしかり」による。

主要参考資料

- 〔樽川百年史〕 樽川地主会 一九七七
 〔潮風と共に三十年〕 花畔農業協同組合 一九七八
 〔三十年史〕 石狩町生振農業協同組合 一九七九
 〔高岡百年〕 高岡開基百年記念事業協賛会 一九八四

第三章 商業

商業面については、すでに行政編における第一章第二節第三・五項ほかでも部分的に触れているが、第二次世界大戦まではあまり大きな変化がなく、業種別件数からみると、商店経営などの物品販売業が主で、続いて牛馬売買業、請負業、運送業の順となっている。そして、これらの業種分を含む、本町域の昭和期第二次世界大戦前における商業業種別件数の推移を概略的に示すと以下のようである。

第二次世界大戦前の商業業種別件数表(1)

業種	年次			
	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
物品販売業	九七 件	九三 件	五六 件	九二 件
旅人宿業	一〇	一〇	八	八
飲食店業	六	三	四	四
料理店業	一	三	一	一
金銭貸付業	九	七	四	四
貸座敷業	一	一	一	一
理髪業	一	〇	九	七

〔北海道石狩町勢一班〕による。

業種 年次	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
売薬商	四一	四一	四一	四
薬種商				

第二次世界大戦前の商業業種別件数表(2)

〔北海道石狩町勢一班〕による。

業種	昭和5年	昭和8年	昭和10年	昭和12年
運送業	一九	一〇	八	七
請負業	二六	二六	二一	一九
代辨業	二	一	二	二
製造業	四	五	八	八
牛馬売買業	二九			
代書業	一	二	二	二
仲買業	二			
湯屋業	二	三	三	三
写真業	一	一	一	一

また、戦時下の昭和一九年七月一九日には、町民の物資購入に関わる「石狩町配給統制組合」が設立された（昭和二年三月一日解散）。そして、戦後には、経済復興に伴い、石狩町内の商業活動も次第に活気を帯び、二五年二月一五日に、「石狩商業協同組合」が設立された。なお、同組合の設立に当たっては、村田弥五郎が理事長の任に着いた。

その後、札幌商工会議所の管下で任意の「石狩町商工会」が設立されて活動が続けられていたが、三五年六月における商工会の組織等に関する法律の制定に伴い、三六年三月二九日、新たに同法にもとづく「石狩町商工会」が設けられることになり、その事務所が石狩町役場内に置かれた。同事務所はまた、四二年九月に、石狩町農林統計事務所内に移転された。

そして、同会は四四年六月、道商工会連合会の積極的な協力のもとに、石狩町と共同して、「石狩町（本町・八幡町）商店街診断事業」を実施し、変りゆく町の将来に備えている。

なお、四五年一〇月には、石狩町商工会館の竣工をみている。

四六年にはまた、石狩湾新港建設や花畔住宅団地造成が決定されて、石狩町の都市化への指向が一段と強まったため、商工会体制の強化を図る必要が生じ、四九年に至って同会に事務局長が配置されることになった。

さらに、昭和三〇年後半以降の様子を、「石狩町商工会」の作成資料により、工業面とともにみると、とくに人口の推移については、次の二表のようであり、はっきりした増加傾向を示している。

石狩町内商工業者および石狩町商工会会員数推移表

会 員	小規模事業者	商 工 業 者	区 分	年 度
			昭和36年	昭和40年
九一	一一三	一二二 _人	昭和45年	昭和50年
一三二	一四八	一五六 _人	昭和51年	
一六五	一八一	二〇三 _人		
二四五	三三七	三四八 _人		
三〇五	三九九	四三六 _人		

〔石狩町商工会資料〕による。

昭和五一年度現在石狩町商工会地区別会員数

本町地区	八幡町地区	花畔地区	新札幌団地地区
六五 _人	五五 _人	六八 _人	一一七 _人

〔石狩町商工会資料〕による。

加えて、第二次世界大戦後における商業世帯数・人口の推移のあらましおよび昭和三十九年以降の商業活動の概況を以下に示すが、前者のうち人口の推移については、調査方法の異なる二表によってみることにする。

第二次世界大戦後の商業世帯数・人口表

業種別	年次	昭和26年	昭和30年	昭和36年	昭和40年	昭和45年
卸売・小売業		一七〇 _人 三三 _{世帯}	三〇〇 _人 九二 _{世帯}	二二三 _人 九六 _{世帯}	三〇二 _人 世帯	六九七 _人 世帯
金融・保険業		六四 三二	六五 三五	一五 四	世帯	世帯
金融・保険・不動産業		世帯	世帯	世帯	三五	九五
運輸・通信業		一二五 五八	一三一 六三	一一八 五八	一八九	三二四
電気・ガス・水道業		世帯	世帯	世帯	四	九

サービス業	一四五 二三五	一一一 二二一	一二五 二五九	三三四	六七一
-------	------------	------------	------------	-----	-----

〔町勢要覧「いしかり」による。〕

第二次世界大戦後の商業就業人口表

〔国勢調査、各年一〇月一日現在、単位・人。〕

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年
卸売・小売業	二九一 _人	三〇二 _人	六九七 _人	一、四三〇 _人
金融・保険業	一九	三五	五一	一四四
不動産業			四四	一一〇
運輸・通信業	一四四	一八九	三二四	五四三
電気・ガス・水道供給事業	四	四	九	四七
サービス業	二八三	三二四	六七一	一、二一八

〔石狩町統計書（昭和六一年版、石狩町）による。〕

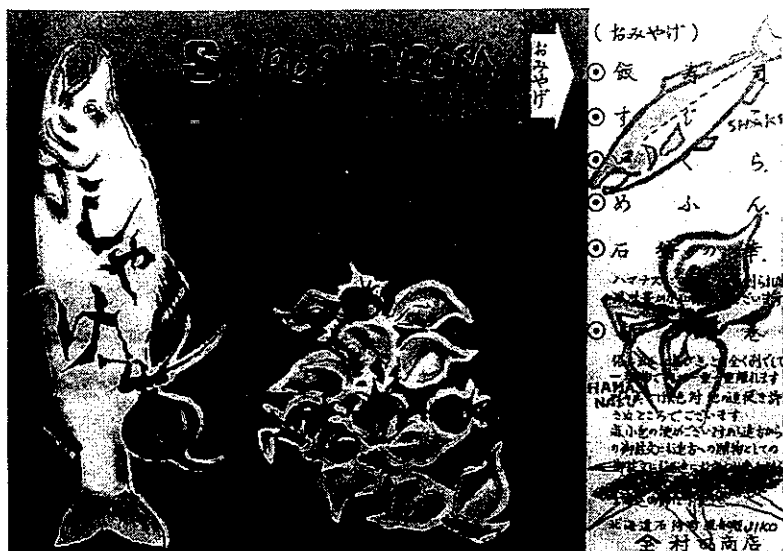
第二次世界大戦後の商業概況調査表

年次	摘 要		一商店 当り	一従業員 当り
	商店数	従業者数	従業者数	年間販売額
昭和39年	六六 ^件	二二〇 ^人	四一、一六三 ^{万円}	一〇〇〇 ^{万円}
昭和41年	九二	二六七	二・九 ^人	四〇〇 ^{万円}
昭和43年	七八	二二九	二・九	八六五
昭和45年	八九	二六五	三・〇	一、一三二
昭和47年	一〇一	三二二	三・二	一、六〇四
昭和49年	一五〇	五〇五	三・四	一、九五七
				五八一

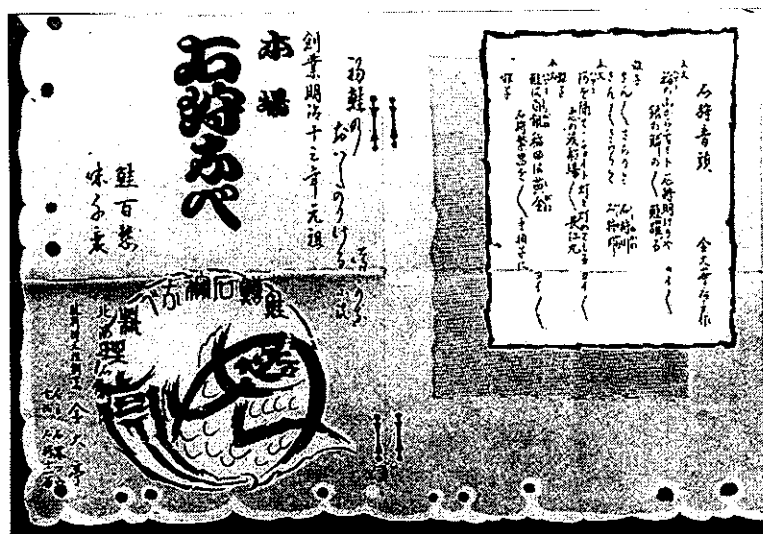
（「いしかり」町勢要覧による。）

さらに、とくに観光面についてみると、石狩浜海水浴場の賑いは戦前からのことであり、戦後はまた、昭和三年より「さけまつり」が開催されるなどして商業面が活気づけられている。

なお、町としての昭和三九年度末の策定による「石狩町観光計画の概要」には、次のように述べられている。



石狩サケ料理広告／やまたま村田商店発行／昭和30年代／田中実所蔵資料



石狩サケ料理広告／金大亭石黒コウ店発行／昭和30年代／田中実所蔵資料

石狩町観光計画の概要（抜粋）

本町は、日本海・石狩川・旧石狩川・原始林・海浜植物等の自然公園的な観光資源に恵まれ、加えて、人口の二〇％以上を占める札幌地区に隣接し、多くの観光客を誘致できる好環境下にあり、現在約五〇万人の観光客が訪れている。また、名産の鮭漁及び石狩鍋などローカルカラー豊かな資源も有しており、本年二級国道札幌留萌線のうち札幌―石狩間の完全舗装により、札幌市の中心部より三〇分の交通帯に入り、加えて、住宅団地・木工団地の造成、工場の誘致により今後の急激な発展が期待され、昭和四五年には約八〇万人の観光客が見込まれる。従ってこの特色を活かし、自然公園的観光資源の保護対策を図りつつ、都人のレクリエーション地とさせたい。

具体的には、海浜公園を設定する外、石狩川、旧石狩川沿線の交通施設を整備し、野外料理、釣場、舟遊び場として開発する。

茨戸地区は、札幌市と協調して諸施設を総合的に整備して一大レクリエーション地として発展させる。また、海岸の飛砂防風林を育成し風致を増す。

これら諸施設の整備と共に観光路線を確立し観光受入体制を強化したい。

この外、常時宣伝の徹底や郷土土産品の育成を図る。

主要参考資料

『設立二〇周年記念』 石狩町商工会 一九八一

第四章 工業

本町における昭和期の工業面については、すでに前編中の第一章第一節第四項および第一章第二節第三・四・五・八の各項においても触れているが、まずその第二次世界大戦までの様子についてみると、明治期以来諸方面より度重ねて望まれていた石狩工業港築設計画が、昭和一八年に及んで、企画院により「今日これを実現することとは無理」と判断され、それが事実上中断されたこともあって大きな発展をみなかった。

とはいえ、日常生活に関わる食品関係工場や綿打ち工場といった小規模なものの経営はなされており、この方面の第二次世界大戦までにおける主要業種別の件数および生産額について、推移を概略的に示すと、次表のごとくである。

第二次世界大戦前の工業種別件数・生産額表

業種	年次	
	昭和5年	昭和8年
精米麦工場	三八、〇〇〇 _{円二件}	一〇、四〇〇 _{円五件}
	昭和10年	昭和12年

(注／右欄は件数、左欄は生産額。)

業種別	年 次
	昭和26年
	昭和30年
	昭和36年
	昭和40年
	昭和45年

第二次世界大戦後の工業世帯数・人口表

なお、第二次世界大戦までには、以上のほか、佃煮加工場の経営や縄製造の例もある。
また、第二次世界大戦後について、工業世帯数および人口の推移のあらましと、昭和38年以降における工場数、工業従業者数、製造品出荷額などの推移を示せば、以下の表の通りである。

〔北海道石狩町勢一斑〕による。

綿 打 工 場	醬 油 醸 造 業	酒 造 業
1 2	12,000 一	20,000 一
1 2	9,270 二	4,200 一
1 1	9,240 二	10,400 門一併
1 1	7,400 一	15,000 門一併

製造業	建設業
九六四	一〇三八 ^{世帯}
九九二	三三三 ^{世帯}
一三六	二八四 ^{世帯}
一四四	三四七 ^{世帯}
四二四	五三六 ^{世帯}

〔町勢要覧〕「いしかり」による。

第二次世界大戦後の
工場数・工業従業者数・製造品出荷額表

年次	摘要	工場数	従業者数	製造品出荷額
昭和38年	〃	六戸	五三人	四、二八八 ^{万円}
40年	〃	八	一一〇	二六、七九二
42年	〃	九	二六三	五〇、二八八
44年	〃	一五	二五〇	九〇、〇〇〇
46年	〃	一六	三三三	一七三、〇七四
48年	〃	三一	五九八	五〇八、一〇五

〔いしかり〕による。

これらの二表によると、戦後における工業の伸びは、とくに昭和四〇年代の始め頃からであることがわかり、それ以前の昭和三七年に報告された「石狩町産業開発振興の基本構想」では、「現在、町内の工業にはみるべきものはない。水産加工三工場（佐藤商店・和田水産会社事業所等）と造船修理（共和造船・若林造船）および製材関係（三栄協業）が三工場あるだけである」とされている（前編第一章第二節第三項参照）。

また、四〇年代半ば以降になって、工業面でさらに伸張をみたのは、石狩木材工業団地の造成によってであった（前編第一章第二節第四項参照）。そして、石狩湾新港の完成により、本町の工業は一層本格的な時期を迎え、

石狩佃煮業者

共同加工場設置

本格的製造に進出

石狩山椒、花押、釜戸を中心とする佃煮業者は二十名ほどあるが、何れも家庭工業の域を越せず製品も不統一を極めてゐるので、道庁水産課及び石狩支庁では産力業者の組織を企図した結果、この組織、砂地、新曲産原料の共同購入、製品の共同販売をする外石狩と花押には共同加工場を設置する計画の下に佃煮原料たる公魚、ゴリを供給する

佃煮業者は、加へ石狩本産物共同製造成加工組合を組織したが、更に石狩漁業組合と共同して公魚、ゴリの人工狩獲を行ふことになった。左の佃煮生産額は一萬五千圓であるが共同加工場の設置により二萬圓の生産が予想されるので、一貫二圓五十銭として五萬圓の生産となるので、産の七万圓に次ぐ石狩町の特産品となるわけである。

「石狩佃煮業者共同加工場設置」【北海タイムス】
昭和13年12月3日

将来にける期待を強められるに至った。

なお、石狩木材工業団地において操業が開始されたのは、昭和四二年九月からのことであり、その一番乗りは、北海道コンクリート製品株式会社であった。この翌年にはまた、東洋運輸倉庫株式会社、丸高ハウス工業株式会社、新菱建設株式会社が、それに加わり、さらに同団地が石狩湾新港地域に包括された四六年までに、その他の六社が操業についている。

そして、この後の昭和五三年の石狩工業団地内における立地企業名と操業企業名を示すと次の通りである。

石狩工業団地立地企業一覽（昭和五三年一月現在）

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
新北光石油	建鉄機電工業	㈱マルトミ商事	㈱恒和化学工業	佐藤鉄筋	㈱北工業	㈱双葉工業	北海運輸	郵船海陸運輸	大同倉庫	㈱昭和木材	村井産業	北炭農林	㈱吉川材木店	丸高ハウス工業	
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
藤屋ダンボール	原部建設	三菱工業セメント	新和産業	新和工業	北菱産業	三菱建設	日本シャッター販売	三宮甲鋼業	宮沢鋼製作所	㈱YKK吉田工業	大日本インキ化学工業	東洋運輸倉庫	横井電氣	鈴木石材工業	
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
浅井運輸機工	㈱曾根実業	㈱日本キャンパック	㈱トイモク	㈱松沢金属工業	大和建設工業	㈱鈴木商會	高田石材	札幌字部コンクリート工業	㈱矢沢水産	三晃化学	昭和鉄工	㈱猪田材木店	北日本倉庫港運	東晃道路	㈱金野工業所

49.	住商第一石油ガス株式会社	56.	北一加賀産業株式会社	63.	新井木材工業株式会社
50.	本堂建設工業株式会社	57.	琴似木材工業株式会社	64.	当麻木材工業株式会社
51.	ベガサス石油株式会社	58.	美幌工機株式会社	65.	三国策木材株式会社
52.	道北生コンクリート工業株式会社	59.	北海道機械開発株式会社	66.	三井建設株式会社
53.	道北生コンクリート工業株式会社	60.	北海道木材産業株式会社	67.	北海道新道路瀝材株式会社
54.	清野産業株式会社	61.	西条木材産業株式会社	68.	東都成型株式会社
55.	日東工営株式会社	62.	ハガ木材株式会社		

〔石狩工業団地・企業案内〕（石狩工業団地運営自治会編、一九七八）による。）

石狩工業団地内操業企業一覧（昭和五三年一月現在）

札幌字部コンクリート工業株式会社	建鉄機電工業株式会社	清野産業株式会社
昭和鉄工業株式会社	恒和化学工業株式会社	高田石材株式会社
丸高ハウス工業株式会社	金野工業所	大日本インキ化学工業株式会社
鈴木石材工業株式会社	三和甲材	道北生コンクリート工業株式会社
東洋運輸倉庫株式会社	昭和和木材	双葉産業株式会社
横井電気株式会社	新和産業株式会社	ベガサス石油株式会社
新井木材工業株式会社	新和産業株式会社	北海道機械開発株式会社
北一加賀産業株式会社	住商第一石油ガス株式会社	

北海道	北	三	村	錫
炭	菱	井	吉	
農	建	産	川	
林	設	業	木	
錫	錫	錫	材	
東	佐	錫	日	
晃	藤	三	東	
道	鉄	機	旭	
路	筋	工	工	
錫	錫	所	所	
北	錫	松	東	
菱		沢	船	
産	北	金	海	
業		属	陸	
工		工	運	
錫		業	輸	
		錫	錫	

(石狩工業団地・企業案内)(石狩工業団地運営自治会編、一九七八)による。

第五章 鉱業

石狩町における鉱業といえば、石油事業につきると言つて良い。石狩町域には石狩油田および茨戸油田があり、隣接の厚田村に厚田油田が所在しているが、これらの開発事業のあらましを述べると、次の通りである。

1. 石狩油田

石狩油田の昭和期における状況については、日本石油株式会社の鉱業課長であつた松沢傳太郎が、すでに『燃料協会誌』第一五五号（第二二回大会特輯号）一九三五・八刊）に、「北海道に於ける石油事業の概要」と題して発表した記事中で、以下のごとく紹介している。

油井の掘鑿には綱掘法を以て大正元年より昭和三年迄に七六坑、ロータリー鑿井法を以て大正二年に一坑、同三年に一坑、昭和二年より同八年迄に一一〇坑、合計一八八坑の掘鑿を完成した。之を地域別に区分すれば、俊別に一一六坑、八の沢に四四坑、五の沢に二八坑となる。最も盛んに掘鑿せしは昭和元年より同六年に至る間であつて、元年に一一坑、二年に一六坑、三年に三一坑、四年に四一坑、五年に二九坑、六年に二三坑であつた。而して昭和七年迄に其の出油区域は殆んど掘り盡され、昭和八年には唯一の坑を掘鑿せしのみにて、爾來新規油井の掘鑿は之を中止し専ら旧油井のみに従事して居る。

出油井の深度は六〇〇——七五〇米で比較的浅く、油層の含水量が僅少なるが為に原油と共に汲み揚ぐる水量が至つて少量で、採油ポンプは一昼夜連続運転を行ふ必要なく、一日一回若くは数回短時間の汲取りに

て足るを以て其の採油費が他の一般油田よりも少額にて済み、一井當りの産油が僅少にても収支償ふ油田である。

深油層探究の目的にて俊別にロータリー第二十二号井を撰定して、昭和四年三月二十七日開坑、同年十一月二十日迄掘鑿して深度一五〇〇米迄に油層を探索せしも深油層に逢着せざりしを以て、深度一、五〇〇米にて夫れ以上の掘進を断念して坑内を中途迄埋立て上層油を採油する事とした。……後略。

また、その当時のこの油田掘鑿についての様子を報じたものとして、昭和二年二月六日付の『北海タイムス』紙上に、「佐野生」の執筆者名を伴った記事がある。それは「村から里へ吹雪を趁うて——海拔四百尺石狩油田の夜は零下二十三度」との見出しによるもので、同年一月二九日に、日本石油株式会社石狩油田八ノ沢を訪れて執筆した記事である。その内容を以下に要約して紹介すると次のようである。





「五の澤石油鉱全景（其の一・其の二）」／絵葉書／昭和初期／田中実所蔵資料

春別鉦は谷底から山の頂きにかけて四三の油井の櫓が林立しており、坑夫が一五〇名、社員が一〇名、夫婦者の社宅が三五戸、出稼ぎの短期の独身者やらほんものの独身者の長屋が二棟建っている。海拔四百尺石油鉦山の夜は寒い。部屋部屋にはお手のものの石油瓦斯ストーブが夜通し燃えているが、午前零時と午後零時交代で働く人々の苦労は並大抵ではない。二九日夜は零下二三度の寒さ、堀鑿井採井油井共に火気は灯台と等しく絶対に禁止されている。

四百間を掘り下げる径八吋長さ二間の鉄管を上下させる発動機の音がガランとした小屋内に響いて居る。

夜が来た。山のそこ、ここで電灯が淡い光を投げている。鍛冶工場の発動機が峯を越して春別まで響いて来る。

.....中略.....

五ノ沢から登って来る豆腐屋のアブラゲ、豆腐、ゴボウが食膳を賑はすが今年から始められた購買には罐詰類が待っている。



石狩町八ノ沢日本石油株式会社砒業所／絵葉書（石狩町キ・今泉旅館発行、小樽光明堂撮影）／昭和初期／田中実所蔵資料

城生所長、社員の西村、村田氏等の猟名手が沢を下って兎狩に、時折は兎鍋が油田の夕膳を飾る。

坑夫の子供は沢道を一里五ノ沢の学校へ通うそうだが吹雪の日は坑夫が附添い一隊をなして漸く往復する。今年山の上に特別教授場を設けて村山という越後から来たスキ一の名人である若い先生が四年までの生徒を教授している。

.....後略。

これには当時の石狩鉱場の冬の生産と生活の様子が生き生きと報じられていると言えよう。

なお、石狩油田に関する送油、製油設備などについては、既刊の『石狩町誌』中巻一（一九八五年刊）においても紹介されているが、前述の「北海道に於ける石油事業の概要」（松沢傳太郎著）によると、次のように詳述されている。

石狩油田からの送油設備としては山元から軽

川（注・手稲村字輕川）の北海道製油所に到る間に、原油輸送管線と揮発油輸送管線とが日本石油会社に依つて敷設せられて居る。其の管徑及び延長米数は左記の如くである。

二吋原油輸送管線 八の沢送油所より来札中継タンクを経て輕川の製油所に到る間 二九、八一八米

一・五吋揮発油輸送管線 八の沢ガソリンプラントより輕川の製油所に到る間 三〇、四〇八米

此の送油管線に就て特筆すべきは石狩川横断である。送油管線の石狩川横断は曾て大正元年日本石油会社に依つて二吋線の河底沈設が行はれたが、其の使用僅かに一箇月足らずして水流の為に切断せられ失敗に歸した。

其の後久しく艁を以て送油の中継となし、原油を山元貯油槽よりの自然流通に依り又は来札の中継貯油槽よりの自然流通に依り石狩川岸迄送油管線にて流送し、之を艁に受けて対岸に送り、対岸の送油所に於けるポンプを以て艁より油を吸取り、送油管線を通じて輕川の製油所に輸送して居つて、昭和三年に至り日本石油会社は架空送油管線を以て、石狩川を横断する計画を樹て石狩町大字若生町字中嶋より石狩川を横断して対岸の石狩町大字船場町字下手稲に達する架空送油管線を工費三四、〇〇〇円を以て施設した。其の下を船舶が自由に通航せらるゝために満水時に於て送油管線を水面の五〇尺の高さに保持し、之を支持するワイヤーロープを水面より七五尺の高さに保持するものとし、兩岸に高さ八五尺の鉄塔を建設して之に架設した。

中略

架空鉄管は直徑二吋（原油線）及び一吋半（揮発油線）の二条で、其の継手はカップリングを以て入念に継ぎ合せ、之を両鉄塔に依つて強く引き張られたるワイヤーロープに釣金物で緊結し冬季保護の爲め架空鉄管は保温剤を以て被覆している。

此の架空鉄管線の施設は工費三四、〇〇〇円に上り一時的出費多大なりしが、中継油槽も中継艁も中継送

油所も要せず、山元油槽より自然流通に依って三〇、〇〇〇米の送油管線を通じて直接軽川の製油所に送油するを得て、爾来送油費の軽減する事多大にして結局多大の利益となった。……………後略。

また、同記事中には、石狩油田産原油が比重〇・八一三の軽質原油であり、「油井が増加するに従って天然ガスの産出も次第に増加し、大正一五年に入って其の量日産二〇―三〇万立方尺に達するに至ったので、天然ガスを圧搾冷却して揮発油を採取するガソリンプラントを建設して、同年三月から其の採取を開始して今日に及んで居る」とも述べられている。

そして、昭和二年に、同会社が山元から八幡町まで、専用のガソリン軌道を敷設し、資材等の輸送の便を図ったが、それまで馬搬の収入を得ていた地元民からその敷設を反対されるという一こまもあった。

その後、開井の増加により、同社の従業員数は、五年に一八七名（男一八二人・女五人）となり、さらに、六年頃には地元の五の沢からの就労者を加え、約二五〇人に達して最大となり、社宅約五〇戸、独身寮三棟を数えた。

しかし、そのような活況に反して、六年一月一八日に、汲み取り作業休止中の三七号石油坑の密閉した坑口からガス漏れが起こり、附近の農家の住宅のストーブに引火して、附近一帯が火の海となるという事態が生じた。そして、このため同石油坑槽と住宅二戸が全焼し、両家の五人が大火傷を負うという惨事となり、二〇日付の『北海タイムス』がこのことを大きく報じている。

ところで、この油田の原油産出量は、昭和四年の年産約一万キロリットルを最高として、その後は逐年減少を来たし、八年からは前述のように新規油井の掘鑿を中止したためにさらに激減、一〇年には四、六五一キロリットルと半減して、従業員も約六〇名となった。また、一五年には、油井が一五八坑（ロータリー式一〇〇、網掘

式五八）となり、産出量は約三〇〇〇キロリットルとより減少している。

なお、日本石油株式会社がこのような経緯を辿ったのに続いて、一六年三月に、「帝国石油株式会社法」が公布され、同年八月、半額政府出資、資本金一億円（直ちに二億円に増資される）の「帝国石油株式会社」が設立された。そして、これにより、日本石油株式会社の石油生産施設のほとんどが帝国石油株式会社に所有されることになり、石狩油田も一七年、同会社に統合されて、戦時体制のもとに採油が続けられることになった。

さらに、第二次世界大戦後についてみると、二二年一月一日現在の人口調査にもとづく帝国石油株式会社北海道出張所石狩鉱山の総人口は二七七人、二五年におけるその就業者数は七六人（男六八人・女八人）であり、二六年一〇月現在におけるその就業世帯数は五九、就業人口は七四人となっている。

また、同鉱山の経営状況は、この時期になると、原油産出量が二、〇〇〇キロリットルを下廻って、最盛時の五分の一程度にしか過ぎないようになり、三〇年には稼行坑井が一〇二坑で、年約一、八〇〇キロリットルの原油と、二四〇キロリットル内外のガソリンを生産する程度となり（別表参照）、従業員が四一世帯五五人であった。この後また、三四年七月、帝国石油株式会社北海道探鉱所石狩鉱山の業務は北宝石油鉱業株式会社に受け継がれた。なお、同社では翌三五年八月に、石油および天然ガス採掘を廃止し、これにより、明治三六年の第一号井開掘噴油に始まった五八年間に及ぶ石狩油田の歴史は閉じられた。

そして、石狩油田におけるこの閉山までの産油量については、資料により記載に多少の差があるが、『北海道石油鉱業の現況と将来』（北海道鉱業振興委員会 一九五五）に所収の「各会計年度別産油量表」（通産省鉱業統計によるもので、表中の昭和二九年以降の産油量については、石狩油田と厚田油田の合計）によると次の通りである。

石狩油田・厚田油田年度別産油量表

(単位・キロリットル、帝石北海道出張所提供)

年 度	石 狩 油 田	厚 田 油 田
明治36年	三三六	
〃 37年	三九六	
〃 38年	六七〇	
〃 39年	四七一	
〃 40年	三九〇	
〃 41年	三六六	
〃 42年	三〇五	
〃 43年	二八一	
〃 44年	一九七	
〃 45年	一、一二二	
大正2年	六九一	
〃 3年	八六二	
〃 4年	一、四八五	

年 度	石 狩 油 田	厚 田 油 田
大正5年	一、一六七	
〃 6年	九七九	
〃 7年	九五九	
〃 8年	九一四	
〃 9年	八八〇	
〃 10年	一、〇二三	
〃 11年	一、一三〇	
〃 12年	二、三四〇	
〃 13年	三、五四〇	
〃 14年	六、一八四	
〃 15年	六、七五一	
昭和2年	八、〇七五	
〃 3年	九、七二七	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年			
二、〇四七	二、三七九	二、五一五	二、五八九	二、七四三	二、九八八	三、二六四	三、五八五	三、九六四	四、一七一	四、六五一	五、三三八	五、九七九	七、二八四	八、八一四	九、八四八	一〇、二七一			
一九二	二二〇	二五九	二七〇	三五〇	三二九	一七二	一三八	一四七	一四五	一六五	一九三	二〇九	二二九	七					

〃	〃	〃	〃	〃	昭和29年	合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
34年	33年	32年	31年	30年	29年	計	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年		
一、三〇七	一、四八二	一、六四一	一、八二七	一、八四八	一、九〇一	一四七、〇三〇	一、八四七	一、七三二	一、七三六	一、七八五	一、九二六	一、五二四	一、五七九	一、五八四		
						四、一四一	一四二	一五五	一五五	一六三	一五八	一五三	一五一	一五九		

なお、この油田開発に伴って設けられた五ノ沢小学校八ノ沢特別教授場（昭和二年一月一七日開校）は、三年九月一日、「八の沢小学校」へと昇格して独立校となり、翌二四年、職員一名、一学級、児童五二名を数える規模となっているが、その後三七年には廃校となった。

また、北宝石油鉱業株式会社の所有地約三六九万平方メートルについては、昭和三五年六月石狩町が取得して現在に至っている。

2. 厚田油田

この油田は、石狩町北側の厚田郡厚田村字知津狩の海浜に所在し、古くから海岸線一帯および海中に油徴が認められている。そして、明治二二（一八八九）年頃に手掘りされたが、その際稼行までには到らず、大正二三（一九二四）年に、日本石油株式会社により、深度一、一〇四メートルまでの網式試掘が行なわれたが、これも不成功に終わっている。

また、その後昭和六（一九三一）年に、同社が再び試掘に着手したところ、ロータリー式一号井の深度一、一〇五メートルで、初日〇・四キロリットルを産油してそれに成功したので、これより同社は、一〇年に至るまでの間に、ロータリー式四坑、軽便ロータリー式一坑、綱式六坑の計一一坑を掘鑿した。しかし、地質構造で背斜軸の中心が海中に位置していたため、坑井掘鑿の余地がなくなり、この油田の開発はそれ以上の発展を見ずに終わった。

なお、その油量は少なく、ロータリー式二号井の初日産一キロリットルを最多として、他は〇・五キロリットル程度の産出であった。

3. 茨戸油田

茨戸油田は、石油資源開発株式会社（昭和三〇年十二月一日設立）が、昭和三十一年に広域地震探鉱調査により背斜構造を確認して、開発することになった。また、この油田は、位置が、札幌駅の北方約二二キロメートルで、その広がりが茨戸川を挟み、札幌市茨戸と石狩町大字生振村に跨っていて、南北二・六キロメートル、東西〇・五キロメートルに及んでおり、北海道で初めて開発された平原油田である。

いま、その開発の歴史を、『石油資源開発株式会社一〇年史』（一九六七）および『石油資源開発株式会社三十年史』（一九八七）によって概要的に紹介すると、次の通りである。

三二年五月、旧石狩川北岸に茨戸SK―一号井を開坑し、同年八月、深度二、一六四・〇mの厚田層中で掘り止めた。堀進中、二六七―一、九二七mの間に多くの油ガス徴候を認めたので、最深部の一、八六〇mから順次、合計二八回のテストを行い、盤ノ沢層中の深度一、一七九・〇―一、一八五・五m間（一、一八〇m層）で初日産ガス六、五五九m³、原油〇・二三klの成績を得て成功し、茨戸油田の端が開かれた。同油田では、引き続き三四年一月までの間に四〇〇m層を主として九号井まで試掘を進めた。油田の地質構造や油層の状況の概貌が判明したので、三四年一月以降、四〇〇m層について、坑井間隔一八〇mとして開発を進めた。

開発は、油田の両翼部への広がりや深部層を調べる探掘井を混えながら、三六年八月に終了したSK―三一号井まで続いた。この三一坑のうち、四〇〇m層で二〇坑、五〇〇m層で二坑、一、一八〇mで二坑の、合計二四坑が成功し、生産井となった。

採油は、三三年一月に開始され、三四年八月から本格的な生産に入った。当初は函館本線手稲駅までタン

クローリーにより送油していたが、三五年五月、本油田から札幌線篠路駅まで四キロメートルのバイブラインを敷設して輸送の合理化を図った。原油は、三四年八月一日から日本石油製製室蘭製油所に販売された。また、同年九月一九日から、北海道瓦斯株式会社に対しガスの販売を行うことになり、同社によりバイブライン一六キロメートルが敷設された。

集油所は三カ所に設置され、当初は各井とも自噴採油を行っていたが、元来低圧油層であったため自噴の停止する坑井が生じ、三四年一二月頃からガス井を除き、漸次ポンプ採油井に切り替えられた。

昭和三六年には本油田の生産はピークを迎え、年間生産量は原油一万五、六〇〇kl、ガス一四〇万七、〇〇〇m³（三六年一二月の平均日産量は原油五一・三kl、ガス四、三〇〇m³）を記録したが、以下減退に転じ、四六年七月採油を打ち切り、廃山となった。

累計生産量は、原油八万四、七〇二kl、ガス八七四万二、〇〇〇m³であった。

本油田の規模は、国内的にみても大きなものではないが、当社（注・石油資源開発株式会社）設立時の探鉱基本方針の一つ、「平原下の潜在集油構造の探鉱」の最初の成果であり、北海道の石油鉱業史の中でも一時期を画す油田であった。

なお、茨戸油田の油・ガス田別各坑井は、次の通りであった。

茨戸油田油・ガス田別坑井一覽表

種別	坑井名	成功年月日 (不成功年月日)	採收層名	初 日 産 量		
				ピ ン mm	原 油 kl	ガ ス m ³
試	S K	昭三二・一〇・一七	一、一八〇m層	四・八	〇・二三	六、五五九
〃	〃	三三・二・六	〃	四・八	一・一八	二八二
〃	〃	四・一四	四〇〇〃	三・二	八・六〇	四八一
〃	〃	(六・一二)				
〃	〃	(七・五)				
〃	〃	(一〇・四)				
〃	〃	・一一・一五	五〇〇〃	三・二	四・八二	一、三八五
〃	〃	・一二・二三	四〇〇〃	三・二	六・五六	八二
〃	〃	・一・一六	〃	三・二	一・七〇	一六八
探	〃	二・二八	〃	四・八	七・六八	四〇
〃	〃	二・二一	〃	三・二	一・五〇	一六七
〃	〃	三・二七	〃	三・二	五・一五	二、〇一〇
〃	〃	三・二四	〃	三・二	二・五三	五〇
〃	〃	四・一九	〃	S	二・〇四	六七
〃	〃	六・一一	〃			

採	探	〃	〃	〃	採	探	〃	採	〃	〃	探	採	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三五・	(〃)	(〃)	〃	〃	〃
一〇・六	八・一四	八・二八	七・一九	六・一二	五・二四	四・二八	三・一六	二・一四	二・二四	二・三	一・一二	一〇・一	八・二六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇〇	〃	〃	五〇〇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ガ ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト	ス リ フ ト
三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二
三・一〇	二・九六	四・六九	四・九八	六・四一	六・三〇	四・一一	六・五八	四・三五	〇・六七	二・四五	三・八四	三・八四	三・八四
二四	〃	〃	三一五	〃	〃	〃	二八三	〃	〃	〃	七八五	〃	〃

〔石油資源開発株式会社一〇年史〕による。編著者改表。坑井はSK三一号井までであるが、そのうち石狩町大字生振村内における坑井は、一・二・五・七・一八・二三・二八・三一の一二坑井である。）

主要参考資料

松沢傳太郎 「北海道に於ける石油事業の概要」 『燃料協会誌』第一五五号 一九三五
 『北海道石油鑛業の現況と将来』 北海道鑛業振興委員会 一九五五

『日本鉱産誌』 一九五七

『石油資源開発株式会社一〇年史』 石油資源開発株式会社 一九六七

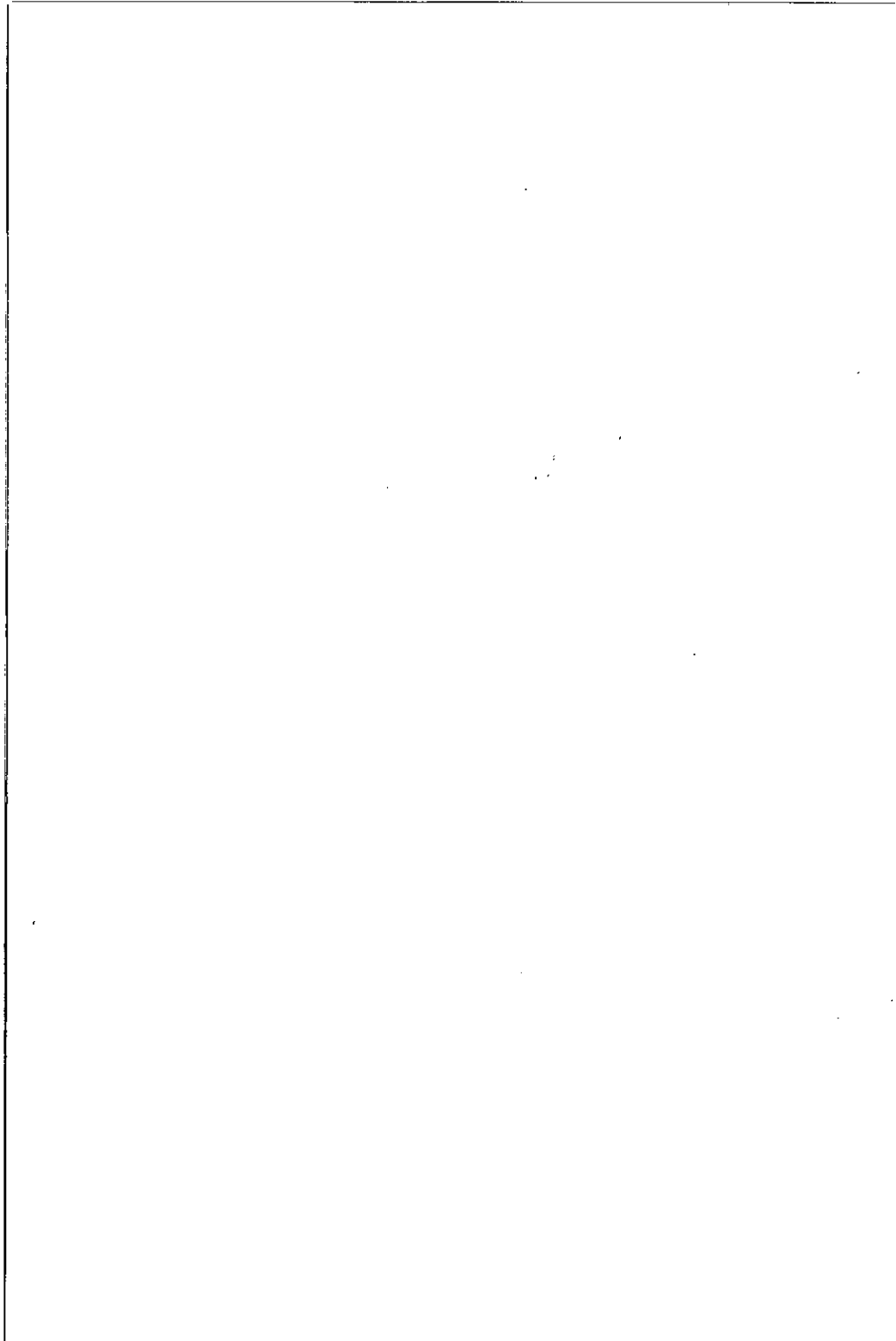
『石油資源開発株式会社三十年史』 石油資源開発株式会社 一九八七

『北海タイムス』 一九二六・二・六 一九三一・一・二〇

田中実編 『石狩町石油鉱業略史』（草稿）

付編 1.

昭和期の人口統計表



1. 石狩町における昭和期の人口・世帯数の推移

年次摘要	昭和期															人口	世帯	当り世帯人員	備考
	一五	二一	二七	三三	三九	四五	五一	五七	六三	六九	七五	八一	八七	九三	九九				
	八、四八三	七、一八〇	七、四三六	七、三八六	八、三〇八	七、八六七	七、七一二	七、二三六	七、四一八	八、〇〇九	七、五七四	七、七二一	七、二九〇	七、一〇五	七、三七五		一、五二一	五・五三	国勢調査
																	一、二八九		
																	一、三三五		
																	一、三二六		
																	一、三七二	六・二七	国勢調査
																	一、三三一		
																	一、三〇五		
																	一、二四〇		
																	一、二三〇		
																	一、三三三	六・〇一	国勢調査
																	一、二八一		
																	一、二五七		
																	一、二一五		
																	一、一九一		
																	一、一八二	六・二四	国勢調査

一六	七、二二一	一、一九九			
一七	七、二三六	一、一九六			
一八	七、一八二	一、一九八			
一九	六、九二九	一、二二〇		二月二日現在	
(一九四五)二〇	八、一七九	一、二五三		二月一日現在	
二一	七、四五七	一、三〇六		臨時国勢調査	
二二	八、七四五	一、四三三		八月一日現在	
二三	八、八四七	一、四七七			
二四	九、〇三七	一、五二三			
二五	九、一九四	一、五三六	五・九九	国勢調査	
二六	九、四一七	一、五八八		一〇月一日現在北海道常住人口調査	
二七	九、五七一	一、六〇七			
二八	九、六三六	一、五九三			
二九	九、六〇一	一、五九八			
(一九四五)三〇	一〇、一二九	一、六四二	六・一七	国勢調査	
三一	九、七六三	一、六四二			
三二	九、七四五	一、六五三			
三三	九、六七四	一、六五八			
三四	九、五七一	一、六五八			
三五	九、三五八	一、六四五	五・六九	国勢調査	

(一九六五)										(一九七五)									
三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五
九、五〇四	九、四五一	九、三一五	九、二七三	八、五二二	九、三三三	九、七三五	九、八七〇	一〇、四〇九	一〇、五〇三	一一、六六九	一二、四八四	一三、六一四	一五、三九二	一六、二二二	一八、四三〇	二二、三四三	二六、四〇〇	三〇、八九〇	三三、五九九
一、六八一	一、六七〇	一、六五七	一、六六一	一、七〇〇	一、七六三	一、九〇九	一、九七四	二、一五二	二、四八六	二、八二四	三、一二六	三、五二八	四、一〇八	四、三七八	五、一二四	六、二九三	七、六四二	八、九九五	九、六三三
五・〇一									四・五七					三・六四				三・四一	
国勢調査									国勢調査					国勢調査				国勢調査	

五六

三五、八六八

一〇、五〇二

〔石狩町誌〕上巻、国勢調査および住民基本台帳による。各一〇月一日調べ。特記年は除く。

2. 石狩町における昭和四五～五五年の地区別人口推移

地域	年次	昭和四五年	昭和五〇年	昭和五五年
全町		一〇、五〇三 _人	一六、二二二 _人	三三、五九九 _人
本町		一、八〇一	二、七一二	二、五一二
花畔川		二、五四〇	二、九一八	三、二四〇
樽川		六六六	四五七	五三二
八幡町・北生振		二、二五一	一、八八〇	一、七〇七
中生振		一、〇五三	八八九	八〇七
花川南・花川		二、一九三	六、三二三	一一、三三七
花畔団地		—	一、一二八	一二、四六四

（右は国勢調査による。各年一〇月一日現在調べ。また、八幡町には高岡、五ノ沢を、花畔には花川北の一部を含む。）

付編 2.

昭和初期～第二次世界大戦中までの
石狩町関係新聞記事表題目録

〔表内記事は「北海タイムス」「北海道新聞」によるものである。〕

年月日	新聞記事表題
一・一二・二六	〈石狩川治水事務所〉購買広告
一・一二・二六	地方時事／茨戸・樽川
一・一二・二九	地方時事／茨戸
一・一二・三一	地方時事／生振
二・一・一	石狩川／石狩治水事務所石田技師談
二・一・一	婦人見学団の思い出を辿りて／ふた歳十二回に亘る催しから心によみがえる懐しき数々／十一、北海道の古都石狩へ
二・一・七	地方時事／花畔
二・一・七	地方時事／生振
二・一・九	町村時事／茨戸
二・一・九	地方時事／花畔
二・一・一二	花畔風防林中に変死人／泥酔して凍死か
二・一・一二	地方時事／花畔
二・一・一三	地方時事／生振
二・一・一五	地方時事／花畔
二・一・一五	棄てた土地から夢の様な二万円／例の対雁や石狩に関する土人共有財産処分落着

二・	一・一六	石支管内／納税成績／各地の歩合
二・	一・一六	地方時事／花畔
二・	一・一七	防風林へ迷込んで凍死／花畔内田漁場の漁夫
二・	一・一八	地方時事／生振
二・	一・一九	地方時事／茨戸
二・	一・二〇	石狩管内／鮭漁獲高／昨年は増加
二・	一・二〇	地方時事／生振
二・	一・二二	地方時事／花畔
二・	一・二三	地方時事／石狩・花畔・生振
二・	一・二四	地方時事／花畔・茨戸
二・	一・二四	地方時事／生振・茨戸・花畔
二・	一・二六	篠路畜産状況
二・	一・二六	地方時事／花畔
二・	一・二七	地方時事／茨戸
二・	一・二九	地方時事／生振・石狩
二・	一・三〇	地方時事／生振
二・	一・三一	生振地方／積雪四尺／交通杜絶す
二・	二・一	町村時事／茨戸
二・	二・二	石狩川治水に膨大なる経費を投じて／第二拓計案遂行自信ありや

二・二・二	村から里へ吹雪を趁ふて(一)／石狩街道は五尺の雪／雪を泳ぐ郵便遞送夫
二・二・二	スキーで郵便配布／花畔で
二・二・三	地方時事／花畔・生振
二・二・三	村から里へ吹雪を趁ふて(二)／砂洲に立つ石狩燈台／吹雪に通ふ看守の子
二・二・三	落磐で人夫重傷／生振治水工事で
二・二・四	地方時事／生振
二・二・四	地方時事／花畔
二・二・四	村から里へ吹雪を趁うて(三)／午後六時半零下七度／終夜此の室に灯を守る
二・二・五	村から里へ吹雪を趁うて(四)／雪に埋れて鯨漁支度／眼に見えぬ老婆の手伝
二・二・六	村から里へ吹雪を趁うて(五)／海拔四百尺石狩油田の夜は零下二十三度
二・二・六	地方時事／生振
二・二・九	地方時事／生振
二・二・九	雪の村から雪の里へ／生振村の農家へ倒れる様に転がり込んで
二・二・一〇	地方時事／生振
二・二・一五	地方時事／石狩
二・二・一六	地方時事／花畔・茨戸
二・二・一七	花畔模範少年
二・二・一九	石狩農会総会／品評会授与式も
二・二・二〇	地方時事／花畔

付編2. 昭和初期〜第二次世界大戦中までの石狩町関係新聞記事表題目録

二・二・二一	二・二・二一	地方時事／生振
二・二・二二	二・二・二二	花畔土功組合／最後の総会
二・二・二二	二・二・二二	石狩町漁業／組会役員改選
二・二・二七	二・二・二七	地方時事／生振・茨戸
二・三・四	二・三・四	公開論壇／淋びれ行く石狩町
二・三・七	二・三・七	地方時事／生振
二・三・七	二・三・七	地方時事／生振
二・三・七	二・三・七	花畔青年団の活動
二・三・八	二・三・八	地方時事／生振
二・三・一二	二・三・一二	花畔団期樹立式
二・三・一二	二・三・一二	花畔軍事講演
二・三・一三	二・三・一三	生振村の養鶏
二・三・一五	二・三・一五	地方時事／花畔
二・三・一五	二・三・一五	地方時事／生振
二・三・一八	二・三・一八	地方時事／花畔
二・三・二〇	二・三・二〇	地方時事／生振
二・三・二四	二・三・二四	地方時事／花畔
二・三・二七	二・三・二七	地方時事／花畔・茨戸
二・三・二八	二・三・二八	地方時事／生振

二・	四・	一	地方時事／花畔・生振
二・	四・	三	地方時事／花畔
二・	四・	六	地方時事／花畔
二・	四・	六	花畔処女会挙行
二・	四・	七	花畔樽川氾濫／畑地一面は大海原
二・	四・	七	石狩樽川の小作人を訴ふ／小作料の請求
二・	四・	一五	流血を見んとする／花畔土功組合紛擾／創立費負担問題で
二・	四・	一九	地方時事／生振
二・	四・	二三	花畔／大師寺開眼式
二・	四・	二五	茨戸市街浸水／石狩川増水の為
二・	四・	二五	地方時事／生振
二・	五・	二	地方時事／花畔
二・	五・	八	花石間に軌道
二・	五・	一〇	地方時事／生振・花畔・茨戸
二・	五・	一二	石狩町役場吏員が／助役排斥の結束／発端は高松助役の失言から
二・	五・	一四	石狩町の町民大会／助役問題で
二・	五・	一八	地方時事／花畔
二・	五・	一八	地方時事／生振
二・	五・	一九	石狩川治水の唧筒式浚渫船／近く現場へ向ふ

二・	五・二一	石狩川増水／四尺余に達す
二・	五・二四	石狩町助役／辞表提出／紛糾もこれで一段落
二・	五・二七	地方時事／茨戸
二・	五・二九	石狩川／鮭鱒漁業協議
二・	五・三〇	町村時事／石狩
二・	六・七	花畔治水工場／移転問題
二・	六・一二	地方時事／樽川・花畔
二・	六・二二	石狩花畔間／自動車運転開始／愈々けふから
二・	七・一	地方時事／花畔
二・	七・二	石狩川の溺死体発見／舟を漕いで居る中墜落
二・	七・二	石狩生振村の火事／水利不便で六棟全焼／官有林一時危険に瀕す
二・	七・一一	今年も石狩海浜で／海浜学校を開設／八月一日から十日間
二・	七・一八	地方時事／樽川
二・	七・一九	石狩海浜学校／第四回を八月一日から
二・	七・二一	生振村の狂女／無断で菓子を食べる
二・	七・二二	石狩海浜学校の申込み殺到／生徒に日記帳を贈呈
二・	七・三〇	石狩花川競馬場開き／二十日挙行
二・	八・三	金星ミルク原産地尻押し／石狩花畔地方では／投票用紙奪合に奔走 鮎と茄子の中毒で七名腹痛／宮戸丸乗込人夫

二・八・五	紅い浜なす咲く／石狩海浜学校から／水悠悠々人悠悠々屋形船で江別から長江下り
二・八・六	紅い浜なす咲く／石狩海浜学校から／昼顔の花を踏んではだしのまま汀へ／第二信
二・八・一〇	紅い浜なす咲く／石狩海浜学校から／子供には楽しい日があるのみだ／第三信
二・八・一四	石狩町海浜学校から
二・八・一六	今度は最新式浚渫船／着々工事進歩する／(一)石狩川の治水工事
二・八・一六	石狩海浜学校から
二・八・一七	今度は最新式浚渫船／着々工事進歩する／(二)石狩川の治水工事
二・八・一七	石狩海浜学校から
二・八・一八	今度は最新式浚渫船／着々工事進歩する／(終)石狩川の治水工事
二・八・二九	生振野犬跋扈
二・八・三〇	地方時事／生振
二・九・五	花畔の降雹／被害多し
二・九・一三	地方時事／石狩
二・一〇・七	軍隊を迎へて花畔村の大歓迎／青年団処女会総出勤／夜は不寝番勤務
二・一〇・七	地方時事／生振・花畔
二・一〇・八	石狩川に相對峙し戦鬪の火蓋を切る／渡辺師団長の見学／月寒連隊演習開始
二・一〇・一四	生振雑誌詐欺
二・一一・一	札幌震源地は石狩川の沖／珍らしい昨夜の強震
二・一一・一	花畔地方は開村以来の地震／氣温低下と吹雪
二・一二・一	

二・一二・四	石狩町では浸水家屋十数戸／今猶ほ猛威を揮ひ半壊家屋もある
二・一二・四	花畔地方は物凄く荒れ／児童吹飛さる
二・一二・二三	大あらしのあと／石狩川氾濫し通信全く絶ゆ／石狩町附近の大暴風
二・一二・二三	石狩町会議員の行倒れ／集配人に発見救助さる
二・一二・二四	凍死した尋常一年生／帰校の途中大吹雪
二・一二・二四	石狩老爺凍死／玉子買出しに行つて
二・一二・二九	生振遙拝並に／青訓終了式
三・一・七	花畔地方大吹雪／電話線は切断され／製麻会社の倉庫倒壊
三・二・二一	各地の投票日／石狩町
三・三・九	石狩町長が正式裁判申請／選挙違反で
三・三・一一	罰金刑に／石狩町長等
三・四・六	花畔の空家に老婆の変死体
三・四・一〇	石狩町長へ望む
三・五・一三	生振四棟二〇戸焼く／火の手早く
三・五・三〇	石狩町議戦白熱化す
三・六・二	普選最初の町村議戦の結果／石狩
三・六・二一	樽川の町村牧場に乳量が東洋一の牛／同年令では世界で二位／一ヶ年の乳量七十三石三升三石
三・六・二八	地方時事／石狩

三・七・五	馬泥棒捕はる
三・七・一一	ことしの石狩海浜学校／校長は本社長阿部さん
三・七・二三	石狩海浜で開く女子臨海学園／石狩海浜学校主催で／女学校生徒の爲に
三・八・二	真夏の海へ！／石狩海浜学校生徒けさ元氣で出発す
三・八・四	石狩行き／省線に連絡
三・八・六	樽川村の山火は焚火から／村民不審番で警戒
三・八・一八	産駒特品評会／石狩町に於て
三・八・二六	石狩の溺死人
三・九・二	荷馬車で負傷／生振村の人妻
三・九・六	石狩川の鮭漁大英断を以て許可／三十年の県案解決し／石狩町に活氣漲る
三・九・一三	石狩石油鉦見学(一)
三・九・一四	本道石油鉦業の現在と將來(一)／
三・九・一五	石狩石油鉦見学(二)
三・九・一五	石狩石油鉦見学(三)
三・九・一五	本道石油鉦業の現在と將來(四)
三・九・一六	石狩石油鉦見学(四)
三・九・一八	石狩石油鉦見学(例)
三・一〇・一〇	石狩行の割引
三・一一・六	石狩大暴風／皐月丸遭難す

三・一二・一〇

地方時事／生振

三・一二・二七

名物、石狩鮭ドックと大群来／花畔からは馬櫓応援／大漁旗翻り賑ふ歳晩

四・四・一五

治水工場移転で花畔はさびれ行く／部落民は純農村として／回復に精進せん

四・四・一八

井戸に墜ちた少年を救ふ／花畔校の吉田茂敏君／校長さんから表彰さる

四・四・一九

濁流物凄く／花畔地方の大増水／農家の被害は甚大／部落民雪割に従事す

四・六・二四

乳価値上げで花畔産乳者大会／会社と生産者の融和機関／設置する運動を起す

四・七・二〇

母さんは三途の川で待つて居る／拾った包みから遺書／投身自殺したらし

四・八・二

海浜学校生徒けさ石狩へ出発す／江別から石狩川を下り到着後入校式を

四・八・一五

花畔溺死体は／亜麻会社の職工

四・八・一七

命令をきかぬと天秤棒で投る／石狩の土工傷害／犯人の行方搜索中

五・一・六

石狩河の真っ只中で氷ぜぬ雪ぜぬ九時間／救助隊約一町の結氷を砕いて／危い一命を救はる

五・二・二一

各地の投票成績／石狩

五・六・二二

八名馬車の下敷／勇敢な青訓指導員／瀕死の小児を救出す

五・七・五

石狩海浜学校／第七回を来る二五日開設

五・七・一六

石狩海水浴場

五・七・一八

紅いはまなす咲く石狩へ／第四十一回の婦人見学団／海水浴や蛸狩等々

五・七・二〇

第七回石狩海浜学校

五・七・二〇

婦人見学団石狩行き満員

五・七・二五	ハマナス赤い石狩へ／涼しい浜で海浜校開校
五・七・二六	真夏の石狩へ／海浜校生徒仲よく出発
五・七・二七	婦人見学団石狩へ
五・七・二七	第四十一回婦人見学団／しじみ狩りに我を忘れる一行／獲るわ／大漁のお土産／石狩の尽きぬ楽しみ
五・八・二一	雷雨の最中大龍巻／十余戸の農家傾き／惨澹たる石狩近傍
五・八・二二	石狩川益々増水す／茨戸、生振の一带危険／切替工事の堤防破壊を要求／三百余名押寄せる
五・八・二二	茨戸附近危険
五・八・二二	俄の事に避難も出来ず／水浸しの中に不安の顔／茨戸の水害地をたどる記
五・八・二三	部落民大挙して／生振の堤防破り当局の抑止もきかず小競り合／篠路、茨戸減水せず
五・九・一二	石狩町心中／男は投身絶命
五・九・二七	石狩丸事件後報
五・一〇・一二	飯尾氏感謝演説／東支部長出席
五・一〇・一五	石狩川治水工事見学団／旅行俱の催し
五・一一・一二	親子三人が波に吞まる／石狩河口で磯舟転覆
五・一一・二六	石狩本場の鮭／お値段ぐつと尻上り／上物はサッパリ売れぬ
五・一一・二九	豊平の持兇器強盗／花畔で逮捕さる／質屋へも忍込んだ奴
五・一二・二七	花畔村の火事

六・一・三	人馬もろとも雪に埋もれる／人夫が駆付け掘出す石狩地方の吹雪
六・一・二〇	噴出ガスに引火／附近一帯火の海石狩高岡二戸全焼し五名は大火傷を負ふ
六・二・二八	氷の破れ目に二幼児墜ち込む／そろ／／危い石狩川
六・四・二八	生振の避難民発動機船で救助／運送夫濁流に流さる
六・五・一四	堰堤引下げ陳情／石狩川直水工事の善後
六・五・一七	土砂に覆はれ惨憺たる耕地／秋の收穫六割減予想／生振、篠路の大水害
六・五・一九	また石狩川氾濫す／嘆願を容れ新水路開通／生振地方時付遅れる
六・五・一九	石狩町の危険警戒／切放しの結果
六・五・二一	浸水六千六百町歩／播種は殆んど絶望／新水路の通水で減水はしたが／地方農民救済を要す
六・五・二四	空を跳めて吐息／農家は憂戚
六・七・一二	第八回石狩海浜学校
六・七・一四	清澄な石狩に本年も海浜学校／二十七日から十日間
六・九・一二	青訓野外演習茨戸街道に展開／九ヶ所合同、軍隊も参加／今夜八時火蓋を切る
六・一〇・五	生振水路通水／石狩川氾濫の不安除かる
六・一二・一六	石油も買へずにまっくらな農家／石狩花畔地方の惨状
七・二・三	石狩町農会総代会
七・二・六	石狩立憲同志会総会
七・二・六	石狩青年団で部落巡回を開始／代議員会で決定す

七・二・一三	農村青年の雄叫び／花畔花川両青訓所／連合弁論大会
七・二・一八	石狩各種品評会／賞状授与式／十六日町役場で挙行
七・五・一〇	機船第二石狩丸／石狩河口で沈没／坐洲、激流に浚はれて
七・六・二	石狩の砂丘に大遊覧ホテル／工費五十万円で建設
七・六・五	石狩町青年団代議員会
七・六・九	石狩樽川火事
七・六・九	石狩町議選舉／当選無効／異議の申立をなす
七・六・一七	町會議員選舉は／取消すべき限にあらず／石狩町会の決定
七・六・二一	石狩町議選舉無効／道参事会へ訴願
七・六・二二	花畔地方の稲苗／腐敗又は枯死す／関係農民は面食ひ／原因の研究に県命
七・七・八	理想的なコース／石狩川の四水路／水深三三尺距離四里
七・八・三一	茨戸の湖水に水泳場やボート／遊覧地としての準備を急ぐ
七・九・九	石狩川下流遂に氾濫／沃野泥海と化す／雪囲ひ板や樹木で必死防水／堤防数ヶ所決潰す
七・一・一一	石狩の鮭漁場と鮭料理／紅燕情話の美人総踊り／雪の日の本社婦人見学団
七・一・一三	石狩菊花展入賞者
八・三・四	石狩川の結氷大亀裂
八・四・二二	ここは拾ひ獲り／石狩・寄り鯨の奇観
八・五・八	石狩町も浸水

八・五・一四	石狩治水速成会／昨日札幌で発会
八・六・八	石狩河口の遭難船／三名死体発見
八・六・八	鱒漁の磯舟転覆／七名浪に浚はる今晚、石狩沖の椿事
八・六・八	又一隻／二名行方不明
八・六・二八	石狩川の治水を見る
八・七・一七	石狩川口に樺太鱒の養殖／成績頗る良好
八・八・七	ばらとの河湖で／古式泳法、二哩遠泳／無名選手の出現待望
八・八・一七	工兵隊の架橋演習／石狩川で執行中
八・八・二九	石狩の水稲に穂首稻熱病発生／花畔方面にも蔓延
八・九・六	石狩川新巻鮭一斉に網おろし／デパートと魚屋さん商権引ッ張り合ひ
八・九・一一	石狩茨戸行(1)
八・九・一二	石狩茨戸行(2)
八・九・一七	石狩川治水速成／薯と焼鮎運動／役員十七名大挙上京
八・一〇・四	石狩鮭大漁
八・一〇・一三	秋の石狩川へ鮭漁見物の一日／本社小樽支局の催し
八・一〇・二四	札幌、石狩間に乗合バス運転／厚田方面と連絡
九・四・二八	花畔の朝火事／隣家へ飛び火／二消防手負傷
九・六・五	生振水路通水／石狩川氾濫の不安除かる
九・六・二〇	素ッ裸で投身／河畔に遺品のポロ服

九・七・一八	釣の公開／花畔の鮒釣り
九・七・一九	旅行日和に一路石狩へ／遊覧旅行会
九・七・一九	石狩旧川敷地／払下げ陳情／四ヶ町村長、支庁へ
九・七・二四	はまなす咲く渚で／石狩海浜大学僧堂生活も行ふ
九・七・二六	石狩海浜大学
九・八・二一	生振より対雁まで新水路三里十九町／着工以来十七閏年／保原治水事務所長の工事報告
九・八・二四	江別石狩間の定期遊覧船／二十五日で打切る
九・九・七	絶叫、過去六十年／石狩河口の決潰防止／昨年愈よ起工式挙行／導水堤と八百間の運河開削
九・一〇・六	秋の感触(7)／新水路、泥炭／はまなす
九・一〇・七	秋の感触(8)／石狩の“生命線”／味覚の王座・本場鮭
九・一一・一九	交通に産業に文化に／石狩の面貌一新／力強き二本の鉄線！開通直前の札沼線を観る
九・一二・一一	石狩川の「さけ」／三十年ぶりの大漁／親方の腹はます／／賑れるトラック十数台で札幌へ
九・一二・一一	石狩川治水速成会役員会
一〇・三・一六	石狩太美篠路間に釜谷白駅／鉄相新設考慮を言明す
一〇・四・一一	花畔土功耕作者総会
一〇・四・二〇	石狩太美間バス開通

一〇・五・二	薙包から現はれた／年増女の裸死体／覆面の上無残！荒縄で雁字搦め／石狩河口に獵奇怪事件
一〇・五・二	兇行は三月初旬か／雪しろを待つて川へ投棄／頭部に残る鈍器の痕
一〇・五・二	惨劇の無台／石狩川の沿岸？／滝川附近まづ睨まる
一〇・五・二	中流暮しの婦人か／身元調べが先決／浜崎刑事課長語る
一〇・五・三	石狩川の謎深し／裸女の胃袋は語る／酒の後の兇行／解剖の胃中に残る酒と沢庵漬／捜査上に一縷の光明
一〇・五・三	錘りを付けて投棄／荷造り方も素人ばなれ／薙包みの主は水商売か
一〇・五・三	敵重な薙包みからはみ出した足指発見者…吉村君語る
一〇・五・三	頭と額に傷痕三寸／合林石狩署長談
一〇・五・三	死体は仮埋葬
一〇・五・三	女の怨霊／人を呼ぶ？／現場ムエン浜
一〇・五・三	石狩川口の獵奇怪死体事件／全裸女死体の謎／鍵はまづ身許洗ひから／搜索の網上流遠く広く
一〇・五・三	兇行・投棄の場所？意外に上流か／雪しろの水量と水勢関係
一〇・五・七	石狩河口の改修／改訂案に編入／町長、町議道庁に陳情
一〇・五・八	女裸死体の舞台へ獵奇の蒲団漂着／結ばれる因果の謎？／女の身許捜査に一縷の光明
一〇・五・一〇	裸女怪死体事件俄然光明さすか／岩見沢署色めき立つ
一〇・五・一〇	捲き起る悲喜劇／愛の巢の恐慌など
一〇・五・一三	石狩河口の獵奇／裸女怪死体の身許／俄然十二日目に判明

一〇・五・一三	証拠固め／着衣の行方と不審の訪問者
一〇・五・一三	経産婦・義齒・ビン・基盤編／当局の苦心遂に奏効
一〇・五・一三	娼妓から坑夫の妻／浮気な性質
一〇・五・一三	よいお母さん／長女は語る
一〇・五・一四	石狩川裸女怪死事件／虐待に堪へかね／殺意を固めて七ヶ月／血染めの着衣は焼棄
一〇・五・一四	仮埋葬の死体発掘
一〇・五・一四	娼妓から転々殺害されるまで
一〇・六・一一	石狩から十勝へ／鉄道敷設
一〇・六・一三	花畔の鼠賊
一〇・七・六	石狩海岸で海浜学校／廿三日から開設
一〇・七・一一	石狩海浜学校／日課と特別行事
一〇・七・二九	ハマナスの丘、石狩／鮭の元場所として／往時は交通の要津
一〇・七・二九	拾った快晴に浜は大賑ひ／きのふ石狩点景
一〇・九・六	今年も大漁旗！／石狩町鮭漁陣容整ふ
一〇・一〇・三一	札幌大無線台／茨戸か軽川／設置個所選定進む
一〇・一一・一二	砂丘とはまなすの石狩に海浜ホテル建設／あす地鎮祭を執行
一〇・一一・一三	磯舟五十流失／石狩地方浸水十七戸

一〇・一二・六	みなと小樽を脅す石狩河口の発展／機先を制して堅塁を築け／大計画の前に憤然：対策を練る
一〇・一二・二二	石狩海浜ホテル／完成は来春五月
一一・一・二〇	家屋の埋没／花畔地方窓から出入
一一・一・二〇	石狩水難救済所／廿六日開所式を挙行
一一・一・二五	石狩救難所の開所式
一一・四・一	石狩青年団弁論大会
一一・四・一五	石狩町農実組合長会議
一一・五・二九	茨戸・石狩行の観江バス／札幌駅前を始発
一一・七・二	海浜学校／今年も八月一日から石狩町で開設する
一一・七・九	石狩海浜学校／主催・石狩海浜学校／後援・北海タイムス社
一一・八・二六	篠路生振を中心に茨戸の馬市復活／年と共に隆昌を見ん
一一・九・一三	行け石狩へ／鮭の網曳始まる／遊覧サーヴス券好評
一一・一〇・三一	石狩の鮭漁を見学に行きませんか／本社小樽支局で催します
一一・一一・六	石狩町長／高野氏再選
一一・一一・六	石狩鮭漁見学／けふ五時締切る
一一・一一・七	石狩の鮭漁見学／果せる哉な大人気／防寒丈けは充分用意の事
一一・一・六	花畔青森信託会社小作組合総会
一一・一・一一	樽川牛乳生産座談会

一一・五・二六	石狩連合更生会／昨日第四回通常総会
一二・六・七	ニュース十字街／花畔で競馬
一二・七・四	石狩海浜学校
一二・七・一三	松井資源局長官石狩河口視察
一二・八・六	札幌観光名所くらべ／水郷茨戸と石狩海浜
一二・八・七	石狩海浜学校日記
一二・八・八	伸びる石狩の町／治水工事愈よ進捗
一二・八・一四	招く石狩の浜
一二・九・一〇	石狩町青年校教練査閲日割
一二・九・一一	石狩厚田地方の鱈昆布漁好成績／清水水検所長帰来談
一二・九・二〇	石狩町収入役
一二・九・二五	秋の石狩平野に集ふ若人三千名／青年教練大会
一二・一〇・六	石狩湾合同漁業／支庁は最後表明を行はん
一二・一一・三	御国に捧げた体／戦傷とは残念／花畔信田君の妻女談
一二・一一・三〇	石狩町納税宣伝映画会
一二・一二・九	吹雪で凍死
一二・一二・一一	石狩川治水昭和二十九年完成／土木工事は集中的施行／道会・昨日款項質問・土木部所管終る
一二・一二・二七	銃後のニュース／石狩遺家族慰問

一三・一・二九	堤灯を置き忘れ
一三・二・六	生振の賭博打尽
一三・二・二三	石狩農実組合長会議
一三・二・二三	石狩町敬老会
一三・二・二三	石狩軍事講演会
一三・三・一一	石狩の玉泉寺炎上
一三・三・二〇	石狩連合更生会
一三・四・一	石狩―札幌／四月一日より運転開始
一三・四・二七	各地便り／花畔
一三・五・一〇	年貢米値下の声／青森信託農場小作争議／石狩町で調停委員会
一三・五・一三	大鉢巻の生産拡充も／石狩農民水魔に混迷／相次ぐは治水工事要望の声
一三・五・一七	札幌工業港争奪戦へ／石狩町が登場／三沢市長一行現地視察
一三・五・一九	ニュース十字町／花畔の通水式
一三・六・九	石狩川鱒漁大漁
一三・六・九	花畔地方水田良好
一三・七・一二	石狩海浜学校／一日から七日間
一三・七・二六	石狩浜で踊る／石井漠の講習会
一三・七・三〇	石狩海浜学校／開設準備成る
一三・七・三〇	当別・石狩へ赤誠旗

一三・八・四	鳩のたより／石狩海浜学校から
一三・八・五	陽と波にすく／育つ海の子ら／石狩海浜学校の明暮れ
一三・八・二四	家畜の定期診療／毎月石狩町農会で実施
一三・一〇・七	鮭漁に「休」なし／石狩町民日曜日も解禁を嘆願
一三・一〇・二三	次男・三男坊来い！／漸く世に出る石狩の泥炭地／開拓の歟待つ二万八千町歩
一三・一一・一	石狩鮭の禁漁日／陳情叶って十一月から解禁許可
一三・一二・三	石狩佃煮業者共同加工場設置／本格的製造に進出
一三・一二・一一	馬の伝染性流産予防
一三・一二・一一	流産菌はない／花畔に流産馬
一四・一・五	出初式／花畔
一四・一・六	石狩に遺家族会
一四・一・三一	大石狩平原護る／生産力拡充へ治水促成会が貴衆両院と関係大臣へ陳情
一四・三・三	石狩川開港は不適／六十年前既に米人工師が立証
一四・四・二七	石狩町栄養改善座談会
一四・四・二八	花畔に牛乳処理所
一四・五・二四	石狩海岸に傷兵静養所／海浜ホテル近く陸軍に献納
一四・六・一九	牛に突かる
一四・六・二六	石狩能量寺門徒表彰
一四・七・九	海に鍛へよ／学童を待つ石狩海岸

一四・七・二一	石狩海浜学校／開設期愈よ迫る／申込者既に四十余名
一四・七・三〇	海浜学校愈よ一日から
一四・八・八	石狩海浜学校
一四・八・一一	工業港は石狩に／廃川利用して築設／片岡氏石狩町長に言明
一四・八・二四	花畔の怪力少年／名寄岩へ弟子入り叶ふ
一四・九・二	石炭積出港問題関係地主が協議
一四・九・八	工業港招致期成同盟組織
一四・九・二〇	石狩救難演習
一四・九・二三	液体燃料自給に／石狩の地質調査商工省技師一行来道
一四・九・二九	石狩に反対せず／大陸政策との関連検討／石炭積出港・鉄道省の態度
一四・一〇・一九	愛惜尽きぬ石狩の清流に遺骨を託す／郷土作家本庄氏を弔ふ
一四・一〇・二六	石狩工業地帯予定地視察／札幌市議一行
一四・一一・六	石狩蹄鉄工組総会
一四・一一・七	鮭の石狩沸立つ／昭和九年来の豊漁／浜値一円五十銭で飛ぶ
一四・一一・一四	石狩にフラ／病／謎の病氣・嗜眠性脳炎
一四・一一・二四	町村短信／花畔
一四・一二・一二	石狩工業港／実現目指し同盟会結成
一四・一二・一六	“鮭の石狩”嘆息／薄漁の上に網は流失
一四・一二・一六	石狩町河口附近は結氷せず

一四・一二・一九	石狩火力発電融雪待つて着工
一四・一二・一九	石狩川治水と石狩築港（上）
一四・一二・二〇	石狩川治水と石狩築港（下）
一四・一二・二五	花畔に流産馬発生
一五・一・八	観閲式／石狩
一五・一・二五	工業港築設促進／今後の方針協議／同盟会評議委員会開く
一五・二・一〇	工業港築争奪／苫小牧、石狩に又挑戦
一五・二・一三	石狩工業港促進／札幌市長等議会に請願
一五・二・一九	石狩女青代議員会
一五・二・二四	石狩川治水工事十八年度遂に完成／請願委員会で戸塚長官言明
一五・二・二七	石狩商組懇談会
一五・二・二八	石狩工業港有望／会議所法案は不提案か／新田札幌副会頭ら交々語る
一五・三・一五	石狩男女青年団体験発表
一五・三・二一	石狩青年発表会
一五・四・八	石狩町除虫菊栽培組合総会
一五・四・八	八幡火防協議
一五・四・一三	石狩産米調製組合懇談会
一五・六・三	町村議当選者／石狩町
一五・六・二四	工業港必ず実現／石狩で期成同盟大会

一五・七・二	石狩産組懇談会
一五・七・一九	石狩工業港本格的設計
一五・七・二二	花畔馬頭観世音祭
一五・八・一一	花畔出身二木君壮烈な戦死
一五・九・四	母子三人心中／平和境石狩町の悲劇
一五・九・一九	工業港は石狩に／交通・工業両部会の意見一致／近く具体案の検討へ
一五・九・二〇	工業港／道庁も石狩に賛意／中央の意向如何で追加予算提出
一五・一〇・九	工業港の方針不動／道庁・小樽市会の謬見指摘
一五・一〇・九	石狩は無類の適地／斉藤勲任技師
一五・一〇・九	技術的に懸念なし／平尾港灣課長
一五・一〇・一七	石狩工業港反対／小樽市民誘致へ結束
一五・一〇・二三	石狩工業港具体案／廿五、六日頃正式発表
一五・一一・一八	工業港・国費で築設／国土計画として早急着工
一五・一一・一八	町村短信／石狩町長選挙決選
一五・一二・二六	町村短信／石狩商組方針
一六・一・二〇	花畔村中央部落会
一六・三・五	石狩工業港実地視察／谷口内務省技監近く来道
一六・三・一二	石狩工業都市建設へ／実施設計調査愈よ開始
一六・三・一八	卅年前工事した石狩に感無量／谷口技監、工業港視察

一六・	三・二八	石狩工業港計画／十七年度予算には是非実現／実地調査の谷口内務省技監強調
一六・	三・二八	石狩町合併へ／札幌工業部会で具申に決定／大工業都市建設に一石
一六・	四・七	町村短信／石狩
一六・	四・九	石狩工業港建設へ一步／四月から愈々大調査／在札各官庁網羅・委員会を組織
一六・	四・二〇	石狩工業港委員会／総合計画委員会に附設
一六・	五・七	石狩川増水／堤防決潰多数の被害
一六・	五・八	石狩工業港／愈々現地調査を開始
一六・	五・一二	花川校も学級増設
一六・	五・一四	石狩工業地帯の買収進捗す／対地主折衝九分通纏る
一六・	五・二二	模型乍ら波も起る／是が石狩工業港／道庁自慢の漂砂試験
一六・	五・二三	石狩工業港愈々実測／花畔で事務も開始さる
一六・	五・二六	巡る十一州／石狩常会委員強化
一六・	五・二九	石狩港の築設／道当局、抱懐の方針
一六・	六・四	石狩開港埠外に／更に固めん小樽港
一六・	六・一九	石狩内港銭函間に大運河を掘削／銭函海岸に副港築設
一六・	六・二八	石狩工業港／速かなる実現痛感
一六・	七・一六	石狩港問題／内務計画局春藤技師談
一六・	七・二二	心魂磨く石狩の浜／八角所長迎へ翼賛会支部で禊祿成
一六・	七・二六	工業港促進への熱意／まづ工業地帯敷地を早期解決

一六・八・五	石狩鮭販売統制
一六・八・七	石狩工業港必成期し／民間の推進力を強化／七町村に区画整理準備工作開始
一六・八・一三	石狩工業港の築設／峠越す敷地収用／次は農耕地整理問題
一六・八・一七	石狩港築設・札幌・実現促進積極化
一六・八・二四	石狩補充兵訓練
一六・八・二四	石狩町作況畜牛は有卦
一六・八・二六	石狩港に待機姿勢／建設諸施策著々内定
一六・九・六	石狩工業港と重要工業誘致施設／会議所常会で審議
一六・九・九	工業港促進に／側面的運動／会議所常会で決定
一六・九・一三	石狩町収入役再選
一六・九・一八	石狩トリコモナス検診
一六・九・一九	石狩港の築設有望／企画院賛意を表明／問題は蔵省の態度
一六・九・二〇	石狩産駒特品評会
一六・九・二六	石狩町常会
一六・一〇・一一	石狩港建設の成否／政府の認識如何／平尾港灣課長帰庁談
一六・一〇・二八	石狩港は実現確信／当面の重要問題／長官、記者団に語る
一六・一一・七	石狩鮭不漁／期待を繋ぐあと漁期
一六・一一・九	石狩工業港生みの悩み／最後の難関は大蔵省／資材の点は懸念なし
一六・一一・二六	石狩港危し／新規予算削減の組上に

一六・一一・二七	ハツ目鰻は農漁／石狩川鮭を尻目の好景氣
一六・一二・二	待たれる予算通過／石狩港築設の調査完了
一七・一・七	石狩工業港問題／予算有望化／戸塚長官・招電により上京
一七・一・一五	石狩工業港築設悲觀の要はない／長官・函館で語る
一七・一・二七	工業港の調査継続／四月融雪早々着手せん
一七・三・八	工業港調査／本月中に根本方針決定
一七・四・一一	工業港築設に備へて／石狩町に都計法を適用
一七・四・一二	工業港部会新設か／五月愈々現地調査開始
一七・五・六	石狩港の工事予算化へ防波堤、外港第一に／明年度予算二千五百万円目論む
一七・五・七	工業港築設調査会／近く誕生・委員に實際家委嘱
一七・五・九	道路建設調査／石狩工業地帯造成に
一七・五・一五	工業港築設実地調査
一七・五・一六	石狩南緑青校認可
一七・五・一七	原野開発促進へ／石狩・苫小牧間運河掘削に並行／あす各関係者が視察
一七・六・二	工業港築設／土木部長・内務省と折衝
一七・六・七	工業港築設有利／道庁当局も希望を深む
一七・六・一二	石狩工業港資料／近く中央当局に送付
一七・六・一三	工業港以外は抑制／拓計予算・各課編成急ぐ
一七・六・一七	工業港築設促進へ／調査委員会愈々実現

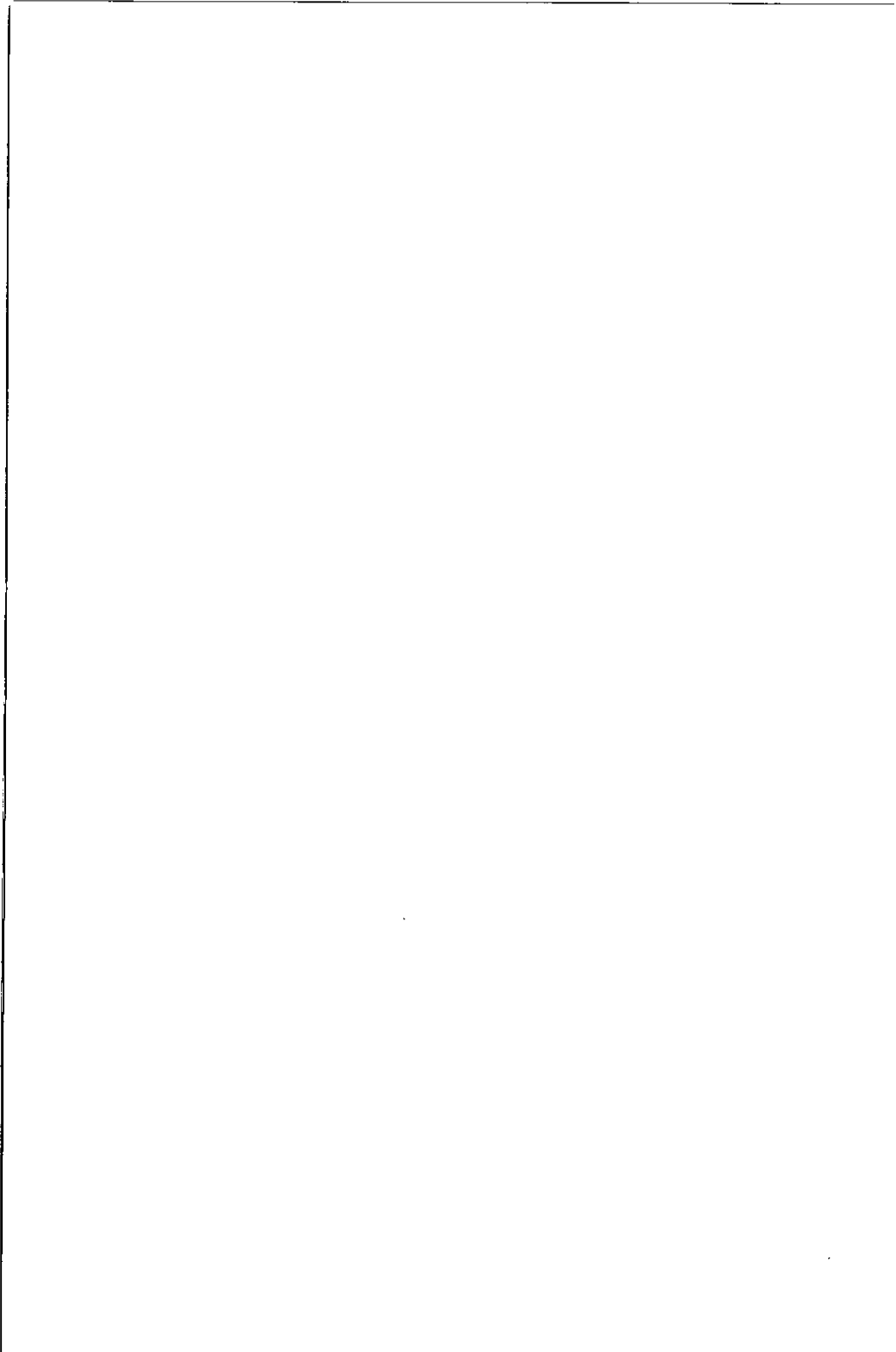
一七・六・一七	石狩工業港の築設／新任長官、土木部長着任待つて／飽まで予算化実現へ
一七・六・二四	石狩港問題に触れる／新長官初登庁の挨拶
一七・七・九	石狩工業港“必実現”／調査分担三事項・七月中に完成
一七・七・二五	工業港規模縮小か／一応三ヶ年計画も樹立
一七・七・三〇	石狩工業港の実現／会議所更に強く主務当局に要請
一七・八・六	明年度予算に築設費計上／石狩港の必実現へ／新長官の積極意向顕現
一七・八・八	秋永企画院部長に石狩港視察依頼
一七・八・一八	石狩港本格的承認後／都市計画に着手／地方民の保護問題重大化せん
一七・八・二七	石狩工業港築設費
一七・八・二七	石狩町会招集
一七・九・一五	石狩の鮭漁期待
一七・一〇・一三	危殆の石狩工港を地元の熱意で復活／市会を通じて実現へ
一七・一〇・一七	石狩町航空青少年隊結成式
一七・一一・一七	石狩鮭豊漁／後期漁も三万尾予想
一七・一一・二七	石狩工港・全額削減
一七・一二・一一	明年度拓計予算／工業港は全面削減／五千二十五万円と決定
一七・一二・一二	石狩工業港問題
一八・一・一〇	運動調査を中止／石狩工港の実現望み薄し
一八・二・二一	石狩工港絶望は禁物／促進同盟会運動継続を決定

一八・四・二八	公魚一億粒／石狩川へ孵化放流
一八・五・四	躍進する水産石狩
一八・八・一五	僕らは少年海員／石狩校の海洋道場
一八・一二・一二	石狩町村長常会／今月に限り十四日開催
一八・一二・一二	各地だより／石狩
一九・一・二九	われらの「石狩号」を／婦人の節米献翼運動
一九・二・一九	石狩町農業会役員
一九・三・四	十一州経済風土記／石狩の巻（上）／経済転換に当面／畜産再興に根本策要請
一九・三・五	十一州経済風土記／石狩の巻（中）／水路「石狩」を開発／奥地、本州の連絡路
一九・三・七	十一州経済風土記／石狩の巻（下）／道の心臓的性格／急進する指導都市札幌
一九・五・七	鮠の漕曳網／石狩沿岸にも実施
一九・五・一六	集団行軍訓練／石狩往復五十軒を歩き抜く
一九・六・九	鮠を待つ石狩港／札幌地区への送出し順序も完了
一九・八・二三	鉄路輸送の隘路／石狩川で截る／河口改修陳情
一九・九・一八	石狩川の魚斃死／鉍毒が原因、対策協議
二〇・三・二〇	札幌へ五千石／石狩手具脛ひく
二〇・四・一二	石狩河口に鰾船団／幌都へトラックでどっと五万貫
二〇・一〇・二五	省営自動車の運行実現へ／石狩港の拡張強化策をも図る



付編 3.

第二次世界大戰後の町決算歳入・
歳出額年次別一覽表



昭和二一年度決算歳入・歳出額表

歳	歳入										歳入
	町税	基本財産積立金穀收入	使用料・手数料	国庫支出金	地方費補助金	寄附金	繰越金	雑収入	貸付償還金	基本財産支消金	
入計	八二一、九〇三・三〇										
歳入	四八一、一九二・九三 ^門	四、八一七・七三	五、八〇〇・三四	二二五、一八六・四四	二一、八〇三・九〇	一三、三九三・〇〇	一七、四七七・三四	七、七八〇・六四	四、四五〇・九八	四〇、〇〇〇・〇〇	
歳入	八二一、九〇三・三〇										
歳	歳入										歳入
	会場費	役木費	土育費	教生費	衛生費	厚生費	勸業費	警防費	地方改良費	選挙費	
入計	三、一八七・〇〇	三一、八二一・五三	二二、二九六・三三								
歳入	四、七九〇・一〇 ^門	三五〇、五〇七・二三	二〇、三五五・二七	一一三、二九四・九三	二九、〇四〇・六一	一〇一、六二七・一五	一九、九一四・九三	一七、七七九・五八	一二、一四九・四五	九、二七六・六三	
歳入	三、一八七・〇〇	三一、八二一・五三	二二、二九六・三三								

昭和二二年度決算歳入・歳出額表

歳	科	入		歳	科	出	
		目	額			目	額
町基本財産積立金穀收入 使用料・手数料 国庫支出金 道支金 寄付金	税	三、〇四二、八七五・四五	入 済 額	会 議 役 場 土 木 育 生 生 費	費	五六、四〇八・七九	出 済 額
		三九、八三三・八九				二、〇二四、六一三・七二	
		四一、七七五・九三				八二、八〇六・四四	
		五一五、三七六・三六				九八五、五〇二・三四	
		二六〇、八二七・五〇				六四、三七一・〇九	
厚生				衛生費		四七一、〇六九・六五	

歳	諸	貸	補	寄	公
出		付	助	付	債
計	費	金	金	金	費
八〇一、五七五、九二	五〇、六七一・七四	四、四九〇・六九	一、六三〇・〇〇		八、七四二・七五

歳入計		歳出計	
緑越金	二〇、三二七・三八	勸業費	七九、六四八・一六
雑収金	三一、九五五・一一	農地委員會費	二二二、〇七二・八一
貸付償還金	四、三九五・七四	消防費	七七、二七一・五六
公債償還費	五四四、〇〇〇・〇〇	地方改良費	一、二五二・〇〇
歳入計	四、五〇一、三六七・三六八	選挙管理委員會費	三九、〇七七・二〇
		統計調査費	九、六五〇・九二
		財産費	三七、五二三・一〇八
		公債費	五〇、九四三・五二
		寄付金	五、〇〇〇・〇〇
		補助金	二、九〇〇・〇〇
		貸付金	四、四九一・一三
		諸費	一七二、四二五・二〇
		歳出計	四、三八七、〇二七・六三八

昭和二十四年度決算歳入・歳出額表

歳	科	入			歳	科	出		
		目	収	入			支	出	額
町	公企業・財産収入	税	一五、九一九	六三四・四〇	議	会	二二九、四九四	四九四	六八
町	公企業・財産収入	税	九二、六七〇	三〇	役	場	六、三〇五	九七三	八六
使用料・手数料			一四二、三七〇	四八	警	察	二、六六八	二三〇	七〇
国庫支出金			二、八〇九	八〇七・五二	土	木	二、九五六	六八〇	四〇
道支金			九四二、二六九	一九	教	育	四、八二二	一九六	七一
寄付金			一、一一〇、〇〇〇	〇〇	社会・労働施設費		一、五四六	四六七	七〇
繰入金			八八八、〇二四	九七	保健衛生費		一七二、二三一	三三	
雑入			五七八、九四三	九三	産業経済費		一、五〇一	六一八	〇〇
町債			二〇三、九三五	一七	地方振興費		六三四、三二五	一〇	
歳入計			二二、六八七	六五五・九六	財政	費	五九、三五一	三七	
					統計	費	五二、三三二	〇〇	
					選挙費		一〇八、〇三六	四三	
					公債費		二八六、八〇六	二四	

昭和二五年度決算歳入・歳出額表

歳	入		歳	出	
	目	額	目	額	
町	地方財政平衡交付金	九、九三〇、〇〇六・七九	議	会	四九四、八〇八・一〇
基	本財産収入	一二、〇一四、〇〇〇・〇〇	役	場	七、七八二、六一六・三七
使	用・手数料	一三二、〇〇六・六九	警	察	三、六六六、六三〇・五〇
国	庫支出	一九七、二三〇・六〇	土	木	三、〇八五、九七五・八〇
道	支	三、六九〇、三六九・〇〇	教	育	六、六五六、四一七・二一
寄	付	四六二、九八三・〇〇	社	会・労働施設費	一、九九六、七〇一・二〇
緑	越	五五〇、〇〇〇・〇〇	保	健	一六四、二九二・六〇
雑	収	一四八、九九八・二六	産	業	一、四五五、六六三・一五
町	債	二六二、二一九・四〇	地	方	一、八五七、二九五・四〇
		一、四三九、〇五九・〇五	財	産	一一三、六七三・八一

諸	支	出	金
歳	出	計	
			一、一八四、九二三・一九
			二二、五三八、六五七・七〇

歳入計	歳入計
二八、八二六、八七二・七九	

統 計 費	選 挙 費	公 債 費	諸 支 出 金	歳 出 計
一〇二、五四五・〇〇	二二五、八九六・一〇	四八二、二四六・一八	六一九、八一七・六〇	二八、七〇四、五七六・〇二

昭和二六年度決算歳入・歳出額表

歳入		歳出	
科 目	収 入 額	科 目	支 出 額
町税	一五、九七八、二七二・〇六	議會費	五六五、三三一・〇〇
地方財政平衡交付金	一〇、六〇一、〇〇〇・〇〇	役場費	九、三〇三、八二〇・一八
公企業・財産収入	二一七、〇一五・三四	警察費	三、七八〇、六五三・四二
使用料・手数料	二三一、三五六・四〇	土木費	二、五八一、七九七・〇〇
国庫支出金	三、〇六〇、一一七・〇〇	教育費	一一、四八四、八七二・一〇
道支金	六〇一、二四三・〇〇	社会労働施設費	九一二、四五三・五〇
寄附金		保健衛生費	二九〇、四七八・〇〇

昭和二七年度決算歳入・歳出額表

歳入計	雑収債	繰越金
三五、三二〇、一七二・四五	三、 八〇〇、〇〇〇・〇〇	五八二、一〇二・七七
	二四九、〇六五・八八	

歲出計	諸公選統財地產	支債舉計產振興業經濟	費費費費費費	一、三五五、四〇三・二〇 二、二九三、九八一・五〇 七五四、六六九・八四 六七、〇三四・六〇 四七二、三五四・五〇 七三二、九二七・九六 五五九、六九七・〇〇
-----	---------	------------	--------	---

歳入		歳出	
科 目	収 入 額	科 目	支 出 額
町 地方財政平衡交付金	一七、九五七、九六六・〇八	議 会 費	四五八、六三〇・〇〇
税	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇	役 場 費	一三、三七七、〇九九・八六
公 企 業 ・ 財 産 収 入	一七四、四五八・〇〇	警 察 費	五、一八八、三一三・〇八
使 用 料 ・ 手 数 料	二九〇、三五四・〇〇	土 木 費	五、五八六、八五六・〇〇

歲入計	國庫支出金	道支金	緞越金	雜收金	寄付金	町債	指定寄付金	繰上充用金
四九、一六八、五一・九八	二、五二〇、八三六・〇〇	一、九六六、九〇三・〇〇	一六四、三七〇・〇〇	四〇三、七一九・九〇	七〇〇、〇〇〇・〇〇	七、九〇〇、〇〇〇・〇〇	一、一〇九、九〇七・〇〇	三、三八〇、〇〇一・〇〇

歲	諸	公	選	統	財	地	產	保	社	教
出	支	債	舉	計	產	方	業	健	會	育
計	出	費	費	費	費	振	經	衛	勞	費
	金	費	費	費	費	興	濟	生	施	
									設	
									費	
四九、一六八、五一・九八	七二一、一九三・〇〇	一、三三九、七七三・一四	五四三、〇三七・〇〇	四九、一八〇・〇〇	二二九、九一七・〇〇	四、一四七、八八七・五〇	一、八七三、一二四・六〇	三、四三三、五三七・〇〇	一、七六九、九八三・〇〇	一三、五三九、九八〇・八〇

昭和二八年度決算歳入・歳出額表

町	科	歳
税	目	入
一八、二五三、八〇〇 ^円 ・〇〇	収 入 済 額	
議 会 費	科 目	歳
六六八、四一二 ^円 ・〇〇	支 出 済 額	出

付編 3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覽表

地方財政平衡交付金	一〇、六九九、〇〇〇・〇〇	役場費	一四、八一二、五〇八・七一
公企業・財産収入	二三六、五八一・〇〇	警察消費費	一、六五六、二八四・〇〇
使用料・手数料	四九五、七九二・〇〇	土木防費	六、一二七、九四八・〇〇
国庫支出金	一〇、一九三、二三五・〇〇	教育費	二〇、〇三九、六〇二・五〇
道支金	五一二、三六四・〇〇	社会労働施設費	一一〇、九五〇・〇〇
繰越金		保健衛生費	四六三、八七六・〇〇
雑収入	一二二、六六六・八五	産業經濟費	二、三一九、二五八・〇〇
指定寄付金	七六二、〇三〇・〇〇	地方振興費	二、二〇〇、一九八・〇〇
町債	一一、二〇〇、〇〇〇・〇〇	財産費	一、九五六、六〇〇・〇〇
寄付金	一、七三〇、三二五・〇〇	統計費	一四、六八〇・〇〇
繰上充用金	三、〇七九、五七四・〇〇	選挙費	五二六、九三五・〇〇
歳入計	五七、二八五、六三六・八五	公債費	一、八四〇、五四七・〇〇
		諸支出金	一、一六七、五九七・〇〇
		予備費	三、三八〇、〇〇一・〇〇
		前年度繰上充用金	五七、二八五、三九七・二一

昭和二九年度決算歳入・歳出額表

歳	科 目	入		歳	科 目	出	
		入	済 額			出	済 額
町	町税	一九、二七七、一二五	円	議 会	議 会 費	五四〇、二三五	円
	地方財政平衡交付金	八、九六七、〇〇〇			役 場 費	一五、九〇四、七三四	
	公企業・財産収入	二四三、七五八			警 察 費	一、八八七、〇二一	
	使用料・手数料	七二六、九二一			土 木 費	二、一一七、七六二	
	国庫支出金	八、〇六〇、四五四			教 育 費	一八、七八一、〇八九	
	道 支 出 金	六九五、四三三			社会労働施設費	二八八、九七〇	
	繰越金	一八三、三二〇			保健衛生費	八七六、〇一一	
	雑 入	九、二〇〇、〇〇〇			産業経済費	五、五〇四、五四六	
	町 債 償	一、五〇〇、〇〇〇			地 方 振 興 費	四一四、六六七	
	教 育 公 募 金	三、一四五、六七〇			統 計 費	一、〇一五、二二二	
夫 役 充 用 金	寄 付 金	三、三九八、七三六		公 債 費	選 挙 費	六五、五九一	
	繰上金	二、三九三、四四四			公 費	五三一、七六三	
						二、三六七、〇四一	

歳入計	歳入
五四、七九一、八六一	

諸支出金	前年度繰上充用金	歳出計
一、四一七、六四五	三、〇七九、五七四	五四、七九一、八六一

昭和三十年度決算歳入・歳出額表

歳入	歳入		歳出	歳出	
	科目	目	科目	目	額
町	町税	二二、六三一、六七七	町会費	二四六、五五〇	円
	地方交付税	九、八五七、〇〇〇	役場費	一七、一二六、六三〇	
	公企業・財産収入	八一、〇八四	消防費	一、三五八、五八四	
	使用料・手数料	八八八、〇七六	土木費	二、八四二、八七七	
	国庫支出金	六、〇一〇、二一七	教育費	一八、九二八、八九三	
	道支金	一、六五〇、三九五	社会労働施設費	一一七、一〇〇	
	緑越金	三三六、四九三	保健衛生費	二、〇三五、三三〇	
	雑入	八、九〇〇、〇〇〇	産業経済費	三、五九六、五一六	
	債入		地方振興費	二四八、二九三	

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覽表

五三四

寄付金	臨時地方財政特別交付金	歳入計
五、七三七、二二八	一、六五八、〇〇〇	五八、四八八、一七〇

財産費	統計費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	前年度繰上充用金	歳出計
四、一〇〇、四五七	一三〇、二六〇	六一、四〇〇	三、五六六、七三〇	一、一一七、六二五		二、三九三、四四四	五八、四二〇、六八九

昭和三一年度決算歳入・歳出額表

歳入	科目	目	歳出	科目	目
	町税	地方交付税	公企業・財産収入	財産金繰入金	歳入計
二二、四五二、六八四 _円	一一、九三一、〇〇〇	四七八、四五〇	二五七、四〇〇		
	議会场	役場	消費	土木費	
	三九〇、九九六 _円	一五、七三〇、四一二	一、五六五、〇四二	九四一、五七九	

使用料・手数料	国庫支出金	道支金	緑越金	雑入金	寄付金	町債	委託工事費	雑収入	歳入計
九三八、四四四	六〇、〇九三、一九四	九八一、三九一	六七、四八一	二、〇八六、〇九九	三、四八四、七〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	五、一一二、二九〇	一六五、〇〇〇	五九、四四八、一三三

教育費	社会労働施設費	保健衛生費	産業経済費	地方振興費	財産費	財政費	統計費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	冷害対策費	委託工事費	歳出計
二二、八三三、七四〇	一〇九、一七四	五四八、一一三	三、三一七、三五三	四八九、三七七	三一三、九九五	四、七三〇	六九一、二〇九	四、六八八、一〇三	一、〇四一、三一二	一、五九六、八八九	五、一一二、二八九	五、一一二、二八九	五、一一二、二八九	五九、三七四、三二三

昭和三二年度決算歳入・歳出額表

歳	歳入		歳出	
	科	目	科	目
町有提供施設等所在 国有村助成交付金 地方交付税 公企業財産収入 財産金繰入金 使用料・手数料 国庫支出金 道支金 繰越金 雑入金 町債 雑収入	税	二一、九五二、四一三	議	九二九、五五九
	金	五二、〇〇〇	役	二〇、九二四、五〇五
	税	一七、一〇六、〇〇〇	場	一、四一九、九四七
	税	一、一二三、八八七	防	四、七五〇、七八五
	金	一、〇八三、四五五	木	一八、八四〇、二九一
	料	三、二七九、二八五	育	一四七、九〇〇
	金	八八四、七九五	社会労働施設	七三一、七六七
	金	七三、八二〇	保健衛生	二、九三三、六四八
	金	四三五、四四〇	業	六七四、二四九
	金	三、四五二、六二〇	計	一一四、四二〇
雑収入	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	選	五二四、〇六〇
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	公	五、七五七、三三五
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	債	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	諸	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	支	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	出	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	金	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	費	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	費	一、八四〇、九八四
	金	一〇、二〇〇、〇〇〇	費	一、八四〇、九八四

昭和三三年度決算歳入・歳出額表

歳入計		予備費	
歳入	計	歳出	計
五九、六四三、七一五		五九、五八九、四五〇	

歳入		歳出	
科目	目	科目	目
町有提供施設等所在税	二七、七六三、九九〇 _円	議会	一、〇〇七、八二八 _円
市町村助成交付金	一四七、〇〇〇	役場	二、〇一五、四六二
地方交付税	二一、一三九、〇〇〇	消防	二、四三一、〇四二
公企業・財産収入	一五、五七四、〇八〇	土木	二、二三五、三〇四
財産繰入金	一三、九八〇	教育	一七、四五二、三一二
使用料・手数料	一、二九三、二九六	社会・労働施設	一五九、三九〇
国庫支出金	二、六七六、三〇一	保健衛生	五六九、三〇〇
道支金	二、二四二、〇七九	産業	六、八九六、四九二
繰入金	五四、二六五	経済	三五〇、七二九
雑入	二、三八〇、六九二	統計費	五、〇〇〇

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

五三八

寄付金	町債	償還金	歳入計
一、二二一、四八〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	八〇、四九六、一六三

選挙費	公債費	諸支出金	予備費	貸付金	歳出計
七二四、二九六	七、一六四、七九八	二〇、四四〇、六九三	—	—	八〇、四四三、六四六

昭和三四年度決算歳入・歳出額表

歳入		歳出	
科目	目	科目	目
町有提供施設等所在税	二六、一八三、三六六 _円	議会費	一、〇三五、五二六 _円
市町村助成交付金	一三七、〇〇〇	役場費	二一、一一六、五五九
地方交付税	二三、六一九、〇〇〇	消防費	二、四四六、九三八
公企業・財産収入	六六二、六六六	土木費	五、一〇七、九五一
財産繰入金	—	教育費	二三、三二七、六九六
使用料・手数料	一、五四二、四二〇	社会・労働施設費	二二七、三六〇

歳入	町	寄	雑	繰	道	国
		付		越	支	庫
計	債	金	入	金	金	金
七五、三八九、三六四	一、二三〇、〇〇〇	一、五三一、〇〇〇	一、二三八、五〇七	五二、五一七	四、五七〇、八二八	四、六二一、九六〇

歳出	予	諸	公	選	統	財	産	保
	支		債	挙	計	産	業	健
計	備	出				経	濟	生
金	金	費	費	費	費	費	費	費
七五、二〇八、四一四	一、八六三、二四三	七、八九七、五九七	一、一五九、六七〇	一四九、七〇五	五〇九、〇九六	九、四九六、〇九九	八七〇、九七四	

昭和三五年度決算歳入・歳出額表

歳入	歳出
町	歳
市	科
国	目
有	収
提	入
供	済
施	額
設	科
等	目
所	支
在	出
税	済
	額
二七、八六六、〇〇〇	二七、八六九、二六三
二七、八六六、〇〇〇	一一七、〇〇〇
二七、八六六、〇〇〇	二一、八一、三八二
二七、八六六、〇〇〇	四、〇三九、〇九三

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覽表

五四〇

歳入計	歳入										歳出計
	公企業・財産収入金	財産・繰入金	使用料・手数料	国庫支出金	道支金	繰越金	雑入金	寄付金	町債	歳入計	
	一、〇八六、〇三一	三七五、〇〇〇	一、五〇四、〇七〇	七、一七六、四七〇	二、八〇五、七三七	一八〇、九五〇	七九九、二二九	一、三四一、〇〇〇	一、七三〇、〇〇〇	八二、八五〇、七五〇	
歳出計	歳出										歳入計
	土木費	教育費	社会労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統制費	選挙費	公債費	諸支出金	
	六、五六〇、七九三	一七、七四六、〇四七	六、五九四、二一八	一、五一四、一八三	八、四一六、九六一	四九〇、七五一	一九〇、五六五	八八七、八八四	八、七四二、四六八	三、〇三〇、八七九	八一、一四一、七二四

昭和三十六年度決算歳入・歳出額表

歳	歳入		歳出	
	科	目	科	目
町	国有提供施設等所在税	二五、二一三、七五六円	議	一、五四四、七九四円
	市町村助成交付金	九七、〇〇〇		二五、〇〇九、一二二
	地方交付税	四二、九五三、〇〇〇		二、五七七、四二三
	公企業・財産収入	一、一八七、四二九		一〇、三五六、一七一
	財産繰入金	—		一九、五九四、九一七
	使用料・手数料	一、三六八、七八二		七、四六三、七〇七
	国庫支出金	九、八〇六、〇六七		一、八五〇、八三九
	道支金	三、七七九、七三〇		一三、四二二、二二〇
	緑越金	一、七〇九、〇二六		五三四、三二四
	雑入金	五、七一二、二八九		五五、八一五
町	寄付金	四、〇四八、〇〇〇	選	五八七、七三二
	債	八、二〇〇、〇〇〇		九、八一九、七八〇
公	役場費	—	會	—
	消防費	—		—
	土木費	—		—
	教育費	—		—
	社会労働施設費	—		—
	保健衛生費	—		—
	産業經濟費	—		—
	財産費	—		—
	統計費	—		—
	選挙費	—		—
公	債費	—	債	—
	公債費	—		—

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覽表

五四二

歳	入	計
	一〇四、〇七五、〇七九	

歳	予	諸
出	備	支
計	金	金
一〇一、五〇〇、九三二	八、六八四、〇七八	—

昭和三七年度決算歳入・歳出額表

歳	入	出
科	目	目
町有提供施設等所在税	二六、五二二、四九八 _円	二、一〇二、三七六 _円
市町村助成交付金	一一八、〇〇〇	二八、七六〇、九四四
地方交付税	五六、八三四、〇〇〇	四、六〇四、九四八
公企業・財産収入	一、四七四、八五〇	一八、二七九、一五六
財産繰入金	一〇〇、〇〇〇	一九、四三八、四六八
使用料・手数料	一、三二四、七三三	一、一四三、九一五
国庫支出金	七、五三四、七九七	一、九七五、八九三
道支金	八、八一六、三四〇	一五、二一九、二三九
繰越金	二、五七四、一五七	六三九、二〇〇
議 会	役 場 費	二、一〇二、三七六 _円
消 防 費	土 木 費	一八、二七九、一五六
教 育 費	社 会 費	一、一四三、九一五
社会・労働施設費	保 健 費	一、九七五、八九三
産業経済費	財 産 費	一五、二一九、二三九

歳	町	寄	雑
入	付		
計	債	金	入
一二一、八九〇、四九四	五、三〇〇、〇〇〇	四、四四二、〇〇〇	六、八五九、一一九

歳	予	諸	公	選	統
出	支	備	債	挙	計
計	金	金	費	費	費
一一四、二二一、一八八	一〇、五四一、三三三	一〇、二九三、五六六	一、一五三、二四〇	五八、九一〇	

昭和三八年度決算歳入・歳出額表

歳	科	目	入	歳	科	目	出
	町有提供施設等所在税	二八、四四五、二八八	入		議	費	出
	市町村助成交付金	一一〇、〇〇〇	済		役	費	出
	地方交付税	七〇、八〇一、〇〇〇	額		会場	費	出
	公企業・財産収入	一、九四三、三五三			消費	費	出
	財産繰入金				土木	費	出
	使用料・手数料	一、五七四、二三一			教育	費	出
					社会労働施設費	費	出
							二、二九四、〇一九
							三五、五九〇、九六五
							三、〇二八、六五八
							一七、四九九、四七二
							二八、七八九、七九一
							二四、一五八、五四五

歲入計	町	寄	雜	繰	道	國
		付		越	支	庫
		金	入	金	出	出
	債				金	金
一八五、五二九、六九一	二一、八〇〇、〇〇〇	七、五七三、八三六	二、七二五、〇〇〇	七、六七九、三〇六	一一、九二五、五四九	三〇、九五二、一二八

歲出計	予備金	諸支金	公債費	選舉費	統計費	財產費	保健衛生費
一八〇、四〇〇、五八八		一〇、九七七、七八五	一〇、七九二、五七六	一、三九六、一七九	一〇一、七九五	四三、一五五、三〇六 七六七、六二三	一、八四七、八七四

昭和三九年度決算歳入・歳出額表

町有施設交付金	市町村交付金	地方交付税
三三、八〇六、七五八 _円	一一六、〇〇〇	八九、六四六、〇〇〇
議 会	総 務	民 生
費	費	費
四、一一二、二〇四 _円	四三、二二一、八八八	一一、六六五、七一九

歳入計	町債	諸収	繰越入金	寄付金	財産収入	道支金	国庫支出金	使用料・手数料
一八三、六九二、二八五	一二、七〇〇、〇〇〇	一二、六一六、九一四	五、一二九、一〇三	一、一四二、〇〇〇	二、〇九四、七一七	八、八五六、六一〇	一五、三九八、九六二	二、一八五、二二一
歳出計	予備費	公債費	教育費	消防費	土木費	商工費	農林水産業費	衛生費
一七一、九四四、九五四	一二、二七一、〇七〇	二五、九七八、〇〇四	四、八六二、一四三	二六、四一二、九六四	七、五五〇、八三三	三三、一〇二、四九五	二、七六七、六三四	

昭和四十年年度決算歳入・歳出額表

歳入	歳出
科目	科目
町有財産提供施設交付税金	町会費
四〇、三三九、四二四 ^円	四、三九八、九三二 ^円
国庫補助金	国庫補助金
一一八、〇〇〇	四三、一二六、二六三
市町村交付税	市町村交付税
一〇三、六九四、〇〇〇	一一、九五六、三二二
民衆生活費	民衆生活費
議務費	議務費
歳入額	歳出額

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覽表

五四六

使用料・手数料	国庫支出金	道支金	財産収入	寄附金	繰越金	諸収入	町債	歳入計
三、三四二、七五七	三二、五七七、三八八	一二、四一二、一六七	二、七三五、八二六	一〇〇、〇〇〇	一一、七四七、三三一	八、九八三、四三〇	一〇、七〇〇、〇〇〇	二二六、七五〇、三二三

衛生費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	予備費	災害復旧費	諸支出金	歳出計
三、三八四、五九四	三八、一三六、一一三	三、〇一四、九三一	五五、四七四、九三三	四、三二五、三八五	三〇、四五五、九八三	一三、七〇三、六一二	三、三九二、六〇三	一、二九九、七三〇	二二二、六六九、四〇一	

昭和四一年度決算歳入・歳出額表

歳入	歳出
歳入	歳出
目	目
収入	支出
税	費
四六、三〇一、六三八 _円	五、一九五、八七五 _円

歳入計	町債	諸収入	繰入金	寄付金	財産収入	道支出金	国庫支出金	使用料・手数料	地方交付税	臨時地方特別交付金	市町村助成施設交付金	国営施設利用税交付金	娯樂施設利用税交付金
三二五、七四一、三〇〇	二六、一〇〇、〇〇〇	六、九一三、三四五	一四、〇八〇、九二二	三九、九六九、〇〇〇	四、二七八、八三二	二一、七一〇、八三八	三三、七五九、〇六六	四、八四二、五五九	一二五、六〇九、〇〇〇	一、四三八、〇〇〇	一一八、〇〇〇	六二〇、一〇〇	六二〇、一〇〇
歳出計	歳出計	予備費	公債費	教育費	消防費	土木費	商工費	農業費	衛生費	民生費	総務費		
二九六、一〇八、七八二		一八、三三三、三二七		四五、一一二、一三六	四、八四八、四六六	一〇六、三七〇、四四二	二、九一九、五五六	三三、一五二、〇〇一	四、二二五、七五一	二二、四九四、〇七二	五三、四五七、一五六		

分担金・負担金	歳入計
三、〇四五、〇〇〇	三六五、六三七、八五三

昭和四三年度決算歳入・歳出額表

歳入	歳入		歳出	歳出	
	科目	目	科目	目	目
町 娛樂施設利用税交付金 自動車取得税交付金 国有提供施設交付金 市町村助成金 地方交付税 使用料・手数料 国庫支出金 道支支出金 財産収入 寄付金	町税	六四、九一五、五〇一	議会費	七、三三九、五〇五	
	娛樂施設利用税交付金	二、四五五、五九九	総務費	八六、六九二、八九七	
	自動車取得税交付金	五、四八三、〇〇〇	民生費	三四、一三七、九六七	
	国有提供施設交付金	一二七、〇〇〇	衛生費	六、三八七、一〇二	
	市町村助成金	一五七、九五五、〇〇〇	農林水産業費	三九、六二九、八九二	
	地方交付税	一〇、六五八、三二四	工業費	四、一七一、六八三	
	国庫支出金	三三、四五七、三二九	土木費	一四八、二九七、四九三	
	道支支出金	二三、三二六、〇三八	消防費	八、五四三、四一七	
	財産収入	八、五三九、三九九	教育費	七八、五三八、一四二	
	寄付金	七四、六一三、九〇〇	公債費	二〇、一六五、六四八	

五五〇

線越金	二三、六九四、一九三	予備費	五、三三二、〇〇〇
諸收	二四、六〇一、七五二	諸支出金	
町債	三三、七〇〇、〇〇〇	歲出計	四三九、二三五、七四六
土木費分担金	三、二八二、五〇〇		
歲入計	四六六、八〇八、五二五		

昭和四四年度決算歳入・歳出額表

歳	科	目	入	出
町	娛樂施設利用税	交付金	七二、二五四、〇八九円	九、四二五、〇九四円
自動車取得税	交付金	二、六二一、四〇〇	九五、四二一、二七六	
国有提供施設所在	交付金	一〇、二三五、〇〇〇	四三、三七四、九二五	
市町村助成交付金	交付金	一六七、〇〇〇	六、九七一、四六六	
地方交付税		一九九、五五一、〇〇〇	五八、〇一一、五〇三	
使用料・手数料		一二、八五七、九七六	四、七五八、〇三三	
国庫支出金		三六、一四二、八四一	一二四、四七八、一七二	
議 会	土木	費		
總 務	土木	費		
民 生	土木	費		
衛 生	土木	費		
農 林	土木	費		
水 産	土木	費		
業	土木	費		
商 工	土木	費		
土 木	土木	費		

歳入計	分担金・負担金	町収	諸収入	繰越金	寄付金	財産収入	道支金
五三三、一五一、〇六七	一、五八二、五〇〇	三四、六〇〇、〇〇〇	三一、〇〇三、五二二	二七、五七二、七七九	三一、五六五、六〇〇	三〇、九七八、六九一	四三、〇一八、六六九
	歳出計	予備費	諸支出	公債費	教育費	消防費	
	五二、九九四、〇八六		三九、三九五、七四四	二七、七九一、二五四	九七、二九五、六二八	一〇、〇七九、九九一	

昭和四五年度決算歳入・歳出額表

歳		入		歳		出	
科	目	収	入	科	目	支	出
町税	七六、九七八、二五〇 _円			議 会 費	一〇、八〇〇、四九七 _円		
娯楽施設利用税交付金	二、六五一、三五〇			総 務 費	一一五、三〇六、〇四三		
自動車取得税交付金	九、九四四、〇〇〇			民 生 費	六三、八九七、六二五		
国有提供施設交付金	二〇三、〇〇〇			衛 生 費	八、三一三、九〇三		

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

五五二

歳入計	地方交付税	使用料・手数料	国庫支出金	道支金	財産収入	寄附金	繰越金	諸収入	町債	分担金・負担金
五四〇、七六五、九〇六	二五四、五六二、〇〇〇	一一、七四一、五六八	五三、五七四、〇二二	一八、五〇七、二五八	六、二一三、二五一	三、五八五、〇〇〇	二〇、一五六、九八一	四二、二〇八、〇三六	三一、六〇〇、〇〇〇	八、八四一、一九〇
歳出計	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	歳出計
五二二、二二一、一〇四	二七、八三八、八一	六、二四四、五九六	一二四、九〇一、九六二	一〇、四〇七、五六二	一〇五、八一五、八〇五	六、五七五、一四一	二六、八一九、一八九	一五、二八九、九七〇		

昭和四六年度決算歳入・歳出額表

歳	歳	歳
歳入	歳入	歳出
科目	科目	科目
目	目	目
入	入	出
額	額	額
町税	議事會費	一五、五七七、九四八
一〇八、三三三、八八八	總務費	一四九、八二〇、八五三
四、二〇六、八六五	民生費	八九、五四二、九八五
九、四二二、〇〇〇	衛生費	一三、四八四、〇一一
二〇三、〇〇〇	農林水産業費	三五、二五四、八六一
三二八、四九六、〇〇〇	商工費	七、七五四、一六八
一三、九二五、九一九	土木費	一四五、九一〇、六〇六
六四、五四九、九四四	消防費	一一、三五四、三〇〇
二五、〇六〇、八四九	教育費	一四二、八六八、七六六
九、四三九、四六三	災害復舊費	八、九八〇、〇三七
一八、五五四、八〇二	公債費	二七、九五七、四一二
五二、七八八、四一三	予備費	一六、七二二、一四〇
四八、七〇〇、〇〇〇	諸支出金	
一〇、五七三、八二〇		
分担金・負担金		
町債		
諸収入		
繰越金		
財産収入		
道支金		
国庫支出金		
使用料・手数料		
地方交付税		
国有財産交付金		
自動車取得税交付金		
娛樂施設利用税交付金		
町税		

3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

歳入		歳出
交通安全対策特別交付金	一八四、〇〇〇	計
寄付金	二、四〇〇、〇〇〇	
自動車重量譲与税交付金	二、七七〇、〇〇〇	
歳入計	六九九、五三七、九六三	
		六六五、二二八、〇八七

昭和四七年度決算歳入・歳出額表

歳入		歳出	
科	目	科	目
町税	五九〇、三九六、〇六四 _円	議会費	二一、七四二、七一五 _円
地方譲与税	一二、八二四、〇〇〇	総務費	六八五、六四三、九五九
娯楽施設利用税交付金	七、一七八、六六五	民生費	一二九、〇八一、七六五
自動車取得税交付金	一二、三二九、〇〇〇	衛生費	一七、〇八九、八〇二
国有提供施設所在	二四三、〇〇〇	農林水産業費	三五、九五三、九三七
市町村助成交付金	四一四、七八五、〇〇〇	商工費	一四、〇四七、九九〇
地方交付税	一六、四四〇、七七八	土木費	二二五、〇六八、八二二
使用料・手数料	九〇、九六〇、九九七	教育費	二二二、三七二、九五一
国庫支出金			

歳入計	歳出計	道支金	財産収入	繰越金	諸収入	町債	分担金・負担金	交通安全対策特別交付金	寄付金
一、四五三、三五七、八三七	一、四一三、六九一、〇五三	一、四四一、〇七六	三三、一八五、四三六	二八、〇六二、六〇〇	七二、一五四、九〇七	九四、六〇〇、〇〇〇	一三、九九九、五六〇	四九一、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇
		災害復旧費	公債費	予備費	諸支出金	歳出計			
		一一、四四一、〇七六							

昭和四八年度決算歳入・歳出額表

歳入	歳出	科	目	額
三、〇一〇、〇〇〇	二七、〇八二、二九一	町	地方譲与税	三四〇、八一八、二四四
一、四一三、六九一、〇五三	六〇七、四六七、八九四	町	地方譲与税	一三、七二五、〇〇〇
一、四五三、三五七、八三七	一八一、五五八、六〇八	町	地方譲与税	一五、二五九、八六六
		民	総議	
		生	務会	
		費	費費	

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

五五六

自動車取得税交付金	一五、五四四、〇〇〇	衛生費	四四、八八七、一二一
国有村助成施設所在金	二八三、〇〇〇	農林水産業費	四三、二六二、〇七五
地方交付税	五〇八、七六〇、〇〇〇	商工費	一二、七〇五、九一九
使用料・手数料	一八、四八一、九五七	土木費	四五五、二九三、八四一
国庫支出金	一四五、五二六、八四八	教育費	二九八、五一四、五三一
道支支出金	六二、一三四、三八二	災害復旧費	三、五五二、六四五
財産収入金	一九、二九七、一四三	公債費	四五、二七八、三九二
繰入金	一七八、四八六、六五四	諸支出金	二五、四八四、六二七
繰越金	三九、六六六、七八四	予備費	
諸収入	二四七、〇七三、七五三	歳出計	一、七四五、〇八七、九四一
町債	九四、七〇〇、〇〇〇		
分担金・負担金	五五、二六六、四〇三		
交通安全対策特別交付金	六四八、〇〇〇		
寄付金	二九、六七九、三二〇		
歳入計	一、七八五、三四一、三五四		

昭和四九年度決算歳入・歳出額表

歳		入		歳		出	
科	目	収	入	科	目	支	出
町	地方譲与税		六三七、六〇四、九三〇 _円	議	会費		四三、五七三、四三九 _円
地	方譲与税		二四、〇二八、〇〇〇	総	務費		六〇八、四三三、七七四
娛	楽施設利用税交付金		二一、〇一七、六〇〇	民	生費		三四七、七八七、三三八
自	動車取得税交付金		二二、八四九、〇〇〇	衛	生費		一一一、一九六、八八一
国	有提供施設所在		三四一、〇〇〇	農	林水産業費		七四、〇一四、一六四
市	町村助成交付金		五五〇、一〇〇、〇〇〇	商	工費		一八、一五〇、五九〇
地	方交付税		九七八、〇〇〇	土	木費		五七五、〇一一、二〇二
交	通安全対策特別交付金		一〇五、六四六、六八〇	教	育費		四三〇、七五六、九八四
分	担金・負担金		二〇、〇八九、九一八	公	債費		四九、一九四、三四〇
使	用料・手数料		二七三、一三四、四一〇	予	備費		
国	庫支出金		八四、二四〇、三二〇	歳	出計		二、二五八、一一八、七一二
道	支支出金		七、五三六、六八七				
財	産収入金		二、〇五〇、〇〇〇				
寄	付金						

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

歳入計	諸町	繰越	繰入
二、三三一、一三三、八三八	一七〇、九六四、九四八	四〇、二五三、四一三	二七六、三九八、九三二
	九三、九〇〇、〇〇〇		

昭和五十年年度決算歳入・歳出額表

歳入		歳出	
科 目	収 入 額	科 目	支 出 額
町 方 譲 与 税 税	六〇七、九九五、二一 _円	議 会 費	五六、四二五、五七四 _円
地 方 譲 与 税	二八、七四六、〇〇〇	總 務 費	六五九、二七六、八一七
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	二四、八二二、〇〇〇	民 生 費	三一九、三五二、一一四
自 動 車 取 得 税 交 付 金	三〇、二三七、〇〇〇	衛 生 費	一五〇、三六九、四三〇
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	四一、〇〇〇	農 林 水 産 業 費	一一三、〇二六、二四三
地 方 交 付 税	五五二、〇七四、〇〇〇	商 工 費	一八、一六〇、〇八八
交通安全対策特別交付金	一、三〇九、〇〇〇	土 木 費	六四〇、三〇五、七六四

分担金・負担金	使用料・手数料	国庫支出金	道支金	財産収入	繰越金	諸収入	町債	繰入金	寄附金	歳入計
一一八、一八五、九五七	二一、一四〇、一七〇	四九〇、九二五、九九五	八六、〇九七、九一三	六、五〇七、五五三	七三、〇一五、一二六	二三六、一四九、〇二六	三八二、二〇〇、〇〇〇	一九八、二七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八五九、〇八六、九五一
教育費	災害復旧費	公債費	歳出計							
六七九、九二三、四七五	五〇、二九三、〇七〇	六一、四三五、一二一	二、七四八、五六七、六九六							

第二次世界大戦の町一般会計決算歳出額一覽表

年次	支 出 額
昭和21年	八〇一、五七五・九二
22年	四、三八七、〇二七・六三八
23年	
24年	二二、五三八、六五七・七〇
25年	二八、七〇四、五七六・〇二
26年	三五、一五五、四七三・八〇
27年	四九、一六八、五一・九八
28年	五七、二八五、三九七・二一
29年	五四、七九一、八六一
30年	五八、四二〇、六八九
31年	五九、三七四、三三三
32年	五九、五八九、四五〇
33年	八〇、四四三、六四六
34年	七五、二〇八、四一四
35年	八一、一四一、七二四

36年	一〇一、五〇〇、九二二
37年	一一四、二一一、一八八
38年	一八〇、四〇〇、五八八
39年	一七一、九四四、九五四
40年	二二二、六六九、四〇一
41年	二九六、一〇八、七八二
42年	三四一、九四三、六六〇
43年	四三九、二三五、七四六
44年	五一二、九九四、〇八六
45年	五二二、二一一、一〇四
46年	六六五、二二八、〇八七
47年	一、四一三、六九一、〇五三
48年	一、七四五、〇八七、九四一
49年	二、二五八、一一八、七一二
50年	二、七四八、五六七、六九六

石狩町土地開発基金特別会計歳入・歳出額表

年次 適用	歳入	歳出
昭和45年	一五〇、〇六四、八三五 _円	一四八、九四二、一四一 _円
" 46年	三〇一、九四七、八六五	三〇一、七五〇、二三一
" 47年	八五六、一五三	八五〇、〇〇〇

石狩町町有林特別会計決算歳入・歳出額表

年次 適用	歳入	歳出
昭和37年	三、三三二、四九八 _円	三、三三二、四九八 _円
" 38年	二、七八二、〇九五	二、七八二、〇九五
" 39年	三、五六七、九六五	一、八六〇、八六〇
" 40年	一、七六二、一〇〇	一、四七六、三九七
" 41年	八、一五八、二四一	八、一五八、二四一

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覽表

特別会計（牧場）決算歳入・歳出額表

年次 適用	昭和33年								
	昭 和 33 年	〃 34 年	〃 35 年	〃 36 年	〃 37 年	〃 38 年	〃 39 年	〃 40 年	〃 41 年
歳入	三五七、八六〇 _円	五五三、五〇六	八三七、五二四	三四七、四八五	一八一、九五七	二九五、四四八	二〇三、一一一	三一五、六二二	一九七、六九六
歳出	二六四、三八三 _円	一五五、四四一	一五三、一六五	一五〇、四六一	一六七、〇九四	一五六、三四一	一六二、六六三	二〇五、〇二九	一七七、三六四

簡易水道事業特別会計決算歳入・歳出額表

(本町・八幡地区簡易水道事業)

年次 適用	歳入	歳出
昭和49年	一〇四、一三一、六六九 _円	一〇四、一三一、六六九 _円

水道事業会計決算額表

年次 適用	収益的収入および支出	資本的収入および支出
昭和48年	三三〇、九七四、七三八 _円 三三〇、七三五、一八〇	二九七、九一九、〇〇〇 _円 二九七、九一一、九六六
〃 49年	一〇九、三七一、二〇二 _円 一〇九、三七一、二〇二	三七五、三四八、〇〇〇 _円 三七五、三四一、六五〇
〃 50年	二六七、一五四、九四七 _円 一八七、〇二〇、八一六	七三五、一七三、二四六 _円 九一四、八八九、〇〇〇

下水道事業特別会計決算歳入・歳出額表

年次 適用	歳入	歳出
昭和48年	四三六、四四三、八八三 _円	四三六、三五四、一五〇 _円
" 49年	五五四、七二二、〇五四	五五四、二二七、三六六
" 50年	一、〇七六、〇二五、四三八	一、六三四、八八四、一八四

石狩町国民健康保健特別会計決算歳入・歳出額表

年次 適用	歳入	歳出
昭和36年	一二、〇三五、七四〇 _円	一一、〇一〇、六九六 _円
" 37年	一五、八一二、二七四	一四、六一六、五八八
" 38年	二三、三〇二、八二二	二一、五二七、六三九
" 39年	二六、八六四、三七二	二六、八六四、三七二
" 40年	三七、四七八、六五五	三三、六八六、四五四

付編3. 第二次世界大戦後の町決算歳入・歳出額年次別一覧表

50年	49年	48年	47年	46年	45年	44年	43年	42年	41年
三 一 四、 四 四 五、 四 三 三	二 六 四、 二 一 三、 二 一 七	一 八 二、 一 二 四、 六 六 〇	一 三 六、 二 〇 四、 九 五 九	一 〇 九、 三 四 八、 三 八 二	九 七、 一 七 三、 七 八 七	七 五、 七 五 八、 〇 〇 〇	四 二、 五 一 四、 二 五 七	三 八、 三 三 九、 九 八 八	
三 一 一、 八 七 二、 四 一 三	二 五 七、 八 八 四、 〇 八 二	一 七 九、 六 三 一、 四 八 六	一 三 九、 〇 四 一、 六 二 〇	九 九、 八 八 四、 二 六 九	八 八、 五 七 九、 八 三 一	七 二、 七 五 七、 〇 〇 〇	四 二、 五 一 四、 二 五 七	三 六、 七 六 二、 二 二 五	

石狩町誌 中卷二

平成三年三月二十五日 印刷

平成三年三月三十一日 発行

発行者 石狩町長 寺内靖治

発行所 石狩町

北海道石狩郡石狩町大字親船町

印刷所 株式会社 須田製版

札幌市西区二十四軒二条六丁目